

令和5年第1回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和5年3月10日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和5年3月10日
2. 閉 会 令和5年3月23日
3. 会 期 14日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	12番 武藤道廣
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	

2. 不応招議員

なし

令和5年第1回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和5年3月10日（金）……1～15項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長選挙
- 追加日程第1 武藤道廣君の広報広聴常任委員会委員の辞任
- 追加日程第2 武藤道廣君の議会活性化特別委員会委員の辞任
- 追加日程第3 武藤道廣君の農業公社設立調査特別委員会委員の辞任
- 日程第4 議長諸報告
- 日程第5 農業公社設立調査特別委員会中間報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

令和5年3月14日（火）……17～77項

- 日程第1 一般質問（上野恵美子、小林雅弘、荒海正人、秦貞継、猪俣常三）

令和5年3月15日（水）……79～117項

- 日程第1 一般質問（小柴敬、多賀剛、青木照夫、武藤道廣）

令和5年3月16日（木）……119～177項

- 日程第1 議案第1号 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第8次）の専決処分の承認について
- 日程第2 議案第2号 西会津町個人情報保護法施行条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町犯罪被害者等支援条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 西会津町こゆりこども園条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 西会津町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第10号 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第9次）

日程第11	議案第11号	令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
日程第12	議案第12号	令和4年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
日程第13	議案第13号	令和4年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
日程第14	議案第14号	令和4年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）
日程第15	議案第15号	令和4年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）
日程第16	議案第16号	令和5年度西会津町一般会計予算
日程第17	議案第17号	令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第18	議案第18号	令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第19	議案第19号	令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第20	議案第20号	令和5年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第21	議案第21号	令和5年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第22	議案第22号	令和5年度西会津町水道事業会計予算
日程第23	議案第23号	令和5年度西会津町下水道事業会計予算

令和5年3月22日（水）……179～212項

日程第1	議案第16号	令和5年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第17号	令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第18号	令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第19号	令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第20号	令和5年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第6	議案第21号	令和5年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第7	議案第22号	令和5年度西会津町水道事業会計予算
日程第8	議案第23号	令和5年度西会津町下水道事業会計予算

令和5年3月23日（木）……213～229項

日程第1	議案第24号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第2	議案第25号	西会津町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第3	提案理由の説明	
日程第4	議案第26号	令和5年度西会津町一般会計補正予算（第1次）
日程第5	議案第27号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第6	議案第28号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第7	議会案第1号	西会津町議会の個人情報保護に関する条例
日程第8	広報広聴常任委員会の継続審査申出について	
日程第9	議会運営委員会の継続審査申出について	
日程第10	議会活性化特別委員会の継続審査申出について	
日程第11	農業公社設立調査特別委員会の継続審査申出について	

令和5年第1回西会津町議会定例会会議録

令和5年3月10日（金）

開 会 10時08分
散 会 14時41分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	8番	伊藤一男		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博文
総 務 課 長	伊 藤 善 文	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	玉 木 周 司	学校教育課長	佐 藤 実
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	齋 藤 正 利
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
健康増進課長	矢 部 喜代栄	農業委員会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局係長	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和5年第1回議会定例会議事日程（第1号）

令和5年3月10日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長選挙

日程第4 議長諸報告

日程第5 農業公社設立調査特別委員会中間報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

令和5年第1回議会定例会議事日程（第1号の追加1）

令和5年3月10日

追加日程第1 武藤道廣君の広報広聴常任委員会委員の辞任

追加日程第2 武藤道廣君の議会活性化特別委員会委員の辞任

追加日程第3 武藤道廣君の農業公社設立調査特別委員会委員の辞任

○副議長 おはようございます。

それでは、開会前に申し上げます。

清野佐一議長が、去る2月1日に御逝去されました。

誠に痛惜哀悼の極みであります。

清野佐一議長は、平成11年6月に初当選以来23年余の長きにわたり西会津町議会議員として町政進展に尽くされましたことは御承知のとおりであります。中でも、令和元年7月より議長の重責を務められ、これからの御活躍を誰もが望んでいたところであります。誠に残念でありませぬ。ここに心より御冥福をお祈り申し上げます。

なお、清野佐一議長は、本年2月28日付で従六位旭日双光章の叙勲を受けられましたので、御報告いたします。

清野佐一議長の御冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと思います。

全員御起立をお願いいたします。

黙祷始め。

(黙祷)

○副議長 黙祷を終わります。

御着席願います。

令和5年2月に開催された全国議会議長会第74回定期総会において、本町議会議員が栄誉ある全国町村議会議長会表彰を受賞されましたので、ただいまから伝達式を行います。

12番、武藤道廣君が議会議員として27年在職し、この功労が認められ名誉ある表彰を受賞されました。また、9番多賀剛君が議会議員として15年在職し、その功労が認められ栄誉ある表彰を受賞されましたので、伝達いたします。

事務局より、順次お名前を申し上げますので、前へお進みください。

○議会事務局長 12番武藤道廣議員。

○副議長 表彰状、福島県西会津町、武藤道廣殿。

あなたは、町村議会議員として永年にわたり地域の振興、発展及び住人福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

令和5年2月8日。全国町村議会議長会会長、南雲正。

○議会事務局長 9番多賀剛議員。

○副議長 表彰状、福島県西会津町、多賀剛殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興、発展に寄与されたので、その功績は誠に顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

令和5年2月8日。全国町村議会議長会会長、南雲正。

ただいま受賞されましたお二方に対しまして、心からお祝いを申し上げます。

以上で、伝達式を終わります。

令和5年3月1日付で議会事務局職員に移動がありましたので、報告いたします。

議会事務局係長に、渡部和徳君を任命したので、紹介いたします。

ただいまから、令和5年第1回西会津町議会定例会を開催します。

開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位には、年度末を控え公私誠に御多忙のところ、御出席賜り厚く御礼を申し上げます。

本年2月には、約3年振りに議会報告会を開催いたしました。これからは、少しずつでも以前の日常生活に戻ることを期待するものであります。

さて、本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、令和5年度当初予算をはじめ、条例の制定及び改正、令和4年度補正予算など重要な議案であります。

円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、切望をいたします。なお、3月13日より、マスクの着用は個人の判断に委ねられますが、本議会中に今までどおりマスクを着用とし、演壇と質問席での発言時では外すことも可能とします。諸般の議事運営に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長より諸報告をいただきます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり、25件の議案が提出され受理しました。

本定例会の一般質問の通告は、10議員からであり、質問者及び質問の用紙はお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配布しております。

次に、本定例会に議案説明のため町長、教育長、監査委員には会期中、農業委員会会長には、本日の出席を求めました。なお、本定例会に地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、及び会計管理者兼出納室長。教育長からは、学校教育課長、生涯学習課長。農業委員会会長からは、農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

最後に、当該者より4件の陳情が提出されておりますので、議員の皆様にも机上配付してございます。

以上であります。

○副議長 以上で、諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、2番上野恵美子君、10番青木照夫君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの14日間に決定いたしました。

暫時、休議します。(10時13分)

○副議長　それでは、議長選挙に入る前に、議会における選挙について申し上げます。

議長及び副議長選挙につきましては、西会津町議会正副議長選挙に係る立候補制及び所信表明会実施要綱に基づき、立候補制を取ることとし、立候補者から所信表明をしていただきます。本日の定例会において行います選挙は、議長選挙であります。

その方法としては、選挙を行う前に休議の時間を設け、この議場において立候補者の意思表示と所信表明を求めることとしますので、御了承願います。

議長選挙につきましては、事前に立候補届書を提出することとしており、既に提出を受けております。

意思表示と所信表明の場所及び時間につきましては、演壇において、所信表明者一人10分以内で行ってください。

これより、議長選挙に立候補された議員の意思表示と、所信表明を行います。

議長選挙に立候補届がありました議員は、武藤道廣君1人です。

武藤道廣君より、演壇にて意思表示と所信表明を求めます。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　皆さん、こんにちは。

議長選挙立候補に当たり、所信表明を申し上げます。

ここ2、3年は、コロナ感染症により、議会活動にも制限や大きな影響があったと認識しております。しかし議会の目的は、町政、町民、議会の協働のまちづくりの基、行政に対するチェックとサポートの役割が重要と考えております。

議員力の向上並びに議会力の向上を目指し、従来にも増して議員の意識改革でもある議会活動を進めることに努めます。

住民の自治の根幹である議会が、一つ、住民に開かれた議会。一つ、住民に信頼される議会。一つ、住民の声を町政に反映する努力を惜しまない議会。一つ、政策提言のできる議会。その実現のために議会基本条例に基づき、議会の議決責任と、説明責任を果たすこと。資質向上に努め、自由討議や政策実案能力、行政への監視機能を強化することに努力します。

これらを目指し、二元代表制をより実態のあるものとし、機能させることで町政の発展と町民の付託に応えることができる議会づくりに皆さんと意見を重ねながら努力していきたいと思っております。

皆さんの御支持、御支援をこころよりお願いいたします。ともに西会津町議会の発展のために頑張っていきます。御賛同のほうをよろしくお願い申し上げ、私の所信表明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長　これで、議長選挙の意思表示と所信表明を終わります。

お諮りいたします。

立候補者が、武藤道廣君1人でしたので、副議長発議による指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○副議長　5番、猪俣常三君。

- 猪俣常三 1人であっても、投票で行うということができないのか。求めます。
- 副議長 それでは、異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことにします。
再開します。(10時22分)
- 副議長 日程第3、議長選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入口を閉めます。
ただいまの出席議員数は、11名です。
次に、立会人を示します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、1番荒海正人君、及び10番青木照夫君を指名します。
それでは、投票用紙を配ります。
念の為に申し上げますが、投票は単記無記名であります。
それでは、投票用紙の配付漏れはありませんか。
それでは、配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
立会人は、前に出て投票箱を確認してください。
それでは、異常なしと認めます。
ただいまから、投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を読み上げます。
順番に投票を願います。
- 議会事務局長 1番、荒海正人議員。
2番、上野恵美子議員。
3番、小林雅弘議員。
4番、秦貞継議員。
5番、猪俣常三議員。
6番、三留正義議員。
7番、小柴敬議員。
8番、伊藤一男議員。
9番、多賀剛議員。
10番、青木照夫議員。
12番、武藤道廣議員。
- 副議長 では、投票漏れはありませんか。
投票漏れはなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
立会人は開票の立会をお願いします。
それでは、選挙の結果を報告します。
投票総数11票、有効投票9票、無効投票2票です。
有効投票のうち、武藤道廣君7票、多賀剛君2票。
以上であります。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票です。したがって武藤道廣君が議長に当選されました。

議場の出入口を開いてください。

ただいま議長に当選されました、武藤道廣君が議長におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ただいま、議長に当選されました武藤道廣君に、当選の挨拶をお願いいたします。

○武藤道廣　ただいま議長に当選ということで、任命されました武藤であります。

先ほど、所信表明で申し上げましたとおり、議員力、議会力その向上を目指し、そして何よりも町政とともに基本条例に沿いながら、チェックとサポートをしっかりとしながら、町政の発展、町議会の発展に努めていきたいと思っておりますので、皆様の御協力のほど、よろしく申し上げます。本当にありがとうございました。

○副議長　武藤道廣議長、議長席にお着き願います。

これを持ちまして、副議長の職務を全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

(副議長退席・議長着席)

○議長　議長席につきました。

追加日程配付のため、暫時休議します。(10時38分)

○議会事務局長　これからの議会の構成等案につきまして、打合せしたいものですから、議員の皆さんすみません、第1委員会室のほうにお集まりいただきたいと思っております。

若干、休議されると思っておりますので、一度席のほうにお戻りいただければと思っております。

○議長　再開します。(13時00分)

議長を交代します。

○副議長　議長を交代しました。武藤道廣君から、広報公聴常任委員会委員の辞任願、議会活性化特別委員会委員の辞任願、農業公社設立調査特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、武藤道廣君の広報公聴常任委員会委員の辞任を追加日程第1、武藤道廣君の議会活性化特別委員会委員の辞任を追加日程第2、武藤道廣君の農業公社設立調査特別委員会委員の辞職を追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長　異議なしと認めます。

したがって、武藤道廣君の広報公聴常任委員会委員の辞任、武藤道廣君の議会活性化特別委員会委員の辞任、武藤道廣君の農業公社設立調査特別委員会委員の辞任を日程に追加し、追加日程第1、第2、第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、武藤道廣君の広報公聴常任委員会委員の辞任を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、武藤道廣君の退場を求めます。

(武藤道廣君・退場)

○副議長 武藤道廣君から、議長就任により、広報公聴常任委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、武藤道廣君の広報公聴常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

追加日程第2、武藤道廣君の議会活性化特別委員会委員の辞任を議題とします。

武藤道廣君から、議長就任により議会活性化特別委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、武藤道廣君の議会活性化特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

追加日程第3、武藤道廣君の農業公社設立調査特別委員会委員の辞任を議題とします。

武藤道廣君から、議長就任により農業公社設立調査特別委員会委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、武藤道廣君の農業公社設立調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

暫時、休議します。(13時05分)

○副議長 再開します。(13時06分)

武藤道廣君に申し上げます。委員会委員の辞任は全て許可されました。

議長を交代します。

○議長 議長を交代しました。

ただいまの辞任により、広報公聴常任委員会の委員長、農業公社設立調査特別委員会の委員長が欠員となりましたことから、委員長の選任を行ってください。

委員会の委員長の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会において互選することになっています。

直ちに互選をしてください。互選が終わり次第、その結果を議長へ報告願います。

それでは、委員会会場を申し上げます。

会場は、第1委員会室です。

暫時、休議いたします。(13時08分)

○議長 再開します。(13時16分)

ただいま、各委員会から委員長または副委員長の互選の結果報告がありましたので申し上げます。

広報広聴常任委員会委員長に三留正義君、農業公社設立調査委員会委員長に荒海正人君、副委員長に小柴敬君、以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

また、広報広聴常任委員会から、公聴分科会と広報分科会の委員変更の報告がありましたのでお手元に名簿をお配りします。

日程第4、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配布の議長諸報告のとおりであります。

日程第5、農業公社設立調査特別委員会中間報告を議題とします。

農業公社設立調査特別委員会から、調査中の事件について中間報告をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、農業公社設立調査特別委員会からの申し出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

農業公社設立調査特別委員会の発言を許します。

農業公社設立調査特別委員会委員長、荒海正人君。

○農業公社設立調査特別委員会委員長 農業公社設立調査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、下記の調査事件について、会議規則第45条第2項の規定により別紙のとおり中間報告をいたします。

町が(仮称)西会津町農業公社を設立する予定であることから、議会としての農業公社についての調査。

1、調査事件。町が(仮称)西会津町農業公社を設立する予定であることから、議会としての農業公社についての調査。

2、調査の経過については、記載のとおりでございます。

3、(仮称)西会津町農業公社設立に向けた調査の結果。

本町の農業を取り巻く環境は、担い手不足や耕作放棄地の増加、有害鳥獣対策など早急に取り組むべき課題が山積している状況でございます。そこで町では農業者等を交え、農業公社設立の調査検討を進め、令和4年12月の全員協議会で中間報告がされたところであります。

農業公社については、町との関連性が高い組織となることから、運営体制や実施する事業の見通し、町内農業者あるいは農地にどのような効果があるのかなど、議会としても効

果検証が必要と考え、視察や参考人招致も実施し協議を進めてきたところであります。

その結果、農業公社設立調査特別委員会としては、(仮称)西会津町農業公社設立に関して概ね理解したところであります。なお、今後事業の進め方として以下の4点について付帯事項とします。

- 1、継続して広く町民に対し十分な理解を得る努力をすること。
- 2、議会に対して詳細な報告をすること。設立準備から運営全般について。
- 3、(仮称)西会津町農業公社設立に際しては、議会と十分に協議をし、同意を得ること。
- 4、設立後も農業公社と議会が協議をする場を設けること。

農業公社設立調査特別委員会は、以上の調査結果をもって中間報告といたします。

以上です。

○議長 　ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで質疑を終わります。

これをもって、農業公社設立調査特別委員会中間報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会定例会、議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

（別添、提案理由の説明）

○議長 　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（14：41）

令和5年第1回西会津町議会定例会会議録

令和5年3月14日(火)

開 議 10時00分
延 会 16時28分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	10番	青木照夫
2番	上野恵美子	7番	小柴敬	12番	武藤道廣
3番	小林雅弘	8番	伊藤一男		
4番	秦貞継	9番	多賀剛		

欠席議員

6番 三留正義

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	農林振興課長	小瀧武彦
副町長	大竹享	建設水道課長	石川藤一郎
総務課長	伊藤善文	会計管理者兼出納室長	五十嵐博文
企画情報課長	玉木周司	教 育 長	江添信城
町民税務課長	渡部峰明	学校教育課長	佐藤実
福祉介護課長	渡部栄二	生涯学習課長	齋藤正利
健康増進課長	矢部喜代栄	代表監査委員	鈴木和雄
商工観光課長	岩渕東吾	農業委員会事務局長	小瀧武彦

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川浩一	議会事務局係長	渡部和徳
--------	-------	---------	------

令和5年第1回議会定例会議事日程（第5号）

令和5年3月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 上野恵美子 | 2. 小林 雅弘 | 3. 荒海 正人 |
| 4. 秦 貞継 | 5. 猪俣 常三 | 6. 三留 正義 |
| 7. 小柴 敬 | 8. 多賀 剛 | 9. 青木 照夫 |
| 10. 武藤 道廣 | | |

○議長 皆さん、おはようございます。

令和5年第1回西会津町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。本日の時事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに差し出し、諸報告をいたします。

6番三留正義君から欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

日程第1、一般質問を行います。通告により順番に発言を許します。質問者は、順次質問席に着き、発言を求めてください。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 皆さん、おはようございます。

2番、上野でございます。私は今次定例会に2件の一般質問を通告しております。

1つ目は、高齢者を支える体制づくりについてであります。

2024年に介護保険の改正が計画されています。その背景には、高齢者人口の増加、介護人材の不足など高齢者をめぐる社会の変化があります。そこで、町の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

1、高齢化の現状と将来推計をどのように捉えているのか。高齢者人口、高齢者世帯数、高齢化率などです。

2、特別養護老人ホーム及び老健施設の待機者の推移と今後の見通しは。

3、グループホームの利用状況と課題。

4、小規模多機能型居宅介護施設「高陽の里」の利用状況と課題。

5、高齢者生活支援ハウスの利用状況と課題。

6、介護人材不足への対策は。

7、介護保険料、65歳以上の将来予測は。

8、経済的負担の軽減について、特別障害者手当の受給への取り組みの現状についてお伺いいたします。

2つ目は、リビングウィルについてであります。

リビングウィルとは、人生の最終段階における医療・ケアについての生前の意思表示であります。自分らしい生き方ができるよう、本人の意思決定を尊重する仕組みづくりが必要です。町の第9期高齢者福祉計画の中でも取り上げられています。

そこでお伺いいたします。

1、リビングウィルの必要性をどのように捉えているのか。

2、この事業の取り組みの現状をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の御質問のうち、初めに高齢者を支える体制づくりについての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、高齢化の現状と将来推計についてですが、本町の65歳以上の高齢者数は、3月1日現在2,745人、高齢化率にして48.4パーセント、高齢者数は減少しておりますが総人口も減少しているため、高齢化率は年々上昇しており、また高齢者世帯数は

独居世帯を含む高齢者のみ世帯で1,169世帯、町内全世帯のおよそ46.3パーセントと年々増加の傾向にあります。

なお、高齢化の将来推計については、これまでの人口の推移を踏まえ、令和6年度からの第9期介護保険事業計画の策定作業の中で推計してまいりますが、その次期計画期間中においては、現状と同じ傾向で推移していくものと捉えております。

次に、2点目の町内の介護施設の待機者についてであります。本年2月時点で特別養護老人ホームで68人、介護老人保健施設で67人が待機者名簿に登載されており、この数は昨年、一昨年と比較してもほぼ同程度で推移しております。

今後については、短期的には現状と同じ程度で推移すると思われませんが、長期的には高齢者人口が現状のまま減少傾向で推移すれば、町内の待機者数はそれに伴い減少するものと捉えております。

次に、3点目のグループホームについてであります。町内にあるグループホームは3ユニットで27人の定員全てが利用されております。

居宅サービスであるグループホームは、認知症で軽度の方が、家庭的な雰囲気での生活を送ることにより、安心して生活が送れるようサービス提供されておりますが、利用が長期になることで高齢となり、認知症の進行や身体機能の低下などが生じることにより、利用者の容態にあったサービス利用の調整などが課題と考えられております。

次に、4点目の小規模多機能型居宅介護施設、「高陽の里」についてであります。2月現在で登録定員25人に対して20人の登録となっております。

「高陽の里」は、令和3年4月に開所し2年が経過しようとしており、徐々に登録者数が増えておりますが、さらに地域における利用促進を図る上で、通いや泊まり、訪問の3つの居宅サービスを多様な組み合わせで利用できる利点を周知するよう、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の高齢者生活支援ハウスについてであります。12部屋、定員14人のうち、今冬の利用者状況は11部屋、11人の利用となっており、冬の生活に不安を抱えた利用者の方に安心して施設での生活を送っていただいております。

なお、利用にあたっては、一部生活の援助があったとしても、自立して生活できる方が対象となっておりますが、高齢による生活支援や基礎疾患などへの対応が必要となる場合もあることから、緊急対応や過ごしやすい環境づくりへの配慮などに取り組んでまいります。

次に、6点目の介護人材不足についてであります。全国的な介護人材不足への対策として、国では、介護職員の処遇改善や多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受け入れ環境整備などの総合的な介護人材確保対策に取り組んでおります。

なお、町では介護保険制度施行前の平成10年度から介護職員初任者研修を継続して実施し、人材の養成に独自に取り組んでいるほか、トータルケア就学資金貸与事業により介護福祉士などの資格を取得するための費用を貸与するなど、将来的な人材確保にも取り組んでおります。

今後は、令和6年度からの第9期介護保険事業計画において、サービス利用者数の推計

を行い、それにより必要な介護職員数など町内事業所と情報を共有し、国・県の制度や町独自の取り組みなどを活用しながら、町内事業所と連携して人材の確保につなげてまいります。

次に、7点目の介護保険料の将来推計についてであります。この65歳以上の第1号被保険者介護保険料については、令和6年度を初年度とする3年1期の次期第9期介護保険事業計画で設定されることとなります。

この保険料額の設定については、推計された認定者数やサービス利用者数に基づき介護給付費や地域支援事業費の見込み量などが算出され、そのうち第1号被保険者が負担すべき額を被保険者数の所得段階の分布を調整して最終的な月額保険料額が設定されますので、現時点で将来予測はお示しできません。

次に、8点目の特別障害者手当についてであります。現在町で把握しております特別障害者手当の受給者数は8人です。町の取り組みといたしましては、様々な機会を捉えて制度の周知を図り、申請窓口の役割として申請に関する相談や指導、場合によっては県との調整を行い、申請を受け付けるまでのスムーズな対応に取り組んでおりますので、御理解願います。

次に、リビングウィルについての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、リビングウィルの必要性についてであります。健康な方であっても命に関わる大きな病気やケガをする可能性があり、その際、多くの方が医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることが難しくなると考えられております。このため、自らが希望する医療やケアを受けるため、大切にしていることや望んでいることなどを自分自身で前もって考え、信頼する家族などと話し合い共有しておくことで、いざというときに迷わず判断ができるため、最終段階の医療やケアを適切に受けるためには有効な取り組みであると考えております。

次に2点目の、この事業の取り組みと現状についてであります。この取り組みはあくまでも個人の主体的な考えによって行われるものであり、町といたしましては、地域包括支援センターと連携して取り組みの有効性について機会を捉えて周知を図るなど普及・啓発に努めておりますので、御理解願います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは再質問させていただきます。

まず高齢者を支える体制づくりについてからお聞きしていきます。

高齢化の現状と将来推計について御答弁いただきました。高齢者人口は減少となっていることですが、高齢化率は上昇していて、さらに上昇していくことが予測されると思います。

その中で、私が注目しているところなんですけれども、高齢者の占める75歳以上の後期高齢者の割合の変化なのですが、町の介護計画の中で示されていますけれども、令和7年は60.9パーセント、そして令和17年になると70.1パーセントと10パーセント以上上昇しているということが予測されています。高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者の方が占める割合が70パーセント以上になるという、そういうような将来推計が出ています。そうすると、高齢者世帯もますます増えて、そして家族の介護力もますます低下していくと

ということが予測されると思うのですけれども、それに対して介護サービスのニーズというものはどのように変化していくと考えておられるかお聞きします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは御質問にお答えいたします。

議員が調べられたように、後期高齢者を含めた、失礼しました。75歳以上の高齢化率については、団塊の世代の方が75歳に到達する時点で増加傾向にあるというような数値が出ているかと思われます。今後は団塊の世代の方が落ち着いて、そこからさらに75歳に到達する方の人数というものは徐々に減少傾向になるというふうな推測でございます。ただ、独居世帯や高齢者のみ世帯が増える現状、町内ではございますので、そういった介護を支える力というものはますます必要になるのかなというふうに感じております。それは施設サービス、居宅サービス含めてその方が望むサービスが適切に利用できるような体制整備が必要なのかなというふうに感じておりますので、体制整備に向けて介護保険の事業計画などで推計をしながら対応してまいりたいというふうを考えてございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 課長言われたとおりに、その要因というものは令和7年に団塊の世代の方が全員75歳を超えるというところが大きな要因となっていると思いますが、この減少というものはある程度の時期までは続いて、それから人口の減少と共に減少になっていくということだと思うのですが、いつ頃まで高い減少が続いていくと大体予測されていればお聞きします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは御質問にお答えいたします。

先ほどの75歳に団塊の世代の方が到達すると、そういった時点で75歳以上、後期高齢者が増えてくるというような実態がございます。ただそれが今後将来に向けてどの程度推移していくのかということについては、現段階ではまだ推計をしてございませんので、次期介護保険事業計画の推計の中で、計画自体は3年間を1期とした計画でございますけれども、人口推計ですとかそういった高齢者の推移などについては、ある程度の期間を見据えた推計をすることとなっておりますので、その中で長期的な考え方をまとめてまいりたいというふう考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。

次に特別養護老人ホームの待機者ですが、定員50名に対して今68人の方が待機しておられる。そして老健施設がショートステイを含んで50名が定員だと思いますけれども、それに対しても67名の方が待機しておられるということで、長期に入所できる施設のニーズというものが高いまま経過しているのだなと思いますけれども、これもまだ予測はできないのかもしれないのですけれども、高齢者人口が減少していく中で、待機者の推移というものはどのように変化していくと考えられているか、お聞きします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは御質問にお答えいたします。

待機者数の推移でございますが、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、今後介護保険

事業計画を見直す第9期の期間中にはほぼ同程度で推移していくものと捉えております。その要因といたしましては、先ほど話しましたように高齢者のみ世帯ですとか、高齢者独居世帯がある程度増加傾向にあると、そういった中でやはり施設サービスを望む方がその中には相当数いらっしゃるのではないかとといったところで、待機者数は横ばいを同程度の数字で推移していくのかなというふうに捉えております。今後につきましては待機者数の中には、ある程度希望はするけれども、入所の希望は将来に向けてあるけれども、直近で入所するかどうかといったところは、その都度その施設の空き具合を見据えた中でお声掛けをさせていただいて、そこで入所をするというような判断をされている方が大勢いらっしゃいますので、別の施設を利用した中で町内の施設を利用したいというような希望もあって、このそれぞれ60人を超える待機者数になっているのかなというふうに捉えておりますので、更にこういった待機者の方の傾向などを踏まえながら町としても対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。

次にグループホームについてお聞きしていきます。

町内にあるグループホーム3ユニット、27人全て満床ということで、町でやっているグループホームは定員9名、これも満床であるということで先日待機者もいるというふうにお聞きしました。

グループホームというものは答弁の中にもありましたけれども、認知症の方が共同生活を送って、そして自立した生活を目指すという施設で、共同生活の目的が専門のスタッフの支援を受けながら、食事を作ったり掃除をしたり洗濯をしたりという身の回りのことを自分でしたり、また共同生活の中でのコミュニケーションを通して脳に刺激を与えて認知症の進行を緩やかにして自立した生活を目指すというものが本来のグループホームの目的でした。しかし現状は、なかなかそういう身の回りのこと、家事などを自分でできる人が少なくなっていて、介護の必要性が高まってきているというところでは、自立した生活を目指すというよりは、特別養護老人ホームであったり老健施設の待機場所となっている、そういう側面が強くなっているというグループホームが増えてはいますけれども、西会津においてはその辺はいかがでしょうか。お聞きします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではグループホームについての御質問にお答えいたします。

町が指定管理で管理をいただいております1ユニットと、民間事業者が行う二つのユニットが町内にはございます。答弁でも申し上げましたように、また議員がおっしゃるように、グループホームの目的としてはそのサービスを利用される方が認知症の進行を抑えたりですとか、また家庭的な雰囲気生活をしていただくというような側面を持っている施設でございます。全国的にはその施設の待機者を支える受け皿になっているような施設もあると聞き及んでおりますが、町内においては基本的な目的については、先ほど議員がおっしゃられた目的に沿って施設運営をしていただいて、場合によってはどうしても施設利用に結び付かない、先ほどの高齢によって認知症が進行して、グループホームがサービス利用としてそぐわない方についても、その先にあるサービス利用のめどがたつまでの間、

そこの施設を利用するといった利用なども中にはあるかと思いますが、基本的には施設の目的で町内のグループホームは運営いただいているというふうに理解しております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは大体の方々が自分の身の回りのことを、食事作ったり掃除したり洗濯したりというようなことも自分たちでできる、そういう状況で利用されているのか、ちょっと確認します。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 御質問にお答えいたします。

基本的には日常生活が自立している方の中でも、できることとできないことがあるかと思えます。施設の中でお手伝いいただけるもの、またサービスのメニューの中でそういった日常生活の家事などをサービスの日課の中に入れていっているような施設もございますので、できるものについては利用者の方にも御協力をいただきながら、その家庭的な雰囲気での生活を送っていただいているということで認識しております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 では西会津町のグループホームにおいては自立した生活を目指すということを第一の目標にして取り組んでおられるということで理解しました。同様に老健施設も本来の目的は在宅復帰で、自宅で生活ができるように医師と看護師の医学的管理の下で、リハビリテーションに重視した、そういう施設なのですけれども、しかしここも今特別養護老人ホームの待機場所となっているという側面があります。中にはもちろん自宅復帰目指している方もいらっしゃいますし、医療ケアの必要な方もいらっしゃいますけれども、そこで特別養護老人ホームのニーズが高いというものは、一番安く利用ができて、そしてずっと入所できる施設だからなんですけれども、今特別養護老人ホームの上昇を検討しなければいけないということは現状であったり、将来推計から明らかだとは思いますが、新しい計画の医療介護連携推進基本構想の中ではその辺も検討されるのか、お聞きします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、介護保険施設についての御質問にお答えいたしたいと思えます。

町内にある特別養護老人ホーム、老人保健施設、それぞれ先ほど答弁でも申し上げましたとおり待機者数が存在して、更に町内での在宅サービスなどを利用しながら生活を維持していらっしゃる方も大勢いらっしゃいます。そういった中で、町では医療介護連携推進基本構想の中で老朽化した施設の今後の在り方などを踏まえた計画を、基本構想を作ることによって事業を進めているところでございます。その中には増床を含めた施設整備、並びにソフト面での施設でのケアの在り方といった部分もこれから考えてまいりたいと、そこに現場のスタッフの方なども入っていただいて、様々な御意見を頂戴しながら基本構想をまとめてまいりたいというふうに考えてございます。その中で先ほど言われた老人保健施設などの規模でしたり、場所でしたり、ケアの在り方だったりということをしつかりと位置付けてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　ぜひ、そこで検討していただきたいと思います。今の待機者数、そして老健などグループホームも一部そうですけれども、特養の待機場所となっているという現状。それだけニーズが高いことと、将来の介護ニーズ、また家族の介護力低下など、総合的に判断したときにやはり十分検討に値すると私は思います。そして先ほどグループホームですけれども、ここも本来の自立した生活を目指すという方がいる一方で、特別養護老人ホームだったりの待機場所として利用されているという現状も一つの側面としてあると思いますが、例えばグループホームを、ここは定員5名から9人なのですからけれども、定員をちょっと減らして、その分を特老の定員にプラスするというような考え方、それはいかがでしょうか。

○議長　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　グループホームのサービス利用の転換についての御質問にお答えいたしたいと思います。

現時点でグループホームをグループホームの目的以外で特別養護老人ホームのサテライト型の施設のような使い方に転換するというような考え方は持ってございません。ただ、特別養護老人ホームの役割、そこでの希望がどの程度の規模が必要で、そもそも特別養護老人ホームの必要数などについて、先ほど申し上げました医療介護連携推進基本構想の中でしっかりとまとめてまいりたいというふうに考えておりますので、現時点でのグループホームのサービス利用の転換については考えておりませんので御理解いただきたいと思います。

○議長　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　今サービス利用の転換というふうに答弁されましたけれども、グループホームはグループホームとして目的があって、そして自宅復帰を目指すという方もそうですし、特別養護老人ホームは介護の最上の方が対象となりますので、入らない方もいるというところではグループホームはグループホームで、その目的を果たすために残し、ただ数を減らすということです。それを特養のサテライト型にするというものではなくて、グループホームは残しつつ定員を減らしていくという考えはどうかという質問でした。

○議長　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　議員にお尋ねしたいのですが、よろしいでしょうか。

定員を減らすというものは、町が指定管理しておりますグループホームは1ユニットございますが、その9人の定員を例えば5人にして、残りの4人分を別の用途で使うというような御質問でよろしいわけでしょうか。

○議長　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　話の要点としては、今町のグループホームは定員9名ですけれども、グループホームは定員5人から9人が定員の数だと思うのですが、今9人を町のグループホームが例えば5人だったり6人だったりという、この定員を減らすということです。減らして、今特別養護老人ホームの増床を考えているとしたらば、その減らした分を特老の増員にプラスするという。

グループホームの定員を減らすという考えはありますか。

○議長　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　グループホームの御質問にお答えいたします。

グループホーム、1ユニット基本9人からの定員で今現在も運営しておりますが、やはり施設の規模によって利用者の方が利用する際の介護保険の収入ですか、運営面の中でどうしても利用者数を減らしてしまいますと実際職員数は減らすことは可能になりますが、そういったところでなかなか効率的なサービス提供ができなくなることが考えられます。ですので、今9人の町のグループホームございますけれども、逆にもう1ユニットあると職員の効率的な運用が図れるといったところで、経営面である程度の余裕が出てくるというふうな試算も出ておりますので、今の1ユニット9人を減らして、そこで減らした分の余剰分を特別養護老人ホームの定員数に加算するような考えとしては、次期の基本構想の中でも、特別養護老人ホームの役割はやはりそこで安心した生活が高齢者の方に送っていただくという役割と、グループホームの軽度の認知症があった方の役割といったところでは、それぞれ必要な役割で必要な定員数が必要かと思っておりますので、そういったところでは切り分けて考えていきたいというふうに考えております。

ただ、議員おっしゃるように町全体の定員数と言いますか、利用者数の考え方についてはグループホームも特別養護老人ホームも、そういったサービスの提供の中できちっとした定員数を設定してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　特別養護老人ホームの床を検討するに当たっては、地域包括ケアシステムの考え方に沿って住み慣れたところで慣れ親しんだ人たちと自分らしい生活が送れるようにという考え方に沿っても、やはり大規模な施設を一つ作るというものではなくて、規模を小さくして分散させるというような、そういうことも検討するべきだと思っておりますが、そこにおける考え方、お聞きします。

○議長　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは特別養護老人ホームの施設の考え方についてお答えいたしたいと思っております。

以前はやはり、特別養護老人ホーム相当数の定員数をもって施設整備を行うこととされておりますが、近年になってからは地域密着型の特別養護老人ホームですとか、小規模な特別養護老人ホームの設置についても認められるようになってきております。そういった意味合いも踏まえまして、やはり地域の中でそういった生活の場が身近にあるといった安心も得られることから、今後の計画の中で規模ですとか場所ですとか、あとは本体施設の規模ですとか、サテライト型だったりまたは別のサービスを提供する事業所だったりといった、総合的に判断しながら施設整備については考えてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　分かりました、よろしく申し上げます。

次に小規模の「高陽の里」についてお聞きします。

定員25名に対して現在は20名の方が登録されているということで、ショートステイ6床に対しての稼働率をお聞きします。

- 議長 渡部福祉介護課長。
- 福祉介護課長 それでは「高陽の里」のショートステイ6床の稼働率についての御質問にお答えいたしたいと思います。
- ショートステイ、居室を必要とすることから、1日定員6人の利用となっております。詳しい稼働率については、数字を申し上げることは今現在手元に持ち合わせておりませんのでお伝えできませんが、施設から話を聞いた中では、ほとんど6床が毎日利用されているというようなお話を伺っているところでございます。
- 議長 2番、上野恵美子君。
- 上野恵美子 そうするとショートステイ希望する人が、希望するときに日数もれなく利用できているという、そういう状況であるのか、確認です。
- 議長 渡部福祉介護課長。
- 福祉介護課長 小規模多機能型居宅介護施設については、デイサービスと訪問とショートステイ、3つのサービスを利用できることになっておりまして、そのサービスを多様な組み合わせで利用いただいております。ただ、ショートステイについては6床という、6部屋という数的な限りもございまして、利用者登録定員20人の方の調整をしながら御利用いただいているといったところでは、全て利用者の方の望む利用になっているかというと、全てがということとはちょっと申し上げられませんが、できる限り利用者の方の利用に即した形で様々なサービスを組み合わせ御利用いただいているものと認識しております。
- 議長 2番、上野恵美子君。
- 上野恵美子 ここでも泊まりの需要が高くなっているということが分かりますけれども、計画の段階で4床から6床に増やしたと記憶しておりますが、現状の6床に対してはどのように捉えているのかお聞きします。
- 議長 渡部福祉介護課長。
- 福祉介護課長 ショートステイの部屋数の御質問でございますけれども、6床、実際、小規模多機能ですと9部屋までの施設整備が可能でございました。それを6部屋ということで、これは建物の利活用の点で、旧奥川保育所を改修しての施設整備となったことから、部屋数が6部屋というような設定をさせていただいたところでございます。現状の利用がほとんど毎日御利用いただいているというところを見れば、もう少し部屋数があってもよかったのかなというふうな捉え方もございますけれども、現状今の施設利用でサービスを御利用いただいているといったところで御理解いただきたいと思います。
- 議長 2番、上野恵美子君。
- 上野恵美子 そうすると、ショートステイを利用したい方は多くなっていますけれども、ベッド数は6床のままで、当分6床のままで利用していただくということでよろしいでしょうか。それを確認です。
- 議長 渡部福祉介護課長。
- 福祉介護課長 ショートステイの利用については、やはり部屋が6部屋しかございませんので、その6部屋を有効に活用しながらサービスを御案内するというふうな形で今後も進んでまいるとい認識でございます。

- 議長 2番、上野恵美子君。
- 上野恵美子 ベッド数を増やすことによって、ショートของ使いたい人達が増えて、登録者も増えるということは考えられるのか、考えられないのか、お聞きします。
- 議長 渡部福祉介護課長。
- 福祉介護課長 ショートステイについてはベッド数を増やせば登録定員に与える影響というものは、具体的な影響というものはなかなか申し上げられないところでございますけれども、基本この施設については、小規模多機能型居宅介護施設についてはデイサービスを中心に考えた施設でございます。デイサービスを利用しながら訪問やショートステイが利用できるというような多様な組み合わせによってサービス利用ができ、在宅生活を支えるための施設でございますので。しかもこの施設、建物の構造上やはり部屋数を増やすというものはなかなか難しいところもございますので、現状の6部屋を有効に活用しながらサービス提供を図ってまいりたいというふうに考えております。
- 議長 2番、上野恵美子君。
- 上野恵美子 その考えはとりあえず分かりました。
- できるだけ多くの方々にこの施設を利用していただきたいと思っておりますけれども、どのように利用者を拡充していくかというところで、今まだ定員25名に対して今20名ということで、もっともっと拡大していきたいと思ったときに、現在の利用者さんの介護度をお聞きいたします。
- 議長 渡部福祉介護課長。
- 福祉介護課長 お答えいたします。
- 介護度、「高陽の里」を利用されている方で要支援から要介護5まで利用できることになっておりますが、上のほうから行きますと要介護4で1名の方。要介護3で4名の方。要介護2で5名の方。要介護1で8名の方。要支援の方で2名の方ということで、20名の方が御利用いただいております。
- 議長 2番、上野恵美子君。
- 上野恵美子 この施設、地域密着型の施設で、原点に戻ってみると奥川の方々が住み慣れた地元で施設をとという強い要望があつて作られたというところもあると思っております。そして介護度の高い方にも対応できるような設備も整えてきたと思っております。
- 奥川の方々に要介護の高い方にも御利用いただいているのか、お聞きします。
- 議長 渡部福祉介護課長。
- 福祉介護課長 サービス利用者についての御質問にお答えいたします。
- 先ほど申し上げましたように、介護度4の方ですとか介護度3の方についても相当数利用いただいておりますし、また専用車両を設けて自宅から施設までの送迎などについても対応しております。また施設内でのお風呂の介助の際の器具なども準備いたしまして、介護度の高い方についてもできる限り施設の利用ができるような体制づくりは努めておりますので、御理解いただきたいと思います。
- 議長 2番、上野恵美子君。
- 上野恵美子 それでは今後、どのようにして利用者を獲得というか、拡充していくとお考えでしょうか。お聞きします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは今後の施設利用についての御質問にお答えいたします。

奥川地区にある身近な介護施設ということで、基本、地域にいらっしゃる、必要な方に対してのサービス提供について充実させていきたいというふうなこともございますが、地域内、町内全域に渡って必要な方へのサービスを進めてまいりたいと思います。先ほどの繰り返しになりますけれども、この施設については3つのサービスが多様な組み合わせでサービス利用ができるという、非常に在宅生活を支える上では利便性の高い施設となっております。そういった点を御理解いただくために町といたしましても周知の方法ですとか、利用者の方、家族の方に対するサービスの御案内などを施設と一緒にやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 では次は高齢者生活支援ハウスについてお聞きしたいと思います。

これは利用を希望している方は何かしら不安を抱えているから希望しているんだと思うのですけれども。希望されている方は皆さん利用できている状況なのか、お聞きします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは高齢者支援ハウスについての御質問にお答えいたします。

この施設は冬期間の生活に不安を抱えている方に、冬場降雪期にこの施設を御利用いただいて、安心な生活を提供する施設でございます。

近年はこの施設利用についての対象者について、ある程度希望があれば御案内できる状況でございましたが、昨年は定員数をオーバーしたこともございまして、1名の方に御利用をいただけなかったというようなこともございます。ただその1名の方については、近所の方の様々な支援があって、その中で冬場の生活が御自宅でも可能だろうというような判断をさせていただいて、御本人にも御理解をいただいているところでございます。近年はそういったことで、お断りする方はなかなかいなかったわけなんですけれども、過去においてはこの施設での生活を望む方が大勢いらっしゃって、お断りするケースもございましたので、今後この施設の冬期間の活用の仕方につきましてはしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 確かに言われるとおりに、多分今後は冬期間や、それに限らずかもしれないですけれども、利用したい人が増えていくことは予測されると思います。今後の対応、例えば増床であったり、安心して生活できる生活の場づくりについての考えとかあればお聞きします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは冬場の生活についての御質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど高齢者の人口の推移などでもお話しましたように、町内では高齢者のみ世帯であるとか、独居世帯が非常に増えております。そういった中で、やはり閉ざされた冬場の時期に寒い中お一人で暮らしていらっしゃるような高齢者がどんどん増えてきているのは事実でございます。そういった方々が安心して冬場の生活が送れるよう、この施設の利活用を図ってまいる考えでございますけれども、中でもこの施設だけではなかなか冬期間の大勢

の方の一人暮らし高齢者の大勢の方を支えることはできませんので、御家族であったり御近所だったり、また介護保険のサービスなどを活用しながら、その方が望む生活ができるような地域包括ケアの考え方に基づいた体制づくりなどについて、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひその辺も検討していただきたいんですけども、地域包括ケアシステムの考え方や場所の選定においては、考慮すべき点があると思っております。住み慣れた地域に慣れ親しんだ人たちと共に生活できる場所づくりとしては、地区であったり集落にそういうものがあればいいかなと思いますし、また自分で御飯を作ったりするところがありますので、徒歩圏内で買い物ができたりとか、用を足せる利便性ということも選定の要素になるかと思っております。これはどちらか一つということではなくて、両方検討していく必要があるのかなと思っております。

ちょっと時間があまりないので次にいきます。

介護人材不足の対策について、御答弁いただきました。今の国のほうでは従業者の確保と業務の効率化というところを目指していて、ICTを活用した事務業務の効率化というところはいろいろ進んでいるところなんですけれども、もう一つ、高い専門性を有する介護業務に、介護職員が集中できる体制づくりということも言われているところです。今の厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で提案されているのが、介護助手。介護の方を助手するサポートする人材の活用ということで提案されています。直接ケアに関わらない業務というものはいっぱいありまして、例えばベッドメイキングであったり、環境の整備であったり、配膳・下膳など、本当にいっぱいあるんですけども、そういうところを助手さんが担って、あと利用者さんへのケアを介護の職員が集中するという、そういう体制づくりですが、これに対してはどのように考えるかお聞きします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは介護人材についての御質問にお答えいたします。

全国的に介護人材が不足する中で、やはり現場を運営する、サービスを提供する中においては、そういった専門職がなかなか確保できない事業所なども多くあると聞いてございます。そういった中で、専門職が携わる業務、また専門職でなくても行える業務といった、業務の切り分けなどを行って、介護現場をサービス提供の質の向上につなげていくといったことが非常に効果的なことであるのかなというふうに感じておりますので、そういったことについても今後検討の余地はあるのかなというふうに考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 直接ケアに関わらないといっても、やはり介護現場で働くためには専門の研修というものが必要で、それに対しての介護保険部会が示しているのは、サービス提供を拡大する土台となるのが、自治体が実施している家事援助従事者研修の修了者によるサービスの提供だと言っています。これがサービス提供の裾野を広げると、そういうことです。しかし自治体でのこの研修実施が進んでいないという課題があるということも指摘されています。この体制づくりが現実的などころにおいて、やはりサービスの質を低下させないで現状の人材不足の課題解決の一存になると、現場にいてもそう思いますけれども、

本町においてもこの研修は過去1回実施していますが、なかなか就労に結び付いていないという現状があるのではないかと思います、今まさに介護人材が不足している現状の中でこの研修を有効的に活用するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは御質問にお答えいたします。

先ほど委員がおっしゃられた研修につきましては、シルバー人材センターの事業の中で、事業を立案して今現在もサービス提供を行っている部分でございます。ただ、研修については1回の研修だけの開催にとどまっております、そういった研修について必要なサービス料が見込めれば研修について、シルバー人材センターと一緒に研修開催に向けて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、先ほども介護人材の確保の中で申し上げましたが、町でも介護職員初任者研修といった、昔で言えばヘルパー2級の研修、資格が取れる研修として実施しているところがございます。そういった地域の中で支える力などを今後も介護職員初任者研修の実施などを踏まえて行っていきたいという考えと、また地域の中の介護力などを今後向上させるために、なかなか介護職員初任者研修は130時間という長い研修時間が必要なものですから、地域の介護力を上げるための身近な御家族であったり、御親族が介護に携わった際に、介護の手法でしたり考え方がたりが容易に学べるような研修について、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。

次に介護保険料の今後の見通しについてですが、国は介護保険料の見通しについて、65歳以上の平均値ですけれども2025年度、7200円、平均で。2040年度は9200円と2000円アップすると試算されておりますが、答弁の中では現時点では将来推測がお示しできませんとありますけれども、町においては基金を適切に積み立てていて、介護保険料も上げないように努力されているということだと思いますが、その辺の活用についてお答えできる場所があればお願いします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 次期介護保険料についての御質問にお答えいたします。

現在町の介護保険料、基準となる月額保険料が5800円、県内では17番目に位置しております。この保険料については前期から若干の保険料の増額があったわけですが、今後についても介護保険の給付費などが減少傾向に転ずる予測を町のほうではしております。減少にはなりますけれども同じく被保険者数も徐々に減っていくというふうな構図がございますので、そういったところを踏まえながら次期介護保険事業計画の中で介護保険料の設定を適切に行ってまいりたいと考えております。

なお、今現在基金に積み立てられております第一号被保険者の介護保険料については、その時点での基金の残高などを踏まえて次期介護保険料に投入できるような財源として考えられるようであれば、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

時間だから、言うことある。では言って。

○上野恵美子　　すみません、時間になってしまいましたので、最後ちょっと触れることができませんでしたが、特別障害者手当についてですが、今拡充していただいているという現状を答弁でお聞きしました。現場のケアマネジャーさんの理解と努力に本当に感謝を申し上げます。

これは介護度4号の方、在宅にいらっしゃる方、1人でも多くの方々に申請していただいで給付してもらいたいと、そういうふうに思いますので今後も拡充はお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　皆さん、こんにちは。3番、小林雅弘でございます。通告に従って一般質問をいたします。

まず第一に町の医療体制について、質問いたします。

町の後期基本計画には、令和7年には団塊の世代が全て75歳以上となる、超高齢化社会を迎え、医療ニーズがさらに増加することが見込まれる、そう述べられています。本町では常勤医師が3名となり、高齢者にとって必要不可欠な整形外科医も非常勤ながら確保するなど町当局、職員の皆さんの御動力には敬意を表したいと思います。

そこで質問をさせていただきます。

一つ、医療体制の現状はどうなっていますか。二つ、医療体制について今後の方針はどのようなものでしょうか。三つ、歯科医院について今後どのような方針を持っていますか。四つ、人工透析が必要な町民に対しての対策はどうなっていますか。この中で人工透析を行っている町民は何人でしょうか。また、人工透析を行っている町民に対してどのような支援をしていますか。

次に介護についてお尋ねします。

一つ、介護施設の建て替えの計画はどのようになっていますか。二つ、同僚議員から先ほども提案のあったサテライト方式について検討する価値があると考えますが、どうでしょうか。三つ、今後の介護についての課題は何でしょうか。四つ、介護人材確保のためにどのような策を考えていますか。五つ、介護職員の報酬など待遇改善も必要と思いますが、町はどのように考えているでしょうか。

以上、大きく分けて二つの質問をいたします。御答弁よろしくお願いたします。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　3番、小林雅弘議員の町の医療体制についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の医療体制の現状であります。本町では、歯科を除く町内唯一の医療機関として、町国民健康保険が運営する診療所を設置しており、町民の受診機会の確保をはじめ、予防医療や疾病の早期発見などにおいて、地域医療の中核的な役割を担っております。このうち拠点となる西会津診療所では、内科に加え、週1日、福島県立医科大学会津医療センターからの派遣医師による整形外科を開設しております。さらには、多様化する介護ニーズに対応するため、在宅での療養生活をサポートする訪問看護事業所も併設しております。このほか群岡診療所については週2日、奥川診療所については週1日の外来診療日を設けております。利用者の皆さんの利便性を確保しております。

なお、新郷診療所につきましては、受診者数の減少などにより、地域の御理解をいただき、平成30年4月から休診しているところであります。

国保診療所における現在の診療体制は、常勤医師3名、看護師13名、検査技師2名、医療介護相談員1名、事務員5名の合計24名のスタッフを配置しているほか、整形外科診療や内視鏡検査のため、会津医療センターや民間医療機関から非常勤医師の派遣を受けております。常勤医師につきましては、診療所における外来診療のほか、往診や訪問診療、介護老人保健施設や特別養護老人ホームの入所者100名ほどの診察業務、町内の小中学校や高校での学校医業務、町内にある従業員50人以上の企業における産業医業務など、多岐にわたる業務を担っております。さらに新型コロナウイルス感染症の流行以降は、発熱外来としての対応やワクチン接種などの業務に尽力いただいているところであります。こうした状況を踏まえ、医師の負担軽減と医療体制の強化を図るため、令和4年4月より新たに内科の医師1名を採用し、現在の常勤医師3名体制としたところであります。

次に2点目の医療体制の今後の方針についてであります。今後も引き続き常勤医師3名による医療体制を維持していくと共に、引き続き整形外科と内視鏡検査については、県立医大会津医療センターなど、他の医療機関からの非常勤医師の応援をいただき、町民の皆さんが安心して受診いただけるよう地域医療体制の充実を図ってまいります。

3点目の歯科医院についての今後の方針であります。現在のところ民間の歯科医院が2施設あり、また、歯科の開設については歯科医師をはじめ歯科衛生士などの専門職員の確保や新たな診療スペースの確保が必要になることなどから、現在のところ診療所への歯科設置の考えはございませんので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 3番、小林雅弘議員の町の医療体制についての御質問のうち、人工透析が必要な町民に対する対策についてお答えいたします。

初めに、1点目の本町で近隣市町村の医療機関に通院し、人工透析治療を行っている方は、現在17人となっております。

次に、2点目のその方への支援策といたしましては、人工透析患者通院交通費補助事業実施要項に基づき、列車、バス、自家用車など通院に係る交通費の実費額について、月額3万円を上限に支給をしております。

なお、この交通費補助については、県補助では月額5千円分を差し引いた額を助成することとなっておりますが、町では町単独補助分として差し引かず支給をしております。

また、人工透析を行っている方は、身体障害者手帳1級を所持しており、重度心身障害者医療費給付事業の対象者となることから、申請により人工透析治療費の自己負担分については全額償還され、負担の軽減が図られているところでありますので、御理解願います。

次に、介護についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の介護施設の建て替えの計画についてであります。介護施設整備については、第8期介護保険事業計画において老朽化が進む町内介護施設の整備に関する方向性の検討を行うこととしており、現在、医療介護連携基本構想の策定作業を進め、本町における高齢者の現状と課題の把握、それを支える医療や介護、生活支援サービスなど、ソフト・

ハード両面から、将来にわたる包括的なサービス基盤の全体像の中で方向性を検討しているところであります。

なお、建て替えを含めた具体的な、時期や場所、規模、施設の内容、財源については、今後基本構想が策定された後に、基本計画などによりさらに検討を進める考えであります。

次に、サテライト方式での施設整備の検討であります。施設整備の一つの方法として、本体事業所との連携による運営面でのメリットがあると認識しておりますので、今後個別具体的な整備計画の段階で検討してまいります。

次に、今後の介護についての課題であります。介護保険制度がスタートして本年4月で23年が経過いたします。介護等サービスは、利用者やその家族の生活の継続に欠かせないものであり、安心してサービス利用ができる環境づくりのため、これまでサービス提供基盤の整備や法改正による介護報酬の改定、介護予防や医療との連携、介護人材確保対策などにより、社会保障制度として安定的、継続的なサービス提供を行うための対策が講じられてきております。

町の課題といたしましては、少子高齢化が急激に進む中、高齢者人口は減少傾向にありますが、1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えている町の現状から、引き続き在宅及び施設サービスの提供体制について、次期介護保険事業計画策定の際に的確に把握し、ソフト・ハード両面からきめ細かに支える体制の維持継続が必要と考えております。

このため、ソフト面においては、介護人材の確保や医療との連携。ハード面では、施設の老朽化や待機者への対応のため、増床を含めた施設整備の方向性の検討、さらに介護等を必要とする期間を短くするための介護予防事業の展開などの事業に取り組んでまいります。

次に、介護人材確保の考えについてであります。先ほど2番、上野恵美子議員にお答えしたとおり、全国的に介護等サービス利用者数の推移は今後も増加の傾向にあり、それを支える介護職員の必要数も増えることを推計しております。このため国では、介護職員の処遇改善や多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受け入れ環境整備などの総合的な介護人材確保対策に取り組んでおります。

なお、町では介護保険制度施行前の平成10年度から介護職員初任者研修を継続して実施し人材の養成に独自に取り組んでいるほか、トータルケア就学資金貸与事業により介護福祉士などの資格を取得するための費用を貸与するなど、将来的な人材確保にも取り組んでおります。今後は、令和6年度からの第9期介護保険事業計画において、サービス利用者数の推計を行い、それにより必要な介護職員数など町内事業所と情報を共有し、国・県の制度や町独自の取り組みなどを活用しながら、町内事業所と連携して人材の確保につなげてまいります。

次に、介護職員の報酬などの待遇改善についてであります。介護職員の給料等については、事業所ごとに職位や職責、職務内容、経歴、資格などにより事業所収入である利用者負担や介護報酬などの収入を財源として、事業所から職員へ支払われております。

なお、全国的な介護人材不足を解消するため、事業所が実施するキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たした場合やベースアップなど、基本給や手当の引き上げを実施した際に、処遇改善加算や特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算として三つが加算され

事業所収入があり、この加算された事業所収入を財源として職員の給料等に上乘せして支払われていることから、制度により改善が図られているものと捉えておりますので、御理解願います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 まず、歯科の件なのですが。歯医者さんですね。これは町民から要望があったものです。診療所があればバスの便もあって非常に便利だというような要望がございました。私のそうだなと思います。そして、この歯科、つまり歯医者さん。こういうデータもございます。歯周病の治療や予防で認知症の発症や進行を遅らせることができる可能性がある。やはり、町も歯の健診と治療に力を入れるべきだと思っております。だからこそ内科、整形外科、そして歯科を持つ診療所を目指すべきではないのか。そう思いますので再度、将来についてはどのように考えていくか、どのように考えていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

○議長 矢部健康増進課長。

○健康増進課長 小林議員の再質問にお答えいたします。

歯科の診療所の設置ということですが、先ほど町長、答弁で申し上げましたとおり、町内に現在のところ二つの民間の歯科の診療施設がございます。現時点では考えていないということですが、将来については今の時点で検討はしておりませんが、将来的にはそういった検討も必要になることは考えられるかなというふうには考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 やはり、たしかに2件歯医者さんがあるということで、民間に対する業務の圧迫につながる可能性もございます。しかし一番大切なことは町民の要望あるいは町民の健康でございます。ですからまず今医院を開いていらっしゃる歯医者さんとよく話し合ったり、やり方はいろいろあると思うんです。決して今の民間の方を無視して新たにやれということを行っているわけではなくて、例えば今やっている先生に週2回診療所でも開設していただく、その設備を町で整えるとか、大体歯医者さん、私もしばらく前に通っておりますが、1週間に一遍、あるいは2週間に一遍なんですね。治療は。ですから今ある歯医者さんで初診をしていただいて、その後やはり通いやすい、そして自分たちが通える曜日、それを考えて、やっぱり診療所でも受けられるようにするという方法もございますので、ぜひ前向きに検討していただきたい、そう思いますがいかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの御質問でありますけれども、町内に2施設の歯科医院があるわけですよ。それを診療所で、将来的にはどうだか分かりませんが、今時点でどうのこうのとは言うことはできませんけれども、二つの医院が今現在あるわけですから、それを診療所に歯科を開設するということは私は現時点ではそれは難しいといえますか、私は考えるべきではない。というのは、今の診療所の施設、現状を見たら、あそこに歯科診療を開設できるかということを考えれば、非常に私は難しいと思います。ですから今の二つの歯科医院の皆さんが将来どうなのかまだ分かりませんが、今時点でどうのこうのということは私はその部分については言及はできないのかなというふうに思っています。将来的には分かりませんよ。将来的には分かりませんが今時点では当面は診療所に歯科診

療を開設する考えはございません。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私は申しましたのは、将来に渡ってどうなのかということと、こういうやり方も可能性としてあるということをお提案させていただきました。非常に、一刀両断と言いますか、今やるつもりはない。そういう意味では逆に力強い答弁だったのかなというふうに感じております。残念です。

次に人工透析について、お伺いいたします。

平成23年12月議会で鈴木満子議員がこの件について一般質問をしています。この頃、人工透析をしている町民の方は10名でした。これは町の答弁にございます。そして、再度鈴木満子先生、平成27年6月議会で一般質問していらっしゃいます。そのときは14名だったようです。そして現在が17名。先ほどの答弁にございました。やはり増えていっています。そして鈴木満子議員の一般質問に対しての町の答弁、調査したが専門知識を持った医師、看護師、臨床工学士などのスタッフを配置することが必要だが診療所の医療体制では困難だということにございました。やはり同じような答弁なのかなというふうにも思っております。たしかに人工透析されている方、負担はないというように考えております。権限も図られているというふうには考えております。例えば交通費あるいは経費ですね、診療費。これは無料ということになっています。しかし今徐々に増えてきているという現状を考えれば、将来的にやはり、あるいは今からでも人工透析の必要性、やっぱり感じているところだと思いますので検討するべきではないかと思いますが、再度お尋ねいたします。

○議長 矢部健康増進課長。

○健康増進課長 小林議員の人工透析、診療所のできるかどうかということだと思いますが。この人工透析については以前もお答えしたことの繰り返しになると思いますが、専門医であったり、そういう専門のスタッフ、それから透析装置と呼ばれる設備、そういったものが非常に必要に、非常に大がかりなものが必要になりますので、今の現状の診療所の体制では難しいということでお答えいたします。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 人工透析をなさっている方々への支援ということでお聞きします。

若松では人工透析ができる機関、医療機関ですね、これが六つございます。うちクリニックで三つです。喜多方では人工透析ができる医療機関が二つ、そのうちクリニック一つでございます。猪苗代町ではクリニック一つが人工透析を行っております。このクリニック、これは点診療所と読み換えることができると思うのですが、この規模でできる可能性として、可能性としてですよ、できると考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長 矢部健康増進課長。

○健康増進課長 会津の医療機関のうち、個人医院などでやっているケースがあるということにございますが、詳細は承知しておりませんが、やはり受けられる方の人数であったり、その体制であったり、そういったものが構築できる場所はやられるということで、町の診療所では現時点では難しいということにございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　それではもう一つ御質問をさせていただきたいと思います。

これはあくまで人工透析をなさっている方の支援ということで、町がどう支援するかというところでございます。

今、人工透析をされているという医院でこのような取組がございます。それは在宅診療人工透析でございます。この在宅人工透析のメリットは、調べてみますと透析回数が増えることで合併症のリスクが減ると、そして内服薬も少なくなるという利点があるそうです。さらに食事、飲水酒制限も少なくなる。また透析中の家族団らんや仕事などの自分の時間を増やすことができる。治療のペースや進め方を自分で選択することが可能になるそうです。今までの通院にかけていた時間がなくなり、プライベートな時間が増える。さらに時間が自由に使えるため社会復帰する人が多いそうです。最後に施設透析のデメリットである感染リスクが減ります。大災害や非常事態でも透析を行うことが可能になるそうです。しかも診療所、これは先ほど言わなかったんですが、病院というものは20名以上の入院設備があるものを基本的に病院と呼ぶそうです。診療所やクリニックはそれ以下だと、19人以下だということでございますので、決してこの町の診療所、不可能ではないという意味で申し上げております。しかも診療所で在宅透析を行っているところ、これもさやま腎クリニック、そして腎内科クリニック世田谷なんだそうです。この在宅人工透析ということは承知していらっしゃると思いますがいかがでしょうか。

○議長　矢部健康増進課長。

○健康増進課長　在宅での人工透析についてということでございますが。議員おっしゃったとおり、在宅での透析についてはメリットもございます。時間が有効に使えたり、食事制限の緩和ができたりといったこともありますが、一方で受けられる方が非常に高価な機械を備えなくてはいけなかったり、近くに専門医が必要であったり、また容体が急変したときに対応が遅れるといったこともあるかと思っております。そういったことで今の時点で、町内で診療所が管理しての在宅の人工透析というものはやはり難しいかなというような考えでございます。

○議長　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　今の課長の答弁、非常によく理解できます。ただ、もう一つは診療所でやるとも考えた場合、どうしたらできるかという考え方が必要なのではないかと、そういう、今会津でもやっている人工透析を実施しているところと提携する、それも一つの方法だろうと、今ではないですよ、将来ですよ。さらに実際にそういうクリニックと結んで在宅でできるようにする。一つは在宅ということで、位置付けを診療所で人工透析を行う。もう一つは実際に自宅で行う。これも一つの選択肢ではないかというふうに思います。私もこの件につきましては、非常に困難があるだろうというふうに思っています。しかし、やはり前向きに検討すればできないことはない、可能性としては十分あるのではないかと。私は研究してみる価値があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長　矢部健康増進課長。

○健康増進課長　お答えいたします。

まずその辺りの研究という点においてはまだ町では不十分でございます。研究調査、これからでございますので、今お話があった件につきましては今後も勉強していきたいとい

うことでございます。

それから一方でこの人工透析は糖尿病腎症で受けられる方が多い、生まれつきの腎不全の方もいらっしゃいますのでそういった方は別なんです、生活習慣病から起因する人工透析になるという方もいらっしゃいますので、やはり町では予防のほう、保健指導によって野菜接種であったり運動習慣の定着であったり、そういった保健指導を強化することによって予防のほうに力を現時点では入れていきたいという考え方でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 課長の答弁、全くそのとおりだと思います。予防大切だと。しかし一方ではやはり研究を進めていただきたいと思います。

私はデジタルというものはやはりつながることだと思います。デジタル変革を活用して、この人工透析を始めとするような医療体制、これを実現するというのも十分今後考えられるのではないかと、そう考えております。新たな西会津らしい医療体制の構築、これを期待してこの問題については以上といたします。

それでは次の問題に移らせていただきます。

先ほど同僚議員の答弁にもございましたように、サテライト方式、これから考えていきたい、考えていきますというよりも基本構想の中で選択肢の一つであるというふうに私は理解したのですが、その認識でよろしいでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは介護施設の建て替えについての考え方でございますが、議員がおっしゃるように先ほど答弁した内容で間違いございません。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私の父、糖尿病でございました。非常に数値の維持が難しいということで、仙台の兄が勤めていました病院に預けました。その後やはりバランスが取るのが難しいということで、そこの系列の介護施設に預けたんです。毎月見舞いに、顔を見に行っていました、ある時ふと父が言うんです。「帰りたい。」非常に小さな声でいうものですから、「どうして」と聞いたら、「ここはよくしてくれる。でもここの看護師さんたちあるいは介護士さんたち、言葉が違うんだ。」さらにもう一つ言っていました。「景色が違う。」そして結局父を、先生からは「帰したら半年しかもたないぞ。」そう言われましたけれども、連れて帰ってきました。その結果やはり半年後に亡くなりましたが、その間、名前を申し上げて恐縮ですが上野尻の自宅で庭仕事をしながら、庭を手入れしながら楽しそうにしていました。私はこれが、介護の今後の必要なことではないか、そう思います。基本計画にもあるように住み慣れた地域で安心して暮らせるようにする。私はそのためには介護施設のサテライト方式、最も有効であると考えます。同僚議員のこの提案が最も有力な提案だと私は考えていますが、町としてはどのような見解でしょうか。先ほどのことを繰り返していただいても結構でございますので、よろしく願いいたします。

○議長 同じ質問や。はい。

渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは施設整備のサテライト方式での整備の仕方についての考え方についてお答えいたしたいと思います。

議員おっしゃるように、多くの方が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を望んでおられます。また地域にあれば顔見知りの利用者の方だったり、職員の方だったりというところで、やはり住み慣れた地域の施設にはそういったほかにはない利用の際の利点があるのかなというふうに捉えております。

サテライト方式につきましては本体事業所がそもそもあって、それを取り囲むようにサテライト方式の施設整備が行われるというところがございますので、今現在町が行っております医療介護連携基本構想の中で、今現在は本体事業所が施設が老朽化によって今後長期的な考え方をまとめなくてはいけないというところで、今後の整備に向けて検討しているところがございますので、その本体事業所と合わせてサテライト方式についても検討をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 御答弁、積極的だと私は理解しております。

もう一つだけ、このサテライト方式、衛星方式ですね。太陽があれば水星、金星、地球というような形で回っているということではございませんが、近くにあるということで。本体から車で20分以内の場所、そういうことを考えれば尾野本、群岡、新郷、とりわけ群岡が有力候補に考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではサテライト型の施設整備の候補地の話でございますが、先ほど答弁でも申し上げましたように、具体的な施設の規模ですとか場所、あとは運営の仕方についてはまだまだ先の話でございますので、そういった点で言及は差し控えさせていただきますと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そうというような言葉があったということだけ、頭の片隅にでも入れておいていただければありがたい。そう思います。

やはり群岡の皆さんにとっては、実は山といえ、皆さん飯豊山とおっしゃるんですね。遠くから来た人はね。もう一つあるんですよ。須刈岳です。私たちは中学校のころ、小学校のころ、何をやるにしても一方では飯豊山、もう一つは須刈岳を見て大きくなってきました。群岡の例えば中学校を考えますと、あそこは今週に一遍、グラウンドゴルフをやっている。高齢者の方もグラウンドゴルフをやる、そしてその後もしあそこが候補地に選ばれれば、その仲間たち、自分たちと一緒にやってきた人たちがそこでグラウンドゴルフをやる姿、これを見ながら暮らすことができる。私は最適だと思って僭越ながら御提案をさせていただきました。

それでは次に、介護人材の確保についてお尋ねいたします。

介護人材の確保のためにまずやらなければならないことは、厚生労働省の調査で全産業平均より月収にして4万6,000円低い介護職員の待遇の改善だと私は思っています。政府もそのことを理解していると思います。2021年には介護職員処遇改善臨時特例交付金を作って、介護士1人当たり月額9,000円程度の交付金を支給する施策を始めました。しかしそれでもまだ差があると思っています。実際差があります。町独自で介護人材確保のため待遇の改善、これは報酬ですね、この改善を行う、そういう考えはありませんか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは御質問にお答えいたします。

答弁でも申し上げましたとおり、介護人材不足に対応するために様々な対策をおこなうてはいけないといったところで、待遇の改善については非常に重要な部分であるのかなというふうに考えております。ただ先ほど申し上げましたように、介護職員の給与等の処遇改善につきましては国がこれまで3度、処遇改善加算と特定処遇改善加算、また先ほど議員が言われたベースアップ等の支援加算が制度として行われております。この制度については国が一旦交付金や補助金を使ってベースアップなどに役立てられておりますが、その後制度の中に組み込まれて、介護報酬の加算として事業所への手当てがされているところでございます。そういった点を考え合わせますと、町独自で介護職のみに対しての企業への補助というものは考えておりませんので御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ここで聞きたいのは、もう1点なんですが、給与への加算。これは町として補助としてできる可能性があるのかどうかだけ、聞きたいです。お聞きしたいと思います。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは町独自の補助についての御質問にお答えいたしたいと思います。

町が行う補助については、町の規則に応じて補助をしているところでございまして、その規則の要綱に沿ったものであれば補助はできるものと考えておりますが、それが事業所の介護職員の給与のベースアップが適当なのかどうかというのは、今現時点では申し上げられませんので御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 よく分かりました。まず確認したいことは、町からの補助、もちろんこれは条例等々で必要なのだと思いますけれども。要件が合ってね。可能性としてはできるんだという認識でよろしいですか。再度確認をさせていただきます。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 補助の可能性についての御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、現行の町の規則などと照らし合わせて、可能かどうか判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長 何回聞いても同じだろう。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私が聞いているのは、やるかやらないかではないんですよ。制度とか、いろんなものを作れば、条例とかいろんなものを作ればできるのかどうかだけなんです。

すみません、できるかどうかだけお聞かせください。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは御質問にお答えいたします。

町といたしまして、介護職員の人材確保などのために事業所への職員給与への補助が適当なのかどうかというような判断をさせていただく中で、現行の規則などに基づいて判断をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 質問に答えられていないと思うんですよ。できるかどうかだけなんです、私は。やるかやらないかではない。それは今後検討する必要があると思います、もちろん。でも町の補助という形でのそういう支出ができるかどうかだけ聞いているんです。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 3番小林議員の再々再の質問ですけれども、今の時点でそういう介護職員に対する給与等賃金等、そういうものに対して町から支給できるのかどうかということ自体がどうなのかということ調査・研究してみないと今の段階でできますとか可能性がありまじすというようなことをここではお話しできないということで、御理解いただきたいということでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 これから介護人材の確保、大きな問題になると思います。この町ではいくつかの策を講じているとも理解いたしました。さらに待遇改善、このために、そして魅力あるこの西会津町の介護体制、これを作っていくために町が何ができるか、また何をしなければならぬのか。前向きな検討を求めて、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時、休議します。再開は午後1時とします。(11時56分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。本日は自立した地域づくりについてと、移住・定住政策の2点についてお尋ねしてまいります。

まず初めに、自立した地域づくりについて、お尋ねいたします。

先日奥川地区において、自立した地域づくりを目指す組織として奥川地域づくり協議会が設立されました。奥川地区内の自治区や事業者等も構成員として、今後見込んでいく団体であり、地域に根差した事業展開が期待されているところであります。

町としても活動拠点を奥川みらい交流館内に設置することや、集落支援地域おこし協力隊を事務局に参画させるなど、支援を実施しているところであります。支援に関する考え方と今後の対応についてお尋ねするものであります。

1点目、奥川地域づくり協議会に参画している集落支援地域おこし協力隊の関わり方について、町の考え方をお尋ねいたします。

2点目、今後奥川地区のみならず、各地区で実施されている取組について、町総合計画等に資する事業については、地域への投資として積極的な支援を検討すべきと考えますが、町の見解をお尋ねします。

次に移住・定住政策について、お尋ねいたします。

移住・定住政策については、近年の取組として役場商工観光課内に移住・定住相談センターを移転し、相談員を追加で配置するなど、体制強化を行ってきたと認識しています。また、これまで足かせとなっていました新型コロナウイルス感染症の対応が大きく見直され始めていることから、さらなる成果についても期待されると考えています。改めて、町の移住・定住に対する考え方と今後の対応についてお尋ねするものになります。

1点目、令和4年度の取組実績について、相談件数、移住者数等についてお尋ねいたします。

2点目、令和5年度の目標数値について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

3点目、移住・定住に向けた関心の高まりに合わせ、さらなる体制強化も求められていると考えていますが、町の見解をお示してください。

4点目、導入にむけた見解をこれまでいただいております、移住サポーター制度。地域住民を移住相談員のサポーターとして、移住・定住政策に参画する仕組みであります、この移住サポーター制度について、今後どのように進められていくのかお尋ねします。

5点目、空き家の活用を推進するにあたり、町が空き家を借り受け改修し、移住者等へ貸し出している事例が全国であります。移住者を呼び込む仕掛けとして注目されている中で、町としても検討すべきと考えますが、町の見解をお尋ねします。

6点目、若者が暮らすに当たって、働き場所の確保が重要と考えています。町内企業への就職を促すため、連携した情報発信をはじめ、就業支援等の強化について今後検討すべきと考えますが、町の見解をお尋ねします。

7点目、また新たなテレワーク施設の整備やフリースポット等の整備など、今後の働き方のスタイルに合わせた環境整備も必要と考えますが、町の見解をお尋ねするものです。

以上が一般質問の内容になります。よろしく申し上げます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1番荒海議員の移住・定住政策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の令和4年度の取組実績についてであります、町の移住・定住総合支援センターに寄せられた相談件数につきましては、本年2月末現在で、相談数が延べ118件、実人数は53名であります。また、移住者数につきましては、10組14名であります。

次に、2点目の令和5年度の目標数値についてであります、本年度策定いたしました町総合計画・後期基本計画では、移住・定住の目標値として、20代から40代の若い世代の移住者を令和7年度に年間15組とすると定めております。令和5年度については、この数字を指標として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の体制強化への見解についてであります、現在、町の移住・定住総合支援センターには、専任の移住コーディネーターを1名配置しております。また、移住分野の地域おこし協力隊を1名募集していると共に、にぎわい番所ぶらっとを活用した土日の相談対応についても検討しているところであります。さらに、私としましては、担当課の職員を増員し、課内に専門部署を設置して、移住・定住の体制強化を図っていく考えであります。

4点目の移住サポーター制度についてであります、町では、令和5年度において、移住希望者や移住者と積極的な交流を図り、地域と行政の橋渡しを担っていただける町民を、にしあいつ暮らしサポーターとして認定していく考えであります。このサポーター制度は、町に移住を希望している方への生活に関する情報提供や、移住体験プログラムの提供、また、移住後の生活をサポートすることなどによって、移住・定住の促進を図ることを目的としております。現在、制度の設置要綱を策定し、新年度予算に所要の経費を計上したところであり、4月以降、速やかにサポーターの公募等を進めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の空き家の活用の推進についてであります。町では、令和5年度新たに空き家利活用事業として、空き家を町が借り受けて改修し、賃貸住宅として移住者に貸し出す事業を行う予定であり、その関連経費を新年度予算に計上したところであります。

次に、6点目の若者の働く場所の確保についてであります。町では、町内の企業に対して、企業PRに係る補助金のほか、移住者の雇用に係る支援金や家賃補助など、人材の確保に関する様々な支援制度を実施しているところであります。今後も町内企業への若者の就業を促進するため、私自ら企業訪問等を積極的に行い、企業の要望や意見に沿った施策を進めてまいります。また、若者の働き方の多様化への対応と人材の地方回帰の受け皿として、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出する特定地域づくり事業協同組合の取り組みにつきましても、合わせて進めてまいりたいと考えております。

次に、7点目のテレワーク施設やフリースポットの整備についての御質問のうち、まず、テレワーク施設につきましては、本年度、町では、テレワークやコワーキングの拠点として、野沢町内の空き店舗を活用した、にぎわい番所ぷらっとを開設したところであります。また、最近では、いくつかの民間事業者でも、コワーキングスペースのサービスを提供していることから、今後これらの施設の利用状況等をみながら、必要に応じた環境整備を検討してまいります。

次に、フリースポットについてであります。既に町内の主要な公共施設や観光施設には、フリースポットを整備済みであります。また、令和5年度は、ロータスインのコテージにも整備する予定であります。テレワーク等の長時間の利用に対応するには、フリースポットなどインターネットのアクセス環境はもとより、机やイスなど、作業スペースについても必要となることから、テレワークの環境整備と合わせて検討していくと考えております。

私といたしましては、人口減少への対策が本町の最重要課題であると認識しており、令和5年度においても移住・定住の促進を対策の3本柱の一つとして位置付けておりますので、成果の上がる様々な対策に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 1番、荒海正人議員の自立した地域づくりについての御質問にお答えいたします。

奥川地区では、人口減少、高齢化の進行や若年層の減少が進む中、集落が連携した鳥獣害対策の検討をきっかけとして、様々な地域課題を解決するため、令和3年度から県会津地方振興局の支援を受け、県の事業である奥川地区小さな拠点づくり事業を実施してきたところであります。

具体的には、アンケート調査やワークショップによる話し合いを行い、実態の把握や課題の整理、今後の取組内容や組織づくりについて検討を重ねてまいりました。この結果、奥川地区の住民の皆さんが中心となり、地区内の様々な課題に対応し、協働による持続可能な地域づくりを目的に、去る2月18日、地域運営組織として奥川地域づくり協議会が設立されたところであります。この間、町といたしましては、担当課と集落支援員、地域おこし協力隊員と共に会議に加わり、検討作業や事務的な支援、県との調整を行ってまいり

ました。

御質問の、集落支援員、地域おこし協力隊の関わり方についてであります。集落支援員等は現在、道路や水路の維持管理、祭礼や伝統行事の継承といった集落機能の維持及び地域資源を活用した集落活性化の取り組みなどを支援しているところであり、奥川地域づくり協議会の目的や事業と方向性は同じであることから、集落支援員、地域おこし協力隊、さらに町と、奥川地域づくり協議会が連携していくことが必要不可欠であると認識しており、今後も積極的に関わっていくべきと考えております。

次に、各地区で実施される取り組みへの支援についてであります。集落を維持し、将来にわたり暮らし続けられるよう、必要な生活サービスの維持・確保、地域課題の解決に当たっては、奥川地域づくり協議会の取り組みを、ほかの地区のモデルとしていきたいと考えており、町総合計画に掲げる各地区別まちづくりプラン、将来デザインの実現に向けて、地域の皆さんの主体的な取り組みを尊重しつつ、町としても必要な支援を積極的に行い、協働により持続可能な地域づくりを推進してまいりますので御理解をお願いいたします。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 答弁の内容に関しては、おおむね理解いたしました。詳細について、いくつか再質問させていただきます。

質問した順で、質問させていただきますけども。まず自立した地域づくりについてということで、奥川地域づくりに対しての取組について、再度質問させていただきます。

まず、集落支援地域おこし協力隊の関わり方についてなんですけども、この奥川地域づくり協議会の事業計画の中には、産業の振興に資する取組ということで項目が入っています。集落支援員並びに地域おこし協力隊、いずれも会計年度任用職員ということで、こういう地域の経済活動についても関わり方において、ある程度関わっていただけるのかという認識についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 玉木企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

御指摘の集落支援員と地域おこし協力隊の関わり方について、特に作業の振興の部分ということでございます。この設立協議会の際に、奥川地域づくりミーティングというものも開催されまして、小さな拠点づくりを奥川地域づくり協議会が設立したことで、第一段階のステップは達成したわけでございます。そのミーティングの中で先進の島根県の事例なんかもありましたとおり、これからが実は本番だというところがございまして、そのためには地域づくり協議会が独立して運営していかなければならない。これが一番重要なポイントになるというふうに教わったところでございます。そういった意味で地域が連携して地域づくり協議会を運営していけるように、そのスタートアップの部分については、やはり地域おこし協力隊、集落支援員、事務局機能を担いながらしっかり立ち上げできるように支援してまいると、これは役割だというふうに認識しているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 引き続き、積極的に関わっていただけるという認識で考えております。今産

業の振興についてお尋ねしましたが、やはり地域を盛り上げていくに当たっては、産業というものは、やはりその原動力になっていくものだと思います。ですので、行政との親和性についてはケース・バイ・ケースになるのかもしれませんが、引き続き、都度相談しながら取り組んで御支援をいただきたいというふうに考えています。また、先ほどの答弁の中で、この奥川地域づくり協議会を一つのモデルとしながら、それぞれの地区においての取組も積極的に支援していきたいという考え方を言っていました。今、町が取り組まれている事業の中でも、協働のまちづくりであったり、デザイン会議、また学生さんたちが取り組んでいるアントレプレナーシップの事業だったり、様々な事業の中で具体的な取組だったりアイデアが形になってきています。やはり形にするだけでなく、それを自走していくという部分においてもかなり重要な部分でありまして、先ほど課長からも答弁いただきましたが、これからが本番だというときにぜひ町のほうでも支援をしていただきたいなというふうに思います。個別な事業に関してというよりは、町全体の考え方として町民発信で行われている取組についての支援について、改めて考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長 玉木企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今議員のほうから例も出されましたが、協働のまちづくり推進委員会だったり、あとはまちづくりデザイン会議だったり、それから今回の奥川地域づくり協議会だったりということで、まず住民の方々、町民の皆さんが主体的に取組、町と協働しながら取り組んでいく取組、これにつきましてはまちづくり基本条例に基づき、まちづくりを行っている西会津町でございますので、なんといっても一番支援していかねばいけないのかなというふうに考えているところでございます。また、奥川地域づくり協議会、先ほど1回目の答弁で他の地区のモデルというようにお話をさせていただきましたが、県からも、福島県内でもあまりある事例ではないということで、ほかの振興局管内では聞いたことがないという話も聞いております。そういったことで奥川の取組は西会津のみならず会津地区県内でもモデルになるような取組だと思っておりますので、しっかり町としても関わっていききたいということで御理解をいただきたいと思います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 かねてから言われている言葉ですけれども、今改めて自助・共助・公助の役割というものも形づけていかねばいけないんだなというふうに感じています。今回の奥川地域づくり協議会においてはまさしく共助の取組でありながらも、その候補支援という形で公助がサポートいただいている形であります。これがそれぞれの地域、自分の地域は自分たちで守るという大前提の下に地域が運営されていくということが本当に真の持続可能な地域につながっていくんだらうというふうに考えますので、これからの段階においては地域の人たちが主役になりながら、行政が公助がサポートしていくという形を具体的な部分においても落とし込んでいただければなというふうに感じています。自立した地域づくりについては以上です。

次に移住・定住政策について、再度お尋ねしてまいります。

まず、令和4年度の実績ということで、相談件数118件で移住者が10組14名というこ

とで御答弁いただきました。この実績に対して、町としてはどのような評価をされているのか。この実績が町としてよかったのか、またもう少し頑張れたような感触とかあるのかと、その辺りの評価についてお聞かせいただければと思います。

○議長 岩渕商工観光課長。

○岩渕東吾 お答えをいたします。

実績に対する評価ということでございましたけれども、数値的な実績は先ほど町長の御答弁の中で申し上げたとおりでございます。数値的な部分だけではなくて、町の移住の取組といたしましては、移住・定住総合支援センターに先住の専任の移住コーディネーターを配置いたしまして、本年度は役場だけでなく、にぎわい番所ふらっとのほうでも週3日の移住相談体制を行ってきたり、あるいは空き家やアパート、町内のアパートに対しての情報の収集や管理、そしてお試し移住住宅の入居者の支援なども行ってまいってきたところでございます。合わせて空き家バンクや移住者へのインタビューなども、そして町の生活などを紹介するPR動画なども作成をいたしまして、ユーチューブやインスタグラムで発信すると共に移住イベント、各種のイベントございますけれどもそういったところや町の成人式などでの移住のPR、関係機関や団体と連携を取った取組を行ってまいりまして、現体制でできる取り組みについては十分に行ってきたというふうに評価をしております。数値的な部分については、これでいいということはありませんので、移住者数の目標については、目標以上に実績を上げていくことが何より大事だなと思っておりますけれども、しっかりと今後も実績が上がるように取り組んでまいりたいというところでございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 本当に様々な取組を限られた人員でやられていると思います。さらには先ほど町長からも御答弁いただきましたとおり、今年度に対してはさらに体制も強化して、さらに取り組みも加速していくということで、期待しております。合わせて共有もしたいと思っておりますし、お尋ねしたいのが、問題意識というものもさらに高めていかなければいけないというふうに感じています。というのも、昨年になりますけれども我々同志有志の中でかねてから町長がお示しいただいておりますとおり、人口ビジョン、令和20年に3,800人程度で人口をとどめたいということをおっしゃっていただいております。その3,800人で人口を推移するためにどれくらいの努力が必要なのかということをお示しして逆算して数値を出してみました。計算に当たっては自然的な要因である、亡くなられる方、産まれる人に関しては同数値、今と同じような現状で推移するというので、ある程度仮定しまして、特に社会的要因、転入出に特に注目して計算してみたんです。すると毎年プラス24人。毎年プラス24人の社会増を目指さなければ、人口ビジョンのライン上、線上に乗っからないという数字が出ました。現状どうなのかというと、現状はマイナス56人です。なので実質プラス80人を目指すことが人口ビジョンの数値に乗せていく上で必要だというふうに数字が出ました。もちろん先ほど申し上げましたとおり、自然的要因、亡くなられる方産まれる子どもの数字に関しては現状維持を仮定してありますので、全体における数字に関しましては多少前後はすると思っておりますけれども、ある種目安としての数値としては今後一つのポイントとなるものになるのだろうと、私自身考えています。ですので、やはりこういった数字も

出てくる中で、問題意識というものを高く考えていかねればいけないと考えています。何度も何度もこの場でお尋ねしているところでもありますけれど、改めてこの人口減少に対しての危機感というところに対してどのように考えているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの御質問でありますけれども、町の総合計画の後期の基本計画の中にも記載されているとおりでありますけれども、2040年には3,440人でしたかね、それを3,800人くらいにしたいということで、一応計画はそういう計画を立てたわけでもありますけれども、今お話するように社会的要因の転入出ですね、そこにいわゆる出生率も加えないといけないのかなというふうに思っています。私はこの人口減少対策を止めるわけにはいきませんが、減少率を緩やかにすることができるのかなと、やらないといけないのかなというふうに思っています。それには私は3つあるなというふうに思って常々これまでも言っていました。

一つは町に生まれた方がしっかりこの町に定着してもらえる。そのためにはいわゆる子育て支援、教育、仕事、それから結婚、そのほかいろいろあるわけでもありますけども、ここに生まれた人たちがしっかりここに定着してもらえるような、そういう官庁をしっかり整備していかないといけないということ。

それから二つ目は町外からの移住・定住、これを増やさない。そのためにはこれもまた子育て、教育、あるいは住宅問題等々いろんな整備をしないといけないなというふうに思っておりますし、またデジタルの戦略のまちづくりをしますけれども、それも併せてやらないといけない。

それともう一つは西会津町は健康で長生きできるまちというふうにしたいなって、この三つをやっぱり人口減少対策の柱にしないといけないとずっと思ってやってきました。総合計画の中でも人口減少対策の3本柱に移住・定住、それから人材の育成、健康長寿とこの三つの柱を立てているわけでもありますけれども、その中でも私は非常に出生率と結婚の問題、ここの対策は今までの対策もしっかりやってきたつもりではありますけど、さらにもっと重点的といいますか、強力にこの対策を進めないといけないなというふうに思っております。

特に出生率につきましては、今現在西会津町の合計特殊出生率は1.64です。この出生率の向上のために町はいろんな子育て支援の対策を実施してまいりました。総合計画の後期計画の中にもありますけれども、本当に出産祝い金からそれから保育料の無償化の問題だとかいうようなことで出生率の向上のためにいろんな対策を講じてきたわけでもありますけれども、これもその前の結婚問題が大きく課題としてあるわけでもありますけれども、これも今まではいわゆる民間の事業者に委託をして実施をしてきたというようなことがありましたけれども、一昨年から実際にその該当する若い人たちがどういうふうな対策を立てたらいわゆる結婚までいくのかな。どうしたら結婚していただけるのかなということで、自らのこととしてそういう人たちの実行委員会をつくって、今年で3年目に令和4年度は2年目になるわけでもありますけど、ここの結婚対策もしっかりやっていかないといけないなというふうに思っております。

子育て支援というか、出生率を上げるために私も広報誌にコラムで書きましたけれど、先日これもテレビでやってました。岡山県の奈義町やってました。岡山県の奈義町は何をやっているかということいろいろ調べて見ました。

そしたら、まず一つは地域ぐるみでいわゆる子供を見守る制度、施設、これをしっかりやっている。ここには子育ての先輩の人たちを有効に活用しているということがありました。それから育児中の親に仕事を提供する。いわゆるフルタイムで仕事できない方にパートでも仕事ができるような、そういうこれも企業やコンビニとかいろんな協力をいただいてやっている。さらに若い世帯向けの賃貸住宅、これをやっているというようなことで奈義町では財政支援もあるわけでありまして、こういう制度が将来継続してしっかり継続できるような財源を確保するというものでありました。ここに移住者がどんどん来てるっていうことは3人、4人、子供を産むのは当たり前だと何人いても育てやすいというそういう環境にあるそうなんです。だからいろんな財政支援をしてるわけですが、この財源の確保をどう確保しているのかということでもありますけれども、これ申し上げているのか分かりませんが一つは町が行財政改革をする。そしてもう一つは各種団体への交付金を減らす。もう一つは議会の定数を減らす努力をしてもらった。これで年間で1億6,000万の財源を生み出した。その財源を使って子育てにその財源を充てるというようなことでありました。それは奈義町の手法ですから、それをそのままというわけにはいきませんが、いわゆるこの子育て、しかも出生率を上げるこのためにはこれまで以上のいわゆる特色のあるやっぱり対策をしっかりやっていかないといけないのかなとそんなふうに思っています。

ですから増やす努力、どうしたら子供を産み、育てられる環境にするかということで、ここはやっぱり若い人たちの意見を聞きながらどうすれば2人3人と産んでいただけるのか、そういうことを関係者いわゆる関係する課、あるいは町民の皆さん、あるいは学識経験者、そういう人たちでしっかり今後の西会津町のいわゆる出生率向上のための対策を立てていかないといけないのかなとそんなふうに思っています。子育てだけではありません。人口間違いなく減るわけでありまして、これまでもいろいろ努力をしてきました。でも、なかなかそんなに簡単に効果は上がらないということも分かりました。ですからこの問題意識っていうのはまさにこれからの西会津町の将来を左右するっていういいですか、大きな課題になるわけでありまして、ここはやっぱり皆さんの知恵とそれから力を合わせてこの人口減少対策計画に逆算していろいろ毎年何人というお話がありましたけれども、そこに近づける新たな対策っていうか、しっかりやっていかないといけないのかなというふうに思っておりますし、問題意識は本当に西会津町の最大の課題は人口減少ということでありまして、今後しっかり皆さんと意見をお聞きしながら対策をしてまいりたいなというふうに思っております。

ちょっと出生率の話に重点を置いてしまいましたけれども、それだけじゃなくてあらゆることを総合的に進めていかないといけないということで感じております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 出生率だったり、子育ての問題についても町長から答弁いただきました。

今回は社会的要因に対しての質問が重きになっている部分ですので、自然的要因、出生

数であったり子育て支援については今後さらに議論をさせていただければなというふうに思います。

でありますし、今ほど町長から答弁いただいたとおり、移住・定住一つとっても今商工観光課が担当課ということで取組されていますけども、子育て支援をはじめ様々な分野、全ての分野、全ての事業につながるものだと思っています。この人口減少に関しては、昨日全員協議会でもありましたこれからの町のブランドはそもそもこの町のそのものを磨いていくことなんだと。縄文時代から連続として続いてくるこの西会津という町を守るということだということで町からも提案がありました。まさしく私もそういうふうに思います。それがやはり人口減少とともに地域が荒れて文化が廃れていく中で、この西会津の価値がどんどん削られていくという感覚が私自身否めなく感じています。

また我々世代としては、これから10年、20年、30年とこの町で暮らしていく中で、やはり地域で暮らすという中で、人口がますます少なくなってくることに對して危機感というのが本当に恐ろしく感じています。今ほど町長から答弁いただきましたが様々な分野において共通認識、危機意識というものも共有していただきながら取り組んでいただきたいなというふうに切に思います。

ほかの内容についても再質問させていただきます。

次に体制強化、今回から新たに専門部署もつくられるということでさらなる体制強化が図られるということでことを御答弁いただきました。この点について幾つかお尋ねします。

まず人員配置についてお尋ねしたいと思います。

先ほど申し上げましたけれども、今は商工観光課内に相談窓口を設置しておりまして、また時折にぎわい番所ふらっと旧野口燃料店のところですけれども、そこにも相談員が定期的に配置されているというところでありました。改めて体制が強化され、また人員が確保されるということで例えば道の駅であったり、あとこれまで移住・定住相談の業務もやっていた芸術村とか、そういった人の行き来があるような場所においてもやはり窓口業務が行えるような体制を築いていただけないかなど。築くことでやはり受け入れ窓口の幅が広がるんじゃないかなというふうに考えるのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 ただいま議員から窓口業務の拡大ということで具体的に道の駅や芸術村についてのお話ございましたけれども、まず芸術村につきましては現在のところ窓口で人員を配置するとかそういった具体的な考えは持っておりませんが、指定管理者とよく連携をしながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

道の駅につきましては現在観光案内を観光交流協会で行っておりますが、そこにやはり移住の御案内についても機能をプラスしていかなければならないなというふうに考えてございます。ただそのやり方につきましては今後観光協会等との話し合いのもとに連携しながら進めてまいりたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 先ほどから申し上げますとおり、全ての町の事業がこの移住・定住事業に

もつながるものだと思ってます。芸術村しかり道の駅しかり町がかかわっている事業もやっている中でそういった移住・定住の考え方もぜひ定着していただきたいなというふうに思います。

あともう一点があわせて体制が強化されたことによって、その横のつながりというものをより確固たるものにしていただきたいなというふうに思います。その横のつながりを強化した上で、窓口業務だけじゃなくて移住・定住に関するその情報だったり、ネットワークっていうものを統括するようなセクションというか、部署になっていただきたいというのが私自身の願いでもあります。

これもまた一つアイデアとして御提案させていただければなと思うんですが、町長か副町長にお答えいただくことになるかと思えますけども、役所内に移住・定住に関するプロジェクトチームっていうのをつくられてはどうかと思います。先ほどから言われてますとおり、全ての事業、全ての仕事が移住・定住だったり、これからの人口減少に対応するものになっていかなければいけないというふうに考える中で、常にそれぞれの置かれている立場だったり仕事の共有、また新しくやろうというものに対して全体で協議する体制っていうのをつくられてはどうかと思うわけですが、その点についてはどのようにお考えになってますか。

○議長 副所長、大竹享君。

○副町長 1番、荒海議員の庁内に横断的なプロジェクトチームをつくったらどうかというようなお話でありますけども、現在庁内に事業連携推進会議というのをつくっております。この会議については私含め、例えば移住・定住の問題でありますと担当課の商工観光課をはじめ総務課、企画情報課、さらにはそういう人口問題に関する福祉介護課とか、そういった関連する各課の課長さん方に集まっていただいて横の連絡網というか、横断的にそういう移住・定住についてそれぞれの課が担当するような内容を協議するとともに、町全体として今後どういう形で推進していったらいいとか、そういったことを協議しながら一つの課題解決、問題意識を持って全庁を挙げて今取り組んでるというような状況でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 もう既に取り組まれているということで、その動きに対しても期待しています。

ただ1点お願いしたいのが、案件が起こったら集まるのではなくてもう常日頃コミュニケーションをとっていただきたいんです。やはりその横のつながりっていうのはイコール関係づくりでもありますので、それぞれの立場を相互に認識しながら目の前の課題を乗り越えるという体制を今ほど副町長言われましたけど全庁挙げて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に、地域サポーター制度の取組についてお尋ねします。

町長の答弁にもありましたけれども、来年度、令和5年度から西会津暮らしサポーターということで、新たに体制の強化に当たるということでありました。その中で幾つか再質問させていただきますけども、一つが人員確保についてです。やはり西会津暮らしサポーターを設置するにあたって、地域の実情を知ってる人が参画してもらいたいんです。地域

の実情を知っていて、またネットワークがある方がかかわってもらいたいと思いますが、そういう人材の確保についてはどのように考えられていますか。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 移住サポーターのことについてお答えいたします。

基本的にサポーターの集め方につきましては、原則として一般公募で募集したいというふうに考えてございますが、ただ議員が今おっしゃってるように現に地域でそういった移住者の支援活動を行っておられる方もいらっしゃるわけでございます。そういった方には積極的に声をかけていただいて、この暮らしサポーター制度に応募していただくという働きかけをしてまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ我々側からも声かけしますけども、いろいろなつながりの中で人員の確保に努めていただきたいなと思います。

また総合計画にもありますけども、人が人を呼ぶ体制をつくっていくということ書かれています。まさしく移住というものはそうだなというふうに感じています。ということを考える上で、移住された方であったり、例えば元地域おこし協力隊だった方、だった方というのもこの西会津暮らしサポーターにもかなり適任じゃないかなというふうに考えますけれども、そのあたりの認識についてはいかがですか。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

暮らしサポーターになっていただく人材の想定といたしましては、議員が御指摘いただいた認識と町も同じでございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ様々な人員を本当に町民の皆さん、先ほど全庁挙げてと言いましたけども、町を挙げてこの移住・定住の体制強化に臨んでいただきたいなというふうに思います。

次に、空き家を活用した住宅、先ほど町長から答弁いただきましたが、空き家利活用事業について再度質問させていただきます。

この案件は以前同僚議員からも一般質問をされました。そのときの内容について簡単に共有したいと思いますけれども、高知県の梶原町というところで空き家を改修して移住者等に貸し出す事業をやっています。梶原町では46件の物件を移住者に向けて貸出しをされていて、いずれも全て入居されているということで実際に46組の方が梶原町に移住されているということでした。

また、さらに特に注目すべきポイントがあって、補助金を有効に活用して町の持ち出し分は中長期的に家賃収入でペイできるとそういう事業の枠組みになっています。ですので、だからこそ46件の件数にもなっているんだと思いますけれども、町のこの空き家利活用事業においてもそういった財政的な組み立ても期待したいと思うんですが、その点についてはいかが組み立てられているのでしょうか。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 空き家利活用事業についてお答えをいたします。

町長から答弁申し上げましたとおり、空き家を賃貸住宅として移住者に貸し付ける事業

でございます。

中長期的にというような御質問でございましたけれども、町では 10 年間のシミュレーションをいたしまして、いわゆる空き家を改修して移住者の方に貸し付けた場合の家賃収入、その家賃収入と合わせて移住者からの地方税、住民税やまた物件そのものの固定資産税、それと人が増えることによる地方交付税の増、こういったものを全て試算いたしますと町が空き家の改修のために投資した経費でありますとか、物件を借りるために必要な経費それらの 10 年間のトータルと比較しますと投資した経費を回収できるというような財政的なシミュレーションを組んで事業を始めようというところでございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 であればやはり件数も今後様々な物件に町がかかわっていただきたいなと思います。実際に全員協議会で示された実施計画の中にも、これから 3 年間の中でこと整備されていくということでもまず令和 5 年度は 1 件ですけども、それから一件一件増やしていくというふうにも見えますので、ぜひ棟数、数においても広げていただきたいなというふうに思います。

またもう一つ質問ですが、今ほど今後 3 年間で 5 件、この空き家利活用事業で整備されていくということでありましたけども、西会津の実情に合わせた物件を整備していただきたいなと思ってます。要は利便性のいいところばかりではなくて山間部の地域においてもやはり移住に向けた整備なのであれば、ぜひ地域も様々な場所に建てて整備していただきたいなというふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 空き家利活用事業の整備の地域についてでございますけれども、事業に適した物件があれば特にどこの地域でなければならぬということとはこだわってございませんので、適した物件があれば優先的に事業の対象としてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ適した物件があれば、逆に適した物件があればどんどんどんどん推し進めていただきたいなというふうに思います。

企業との連携について、また再度お尋ねしていきたいと思えます。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、今後も企業に町長自ら足を運びながら協議をしていくということでありました。ぜひ企業にもよくて町の対策としてもよくて、そういった取組について臨んでいただきたいなというふうに思っております。

実際にいついつ行きますというものではないですけども、頻度であったり内容から酌み取る姿勢についても、ぜひ町として反映していただきたいなというふうに思います。この企業との連携についてはまた時間もありませんので、ちょっとまた別な機会具体的に質問していくようにします。

最後に一点だけ、テレワークセンターについてですけども、今町でも今というかこれまでテレワークセンター 2 棟整備されていたわけでありまして。やはりあそこをきっかけに新しい I T 関係の事業であったり、新しい事業が生まれてくるような拠点にしたいというのが私の考えでもありまして、実際に会津若松市では A i C T という大きいビルのものに

なってますけども、ああいうようないろんな企業が生まれる新しい事業ができるような施設というものもかなり重要だと思ってます。今ふらっと整備されてあそこでフリーランスの方たちも仕事されてますけども、それとあわせてやはり拠点となる施設っていうのも今後考えていくことが重要なんじゃないかなと思います、その点について最後お示しいただければと思います。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

町のデジタル戦略等においても、いわゆるサテライトオフィスというものを町に誘致していくんだよというような考え方は、これまでもお示ししているところでございます。このコロナ禍の社会情勢が大きく変わる中で、事業者の事業形態というものも様々さま変わりしてございます。これからの西会津にあった議員がおっしゃったようなIT関連の事業者、こういったものがどういった形で西会津で事業展開していただけるか、そういった方向性に合った形で施設を整備したらいいのか、現在ある西会津町の環境を活用したらいいのか、総合的に判断しながら今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 先ほど空き家を利活用して移住者を呼び込むという仕掛けの話もありました。と同時にやはり産業を生み出す仕組みとしても空き家を活用した対策等も今後検討できるかなというふうに思っていますので、様々な可能性を今後体制が強化された中で検討していただければというふうに思っています。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。

私の一般質問は、町職員の人材育成及び採用についてであります。

まず初めに本庁において令和4年、去年の8月には大規模水害が発生しました。その中、職員は大雨の中、災害現場へ直行し、情報収集や対策の検討などに走り回っていました。

またコロナ禍の中で感染拡大防止対策及びワクチン接種作業に職員が一丸となって尽力されるなど平日頃より西会津町を守り、発展させるため努力していただいている町職員に対し、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今後さらに町民の目線に立ち、町民とともに持続可能なまちづくりに向けて邁進するため、職員の人材育成について町の考えを伺います。

一つ目として、職員を採用する上で重要と考える点はどのようなものか。

二つ目として、町が育てたいと思う職員像とはどのようなものか。

三つ目として、職員育成はどのように行い、現場にどのように生かしているのか。

四つ目として、町民とのコミュニケーションの重要性はどのように考えるのか。

五つ目として、町民からの意見は職員育成に活用しているのか。

六つ目として、業務効率アップへの対策は講じているのか。

七つ目として、職員への評価はどういった点を重視しているのか。

八つ目として、職員がやる気を持って業務に取りかかれる役場組織を築くため、どのような取組を行っているのか。

以上であります。町側の明快な答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、秦議員の町職員の人材育成及び採用についての御質問のうち、職員採用に当たって重要と考える点及び町が育てたいと思う職員像についての御質問にお答えをいたします。

初めに職員採用に当たって重要と考える点についてであります。現下の人口減少社会において少子高齢化の進展、生活様式の変化など行政サービスは多様化、複雑化しております。加えてデジタル化への対応をはじめ、想定外の規模で起こる大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策への迅速な対応など情勢課題は多種多様であります。このような社会経済の情勢がめまぐるしく変化する中において、町が求める人材は何事にも前向きに取り組む積極性。他者理解や良好な関係を構築できる社会性、諦めず物事に取り組む信頼性、協力して仕事に取り組むコーディネート力、好印象を与える態度、姿勢、言葉遣いなどのコミュニケーション力、そして何よりも重要であることは町民に信頼され、町民の目線に立って行動できる人材であると考えております。

次に町が育てたい職員像についてお答えをいたします。

町では町総合計画第4次に掲げる将来像、「笑顔つながり 夢ふくらむまち、～ずっと、西会津～」の実現に向けて、事業推進の基本的な考え方に人材の育成を掲げております。職員には公務員倫理を持ち、法令遵守の徹底、責任ある行動、言動、誠実な職員であることが求められます。それを踏まえ、令和3年3月に改定した西会津町職員人材育成基本方針において、期待する職員像として時代や情調の変化を読み取りながら仕事を進める職員、町民から信頼される職員、町民と連携協力して地域づくりのできる職員を挙げて掲げております。今、社会経済情勢が日々多様に变化する環境において、その変化に柔軟に対応できる広い視野と柔軟な発想力、そして町民の目線で行動する職員が求められております。将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるために人材の育成は最も重要でありますので、全力を傾注して取り組んでまいり所存であります。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 4番、秦貞継議員の町職員の人材育成及び採用についての御質問のうち、職員育成や評価、業務の効率化についてお答えいたします。

初めに職員の育成についてであります。今ほど町長が答弁申し上げましたように、職員人材育成基本方針に基づき、職員の人材育成を行っているところであります。この基本方針には期待される職員像をはじめ、職員ごとの果たすべき役割や求められる能力が掲げられており、また、それを達成するための職員研修や人事評価制度などの取組も示しております。これらに基づき、各課長等によるOJT、いわゆる内部研修を始め、ふくしま自治研修センターでの研修、町独自の研修として令和4年度には外部講師による接遇やSDGsに関する研修のほか、BPR、業務改革の研修を実施しております。

また、町民と連携して実施したものとして総合計画後期基本計画の策定や協働のまちづくり推進委員会において町民と職員が議論を重ね、事業を実施提案するなど町民の目線に立ち、自分ごととして行動する職員の育成に努めているところであります。

次に、町民とのコミュニケーションの重要性であります。情報の共有、意思の疎通を図り、信頼関係の構築に大変重要であると考えており、町民の目線に立ち行動することや町民に対して挨拶と笑顔で接することを励行しており、職員として必要なことであると考えております。

また町民からの意見につきましては評価や苦情、提案などの情報提供はされた内容を踏まえ、それらを意見を参考に改善するなど住民サービスの向上につながっているところであります。

次に、業務効率アップと職員への評価であります。人材育成の基本的な考え方として業務の将来性やコスト意識など全体を見通せる経営感覚を身に付けていくことを掲げており、効率的かつ効果的に業務に取り組み、業務効率の向上を日頃から心がけているところであります。

また、人事評価において職員それぞれの業務における目標設定とそれらの達成度による業務評価、職員に求められる積極性や社会性、信頼性などの能力を評価する、能力評価を行っており、課長等による面談の実施により、それぞれの評価に加え業務に関する意見交換を行うなど対話をしながら業務の効率化を図っております。

次に、職員がやる気を持って業務に当たれる組織づくりについてお答えいたします。

風通しがよく、働きやすい職場環境づくりのために職員の健康管理の徹底、執務環境の改善、そして休暇を取得しやすい環境づくりを進めております。

また、先ほど申し上げました人事評価に加え、職員調書による業務内容の状況などを把握し、それらを踏まえ職員がその能力を發揮できる職場環境や適材適所となる人事管理を行っておりますので御理解願います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは御答弁いただいた内容を踏まえて、順次再質問していきたいと思ます。

この質問は似たような職員採用についてということで、令和2年9月に私が一般質問で当時の課長に質問したところでございますが、その後どのように変化があった、もしくは改革がなされたことも含めて質問していきたいと思ます。

まず初めに令和2年9月の議会で私が面接方法等に関して提案しました。そのときも言ったと思うんですけど、本屋さんによく並んで公務員試験突破、虎の巻みたいな本を読んでそれを勉強して受かるためだけに来てるような人もいらっしゃいますので、そうじゃなく先ほど町長がおっしゃったような人材をどう見極めて、より優秀な人材を西会津町役場に入れる御努力っていうか、改革というのはどのようにその後行ったのかをお伺いしたいと思ます。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 質問にお答えいたします。

面接の改革というような形での御質問と思ますが、まず令和2年に御質問いただいた後の改革という部分でございますが、正直今までの町村会の統一試験並びに2次試験は面接試験ということでその手法は変わっておりませんが、面接の中ではやはり学力重視よりも人材重視という視点から学生時代にやってきたことだけではなくて、これから何がやり

たい、この町にとってどういうふうな仕事をしたいっていうのを重点に面接試験を行っております。従来面接時間は30分程度の時間でありましたが、十分に時間をとって納得できるような形で採用試験を進めてきたということでございまして、今後様々な各市町村では集団討論だというふうなのを入れてるところもあるということでございますので、今後そういう手法も重要なのかどうかも踏まえて面接の在り方は考えていきたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 人材重視というところでは私も賛成です。やはりすごい素晴らしい役場職員になったとして、こういうものを目指したいという素晴らしい目標を持っていてもそれを実行できる人としての能力があるかどうかというのを見極めることが一番大事。まずは方向性、課長がおっしゃるとおり方向性だと私も思いますが、その先にそれを実行できるかどうか。例えば、先ほど来、何回も単語が出ておりますけども、その素晴らしい考え方を持っても町民の方々やサービスを受けに来る町民の方々に対してコミュニケーションが取れない、そういう能力が足りなかったりすると幾らすごい高い志を持っていても実行できないと思うんです。そういったものを見抜くものが試験だと思いますので、今後も人材重視という方向性はいいと思いますが、在り方に関してるのがやっぱり研究もしくは私もいろいろ調べてみたんですけども、これ自治体通信、新聞でも出ている自治体通信なんかでも採用事例で奈良県の生駒市、兵庫県の明石市、岐阜県の羽島市等でちょっと頭だけ言いますけれども根底から覆すような手法、面接手法、あと公務員試験対策は不要。もうそもそもそういう試験を行いませんよとびっくりです。自治体がこういうことを採用ときにドンと打ち出しているのがすごいと思うんですけども。あと受験者7倍増の取組というタイトルで、各市でやりました。ちょっと1点、最初に言った奈良県の生駒市なんかではもう公務員試験自体をやめちゃって、採用マーケティングでメッセージとインパクトが強い採用ポスターを使って普通お硬い雰囲気だと思うんですけども、ちなみにこれキャッチコピーが「お役所仕事と生駒市役所を絶対に混同しないでください。」こんなキャッチコピーで職員を募集してる、思い切った対策をしている自治体もあるようです。ちなみにこの自治体はこれで受験者数はその後4倍になったそうです。

ということで、ちょっとした入り口の改革で魅力ある西会津町という視点で採用者に見てもらえることもできると思いますし、内容で優秀な人材を確保できることも可能かと。選択肢として可能かと思っておりますので、ぜひ御検討していただきたいなと思います。

ちょっと今話も触れましたけども、その後西会津町役場に就職をまずは来てもらう人がいっぱいいないことには選べないわけですから。そういった就職を希望してもらえる西会津町役場を選んでもらえるような工夫っていうのは、その後どのように取り組まれたのか、お伺いいたします。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 職員の採用の募集といえますか、募集方法の工夫した点ということでお答えしたいと思います。

今現在、募集のありました令和2年からコロナ禍もあったということで、顔と顔を突き合わせたような形のいわゆる説明会というのはなかなか開催できなかったということがございました。その辺も踏まえましてオンラインによる役場見学会とか、そういうような形

のほうを実施しまして、職員のいわゆる人材の募集に努めてきたと。

またあと町村会主催の集団の説明会は昨年度行われましたので、そちらのほうには参加しまして町のPRなどを進めてきたというようなことでございます。ですから先ほどもいろいろ様々な御提案ございましたが、どうインパクトある西会津町をPRするかというような形で様々なエッジの効いた募集方法など、これから十分に検討していきたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひ結構勇気がいることだと思います。どこの自治体もやってないことを方向性をちゃんと見極めて一歩前に出るとするのは非常に勇気のいることだと思いますが、徐々にでもいいのでやっぱりちょっとほかの近隣自治体との差をつける意味でも新しい改革っていうのは取り組まれたらいかがかかと、一つ提案したいと思います。

それで職員が入ってきてからですけども、大体先ほど町長答弁でもありましたが、前向きに取り組む積極性、他者理解や良好な環境を構築できる社会性、諦めずに取り組む信頼性、コーディネート力、コミュニケーション力、そして町民に信頼され町民の目線に立って行動できる人材。まさにこうだと思います。最初からこんな人ってなかなかいないと思うんです、正直。やはり学生から社会人になって、社会人になってから入ってくる方もいらっしゃると思いますけども、こういった理想、私はこれ非常に同感です。非常に大事なことだと思いますので、ここを育てるためにこれまでこういった力を育てるための工夫というのはどのように具体的に研修等の先ほど説明ありましたけども、その詳細をちょっとお示してください。特に私は何度も申し上げますけどもコミュニケーション力、特に大事だと思います。もちろん信頼されることも大事ですけども、そういった面に関してどのような研修、もしくは教育、勉強、人材育成をしてきたのか、お伺いいたします。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 研修に当たって人材育成研修に係る工夫ということでございますが、まず職員のもし新採用になってからの話をさせてまずいただきます。

まず新採用の職員部分につきましては、まず採用になってから差し当たりまして一応新人のオリエンテーションという形で地方公務員とはなんぞやという、地方自治の在り方からその辺をまずレクチャーいたしまして、やはり公務員倫理の徹底とか、そういう部分をまず研修していただきます。その後、ふくしま自治研修センターにあります新採用職員研修、これが年に5日間の泊まり込みの研修でそれが2回前期と後期あるという形で、そちらのほうに研修に行って公務員の仕事の進め方など組織の中での振る舞い方とか、その辺をいわゆる身に付けるような形にしております。

また独自の研修といたしましては、まず職員やはり不慣れな職場環境もあるということでございますので、そのフォローアップ研修として私どもの総務の人材育成担当とコミュニケーションを図りながらどういうところに不安を感じているとか、あと採用後の仕事を迷ってないかとかというような部分を聞き取りしながら、ときには私も参加しながら不安を解消しながら職員の育成に努めているということでございます。

また採用後の職員にあたりましては、やはり1年、年数を重ねますと初心を忘れるということもございますので、まずは職員の接遇といわゆる挨拶の励行とか、様々な接遇研修、

基本的なことをもう一度再確認していくような形で若手採用3年目までとか、採用10年以内というような形で職員研修を令和4年度は進めてきたということでございます。

したがいまして基本的に社会人として本当に必要なこと、資質、あとモラルとかかっていう部分をまずは徹底的にとおかしいですが、やはりそれを職員としては育てていきたいということで研修には工夫をしております。

以上でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 まとめると役場のそれこそ総務課長が先頭に立って接遇、独自の研修も行って職員を育てていることは理解いたしました。

ですが、すごく努力は本当にありがたいと思いますが、職員の例えば接遇や仕事ぶりを判断するっていうのは一般町民です。町民の方々はほとんど民間にお勤めで、役場と役場が付き合うんじゃなくて西会津町民と付き合うんです。町民の方々の大多数、ほとんどは普通の民間のお仕事をされてると思うんです。ということは接遇やそういった公務員として役場職員としてこうあるべきだっていうものっていうのはやはり町民の目線に立ったものでなくちゃいけない。要は民間の目線に立ったものじゃなくちゃいけないと私は思うんです。

また一つ提案なんですけど、長崎県なんかは職員研修業務はもう民間委託されてるそうです。これすごくいい取組だと思うんです。要は役場職員を見る側の人たちが研修を行う。それによって例えばそれまで役場の中ではこういうものだと思ってたものが一般社会、一般の外に出るとちょっと違うんだよということを外部から教えてもらうという、この取組は長崎県の取組は非常に私は有効だと思うんです。そういった意味でも研修の在り方として町がまずは自分たちの努力でやるってことはすばらしいことだと思いますが、民間も取り入れるなんていう方向性っていうのはこれまで検討されたことがなかったかどうか、もしくは近隣自治体なんかでそういった事例とか把握、もしくはこれまでそういう研修方法を検討されたかどうか、お伺いいたします。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

職員研修に民間の事業者を入れて研修をしたらどうかというような御質問でございますが、まず一つ町として基本的なことなんですけど、まず人を育てるということは自分も勉強になるということでございます。したがいまして、例えば管理職として職員をどう育てていくかというのは、組織マネジメント上どうしても重要でございます。その能力がない中で職員を育てたっていうとそれは違うのかなと考えておりますので、今現在民間に研修を全て委託するのではなくて、町ではできない研修を外部の講師に委託するという方向では様々進めております。

先ほど申し上げました接遇研修におきましては、連携協定を結んでおります埼玉女子短期大学のキャビンアテンダントの先生をお呼びしまして基本的な接遇とか、様々な部分をやっておりますし、そういう形で外部のお力も借りながら研修は進めてるということで全てを民間にやるというような部分までは考えておりませんでした。

以上でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっと私の言葉が足りなかったもので、私全て民間はあり得ないと思っております。まずは先ほど課長が最初に言ったまず新人オリエンティングで職員公務員倫理とか、そういうものを説明するやっぱりこれは専門家、それこそ公務員の専門家であるやっぱり公務員の先輩方から習うのは当然だと思います。ただ先ほど来申し上げますコミュニケーション能力や接遇、そういったものに関してはやはり民間の、それも埼玉女子短の先生の教え、キャビンアテンダントさんですから相当な言葉遣い、振る舞い等は努力されて勉強されてる方だとは思いますが、もっと一般的な例えばお客さん、もちろんCAさんもちろんですけども簡単に言えば商売をやってるような例えば大きくフランチャイズチェーンを広げてるような人たちなんかは、それこそお客さんにどう喜んでもらえるかを徹底して研修して勉強して、かつそれを職員に広げて会社を成功させてるわけです。そういった方々の目線を特にそういったコミュニケーション能力や接遇に関してもポイント、ポイントとして力を借りるっていうことは有効じゃないのかなと思っておりますが、再度お伺いいたします。全部とは思ってませんが、そういったポイントでそういう力を生かすというのをお考えとしていかがでしょうか。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 ポイント、ポイントにおいて民間のお力をお借りして職員を育てていくという部分は、その辺の手法も多分おっしゃる議員申し上げたとおり、そういうふうに生かすことも重要かと考えております。その辺人材育成の今後計画を立てる中で、そういうものが導入が可能かどうかも含めて調査したいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 それでちょっと私考えたんですけど、ある本を読んだんです。交渉力を身に付けるっていう何か本だったんです。交笑っていうのは話し合う交渉じゃなくて交笑の「笑」の字は笑わせるなんです。やはり我々、私も会社に勤めている頃は先輩方をいろいろ見てきましたけど、お客さんを笑顔にさせる。要は笑わせる力です。これを持ってる人っていうのはプレゼンなんかも上手ですし、お客さんとやっぱり話してるとにこにこにこにこ話してるんです。真面目な話なのにもかかわらず。こういったものをやっぱり笑顔にさせるという意味ではちょっと考えたら西会津は今吉本と提携を結んでる。ちょっと話逸れますけど、雪国まつりでもああやってなかなか来たこともないような人が来て、西会津を笑わせて笑顔してくれましたけど、ああいったところでそういった力を借りられないんですか。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 答えします。

吉本といいますか、元吉本の方で経営者の方で皆さん御存じかどうか分かんないですけど、謝罪マスターという方がいらっしゃるということで、その方につきましては今現在広告代理店の社長をやってらっしゃる方がおります。その方とはネットワークという部分もございますので、その方に対して謝罪はどうかなんですが人との接し方とか、そういう形の部分ではお願いできるかもしれませんし、ただ大変御多忙な方でございますので、その辺町との日程上合うかどうかも含めまして、その辺は一応交渉次第でもし可能であればもしそういう形で研修ができるようであれば進めていきたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 どうしても笑いのほうに目の前はいつちやいますけども、あの会社は非常に組織力も大きくて会社規模も大きいです。しかも人材育成にも非常に一生懸命取り組んでいらっしゃると思います。そういったものもどうしても目に見える部分だけに皆さんこだわっちゃいますけども、その裏に非常に大きな組織力がありますので、そこら辺もぜひ調査されてはせっかく提携を結んだわけですから。

これはお願いですけども、実はこの質問をするのもやっぱり町民の方からちょっと私のところに苦情が来たんです。多分本人にしても一生懸命頑張って説明したと思うんですが、受け取った側からするとそうじゃなかった。あまり気分がよくなかったという話があったのでコミュニケーション能力っていうのは大変重要ですし、せっかく窓口に足を運んでいただいた方々、ただ一つ申し上げますけど私この間いいことですから課の名前も出しますが町民税務課だったと思いますけれども、たしか年配の方々が何かの書類を取りに来たんです。そのときに隣に座ってこうです、ああですって書いて説明してらっしゃる職員の方もいらっしゃったんです。すばらしいと思いました。ああいうふうにされたら気持ちいいと思います。でもせっかくそうやって努力しても、ちょっと一部の人がそうじゃない町民の方々を不快させるようなことがあると全体が言われてしまいますので、そうならないように役場全体でやっぱり町民の方がせっかく役場に来た人たちは行ってよかったなって、苦労したけど行ってよかったなって思えるような接遇に心がけていただきたいと思います。

その中でも先ほどお話聞いてて、そういった町民の声、私の声、議会議員こういったも本当なのっていうのもあると思いますので、先ほど説明の中で町民からの意見につきましては評価や苦情、提案などの情報提供された内容を踏まえてっていうのは情報提供されるような場所はあると思ってよろしいですか。逆にどのような場所なのか、教えてください。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 御質問にお答えいたします。

まず苦情という部分につきましては直接ダイレクトに私に入ったりとか、ときには町長のほうにも入る、あと副町長にも入るという部分でやっぱりその方々の不満という部分の特徴も様々あるかと思うんですが、そういう中でやはりこういうクレームというか苦情があったっていうのに対して、町としてどう対処すべきかという部分に対して各課とも対応を練りながら改善していくというような形で今まで進めていたということで、それは統一的な部分の窓口というのはございません。ただ、やはりこういうことがあったという部分については、総務課のほうには情報が入ってくるというような形になっています。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 直接っていうことです。私いつも思うんですけど声に出してくれる人はまだいいんです。ですけども声にも出せない、でも思うものがあるっていう方っていうのは例えば近所でお話しされたり、友達と話しているときにいやこの間こう言ったらね、ああ言ったらねっていうのがあるんです。こういった声っていうのは声を出してくれた人の声の数より私はいつも多いと思ってるんです。そういった町民の本当のなかなか表に出てこない声を吸い上げる場所っていうのは必要だと思うんですけども。例えば町民の声みたいな、目安箱ってなかったでした。なんかどっかで見たことあるような気もするんですけども、あ

るかないかちょっとお伺いしたいと。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 町民の声を聞く目安箱的なものということで、今現庁舎にはございませんが前の旧庁舎の正面玄関入り口の右手側に意見箱というような部分がございます、初め設置した頃は何件かは入っていましたが、年々たちますと一切入ってなかったというような部分がございます、そういう部分では目安箱的な部分については設置していないような状況でございます。

ただ様々な意見につきましてはメール内には様々な手法で入ってまいります。直接一番多いのは電話なんですけども、そういうのもいろいろ生かしながらしていきたいなど、いろいろ対応はしていきたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今課長おっしゃった電話っていうのは非常に私も聞いてて、直でいいなと思いました。すぐ出ますもんね。

例えばですけども、そういった今課長いい私もお話聞いてなるほどなと思いましたんで、何かあったらここに電話してくださいっていうような情報発信等もして町民の声、さっき言った声なき声を吸い上げる方策もぜひ考えていただきたいと思います。

ちょっと先ほど来、対応の話もしたんですけども、対応の一つちょっと問題の一点で具体的には申し上げませんが、ある課に行ってこれどうしたらいいのって聞いたらうちじゃありません。どここの課に行ってください。行ったら、その次の課でいやうちじゃありません。違うとこ行ってください。来たら結局元の課に戻ったっていう実は少数意見ですけどもお話がありまして、こういった事案があったんだと思うんです。私に話された方の話を聞くとやはり非常に気分が悪かったというあったんですけども、こういったことがないように例えばこの課に間違っただけとしても、その問題でしたらこの課に行ってください、ここでこういうふうに聞いてくださいっていう提案はするように職員に指導はされているのかどうか、お伺いいたします。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 御質問にお答えしたいと思います。

今のクレームというのは大変ちょっと耳が痛いなという部分でございます。ただ、やはり職員には常々町民の方と話したときに相談された場合には、その表題だけで判断するのではなくて内容を確認してから担当課ではないので御案内しますということで、ちゃんとそこに御案内するような形で対応していただきたいというような基本的な事項はしております。ただし、その部分でそこに対応した部分が知らなかったのかもしれないし、その辺は今後しっかり研修を行いながら、一旦やはりその場で判断しなくて内容を聞いた上で判断するような形に努めていきたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 確認ですけども今課長が言った対応されれば問題は解決すると思います。というのは自分の課じゃないところに来た人でもその問題に関してまずしっかり聞くことが大事だと思いますし、聞いた結果、自分の課じゃなかったらこちらの課なので御案内しますという指導はされてるってことですね。分かりました。もしそれがやってない人がいた場

合は今度はやってもらうように。私にお話をいただいた人にもこういうふうになってるのでっていうふうに説明しておきますので、くれぐれも徹底、やっぱり来てくれた町民に寄り添った対応をしていただきたいと思います。

ちょっと質問を変えますが、私ちょっと議会でこの質問の最中もそうなんですけども、西会津町の役場職員っていうのはその地域、西会津の発展のために寄与することを目標にされてるんです。1点確認したいんですけども、決して国の方策や県の指示に従って動く機関ではないですよ。そこだけちょっと一点、確認のためにお伺いいたします。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 いわゆる地方自治体が国とかの部分の業務の命令をそのまま実行するっていうような形でよろしいでしょうか。いわゆる地方自治体はいわゆる地方自治法が改正である前は機関委任事務ということで国の部分をそのまま業務を遂行するというような形で下請的なイメージでありましたが、平成13年の一体改革によりまして同等の立場になったということで法定事務というような形で様々改革がされたところでございます。

ただし、一応地方公務員法につきましては定義の中で32条の中ではやはり公務員が仕事をする場合には法律や条例、関係な者に従って仕事をしなければならない。また、となっておりますので、ある程度国の法律とかには縛られるのはございます。また国の補助要綱によりまして、縛られてるといふ部分もございます。ただし自由が利く様々な交付金の使い道とかっていうのはそれぞれのアイデアでできるとは思いますので。その辺ですから業務によっては縛られるものもあれば、交付金の性格上自由がある部分、あとアイデアによって使えるものの部分については自由にアイデアを出して使えるものかなと考えておりますので、全てが国に独立してるっていうわけではないっていう、一部はある程度縛られるっていう感覚であるとは思いますが、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 宣誓書でしたっけ、役場職員が職員として採用される際に、主権が国民に損することを認める日本憲法を尊重するという宣誓書をなんです。公務を民主的かつ効率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますと思うんです。ですけども、これは西会津町の自治体に属し、西会津町のために課長がおっしゃった職員のもしくは組織のアイデアを持ち寄ってよりよいものを提案し、その上で町の発展に寄与するという考えですよ。

であれば、もう一点お伺いしますが、いろんな政策等ありますけどもその中でアイデア党っていうんですか。こういうふうなものをやってみたい、新規事業でも何でもそうですけどそういったものっていうのは言い方があれですけども、結構出てくるもんなんですか。ガンガンガンが出てくるものですか。先ほど全協なんかでも質問したのはそういう意味だったんです。前年同額の予算が上がってきた。私の目で見たら新しいことに取り組んでいるのかなっていうのがちょっと不思議だったんで、あのとき全協で私聞いたんですけども、そういったものっていうのは町長もちろん筆頭に方向性はそうだと思いますけども、出てくるものなんですか。ちょっと見えないもんでお聞きしたいと思います。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 事業の構築に当たりまして新規事業等各課でこれをやりたいというような提

案があったかどうかというような御質問でございますが、こちらのほう常々町長からは自分たちでやってみて町がよくなるためにはちゃんと提案してくれと一応挑戦してくれと様々な予算査定上でも言われておりますし、その点を踏まえて各課におきましても自分でやってみたいというような事業がありましたらばどんどん提案はしておりますし、また役場なんで庁舎の内部の会議の中でもこういう事業を実施したいというのを提案しながら合意形成を図りながら事業提案していくというような形になっておりますので、ですので全く提案がなくてそのまま前例踏襲というのはあまり今現在はなくなってきていると。ただ必要な部分については、前例に従いながら改善しながら進めているというような状況でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。

私も聞いてて国の基準にのっとってるので大丈夫ですとかいう答弁が何回かちょっと聞いたことがあって、私ははてながついたことがあったもんですから、そういうことです。もちろん町のために、町並みのアイデアを出してよりよいものを築いているという認識で業務に取り組まれていると理解いたしました。

ちょっと質問内容を変えます。

まず最近ちょっと実はこの質問してからチラチラと通ってきたんですけども、役場職員、結構夜遅くまで働いてるんです。残業代の件です。今ちょっとさらっと調べてみたんですけども、西会津の条例では1週38時間45分の範囲内での業務とするというふうに書かれてるんですけども、これ出た分に関しては残業扱いになるんですか。残業代とかその辺もちょっとお伺いしたいと思うんですが。残業代が支給されるのかと。

職員がやる気を持って業務に取り組む役場組織という意味で、あんまり残業が多過ぎても皆さん疲れてしまうので、その辺の残業管理はどのようになっているのかという質問でございました。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 いわゆる時間が働きやすい職場に向けて時間外の勤務の管理の仕方ということでございますが、まず初めに前提としまして時間外勤務を行う状況がありましたら、まず初めにこういう業務で残りますという部分で上司のほうに決裁を受けて初めて時間外勤務となるということでございます。

夜遅くまでやってるという部分ではございますが、確かに業務、コロナ禍には様々な業務、特殊多種多様な業務があって、いわゆる町民の皆様の生命安全を守るために時間外勤務もあり得るということでございますので、その辺はある程度100%の支給という形でしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 前いた私の会社なんかもそうですけど、あんまり残業が続く、緊急性があれば仕方がないと思うんですけど、あんまり残業が毎回毎回いつも遅くまで電気ついてるような課っていうのもやっぱりそれはそれで問題があります。やっぱり業務効率改善もしなくちゃいけないし、なぜそんなに残業が必要なのかというところも研究しなくちゃいけないんです。やっぱりこういったところも先ほど来申し上げてますが、やっぱり職場環境と

してあんまり残業が続くっていうのもどうなのかなと思いますので、同じ課があんまりずっと先ほど言った建設水道課さんのように去年災害があって、あのときは本当毎日今でもそうですけど遅くまで頑張ってるんですけど、そうでなくてもほかの課でもやっぱりその辺の管理等をしっかりされたほうがいいのではないのかなと思いましたので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

あと私も議会あったときなんかの帰りに各課をぐるっと回って見て帰るんですけども、時間にもよりますが毎回というわけにもいかないですけど、和気あいあいでのこっとしてる課もあれば、シーンとしてる課もあります。顔を出すと冗談を言って笑顔で迎えてくれる課もあれば、真面目にこう硬くやってる課もありまして、これはそれぞれの課の特性もあるかもしれませんが、やっぱり正直職場に笑顔があふれてなんか和気あいあい、やっぱり信頼し合える環境っていうのはやっぱりその課の課長さんです。課長さんなんでしょう。非常に聞きにくいかもしれませんが、職員がここまで入ってから研修を受けるっていうのは分かったんですけど、課長さん等というのは研修とか、そういったものっていうのは受けるんですか、受けないですか。そこをお伺いしたいと。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

課長の研修という部分もございしますが、まず先ほども新人の場合は言いましたが課長職になった場合において新人の管理職研修というのがふくしま自治研修センターでございします。そちらのほうも1泊2日できっちりと研修をしていくということで管理職の心得とか、組織活性化論とか、様々な部分を学んでいくということでございします。

また課長もですが、様々な独自の研修の中で政策形成の研修、または先ほど申し上げました業務改革の研修とかという部分に対しては課長職の方もしていただいて、常に業務改革するような雰囲気づくりとか、様々な研修は行っているということでございします。

以上です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほどの最初に言った職員の方々のコミュニケーション能力の話をしましたけど、やっぱりその課のトップに立つ人間がまずは勉強して振り返る必要は私はあると思うんです。それまで必死にずっと課長になるまで一生懸命頑張ってきたかもしれませんが、今のまま一度はやっぱり新人の頃に帰って研修する必要があると思うんです。そういった課長クラスの方々のコミュニケーション能力の勉強、もしくは接遇の勉強っていうのは行っているんでしょうか。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 基本的に管理職になられた方という部分については、ある程度それだけのスキルは持ち合わせているものという部分を考えておりますが、逆にやはり慣れますとやはり初心に返るということも大事でございしますので、今後これまで接遇という部分は基本的なものということで対象とはしておりませんでした。中堅とかも含めましていわゆる接遇、基本的なこと、気持ちのいい対応の仕方とか、様々な部分がございしますので、その辺はちょっと研修計画の中で考えていきたいなと思ってます。

以上でございします。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 この場で課長さんを目の前にして言うのは非常に言いづらいんですけども、やはりいつまでも勉強だと思っんです。習えるものは習って反省することはそれこそずっと人としても続くことだと思いますので、一旦新人の頃に戻るような機会があっても悪いことではないと思いますので、ぜひ検討してください。

あと一つ思ったんですけど、これ若い職員の方々とかっていうのはやっぱり現場で一生懸命頑張ってる方々だと思っんですけども、こういう方々と例えば町長や副町長がお話するような機会っていうのはないんですか。なかなか課長に言えないことでも優しい副町長だったらお話できるんじゃないのかなと思ったもんですから、お聞きしたいと思っます。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

令和2年のコロナ感染症が拡大する前は町長、副町長、教育長はじめ管理職と採用3年目までの若手職員の交流会と申しますか、勉強会というふうな形で何年かやったことがございます。ただし、コロナ禍になってからそういう部分は途絶えてしまったということでございますので、今後コロナの緩和ごとになり次第、そういう部分も検討してはいかなきゃいけない。ですから若い職員も上司と話す機会とか、そういう自分の意見を言えるかどうかっていうのもその場でも見れるということでございますし、また私も管理職についても若い方々の考え方という部分もできるのかなと思っっております。

以上でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今笑われましたけど、相談するっていうのは確かに、課長に言えないものは副町長、町長に言えねえべって議長、なんか今聞こえましたけど、人によっては話しやすい人もいるんです。逆に言えば、そういう現場で一生懸命頑張ってる職員の目線に立って考えることも私重要だと思います。令和2年からやってらっしゃらないということですけども。

これから私考えるにコロナも5月8日で2類から5類に分類されて、今度いよいよ経済も回復するさせなくちゃいけないことになると思っます。そしたらぜひちょっと今日焼き鳥でも食いに行くとか、そういうやっぱり率先して職員の方々にコミュニケーション能力を教えるにはやっぱ自分が身をもって教えるのが私一番いいと思っます。そういうったのも町長、副町長、その人たちの目線のところまでたまに行く機会もあってもいいんじゃないのかなと思って聞いたんですけども。

もう一度お伺いしますけども、コロナ禍開けた後、この辺そういうったところに関してやってみようかなという考え等あります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 職員とのコミュニケーションの機会をつくる。このことは非常に大事なことだなというふうに思ってます。私もできるだけ私のほうから声かけるようにはしてあります。新採用の職員に対してはいわゆる私の直接的な講話をしたり、私が何を考え、どういうまちづくりをするのか、あるいは西会津町が今どういう方向に行ってるのかとそういう基本的なことのそういう話す機会っていうのはこれまでもやってはきました。コロナでちょっ

とそういう機会はありませんでしたけども、常にやっぱり職員の皆さんが特に若い人たちが何を考えているのかっていうか、この町のために自分が何をできるのか、何をしないといけないのかという、そういうことをやっぱりお互いになんていうか交流といいますか、意見交換できるような場にしないといけないなと思って、課長たち管理職だけの感じはなくて課長さんのときの会議もあるし、係長のときの会議もあるわけでいくとなかなかやっぱそういう会議の席では若い人たちの意見っていうのはなかなか出てこないっていうか、そういう意味でやっぱり管理職の皆さんに言ってんのは管理職の仕事の中に職員のいわゆる教育も入ってるよと。ですから、それといわゆる若い人たちの提案、そういうのをどんどんやっぱ吸い上げてくれと。それを私のところまで上げてくれという話をしておりますし、また町にはそういう提案制度もあるんです。提案制度あるんです。これも今まで私が町長になってから2件、3件ぐらいありましたかな。でもそれはちゃんと形にしてやらないと職員の皆さんにとってはせっかく提案してもそれが形にならなければ次のことにつながっていかないというのがあるわけで、そういう意味でいろんな機会をとらえて職員の皆さんとのそういう交流というのをやりたいなと思っております。

それから今コロナでなかなかできなかったというのはあるんですけど、一つの事案が終わったときにやっぱりその反省会を兼ねていろんなそこでいろんな話し合いができればって、今までありませんでした。実は先週かな。3年間コロナでいわゆる健康増進課の職員の皆さん、このワクチンの接種で大変な思いしてきました。一応一段落ついたかなということで、全員出席のもとで私も出ましたし副町長も出まして、いわゆるそういう交流の場を作りました。ですから、そんなふうに職員の皆さんとのそういういい関係をつくるような機会っていうのはこれからもしっかりやっていかないといけないし、私もですけど課の中でもやっぱりそういう機会を多くつくって職員の皆さんがしっかり意欲を持って西会津町のまちづくりに力を発揮していただけるというような、そういう環境をこれから考えていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひそのときには何も役場の職員だけでもないわけです。議員の皆さんも入っていただいても結構なわけですので、どうかそんなふうにこれからそういう雰囲気を用意を持って仕事できるような環境づくりをしてまいりたいなとそんなふうに思ってます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 町長の話聞いて安心しました。やっぱ町長のそうです。トップの考え方を皆さんに共有して頑張っていただきたいと思います。私、議会議員になって、この場に来るようになって職員の方々がここに来なければ分からなかったです。こんなに大変なんだなっていうの分かんなかったです。残業代、ちょっと本当具体的に聞いたかったんですけども、残業、イベントがあれば休日の日に出て、何か災害があれば昼夜を問わず走り回り、問題があればその問題を解決するために本来休みである休みを返上して一生懸命頑張っている姿を私も見てきまして、本当に頭が下がる思いであります。今度はそれをコロナ禍明けに再度もう一度コミュニケーション能力をお互い取り合って、役場、一致団結して明るい西会津町未来を目指していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問に代えさせていただきます。

○議長 暫時、休議します。再開は3時30分とします。(15時02分)

○議長 再開します。(15時30分)

5番、猪俣常三君。

○議長 5番、猪俣常三です。本日の議会に一般質問の通告をしておりますので、伺います。

それでは奥川健康マラソンについてであります。

この奥川健康マラソンは昭和59年、奥川へとへとクラブが健康マラソンとして始めたことがきっかけでありまして、多くの町民の皆さんに支えられて続けてこられたと感じております。近年の新型コロナ禍の影響を受け、実施できない状況が生じ、さらにはこの大会のために苦労されて重ねてこられた実行委員会の高齢化が進み、人材確保が困難になる中、奥川健康マラソン大会実行委員会の決断として中止の判断が示されたと聞き及んでおります。これを受けて、町としてはこれに代わるイベントなど何か考えているのか、お尋ねをいたします。

次に、要介護者の移動支援についてであります。本庁には要介護者の医療機関への送迎ができる介護タクシーがないことからお尋ねするものであります。

一つ目は医療機関への送迎に現在自費で対応しているが負担が大きく、町の支援はどのようなになっているのか。

二つ目は本町の総合計画の後期基本計画、いわゆる令和5年度から令和7年度の3年間の間に介護タクシー及び福祉タクシーの検討とあるが、どのような事業を考えているのか、お尋ねいたします。

次に、介護福祉についてお尋ねいたします。

寝たきりの高齢者の介護をされていて大規模な自然災害が発生し、停電が起きた場合の対応についてお尋ねします。

一つ目は電動ベッドや在宅酸素など在宅医療機器を利用している場合、どのような対応を考えているのか。

二つ目には、自家発電を自宅に備えた場合、町の支援策はあるのかお尋ねをいたします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 5番、猪俣常三議員の奥川健康マラソン大会についての御質問にお答えいたします。

奥川健康マラソン大会は昭和51年11月にランニング愛好団体、奥川へとへとクラブの協力のもと、町体育協会奥川支部と町公民館奥川分館が主催となり、第1回目の大会が開催されました。第2回目以降は新緑あふれる6月に開催時期を移し、平成8年の第21回大会からは町体育協会奥川支部長が実行委員長となる奥川健康マラソン大会実行委員会が組織され、町と町教育委員会も実行委員会の構成団体に加わるとともに町は補助金を交付し、事務局業務を町公民館が担って町は大会を支援してまいりました。

東日本大震災が発生しました平成23年の大会も県内のマラソン大会が軒並み中止となる中、これまで最多の1,186人が参加し、大会が開催されましたが、コロナ禍の令和2年からは感染拡大防止等の観点から大会は開催されておりません。

令和4年の第47回大会は3月の実行委員会において開催が決定され、参加者募集も開

始しておりましたが、4月の実行委員会において新型コロナウイルス感染症が拡大し、町外から多くの参加者が集まることによる懸念等から実行委員会として急遽大会を中止したところであります。

その後、9月には奥川地区の実情の中、どうすれば大会を開催できるかを主眼に実行委員会が開催され、協議されましたが奥川地区の住民が主体となり、おもてなしの心を持って大会を開催することに意義があるとの多数の意見から、今後高齢化や人口減少の中で大会を開催していくのは困難だと実行委員会の結論に至り、実行委員会を解散し、奥川健康マラソン大会を取りやめることとなりました。

町といたしましては交流人口の拡大や地域活性化、スポーツの振興等、町に多大な貢献のあった大会が開催されなくなるのは大変残念ではありますが、実行委員会が苦渋の決断をしたことを尊重してまいりたいと思います。これまで協力いただきました奥川地区の住民の皆様をはじめ、実行委員会の皆様、福島民友新聞社、協賛広告の掲載に御協力をいただいた事業所など関係各位に感謝をいたしております。

議員お質しのこれに代わるイベントについてであります。奥川健康マラソン大会は実行委員会の主催のイベントであることから、その代替となるイベントについて町といたしましては現在のところ考えておりません。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 5番、猪俣常三議員の御質問のうち、初めに要介護者の移動支援についてお答えいたします。

まず1点目の医療機関への送迎に対する町の支援策についてであります。現在、町では人工透析を除く通院にかかる送迎に対し、通院費補助などの支援は行っておりません。

次に2点目の後期基本計画に記載のある介護タクシーや福祉タクシーの検討についてであります。町が社会福祉協議会に委託して生活支援について話し合いを行う支え合い支援会議において、関係団体や組織の代表者などに参画いただき移動支援について検討を行った経緯があります。

その中で現状においては家族や親戚、地域の助け合いにより支援が行われているものの、近い将来こうした支援が立ち行かなくなることが想定されることから、現在行われている助け合いの関係性に配慮した上で、地域の様々な資源を組み合わせながら地域の実情に合った支援が必要との意見がまとめられたところでもあります。

議員お質しの福祉タクシーは道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送とされており、介護タクシーについても福祉タクシーと同様に許可を得た事業者が運営する事業となります。

このようなことから現状においては町が福祉タクシーや介護タクシー事業を運営することはできないため、交通事業者や介護事業者などと庁内において当該事業が実施可能か否かについて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、介護福祉についての御質問にお答えいたします。

御質問の在宅酸素など電源を必要とする医療機器を在宅で使用している方への大規模災害などが発生して停電が起きた場合の対応についてであります。大規模災害時の想定と

してはもちろんのこと、近頃町内では落雷、豪雨や豪雪などを原因とした停電が時折発生しております。このように停電が発生した際には電力会社から停電の発生と併せ、停電の範囲や復旧の見通しなどの情報提供があり、またその情報をネット上でも確認することができます。町ではこの情報をもとにインフラなどへの影響を点検するなどして町民生活に支障となる事柄に対し、その都度対応しております。

まず一点目の在宅医療機器、在宅酸素などを利用している方に対しては停電発生時に対象者を把握するため、診療所や居宅介護支援事業所と情報共有を行い、その影響を確認するとともに、長時間の停電を余儀なくされる場合などには関係事業者と連携した対応を行うこととしております。

なお、在宅酸素濃縮器を利用している方については、電源を必要としない外出時に使用する携帯用酸素ボンベとその予備のボンベが自宅にあらかじめ準備されていることから、これまでに発生した停電などで個別の対応をしたことはございません。

また命にかかわる機器を除く電動ベッドなどの在宅介護において、必要な電動機器については停電の間利用することはできなくなるため、復旧までの間は人的な介助で対応いただくこととなりますので御理解願います。

次に2点目の自宅に自家発電を備える場合の町の支援策であります。町では自家発電の購入に係る支援制度はございません。先ほど一点目の御質問で答弁させていただいたとおり、在宅酸素を利用している方は自宅に外出時に使用する携帯用酸素ボンベと予備のボンベがあらかじめ準備されていることから、停電が発生した際にはまずそれらを使用していただき、さらに長時間の停電となった際には関係事業者と連携して対応してまいりますので、御理解願います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それぞれ今答弁をいただきました。

早速でありますけれども、奥川健康マラソンについて御答弁をいただき、答弁のとおりであろうと私も理解はしておりました。しかしながら、この47回の大会がコロナでできなかったというこの状況から実は50回の記念事業が進められたらとてもとてもいい大会であったらと思うとその思いであったわけでありまして、再度お聞きしたわけであります。

再質問の中にお尋ねしたいのは、これほど実行委員会の皆さんが苦渋の決断をされた中で何とか実現してみようかという話はあったかどうか、さらに詳しいことがありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長 齋藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

今御答弁申し上げましたほかに、もっと詳しい内容がありましたら提供してほしいというような趣旨だろうかというふうに思います。

最初の答弁と重複するところもあろうかと思いますが、まず最終的な決断に至る最後実行委員会のやり取りの部分から御紹介したいと思うんですけれども、議員のお話の中にもありましたように実行委員の中にも50回の大会を目標にというような御発言をされる委員もいらっしゃいました。しかし、それを目標にするんですけれども実際の状況をよく考えて分析した結果、やはり今奥川地区住民の方が主体となっているやり方、人口減少高齢

化の中でやっていくのは厳しいだろうというような決断になりました。実行委員も当初始まった時期から携わっていらっしゃった委員もたくさんおまして、その初めた人の思いですとか、それからやめることによって経済の活性化ですとか、スポーツの振興ですとか、いろいろな面で影響が出てくるだろうというような御心配も懸念もあってなかなか最終的な決断には至らず、かなりの時間を最終的な決断をするまでに要したところであります。ですが、最終的にはこの無理した中でマラソンをやるというような決断を今後もやる実行委員ですとか、関係者にも迷惑かかるのでここで判断することが我々の責務ではないかというような決断に至ったところであります。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も大体理解できるところでありまして、私も奥川へとへとクラブのところからいろいろとお手伝いをしてくださいということで35年間お手伝いをさせていただきました。その間、奥川健康マラソンというのが親しみをもたれていろんな方々が奥川のほうにおいでになって、故郷の道を走ることがとてもいいところですよという話が聞き取れましたし、非常にまた来たいですよという話も聞きました。そういったことが含まれて、これが無事立派にまた大会が進められたら素晴らしいものだなと期待をしておったわけであって、今回の御答弁の中に皆さん御高齢にもなってこられて、それぞれの方々、少子高齢化に入ってこられてお手伝いが難しいということが分かってきたわけでしょうから、やむを得ないのかなとこんなふうに理解するところであります。本当に実行委員の皆さん方は、いろいろとおおびをかけられたんだろうとこんなふうに思いまして、敬意を表するところであります。本当に残念ではありますけれども、一旦奥川健康マラソンがこの終結を迎えるということは非常に断腸の思いであるということでもあります。

さらにこの大会に代わって町として何かイベントというものっていいでしょうか。変わるものはないんだろうかということで御答弁では今のところはないということではありますが、今日のことを今日で考えておられますかということ是非常に難しいことなんだろうと思いますが、今後やる方向のものが見つかるかどうかの検討まで入るのであれば、どういったことが考えられるのかどうか、お尋ねしたいと思えます。もし差し支えなければ、その構想などがありましたらお示しください。

○議長 齋藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

最初の御答弁で答弁いたしましたとおり、現在のところはその代替となるイベントとして、町といたしましては考えていないということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。

テーマを変えていきたいと思えます。

テーマの要介護者の移動支援についてということでございまして答弁をいただいておりますので、医療機関への送迎に現在は自費で対応しているんですけども、非常に負担が大きいということで町の姿勢はないのかというお質しを申し上げましたが、ないということでもあります。

だとしますと、この方っていうのは確認のためにちょっとお尋ねしますが、要介護者の

数っていうのが何人くらいの方がおられますかどうか。お示ししていただければ伺います。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは議員の御質問の要介護者の人数についてお答えいたしたいと思
います。

これ1月の利用実績での要介護認定者数でございますが、養護支援から要介護5まで全
ての方で526人の方がいらっしゃいます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今後こういう方が出て来られるということから一つお尋ねするんですけれど
も、町としましても支援は今のところはありませんよということの御答弁であります。こ
の方が介護タクシーとか、福祉タクシーはもちろんないわけであって、こういう恐らくタ
クシーなのか、普通の民間のタクシーなのかで移動されている、こういったところについ
ては検討をされていたのかどうか。1回行って来るにしましても相当の経費がかかるんだ
ろうとこんなふうに思うわけですが、そこら辺のところの支援策っていうのは再度
お尋ねしていきたいと思えます。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは移動のための支援策についての御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました要介護者の方については介護保険のサービスを利用する際に移動
のための手段が必要になってまいります、その際にはサービス事業所のほうから送迎の
車両が出されましてデイサービスですとか、デイケア、また施設入所の際にも入退所のと
きに施設の車両によって自宅までの間の行き来をしているということで捉えていただけれ
ばと思えます。

議員がおっしゃる在宅で医療を受けながら介護を受けて生活をしていらっしゃる方が医
療機関までどうしても様態に応じて車椅子を車両に乗せなくちゃいけなかったりだとか、
ストレッチャーでの移動が必要になったりだとか、そういう福祉車両が必要になった際に
移動手段が非常に高額になってしまうといったところはございますけれども、この部分に
ついては先ほど申し上げましたように保険制度の中では医療機関への移動の支援策とい
うのはございませんので、これまで自己負担での移動を行っていただいているといったと
ころでございます。町内にはそういう事業者がございませんので、町外医療機関に行く際
には町外のサービス事業所からそういった介護タクシー、福祉タクシーを用立てて医療機
関に向かっていただくというふうな対応をとっていただいているというふうにご認識を
しております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで伺いたいんですけども、私はとにかく福祉タクシーというよりも介護
タクシー、この介護タクシーというのが介護保険を利用できる介護タクシー、これを私は
必要なこれからの西会津町ではないかというふうにご考えているわけでありませ
ぬ。

それで実際はこの総合計画の中の後期基本計画、この3年間、令和5年から令和7年
の中に大体、介護タクシー、福祉タクシーの検討というふうにありますけれども、要は介護
タクシーをどうこの町に位置づけられてこれから入院する際、通院する際にどうしても
この介護タクシーを利用されることが多くなると私は見えています。そうしたときに福祉タク

シーは介護保険は適用になりませんので、この介護タクシーのほうが有利ではないかとこんなふうに思うんですが、いかがですか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは福祉タクシー、介護タクシーの御質問にお答えいたします。

まず福祉タクシーについては国土交通省が示しております一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業として福祉タクシーが位置づけられております。

介護タクシーについては、その福祉タクシーと同じ役割を車の乗り降りについて介護保険の生活介助をそこに充てて、総合的に利用を図るというものでございます。ですので、移動の部分です。自宅から医療機関まで移動する部分は全く同じ制度を使うような中身になっております。介護タクシーで利点となりますのは御自宅で身支度を整えたり、あと車椅子に乗って車椅子から用意されたタクシーに移動したり、そこでまた医療機関に行っからの介助を受けたりというような部分が介護保険のケアプランに位置づけられて制度の中で運用されるということになりますので、全く移動手段の間については先ほどの国土交通省の業務の中に位置づけられますので、同じ費用負担が発生するという事で御理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 介護タクシーっていうのは介護保険を適用されるっていうことなんです、介護タクシーは。福祉タクシーは適用にならないわけです。その違いはあるんです。要は介護タクシーで移動をかける際は家族は同乗できません。だけども福祉タクシーというのは同乗はされますけれども一切介助はできませんよということがあります。だから、介護タクシーは要介護1から5の方はできます。ただ、要介護1の方はケアプランが用意されていないと使えませんということがあるんですけど、どうですか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは福祉タクシーと介護タクシーの制度上の整理をさせていただきたいと思っております。

介護タクシーはあくまでも自宅から医療機関、目的地までその車両を使って移動する手段として位置づけられております。

介護タクシーはそれに附随する介護を必要とする部分について、介護保険のケアプランに位置づけられてそれでサービスを利用するということになります。

福祉タクシーについては先ほど申し上げました一般タクシー事業者などが福祉車両を利用して実施することになりますけれども、介護タクシーについては訪問介護事業所などそういった専門の車両や職員、また指定を受けた事業所であれば介護タクシーの業務を行えると一般タクシー事業所でもできることはできるんですけども、そういった二つの事業所が介護タクシーは実施することができるようになっております。福祉タクシーはあくまでも一般タクシー事業者が行う移動のみの事業ということになりますので、介護タクシーはあくまでも先ほど介護保険の制度を利用できるというふうなお話ございましたが、それはあくまでもその方の移動のための介助の部分が介護保険での介護報酬にあたる業務になっておりまして、自宅から目的地まで行く際にはこれはタクシーの運送法に基づいた業務となりますので、保険適用外ということになりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 再度、またそこで伺います。

福祉タクシーは介護はできませんけども、かかる費用は全額自費です。これは絶対間違いありません。だけど、介護タクシーは介護保険を利用できるっていう、本当にすごい制度なんです。そして家族の人は乗れません。だけどストレッチャーとか、そういうやつをそっと入れる、そういう状態で運んでいく。これからがこの西会津町に必要となってくるから今お尋ねしてるわけであって、福祉タクシーよりかは介護タクシーのほうがすごく活用ができるというふうに私は読んでるわけですけど。

再度お尋ねします。

○議長 何を尋ねる。今の質問は必要かどうかってことを尋ねたことね。

5番。

○猪俣常三 全額が福祉タクシーかかるよっていうこと。だけど片方は介護タクシーは利用することによって、介護保険が利用することによればすごく安いよっていうことを言いたいわけです。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 ちょっと説明が上手にできなくて申し訳ございません。

基本、介護タクシーも福祉タクシーもまず車に乗ってるタクシー代と言われるのは移動のための費用については全て実費負担になります。これは介護保険の制度には含まれておりません。

福祉タクシーについては、あくまでも御家族やどなたかが介助しながら車両に乗せて、車両に乗った方が病院に行って福祉タクシーとしては車の運転業務はその専用の車両を準備してその場所まで行くことが運送の業務になります。それは福祉タクシーも介護タクシーも全く同じ実費をいただくことになります。

介護タクシーのいいところはその両脇にあります自宅で身支度を整えたり、あとは車椅子でその車両に乗り入れたりするときに指定を受けた介護職員が介護報酬の中でケアプランの中でその介助を行うということが位置づけられて介護保険の制度が使われるということでございますので、車両に乗ってる間の自己負担は全く同じでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ちょっと理解が私自身もちょっとずれがあるような気がしますし、ただ介護タクシーというのは介護保険が利用できて安い。だから運賃だって安くなる、30分や1時間で幾ら幾らっていうやつもあるだろうっていうことをお尋ねして、安かったらある程度検討は必要ではないかこんなふうに思うんです。どうですか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 申し訳ありません。繰り返しになりますが、介護保険の名称が介護タクシーと福祉タクシーというふうな名称でございますが、国土交通省がいう道路運送法第3条に掲げる運送業については「介護福祉タクシー」というような言い方をしております。

で、介護タクシーというのはあくまでも介護保険を利用してそういったタクシー業務を利用できることについて総称してそう呼ばれているものでございまして、まずタクシー業

務にあたる御自宅から目的地まで行く車で移送をされる運送料は全く変わりございません。それは事業所によって様々料金設定がございますので、その部分は実費負担として負担をしていただくこととなります。

介護タクシーというのはあくまでも乗り降りですとか、タクシーを利用する際に附随する出かけるときの身支度、また車椅子を押したりして車両に乗り込む、また目的地に行ったときに車椅子を押して出ていただく、また病院内で介助をいただくというような、そういう介助にかかる費用が介護保険の制度の中で賄われるということでございますので、こちらの点、御理解をいただければと思います。

申し訳ございません。タクシー運賃にかかる費用についてはその事業者が設定する事業、タクシー運賃のままです。そこに介護保険の例えば介護保険を利用すれば1割負担になるような、そういった制度の手当はございませんので、あくまでも実費を負担していただくということとなりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 この町に介護タクシーをまず備えなければならないというのが私の考えなので、それをお聞きしないでいきなり介護タクシーへ突入してしまったものだからいろいろと云々が出てしまったということなんです。

ただ、これから介護タクシーは西会津町にはありません。乗車をお願いするについて、町が運営するわけではないので、まず介護タクシーというのをまず設置するために町がきっかけをつくっていただきたいということから聞きたいと思っております。

ないんですから、どうすればいいのかっていうことをお尋ねしていきたいと思っております。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは町内に事業所がないために、そのきっかけづくりを町のほうではどうかというふうなお尋ねでございますが、議員お質しのように町内にはこの事業所はございません。検討の中でもお話しさせていただきましたが、今現在利用されてる方は町外の事業所のサービスを利用しているということでございますので、その行き来の際の費用負担などが若干町内にあるよりは割高になってしまう可能性もあろうかと思っております。

ただこれはあくまでも事業所が町内にあって、そこでサービスをそういった福祉車両を準備してサービス提供ができる体制が整いませんとそれが実施に移していけないといったこともございますので、答弁で申し上げましたように各関係事業所などと今後検討して事業所の事業の実施ができるか否かについて検討していきたいというふうにご検討しております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで伺いたいんです。要するにドライバーさんが持たなければならないのは二種免許が必要になってくると思います。それから今度ヘルパー2級くらいのものを持たなくちゃならないと思います。そういったところの支援策だって町考えてあげなかったら大変なんです。そしてストレッチャーを入れるとか何かするために普通の乗用車じゃ駄目なんです。そのために普通の業者が立ち上げるときにそれだけの資金が支援してあげないとこれから必要とする高齢者の方を救えなくなっちゃう。ちょっと極端に言うところの町にずっと住みたいんだっていう、この高齢者に答えなきゃいけないわけですから。そのためにはこの介護タクシーというのが生きてくるってことなんです。どうですか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 先ほど答弁でも申し上げましたように、この必要性については十分認識しているつもりでございます。ただこの事業を行うにあたっては議員がおっしゃるように、事業所それなりの人的な配置、また車両の配置なども必要となっておりますのでそういった点で町内にある交通事業者、または参画いただけるような事業者があるか否かについて、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでまたさらにお尋ねします。

これから西会津町にはデマンドバスやあるいは定時定路線で停留所もあります。しかしながら、そこまで歩くのに歩けない方もいらっしゃる。この介護タクシーってあることによつてすごく便利がいいってということと、それから通院する際にこのヘルパーさんをお願いしながら通院することも可能だと私は思います。そういうふうな利用の仕方をするこつによつて高齢者の方をすごく住みやすい姿にもつていくことができるのではないのかつていう、私はそのように考えてますがどうですか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは御質問にお答えいたします。

これまでもそういった移動に関して困難を抱えている方については御家族の支援であったり、また御親戚の方、また地域の方の支援でそういった移送について取り組まれて実行に移されているというふうに認識してございます。ただ今後は高齢化に伴つてやっぱり様々な地域資源を活用しながら、そういったきめ細かなサービスに対応していく必要があるというふうに認識しておりますので、今後どこまでサービスが必要なのか、どういったサービスを提供する必要があるのかといった点も含めまして検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その検討をお願いするんであるとすればさらにお願ひしたいと思うのは、西会津の今、高齢者の実際同僚議員で聞いた内容では48.4%もなつてますよと。これをさらに上回るくらいのパーセンテージになろうというときにこういった福祉の向上が求められるとすれば、やはりしっかりとした検討が必要だと私はそう願っている1人なので、ぜひともこの実現できますように町の尽力をお願ひしたいとこんなふうに思います。

再度お尋ねします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは御質問にお答えいたします。

この移送については地域の課題であるというふうに認識しておりますので、今後次期介護保険事業計画の策定などもございますので、そういった中でサービスの向上に向けた検討を重てまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ぜひともいい方向に協議を進めていただき、御検討をお願ひしたいと思います。

テーマを変えたいと思います。

介護福祉についてでございますけれども電動ベッドや在宅酸素、あるいは在宅医療機器を使用している場合のどのような対応だということで、ルールを説明を答弁をいただきました。ただここでエアマットっていうのがありまして、常にいろんな附属の機器が備えられて床ずれのないような仕組みになっているということをお話を聞いてはおりますが、聞くところによってはそういう装置のないエアマットもありますよと。けれども今はいいものができてますということから電源が外すことはできませんと、それでもって自由に操作されて、その介護者の在宅高齢者の介護をされる機器だというふうに聞いております。

それについて停電が発生した際、町としてこの機器についてはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは福祉介護についての御質問のうち電動ベッドですか、ほかのエアマットといった在宅での使用についての御質問にお答えいたしたいと思います。

答弁の繰り返しになりますが、電動ベッドなどの日常的な介護で利用されるような電動機器につきましては、停電の期間中はその使用については一般の電動機器と同じく使用ができないという状態になります。それについてはどうしても停電の間、利用できませんので御家族などの介助での対応をお願いしたいということでございます。

またエアマットについても、マット自体は一度空気を入れればある程度利用に起用することができるというものとして理解しておりますので、ここについてはその都度御利用いただくという御答弁を差し上げるしかないのかなというふうに考えております。

在宅で介護を支えるために様々な介護用の機器を電動ベッドのみならず、在宅で御利用されてる御家庭は多々多くあるのかなというふうに思われます。ただ、停電といった事象についてなかなかそれを町からの何か方策で全てを満たすことは難しいと考えておりますので、その点については御理解をいただきながら災害の大きさなどに応じて様々な対策を想定しながら今後も災害対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も今調べて今という言葉はちょっと失礼なんですけど、調べた中でエアマットは空気入れればそれでいいっていうそれもあります。今は体重とかを入れてあげないと自動的にしっかりと在宅の高齢者の方を守ってくれてるエアマットっていうのがあるそうでした、私はそっちのほうの話をさせていただいてます。だから電源がなかったらできない話なので、そういった場合はどのように町としては考えておられますかっていう話なんです。どうですか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではエアマットについての御質問にお答えいたしたいと思います。

町で把握しておりますよく施設でエアマットが居室にて使われているケースを参考にさせていただいたところでございますけれども、あくまでも一度空気を入れてそれでマットをベッド上に敷いて利用されていると褥瘡の改善などにつながっているというような使い方を一般的な使い方というふうに認識しております。

御家庭でそういった高度な介助、介護を求めるための電動で常時空気を送り込んで介助をするといったようなエアマットについては、町のほうではそれがどの程度町内の利用者の方がいらっしゃるかというところも把握しておりませんので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それなら町で確認したらよろしいんじゃないでしょうか。どうですか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 あくまでもエアマットについては個人が介護のために各家庭で御利用いただいているものでございまして、介護保険制度の中で給付されるようなものではございませんから、町のほうでは把握するすべがございませんので、御理解いただきたいと思えます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 もう一つのテーマを変えますが、この停電があった際に介護にかかわる一般家庭の自家発電、こういった機器を備えた場合の町として最低どういった基準なんかを設けて対応していただけるのか、ここではないというふうに答弁されてはおりますが、今後こういう方が出てこられた際の基準など設ける、あるいは検討する考えはないのか、お尋ねします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それで自家発電についての御質問にお答えいたします。

町ではこの医療機器などを自宅に備えている方に対しての支援制度は、現在のところはございません。ただ、全国の自治体ではそういった場合に発電機などの補助をしている自治体なども見られますので、そういった点では今後検討していきながら必要であればそういった補助事業の創設なども考えていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。最後の質問になります。

○猪俣常三 要介護者、あるいはこういう介護タクシー、あるいは停電に関しての一番大事な皆さん方が快適で過ごしていかなくゃならないという方もおられますので、こういったところの施策をしっかりとお願いを申し上げて私は一般質問を終わらせていただきたいと思えます。御清聴ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

お疲れさまでした。(16時28分)

令和5年第1回西会津町議会定例会会議録

令和5年3月15日(水)

開 議 10時00分
散 会 14時38分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	10番	青木照夫
2番	上野恵美子	7番	小柴敬	12番	武藤道廣
3番	小林雅弘	8番	伊藤一男		
4番	秦貞継	9番	多賀剛		

欠席議員

6番 三留正義

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	農林振興課長	小瀧武彦
副町長	大竹享	建設水道課長	石川藤一郎
総務課長	伊藤善文	会計管理者兼出納室長	五十嵐博文
企画情報課長	玉木周司	教 育 長	江添信城
町民税務課長	渡部峰明	学校教育課長	佐藤実
福祉介護課長	渡部栄二	生涯学習課長	齋藤正利
健康増進課長	矢部喜代栄	代表監査委員	鈴木和雄
商工観光課長	岩渕東吾	農業委員会事務局長	小瀧武彦

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川浩一	議会事務局係長	渡部和徳
--------	-------	---------	------

令和5年第1回議会定例会議事日程（第6号）

令和5年3月15日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

(広報広聴常任委員会 広聴分科会)

(一般質問順序)

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1. 三留 正義 | 2. 小柴 敬 | 3. 多賀 剛 |
| 4. 青木 照夫 | 5. 武藤 道廣 | |

○議長 おはようございます。

令和5年第1回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

6番、三留正義君から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は、順次質問席に着き、発言を求めてください。

なお、三留正義君より通告がありましたが、本日欠席のため、次の方より一般質問を行ってください。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 おはようございます。7番、小柴敬です。今日の一般質問は、令和5年度予算及び施策について通告しておりますので、大きく次の項目について順次読み上げてまいります。

1、農業公社(仮称)設立準備について。

1点目、地域プロジェクトマネージャーが現在欠員になっておりますが、10月に予定されている設立に向けた作業について、その方向性はどのようなふうになっておりますか。また、マネージャーに求める内容を含めてお聞かせください。

2点目、事務局長や経理職員等の人事配置は、いつ頃決定する予定でしょうか。

3点目、新郷連絡所における事務所等の改修スケジュールと完成予定についてお聞きいたします。

大きな2点目ですが、農業政策についてであります。

町は米、ミネラル野菜、菌床キノコを基幹産業としておりますが、以下の点についてお伺いをいたします。

1つ目、ミネラル野菜について、後継者の維持・育成、販路の確保、年間を通した生産品種の開拓など、また温泉の廃熱利用のアスパラ栽培等に関する考えはないか、お伺いをいたします。

2点目、菌床キノコについては、令和5年度も栽培ハウスの増設や設備の追加予算が計上されております。ハウス増による生産量増加に伴う新規参入者や後継者・担い手の確保は予定されているのか、お伺いをいたします。

3点目、ミネラル野菜については栽培指導員がおりますが、菌床キノコ生産の品質向上に向け、確保や配置に対しての考えはあるのでしょうか。お伺いをいたします。

大きな3点目ですが、今日雪対策基本計画についての見直しがされております。平成28年度に策定されました雪対策基本計画の見直しのために、策定委員報償費が計上されております。雪対策基本計画から6年が経過しており、内容をどのように見直していくのか、お聞かせください。

以上、大きな3点、よろしく申し上げます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番、小柴敬議員のうち、令和5年度予算及び施策についての御質問のうち、雪対策基本計画について、お答えをいたします。

西会津町雪対策基本計画につきましては、快適で安全・安心な冬期間の暮らしを確保するため、町民の皆さんと事業者、行政が一体となり、地域の実情に即した除排雪体制や利雪、親雪などを含めた克雪体制の構築を目指し、平成28年12月に策定いたしました。

この計画では、人と自然にやさしいまちづくりを基本理念とし、協働のまちづくりによる誰もが住みよい雪国の創生を目標に、「雪に強いまちづくり、冬の快適な道づくり、共助による雪処理の体制づくり、安全な生活環境づくり、豪雪時の体制づくり、雪を活かしたまちづくり」の六つを基本方針に、施策と実施計画を定めております。

基本計画策定後の平成29年11月には、年度別実施計画を策定し、雪に関する相談窓口の設置をはじめ、小型除雪機の地域への配備や、除雪機械の計画的な更新、消雪施設等の整備、雪処理支援隊の増員、冬の暮らしガイドの発行などに取り組んできたところであります。

しかしながら策定後6年が経過し、人口減少と高齢化の一層の進行による雪処理の担い手の減少や除排雪作業員の高齢化、空き家の増加、さらには気候変動などを背景に、特別警報や顕著な大雪に関する気象情報が発令されるなど、雪に関する課題が増加・重大化、複雑化しております。このため、誰もが冬期間、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、令和5年度において、新たに西会津町地域安全克雪方針の策定と、西会津町雪対策基本計画の見直しを行うことといたしました。

この方針の策定と計画の見直し作業には、国土交通省の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金、補助率10分の10であります。この事業を活用する予定であり、町民の皆さんや関係者による雪対策基本計画等策定委員会を設置し、検討を進めることとしております。

この策定委員会は、外部の有識者に委員長を依頼し、6回程度の会議などを行いながら、自立的で安全・安心な地域を実現するための将来構想、具体的には、地域における死傷事故の防止や、除排雪作業時等における安全確保の取組を定める地域安全克雪方針の策定と、雪対策基本計画の現在までの進捗や地域課題の変化を踏まえた見直し作業を行う計画であります。

町といたしましては、この策定・見直しにより、協働による雪に強い快適な生活環境づくりと、災害に強い安全安心なまちづくりを進めてまいりますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 7番、小柴敬議員の御質問のうち、農業公社設立準備事業及び農業政策についての御質問にお答えいたします。

初めに、農業公社設立に係る地域プロジェクトマネージャーについてですが、町では現在、農業者の課題解決を図るとともに、地域の担い手農家や農業法人などと連携して、町農業の振興に取り組む（仮称）西会津町農業公社の設立を計画しております。

農業公社の円滑な設立及び運営に向けて、総務省の地域プロジェクトマネージャー制度を活用し、経営管理や組織運営のマネジメントを担う人材の確保を昨年度から進めてまいりましたが、これまで数件の応募があったものの採用には至りませんでした。

町では引き続き、農業公社の経営面の指導・助言をいただく人材の確保を進めるとともに、併せて、農業現場や栽培技術などに見識を持つ人材の確保に努め、経営と農業現場の両面から運営体制を構築してまいります。

次に、事務局長や経理職員などの人材配置の時期であります。農業公社設立基本計画では、農業公社設立後当面の間は、事務局長となる職員を町から派遣することとしており、農業公社設立予定の令和5年10月に合わせて派遣してまいります。また、経理担当職員については農業公社が採用する職員であり、募集や面接などの期間を考慮し設立時期に合わせて採用してまいります。

次に、新郷連絡所の事務室改修の完成時期ですが、10月の公社設立予定時期に間に合うよう8月下旬頃の完成を予定しております。

次に、農業政策についての御質問にお答えいたします。

ミネラル野菜の振興につきましては、これまでミネラル野菜普及会、産直野菜出荷組合、施設園芸振興組合などを中心に普及拡大に取り組み、町内の直売施設や町内外のスーパーでの販売、学校給食への食材提供、ふるさと応援寄附金の返礼品などで消費者から一定の評価をいただいております。

一方、生産拡大と品質向上のため、栽培指導専門員の配置や土壌分析鑑定料の助成事業など町独自の支援策を実施してきましたが、生産者の減少や高齢化、コロナ禍による消費低迷などの影響により、ミネラル野菜の出荷額は減少傾向にあります。

町では、本事業開始から令和5年度で25年の節目を迎えることから、これまでの取組について生産者や関係機関などと評価・検証を行い、今後の事業展開などについて検討を行うこととしており、御質問の後継者対策や販路、生産品種等の課題につきましても、生産者との意見交換などを行い検討してまいります。

次に、菌床キノコ生産者の新規参入者や後継者・担い手の確保についてであります。町では菌床キノコ栽培の振興を図るため、平成21年度から令和4年度まで40棟のパイプハウスを整備し、令和5年度は新たに3棟の新規整備を計画しているほか、既存の8棟に空調や断熱材の追加設備整備を実施する計画であります。

パイプハウスの整備拡大に伴い、生産量も年々増加しており、町総合計画・前期計画で掲げた令和4年度の目標生産量の100トンを上回る124トンを達成するなど、順調に生産拡大が図られており、町内の3法人ではパートや短期雇用も含め37名の雇用が確保されております。

町では毎年度、翌年度にパイプハウスの整備を希望する生産者に対して、生産量増加に伴う従事者数の状況についても聞き取りしており、令和5年度に3棟を増設した場合でも、それぞれ現状の人員で対応が可能であるとのことでありました。

町では引き続き、パイプハウス整備事業による生産拡大や雇用の確保が図られるよう、生産者と連携して取り組んでまいります。

次に、菌床キノコ生産の指導員の配置についてですが、生産者への栽培指導は現在、種菌メーカーが生産者を定期的に訪問して技術指導を行っているほか、JA会津よつばのキノコ部会においても定期的に研修会を開催し栽培技術の向上に努めており、町内の法人の中には全国的な品評会において7年連続で金賞を受賞するなど、生産者自らが高品質なキノコを生産している状況です。

ノコ生産に取り組んでおります。このため、現時点で町が独自に栽培指導員を配置する考えはありませんが、町では菌床キノコの生産拡大を図るため、これまでの秋冬型の栽培から通年型の栽培に対応するため、ハウス本体のリース事業に加え、令和3年度からは断熱材や空調設備もリース事業の対象に追加し、生産者を財政面から支援しているところでありますので、御理解願います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、順次、質問をした項目から再質問をさせていただきます。

現在、地域プロジェクトマネージャーが決定してないんですが、この決定してないというところでも運用、10月の新規開設に向けて作業ってあると思うんですが、そこでは町はどのような計画で10月の設立に向けた準備作業を行っていく予定ですか。その点をお伺いをいたします。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、昨年度から地域プロジェクトマネージャーの募集をしております、これまで数件の応募があったものの採用には至っておりません。

今年10月に農業公社の設立を予定しておりますが、引き続き町では経営面とか、そういった指導をいただける人材の確保は引き続き継続していきたいということで考えております。

さらに、経営面だけではなくて、農業の現場に知識がある方、こういった方の確保も進めまして経営面だけでなく実際の事業を運営する上での技術的な部分についても、専門的な人材の確保を併せて進めていきたいということで考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 私たちも検討会の中で視察をさせていただきました。その中で、視察した3者とも行政経験や農業等公社業務を兼務している方が、それぞれプロジェクトマネージャー的な存在になっており、人材確保これがやはり一番重要だというようなことをお聞きしてきました。

今、課長が質問に答弁いただきましたが、それらの方向で、今現在そういった募集対象をどのように絞り込んでいるのか、お聞かせください。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 現在の状況であります、地域プロジェクトマネージャーにつきましては、総務省の制度であります。この三大都市圏あるいは政令都市に住所をお持ちの方が町に住民票を移動した場合、地域のプロジェクトの中心的な役割となって活躍する場合について、総務省の特別交付税の措置を受けれるという制度で、町はこれまで募集をしております。ただ、これまでの募集の仕方だけでなく、やはり今後は地域プロジェクトマネージャーの要件には該当しないような適任者がいた場合、これは一般財源というか特別交付税の対象にはならない人材になってきますが、そういったことも含めて幅広く、地域プロジェクトマネージャーの要件に合致しなくても農業公社が求める人材ということであれば、財政負担も伴うことからその辺は慎重に検討する必要がありますが、幅広く募集のほうは努めて確保していきたいということで考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 プロジェクトマネージャーを設置しなければ、この10月開設に向けてある程度方針をどのように決めるかという、方針づくりというか、経営指導だったり収益事業の企画とか立案とか、その点をプロジェクトマネージャーに求めている内容の計画書でありますので、現在10月に向けた町独自の、プロジェクトマネージャーがいなくても、こういう方向で進んでいくというような、そういった計画等は併せてお考えなんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 7番、小柴議員の御質問にお答えしたいと思いますけども、先ほど農林課長が答弁したように、地域プロジェクトマネージャーについてはこれまで募集してきたわけですけども、採用には至ってないというような状況であります。

おっしゃるとおり、地域プロジェクトマネージャーについては、これから農業公社を設立するに当たって、そういった経営面とか今後の方向性とか、そういうものを検討していただくかなと思ったわけですけども、採用に至らなかったわけですので、4月から職員を専任で農林振興課のほうに置きまして、農業公社の設立に向けた準備作業に当面は当たっていただくと。そして、また10月からは農業公社が設立になった後は、事務局長というような形で派遣するというような形で、そんな人員配置をしていきたいなというふうに思っております。

それと併せて、先ほど農林課長話したように、実務的な内容を知識を持ってる方、例えば県職員のOBの方とか、そういった方に御協力をいただくようなことも考えつつ、いわゆる農業公社の設立に向けたいろいろな準備作業を4月から進めていきたいというふうに考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 では、今の副町長にお伺いいたしますけれども、10月に向かうまでに職員を人員配置して事務局長的な存在でそこまでの準備作業を進めていくんだということでありましたけども、先ほどの答弁の中では事務局長1名を派遣するというようなことでしたが、この事務局長の内容が非常に膨大な量なんですよね。準備の要旨のほうに書いてありましたが、各種調査、試行事業等の調整、事務の統括、公益事業の作業工程管理、公益事業の統括、その点が事務局長に求められる能力というようなことで書いてあるわけですけども、非常に事務量が多いのに人員一人では到底私は無理だと思うんですね。やはりその点をもうちょっと建設的に考えて計画、10月に向けた新たな設立が可能な範囲でやはり運営していかないと、10月までプロジェクトマネージャーも見つからない、局員一人がばたばたしてるというような状況は、我々側としてもこれから今後予算措置をするわけですけども、予算を措置したけれども、ばたばたで結局10月に向けて開設できなかったというようなことでないように、やはり準備作業を進めるべきだと思うんですね。ですから、その点について再度お聞きいたします。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 再質問にお答えしたいと思いますけども、たしかに地域プロジェクトマネージャーが採用に至らなかったというのは現実的にそういう状況であるわけですけども、それ

に代わりまして、先ほど言ったように職員が4月から専属に配置して設立に向けた準備作業を行うと。当然今までも準備作業行ってきて計画書の作成とかやってきたわけですから、そういった内容を熟知している職員を配置しまして、これから設立に向けてさらに準備作業を深めていくと。配置する職員については、1名だけでなく、その他1名についても2名ほど職員を配置したいというふうに考えてます。そこに先ほど言ったように、実務的な知識を持っている県の職員の経験者の方、そういった方にも御協力いただくような体制づくりで考えてます。ですから実際には3名ほどの体制で、そういった形で設立に向けた準備作業を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今の答弁の中でOBの協力が求められるというような予想ですが、これ確実にOBの協力が求められる体制が4月からは整うということでしょうか。その点1点お願いします。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 お答えしたいと思います。

県職員の方には内諾をいただいているような状況でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 内諾をいただいているということなので、ぜひとも設立準備に向けて穴のないような形で進めていただきたいと思います。

改修のスケジュールについては8月下旬までには改修は全て整うんだというような答弁でしたので、ぜひ計画にのっとって粛々と作業を始めていただきたいと思います。

次に、農業政策について再質問をさせていただきます。

現在、ミネラル農家、非常に高齢化が進んでいるということでもありますけども、担い手の確保という面で今後25周年以降もある程度危惧される場所でもありますけども、現在の会員数はどのくらいになってるのでしょうか。また、発足当時から現在までの会員数の推移等がもし分かればお聞かせください。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 御質問にお答えをいたします。

現在、町内の生産振興組織は3つの団体がございます。一つが、にしあいづ健康ミネラル野菜普及会で、現在会員数は60名となっております。もう一つ、にしあいづ施設園芸生産振興組合、これはミネラルの普及会と会員の方重複しておりますが、会員数36名おります。もう一つですが、にしあいづ産直野菜出荷組合、この組合員も普及会の方と重複しておりますが15名おります。会員数の動向ですが、普及会につきましては、年々減少傾向にあります。残りの二つの施設園芸生産振興組合と産直野菜出荷組合については、ほぼ横ばいの状況であるという状況でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 高齢化が進んでいるということで、やはり今後ふるさと納税の返礼品とか、私もどちらかというミネラル野菜については非常に興味があって、発足当時から料理室には足しげく通わせていただいております。ぜひとも、えぐみのないおいしい野菜を継続して作っていただきたいと思います。現在、冬の生産がほとんど温室とかそういった

たものが整備されてないんですけれども、それに対してミネラル普及会のほう、あるいは町のほうで、今後冬期間も栽培可能なような施設の整備だとか、作物が考えられるのかどうか、その点1点お聞かせください。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

今ほどの御質問でございますが、やはり西会津の場合、冬期間の降雪が一つ課題になっております。降雪量が多いことに加えまして、日照時間が短いということで、冬期間の栽培につきましては、ハウスの温度を確保すること、ここには非常に課題があるのかなということで考えております。

これまで町内の生産者の中には、葉物の生産、あるいは軟白ねぎの生産に取り組む農家が数件ありましたが、高齢化でありましたり、やはり冬期間の暖房でありますとか、除雪費用がかかって採算が合わないということで、継続した作物の生産には至っていないということでもあります。

こういった状況については、今後も課題としては同じなのかなということで考えておりますが、今後、農業公社が設立後は高収益作物の栽培の実証実験も農業公社が行う予定にしております。冬期間の栽培品目についても、その中で検討してまいりまして、ある程度収益性が確保されるような作物があれば農家の皆さんに普及をして産地化までいければということで考えておりますが、まずはそういった一つ一つの課題をクリアというか、していきたいということで考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 一時期、千葉に移住というか、行かれた農家の方が冬場ミネラル野菜として西会津のほうに送っていただいて販売してたというような経緯があるんですが、そういったことは現在はもう既にやってないということでしょうか。お聞きします。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 過去には町内に在住されて転出された方が、転出先で栽培したものを西会津のほうに送って販売していた経過があるようですが、現在は行っておりません。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 課長からも答弁ありましたように、やはりこの時期、電気代とか燃料高騰によってやはり冬場のコストが全て上がってるように感じますけども、私1点提案したいと思うのですが、せっかく温泉があるわけですから、この温熱の廃熱利用ということも少し検討していただきたいと思うわけです。どこにどういうふうに設立するのかは、ちょっと課題になろうかと思えますけども、せっかくいい湯量の出る温水があるわけですから、そういった考えに関して検討の余地はあるのかなのか、その点1点お聞かせください。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

温泉の廃熱利用の御提案でございました。農林振興課では具体的な検討までは行っている段階ではございませんが、廃熱利用には幾つか課題があるのかなということで、現在考えております。一つ、ロータスインになろうかと思えますが、周辺にハウスを設置する場所の問題が一つあります。もう一つが大規模な配管工事が必要になってくるのかなという

ことがあります。また温泉水を利用しますので、ポンプ、配管などの設備についても定期的な更新というか交換が必要になってくるということで、イニシャルコストとランニングコストも相当かかってくるということで、それを上回る収益のある作物の生産が必要であるということで、こういった温泉の廃熱利用には数々の課題があるのかなということで考えております。

なお、温泉の廃熱だけでなく、先ほど申し上げましたように冬期間の栽培につきましては、今後農業公社が行う事業の中で、その可能性については調査をしていきたいということで考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 方針については理解できました。

菌床キノコについての質問に移ります。

令和4年度124トンというすばらしい生産量を上げておりますけれども、あと新規参入という形でなくて現状のキノコを栽培している方で人員が確保されており、3棟増設してもその辺の人員確保は大丈夫だというようなことでありましたので、ぜひとも町が目指す菌床キノコ生産量アップ、そういったことに目指していただきたいと思います。

また1点お伺いしますが、空調設備それから断熱設備ということで、今後通年で取れるような形を整備したいということでしたけれども、現在40棟ありますパイプハウス、その中で整備する棟数は何棟を予定しているのでしょうか。お聞かせください。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 令和5年度の整備の内容ということで、御答弁をさせていただきます。

令和5年度、本体につきましては、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり3棟でございます。空調設備につきましては、既存のハウスに2棟を追加する計画であります。また、断熱材につきましては6棟を予定しております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 空調2棟、断熱6棟というのは、現在は空調と断熱、現在もあるわけですよね。現在は無いんですか。新たに空調2棟、断熱6棟で整備を進めていくということですか。それは分かりました。

それでは、増床による見込みということで1点お聞きしますが、3棟増床することによって、どのくらいの生産量が増える予想、計画なんでしょうか。1点お聞きします。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 3棟追加による出荷額、販売額の増加の部分でございますが、これは生シイタケのときの価格によって金額が変わってくるのかなということで考えておりますが、おおよそパイプハウス1棟の出荷額、販売額であります。400万円程度ということで試算をさせていただきます。ですので、令和5年度3棟ですので、1,200万円程度の出荷額が増加するという見込みでございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 答弁ありがとうございます。菌床キノコの増産に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

指導員確保という点に関しては、それぞれ勉強会等を行っているもので、特に今後も予定

していないということでありますけれども、西会津一のおいしい米コンテストってありますけども、西会津一のおいしいキノココンテストというような計画は今後持てると思うんですが、その辺はどういうふうにしてお考えですか。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

西会津一うまい米コンテストにつきましては、町では食味計というのを使用しまして、食味値などと併せて審査員の実食で審査をして、そういったコンテストを行っております。

キノコにつきましては、そういった機械的にうまみ成分というか、そういったものを今、計ることは、機械がないのでできませんが、議員お質しのように町のおいしいキノコをPRするということについては、今後引き続き、どのようなやり方があるかというのは検討してまいりたいと考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それについても1点提案したいんですけども、キノコを使ったおいしい料理コンテストというようなことも考えられますので、そういったことで普及会とかそういったことで、それぞれ競っていただいて、自分らの料理の腕前を上げるということもちょっと提案したいなということで、一応御検討ください。返答は結構です。

それでは、3番目の雪対策について質問を変えます。

計画の見直しについて、国・県の動向や社会情勢の変化、気候変動等によって随時見直しを行っていくということでありましたけども、この見直しの項目、今のところどこがどういうふうに変化してるということで、先ほど町長のほうから答弁いただきました。それで一番やはり危惧するところは、我々高齢化に向けてどんどん年齢が進行していくわけですから、そうするとなるべく負担がかからないような除排雪というようなことになっていくわけです。一番やはり消融雪道路ということが一番いいのかなと。ただし、水の確保だったりコストのかかるというふうなことでありますけども。この予算、今回は計画の見直しということで、策定委員会の報償費94万5千円ということで計上されております。このほかにはどのようなことを、計画というか予算で反映させていくんでしょうか。お聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 小柴議員の再質問にお答えいたします。

まずは、予算の部分というお尋ねでございますが、今回の雪対策の計画の見直し及び策定の部分につきましては、委員の報酬のほか、アドバイザーの謝礼、それから費用弁償、需用費、印刷製本費、そういった部分の予算を計上してございまして、合計で202万5千円というようなことになっております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 200万円の内訳については、理解しました。

それで、計画の見直しについて、答弁にもありましたけども、29年11月年度別の実施計画を策定ということで、この当時は推進委員会というものが設立されておりました。前回の委員の任期というものは、令和元年なんですかね、平成31年ということですから、その後必要に応じて任期を延長可能というふうになっておりますが、この委員の方々に対し

て任期延長ですよというような御案内等々はされておったのでしょうか。その点1点お聞かしてください。

○議長 玉木企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

今ほど議員御指摘のとおり、現行の西会津町雪対策基本計画につきましては、28年12月に策定いたしまして、その後29年御指摘のとおり、その基本計画を推進するための推進委員会を設置したわけでございます。そういうことで推進委員会を設置して、年度別の実施計画を策定して推進してきたわけでございますが、その取組につきましては、3年程度で推進制度というのは終了しております。それ以降は、役場内部におきまして、それぞれの関係部署と、それから町全体の町議がありますので、その中で進行管理をしながら年度別実施計画を推進してきたというような経過になっているところでございます。これは令和元年度、2年度からはそういった形で推進をしているということでございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今回の策定委員の推薦というか、選任については、どのようにお考えでしょうか。1点お聞きします。

○議長 玉木企画情報課長。

○企画情報課長 今回の策定の見直し、策定作業と計画の見直しについてでございますが、実は西会津町の雪対策関係につきましては、一番最初昭和62年に克雪利雪まちづくり計画というような計画案をつくりまして、雪対策を進めてきました。その後おおむね15年ごとに、こういった計画の見直し作業を、または新規につくる作業を進めてきております。今般、一回目の町長の答弁で申し上げましたとおり、議員の御指摘もありますとおり、6年ということで、どちらかといいますと中間の見直しの部分になっております。といいますのは、一回目の答弁で申し上げましたように、やはり最近の気象状況の変化がものすごく激しいと。それと議員御指摘のとおり、この雪対策基本計画の中には全ての分野において、自助・共助・公助というような部分を位置づけまして、町民の皆さんとともに推進をしてきたわけでございますが、これがなかなか高齢化によりまして難しくなっている。こういった部分を見直すというような見直しの作業が主になってきておりますので、それにつけても策定委員につきましては、28年12月に策定したときに委員長ほか合計で26名の委員で策定作業進めてまいりました。今回もせっかく国の補助事業が使えますので、幅広い皆様方、25名程度ということで、前回と同じような形で克雪利雪に関わる町民の方々または自治区長の皆さん方、それから関係機関の代表、こういったメンバーで進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 前回の委員も選任される可能性はあるということで、考えてよろしいでしょうか。

○議長 玉木企画情報課長。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

前回の委員につきましては、名簿を見ますと国・県の充て職的な部分、または雪処理に従事する者だったり、自治区長さん、町内関係機関、皆さんどちらかといいますと、役職

で参加されてる方も多くございます。そういった意味で、引き続き6年前と同じような役職におられる方は当然またお願いしていきたいというふうに考えておりますが、その他の委員の皆さんにおかれましては、それぞれ所属する機関だったり、自治区だったり、団体のほうにお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 計画の立案、それから我々に対する報告とか、その点に関してはいつ頃を予定しておりますでしょうか。その点1点お聞きします。

○議長 玉木企画情報課長。

○企画情報課長 先ほど来申し上げましてとおおり、今回安全指針の策定と見直しという部分でございます。前回は、申し上げたとおり、15年ぶりの計画の策定ということもございまして、策定委員会4回開いて、または3つの部会それぞれに4回ずつ部会を開いてというようなことで、大分長期、時間を要した策定スケジュールになっておりますが、今回は、この計画の中間見直しの意味合いからも、ちょっとコンパクトなスケジュールで進めたいということでございまして、最終的な計画案ができましたらば、12月辺り議会に、全員協議会等で御説明をするようなスケジュールを今は考えているところでございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 分かりました。しっかりと見直しを図っていただいて12月報告ということでございますので、お願いをしたいと思います。

平成28年の基本計画の中に、8ページですけれども、分水作業の自動化、非常に群岡もそうですし、野沢地区もそうですが、分水作業にかかる人的な労力が非常にウエイトが高いので、やはり分水作業の自動化などの調査を行うということでありましたので、今回もその調査を全く行っていないでしょうから、そこら辺ももう一度見直していただきたいと思いますが、その点について答弁をお願いします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、雪対策は高齢化社会の進展によりまして、町民の皆さんの負担は増していると、そういうふうな形で認識はしてございます。今、御指摘のありました分水、流雪溝の分水の自動化でございますけれども、現時点では詳細のところまでは詰まっていけないというのは事実でございます。

現在、町におきまして、デジタル戦略の推進事業というようなことで産業、暮らし、行政などあらゆる分野においてデジタル変革に取り組んで持続可能なまちづくりを進めるというようなことで進めております。この推進過程の中で、どのようにしたら実現できるのかなどにつきまして、さらに深く調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 前向きにしっかりと検討をしていただきたいと思います。

今回、見直しが図られて配付されました総合計画・後期基本計画の中から、1項目御紹介したいなと思いましたが、今回の道路除雪とか主な実施事業というような項目がいろいろと書かれておりました。後期基本計画の中の、こんな町になったらいいなという1項目か

ら、消融雪施設などにより除雪に苦勞しない町という1項目がありました。本当に理想だと思いますが、ぜひ計画に盛り込んでいただいて、今後の高齢化に向けてしっかりと取り組んでいていただきたいと思いますが、その点の答弁についてお願いします。

○議長 玉木企画情報課長。

○企画情報課長 御質問にお答えいたします。

お質しのとおり、この総合計画の後期基本計画につきましては、本当に多くの町民の皆さんに参加いただきながらつくった計画でございまして、特に御指摘の、こんな町になっただけの部分につきましては、まさにその策定委員の皆さんの生の声をここに記載しております。そういうことですので、町としましてもこの部分については、特に今回の計画づくりの中では意を留めながら検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 前向きに検討していただけるということですので、しっかりと今後の対応をお願いします。

私の一般質問、これで終了します。ありがとうございました。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。9番、多賀剛でございます。今定例会に2件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

最初の質問として、少子化対策、子ども・子育て支援について、お尋ねをいたします。

少子化に歯止めがかからない状況が続く中、昨年間の年間出生数が初めて80万人を割り込むとの報道がなされました。政府は危機的な状況だとし、異次元の少子化対策、子育て支援をしていくとしております。こうした中、本町においても西会津町総合計画に基づき、「健やかな人とともに育むまちづくり」のスローガンの下、積極的に各種の子ども・子育て支援に取り組んでいるところではありますが、なかなか出生数が増えることにつながるような成果が出ていないところであります。昨今の生活様式の変化の中、核家族化が進み、地域とのつながりが希薄になってきたせいなのか、また男女共生社会による働き方の変化によるものなのか、ここ3年間は新型コロナウイルス感染症の拡大という思いもよらない要因もあったのかもしれませんが、少子化の幾つかの要因は想像はできますが、果たしてそれだけなのか。安心して子どもを産み育てることができる町にするには、子どもを設けたい、あるいは子育て世代の働き方や生活様式に応じたニーズを的確に捉えながら各種の施策を実行していくことが大変重要と考えます。

本町は、周辺他市町村に比べ先進的な取組を実施をし、注目を集めているところでありますが、今後さらに成果を上げていくためには、何が必要と考えますか。幾つかお伺いをいたします。

まず、1点目としまして、結婚をしようとする若者や若い夫婦などに、改めて今子どもを産み育てていくためには何が重要なのか、必要なのか、ニーズ調査をしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

2点目としまして、金銭面の支援も大変重要と考えますが、総合計画にうたっているように、地域ぐるみで子育てに取り組むことがさらに重要と考えます。子どもは地域で育て

るという環境づくりが大変重要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

3点目といたしまして、子育て支援センターで行っております伴走型支援をさらに強化、支援充実させ、西会津型ネウボラ制度として取り組んではいかがでしょうか。お伺いをいたします。

4点目といたしまして、こども園での病後児保育の検討はできないものなのか、お伺いをいたします。

2点目の質問といたしまして、J R野沢駅・磐越西線の活性化についてお尋ねをいたします。

町長の提案理由の説明でもありましたが、4月1日に不通となっていた磐越西線、野沢一喜多方間が再開通するとの方針が示されました。通勤・通学・通院などに利用されていた多くの町民にとっては、待ちに待った再開通であります。しかし、野沢駅から上り線も下り線も双方とも昨年示されたJ R東日本の赤字の顕著な路線としての変わりはないところであります。町の活性化には、町の一つの顔である野沢駅の存在、在り方は大変重要であり、磐越西線の趨勢は本町に与える影響も大変大きいものと考えます。先日の「協働のまちづくり推進会議・まちづくりデザイン会議合同発表会」においても野沢駅の利活用・活性化についての提案がなされたところではありますが、今後の実現に向けての取組に期待するところであります。野沢駅の利活用と活性化、磐越西線の赤字縮小と将来にわたって存続に向けた取組について、お伺いをいたします。

1点目の質問といたしまして、磐越西線の利用促進に向けた喜多方市や阿賀町などの沿線自治体との協議会などの組織や活動が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2点目といたしまして、駅舎自体をJ R東日本から無償譲渡を受け地域振興に向け町が有効活用するという事例があります。野沢駅も譲渡を受けるべく活動はできないものなのか、お伺いをいたします。

以上を私の一般質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、多賀議員の御質問のうち、野沢駅・J R磐越西線の活性化に向けた利用促進のための組織と活動の必要性についてお答えをいたします。

J R磐越西線は、昨年8月の豪雨災害により、喜多方市内の濁川橋りょうが倒壊し、現在もバスによる代行運転が続いておりますが、復旧の見通しが立ったとして、先月22日にJ R東日本より4月1日の始発から全線での運転再開予定との発表が出されたことは、町民のみならず、利用者や沿線自治体にとりまして大変うれしいニュースであり、新学期や春の観光シーズンに間に合ったことに安堵したところであります。

この間、町では、喜多方市や新潟県阿賀町、会津総合開発協議会などと連携をしまして、早期復旧と運転再開に向けて要望活動を行ってきたところであり、御尽力いただいた関係各位に厚く御礼を申し上げる次第であります。

しかしながら、地方鉄道を取り巻く環境は人口減少に加え、新型コロナの感染拡大による利用客の落ち込みによって、多くの路線で赤字が続いており、国の鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会で、輸送密度の低い区間を対象にバスなどへの転換を含め協議を進めるべきといった提言が出されるなど、路線維持に対して厳し

さを増しており、磐越西線も例外ではありません。

このため、将来にわたって路線を存続させていくためには、沿線自治体と連携して利用促進に向けて取り組んでいく必要があると認識しており、町の総合計画・後期基本計画の中で協議会の設置検討を位置づけているところであります。

なお、磐越西線については、被災した鉄橋の災害復旧に鉄道軌道整備法に基づく補助制度を活用することで、最低10年の長期運行計画の策定が義務づけられ、今後の運行が担保される見通しが立っていることから、協議会の設置検討に当たりましては、阿賀町、喜多方市を含む沿線自治体、JR、県との連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 9番、多賀剛議員のJR野沢駅・磐越西線の活性化についての御質問のうち、野沢駅の利活用について、お答えいたします。

まず、お質しの駅舎の譲渡についてであります。JR東日本新潟支社に問合せをいたしましたところ、従来からJR磐越西線の運行ダイヤにおいて、野沢駅は単なる通過駅ではなく、始発及び終点があり、その対応のため列車が駅構内に留置され、運転士や車掌等の乗務員も駅に宿泊する機能を有しており、輸送の安全を確保する管理上からも、短期間のうちに駅舎を譲渡することは難しく、様々な課題について整理・協議していく必要があるとのことであります。

次に、野沢駅の利活用についてであります。町としましても野沢駅は町観光の玄関口の一つであることから、その活性化は非常に重要であると認識しております。

また、お質しのとおり、町が町民の皆さんと進めている協働のまちづくり推進委員会の中で、野沢駅の活性化を目指すグループでは、高校生や女性も居心地のよい野沢駅をテーマに駅の魅力化に向け活動しているところであります。具体的な取組としましては、JR新潟支社の御理解を得て、居心地を重視した待合室を目指し、令和3年10月に西会津高校3年生と合同で1日限定の実験的な改装を実施いたしました。

さらに今年度は、駅を利用する西会津高校生からの意見、アイデアを基に、ふるさと産品を展示しているスペースの機能強化・改装を検討しているところであります。

町としましては、駅舎の譲渡を受ける場合には相当な時間を要すると見込まれることから、野沢駅の活用・魅力化に向けては、実現可能なものから町民の皆さんとともに考え、ともに解決する官民連携により、JR新潟支社と協議を行いながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 9番、多賀剛議員の少子化対策、子ども・子育て支援についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の若者などへのニーズ調査につきましては、町では、子ども・子育て支援施策を具体的に進めるに当たり、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めております。現行計画の期間が令和6年度までであることから、その見直しに向けたニーズ調査を令和5年度に計画しております。本調査の対象や調査項目の拡大を図り、有効性の

高い少子化対策の把握に努めてまいります。

次に、2点目の子どもは地域で育てるという環境づくりにつきましては、まず子育ての第一義的責任は保護者にあります。しかしながら、子どもたちは社会の宝であり、地域社会を構成する大切な一員でもあります。子どもたちを心身ともに健やかに育てためには、家庭はもとより企業を含む地域社会、そして行政がそれぞれの役割の下で協働していくことが重要と考えております。

次に、3点目のネウボラ制度につきましては、議員お質しのとおり、町では既に妊娠から出産、子育て期の支援拠点として、こゆりこども園内に子育て支援センターを設置し、各種事業に取り組んでおります。

ネウボラと子育て支援センターでは、家族全体に対する支援の密度などに違いはありますが、目指すところは同じであり、保健師による育児相談や訪問指導をはじめ、必要に応じ関係機関と連携を図るなど、子どもやその家族に寄り添い、きめ細かなサポートに努めております。

今後につきましては、町の充実した専門職の体制を十分に活かし、安心して子どもを産み育てられる町づくりの強化に努めてまいります。

次に、4点目の病後児保育の実施につきましては、現在、こども園において保育中の園児が急に熱を出すなど体調不良になった際に、保護者が迎えに来るまでの間、別室で保育をする体調不良児対応型相当のサービスを実施しておりますが、病後児保育として実施するには、医療スタッフの配置など新たな体制整備が必要なことから、現在のところ実施には至っておりません。

町といたしましては、子どもの病気などで看護が必要な時には、まずは休暇制度を利用した保護者の休暇の取得や家族などの協力によるもので対応いただくほか、現に休むことができない、頼むことができない保護者のセーフティネットとして、今後は病後児保育や相当サービスの提供ができないか検討してまいりますので、御理解願います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、私の質問した順番に再質問をさせていただきます。

まず、少子化対策、子ども・子育て支援についての再質問にさせていただきますけども、先ほど壇上で私話したように、国では出生数が80万人を切ってしまった、総理大臣もこれは危機的な状況だというようなことで、大慌てで先日の予算委員会でお話をしておりまして、本町の状況を担当課長にお尋ねしたところ、子どもの出生数、令和3年は28人、令和4年は17人、これは予定を含むということであります。令和5年は現在のところ10人、これから新年度、増える可能性は若干ありますけども、そういう数字だそうでございます。

私は、総理大臣は危機的な状況だと申しましたけれども、本当にこの数字を見たときに私は愕然といたしました。要は町の総合計画の中では、基本は社会動態の人口減対策の話もありましたけども、自然動態の中で出生数というのは30人を見込んで計画ができてるわけですね。それで、去年、今年は先ほど言ったようにコロナ禍の中でいろんな変則的な状況があったかもしれませんが、令和5年度は10人だというようなことで、大変な私は危機感を覚えています。ということは、このまま行けば、その年代の子どもは小学校に

入るときは10人、中学校も10人というような数字で推移していくわけですね。今回、中学校も長寿命化の修繕計画なんか出されてますけども、中学校は1学年3クラスのキャパでできてる学校で10人くらいしか入らない時期がもうすぐそこに来てるというようなことでは、大変な状況だなというようなことでもあります。

この子育て支援あるいは少子化対策というのは、なかなか簡単にできるものではないのは私は承知しております。国会のやり取りなんかを見てても、本当に異次元の少子化対策、子育て支援をしてると言いましたけれども、具体的な予算措置、あるいは具体的な政策が示されてないだけに、じゃあ実際にどうすればいいのかというのは大変難しいところでもあります。昨日、町長の答弁の中でも、岡山県の奈義町、奇跡の町の話されましたけども、そんなことをすれば果たしてこの町の出生数が増えるのかという思いがありますけども、この少子化対策、私いろいろ提案しましたけども、一番何が、町長としては大切だと思えますか。それをまずお尋ねしたいと思えます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの御質問でありますけれども、私もここ数年の出生数を見ても大変危機的といいますか、これをどう解決したらいいのかなということで、ずっとこのことについては考えてまいりました。いろいろ財政的な支援もしてまいりましたが、どうも財政的なことばかりでは、やはり出生数の増にはつながらないなというふうに思っております。

いろいろ国の統計とか何か見ますと、いわゆる妊娠中の、あるいは育児中の親御さんにとって何が一番不安かということ、孤独と孤立化と、それから相談する場所がないとか、助けを求めても相談する場所がないと、こういうようなアンケートが出てるようでありませけれども、ですからやはり安心して子どもを産み育てられる環境、これは今までのやり方では私は駄目だなと。先ほどお話ありましたように、ネウボラのことやはりこれから本当に積極的といいますか、真剣にそういう子どもさんたちを、親御さんたちのいわゆる安心感、信頼感を持てるような、そういう子育て支援をやらないといけないのかなというふうに思っております。

いろいろ先進事例もあるわけでありませけれども、西会津型の子育て支援対策、これもいわゆる行政だけではいい支援対策なんてできないわけでありませから、当然これは親御さんたち若い世代の方、あるいは関係者の皆さんが集まって今後のいわゆる子育てを考えたときに、専門部署といいますか、そういう組織をつくって、いろいろな皆さんの意見を聞きながら、この少子化に向けての対策といいますか計画といいますか、をしてまいりたいなと、それやらないといけないなという時期に私は、これも副町長いかにもちょっと指示をしたわけでありませけれども、本当に深刻な冗長だということについては認識しております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 これは政策的なことなので町長にお尋ねするしかなかったのでお尋ねしましたけども、やはり今御答弁いただいたように、今子育てしている若い夫婦の悩みというのは、全部夫婦に負担が、負担というか責任も含めて親に全てかかってきてる。先ほど地域で育てる環境づくりが必要ではないかと言いましても、これも今の時代なかなか昔と違って、時代が変わったで済ましていいのかどうかも私ちょっと疑問なんですけど、昔の話で恐縮な

んですが、昔は子どもなんかいなくてもあんまり探もしなかった。探したら隣近所で昼寝してたとか、挙句御飯御馳走になって風呂まで入ってたなんていう笑い話もありましたけども、そのぐらい地域社会がみんな周りで子どもたちの面倒を見てくれていた状況なんですよね。やはり夫婦二人に負担をかけるのではなくて、負担を町民全体で分かち合えるような環境づくりというか、これどうしたらいいのかって私も具体的にちょっと言いづらいです。なかなか難しいですけども、そんなことをしていかないと、本当に口で言うほど安心して子どもを産み育てられる、安心してできる町なんていうのは、なかなか言いづらいと思うんです。そのためにはどの辺から変えてったほうがいいのかなと。

こども園の状況、先ほど担当課長にお尋ねしましたら、子ども預けたりお迎えに行ったりするときも、昔はそんなに難しくなくて、おじいちゃんおばあちゃんが迎えに行ったり、送り届けできたりしたんだけど、今はなかなか知らない人が迎えに来たりすると、顔が分からない人が来たりすると、帰せない。急に先ほど、体調不良になったときの話ありましたが、具合が悪くなった、お父さんもお母さんもなかなかお迎えに行けない。じゃあ隣のおばちゃん迎えに行っただけでいいよなんていうことも今の時代許されなくなってきてる。その辺も、何とかしないかなというように思いますが、これ町長、大変難しい話ですけども、地域で子どもを育てるといえるのは、どの辺からやったほうがいいと思いますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問でありますけども、岡山県の奈義町の話が出ましたが、現在合計特殊出生率が2.95、約3人産んでるということでありますけども、これ3人になったのは20年かかったそうです、20年。これは町長さんの話でした。ですから1年や2年でこの問題は解決できることではないわけでありまして、ただ私はどちらかというところ今までは行政側の視点から、いわゆる少子化対策を考えていたような気が、自分もそんなふうにちょっと思ってますけど。実際に若い人たちがどうすれば子どもを二人三人と産んでいただけるのか、ここをやはりしっかり、どういう言葉がいいんでしょうかね、分からないでは対策も立てようがないのではないのかなというように、それから、いろんな支援対策がありますけども、それが将来にわたってずっと継続して、財源があるときはやる、なくなったらやめるということじゃなくて、将来にずっと継続して、いわゆる子どもを産んで育てられる皆さん、いわゆる若い夫婦の皆さんが安心して、そして信頼できるような対策というか、これをやらないといけないなど。ですから、いろんなことを、それ一つやればいいということではなくて、いろんなことをやらないといけない。その前の結婚の問題もあるわけですよ。ここにまた定住していただける問題もある。ですから、本当に子育てといっても、いろんなことをやはり総合的にやらないといけない。ただ、当面は子どもさんを産んでいただけるためにはどうしたらいいのか、どこをどうすればいいのか、何をしてもらいたいのか、ここをやはり明確に分析をしないとできないのかなと、そんなふうに思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 大変難しい質問をして申しわけありませんでしたけども、たしかに、これは少子化というのは永遠のテーマでございますから、そんな中でやれることから私はやっていく必要があるかなというところあります。

先ほどの御答弁の中でも今後検討していくという話でしたけども、これちょっと前のデータになりますけども、これは内閣府の少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査というようなことでありまして、保育所を少子化対策に一層役立てていくために、保育所のサービスをどのようにすることが望ましいと思うかというような調査をしてあるそうなんです。これは当然ちょっと前のデータでもありますし、地域差もあると思います。保育所の中で一番目に出てきたのは、待機しなくても入所できるよう保育所の数や定員を増やすというようなことです。これは本町においてはまだ定員に満たない、定員が余裕がありますからこれは当てはまらないと思いますけど、次に出てくるのが、やはり病児・病後児保育の充実、その次が延長保育の充実、その次が一時保育の充実というようなところで、先ほど言った保護者の親御さんの負担を軽減するという意味で、病後児保育、病児保育というのはなかなか私も厳しい、いろんなハードルがありますけども、いわゆる安心して子を産み育てられるという状況をつくるには、まず取っかかりとしてはこの辺を、やはりこの町は充実した町なんだよ、よく何でも日本一と言えればいいのかななんて話もありましたけど、子育て日本一の町にするには、本当にこの辺の保育サービスが充実してますよということをしてPRの一つのいい訴求材料になるんじゃないかなという思いで、今後検討することですけれども、これはぜひ早く何とか進めていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 病児保育・病後児保育についての御質問にお答えいたしたいと思います。

答弁でも申し上げましたように、このサービスにつきましては、やはり社会の必要性といたものがどんどん高まっております。本町においても子育て世代においては共働きまた核家族化が進んでおります。そういった中で、やはり仕事を持ってらっしゃる保護者の方が一時的にでも休暇を取って、子どものお世話をしなくちゃいけないと、看護をしなくちゃいけないとなったときには、それが頻繁に発生したような場合については、やはり負担感というのはどんどん増してくるようになって感じております。そういった際の対策といたしまして、病児保育については、なかなか医療スタッフや子どもさんの容態が急変するといった特性などもございますので、病児保育についてはハードルが高い部分かと感じておりますが、病後児保育、ある程度医師の御意見の下で安定した状態に至った際には、見守り程度で子どもさんの看護ができるといった、そういった時点を見極めて、お預かりするといったサービスが今後できるかできないか、体制づくりについては検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 御検討いただけるということですから、これ以上申しませんが、本当に今、こども園、朝送っていくときに子どもの体温を測って、境界内ギリギリだと、でも鼻水垂らしてる、これどうなのかなと本当に戦々恐々と送ってほしいんです。多少融通は利くらしいんですが、受けてくれば安堵して仕事行ける。ちょっとこれはもう御家庭で面倒見てくださと言われるケースであると、どよんとして今日仕事できないなというような状況があるようなので、その辺のいわゆる不安解消、安心感をつくるためには、その辺をしっかりと対応すれば、一つ安心、夫婦の子育ての負担軽減にもなるかなという思いが

ありますので、早急に検討のほう進めていただきたいと思います。

それでは質問を変えまして、野沢駅の活性化とJRについてお尋ねしますけれども、御答弁でもありました、今回喜多方手前の鉄橋の修繕というので相当な費用かけて復旧できましたことは関係団体、沿線自治体、本当に御努力に感謝するところでありますし、ただ、この橋ができて今後10年間は運行するというような話でございましたけれども、果たしてそれで安穩としていただけるのかなど。今の状況であれば必ず10年後には先ほど御答弁もありましたバス路線でいいんじゃないかとか、そういうことが出てくると思います。だからちょっと早め早めに、今回の見解なんか見てみますと、磐越東線はもう既に活性化の協議会をつくるというような、県とJRと沿線自治体でつくるというような報道が先週出ておりました。磐越西線においても、やはり10年間はこのままでいいんだというような安穩としてるんじゃないかと、早め早めに今後の存続に向けた、恐らくこのまま行けば赤字はそう変わらないと思うんです。だから必ずそういう時期がそう遠からず来ますので、早めに今回協議会の検討も始めるということでありましたが、早めにやはりスタートすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 渡部町民税務課長。

○町民税務課長 それでは、再質問にお答えをいたします。

今回JR東日本のほうでは、35路線66区間が赤字ということで、今後検討が必要だということでは公表されてございます。その中で議員お話されました磐越東線につきましては、現在県が主導で組織の設置ということで、関係自治体、JR等が参加して行ったと、始まったということでは伺ってございます。今回の野沢駅—津川間で野沢—喜多方間におきましても、今後10年間鉄橋の工事の関係で10年間は担保されると、それで安心してらるわけではございません。今後、県とも、県の動き、近隣自治体の動きも注視しながら、早めに設置について検討できればなということでは考えてございます。そういった関係で、町の総合計画の後期計画に協議会の設置について検討していくということで載せさせていただいた次第でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 先月から新聞の連載記事で、いわゆる民報の新聞なんですけれども、鉄路に生きるという連載記事が出てました。これずっと読ませていただいて、要は旧国鉄時代に廃線の危機にあった磐越東線、どうしたら残さなきゃいけないかという活動の軌跡を掲載された記事でありました。この列車が8月の大雨以降不通になって、列車があることはいかにありがたかったか、この町に活気をもたらしたかというのは、なくなってみて私初めて分かりました。朝、野沢駅で街頭指導なんかしていると、列車から高校生が降りてきて、高校に行くよ、いってらっしゃい、送ってやる、そんで休日にはSLが走って、いろんな人が写真撮ったり、乗客、乗降客がいる。大変それが当たり前だと思ってたのがなくなってみると全然寂しくなっちゃったという思いであります。

だから列車がなくなってみると、この大切さが分かるように、これはなくしてはならないものですし、協議会の検討も始めるということでありましたが、この鉄路に生きるという連載記事見ますと、やはり自治体だとかだけじゃ駄目なんですよね。やはり町民なり商工団体なりJCなりが、やはりいわゆる利用促進に向けた、同じ歩調での動き方をして

いく、それがやはり存続に、当時の力になったということが書かれております。だから、やはり町民を巻き込んで、いわゆるいろんな団体を巻き込んで、JRの野沢駅の活性化も含めて利用促進、赤字縮小に向けての取組というのは、協議会ができてからやれば良いというものでなくて、やはりいろいろ今から検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 渡部町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

協議会のメンバー、組織体をどのようにしていくかということでございますが、当然議員のお質しのように、行政、鉄道機関だけではなくて、やはりそれを活用する側の方々も協議会に入っていただくというような関係団体といいますか、そういった方も必要かなということで考えてはおります。これにつきましても、今後どういった組織体にしていくか、活性化に向けてどういった協議会にしていくかということも含めて、メンバーも含めて、検討はしていきたいなということでもありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 その中で活性化に向けた取組の中で、JRでは喜多方―会津若松間が無電化されるというようなことで、それはやむを得ない方向性だなという思いであります。

本町は電化されておられませんので、気動車で列車を走らせてるわけなんですけども、福島県は水素エネルギー、いわゆるカーボンフリーの社会の実現に向けて、水素社会をつかっていかなきゃいけないということで、浪江には水素の製造、福島水素エネルギー研究フィールドというのが浪江にはあるそうであります。いわゆるこの磐越西線を別な意味で光を当てるという意味で、今ディーゼル機関車が、ディーゼルとハイブリットの列車もあるそうなんですけども、いわゆる水素FCVの、水素の燃料電池を使った気動車を走らせてはいかがかなというような構想もあるそうでございます。そんなところもやはり水素エネルギーのテストフィールドとしての磐越西線の在り方というのも、これからぜひ提案していったほしいなと思っておりますけども、それいかがでしょうか。

○議長 渡部町民税務課長。

○町民税務課長 今お質しの件につきましては、JRのほうでは現在そういう動きはございませんが、会総協の要望の中でそういったことも入れるということは可能でありますので、その辺も含めて前向きに取り組んでいきたいなということで考えてございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 磐越西線の水素による運行については、これは本当に話題としては話を聞いたことがあります。実際に中央のほうでどのような話になってるか、そこまでは私も確定はしておりませんが、もしこれが可能だったら全国的に、水素の列車が走るということになると、全国的に話題になるし、そういう意味では非常に交流人口も増えてくるのかなというふうに、ちょっと期待を少し持つてる部分はあるわけなんですけども、現実的にそれがJRで本当に将来的にそういう列車を走らせる計画がこれから進むのかどうかというのは、まだ確定は分かりませんが、今の時代、やはり水素による、自動車もそうですよね、ですから可能性として私はあるのかなというふうに思ってますが、どういう機会にその話をしたらいいのか、これは会津総合開発協議会の中でそういう提案をしたらいいのか、今

また別な動きもあるわけですね。いわゆる郡山から新潟までのミニ新幹線を走らせるという、そういう構想も一方にあるわけでありまして、ですから非常に将来的にはどのような計画がされるのかというのは非常に流動的な部分がありますし、今ここでどうのこうのというのは私の口からはなかなか難しいことでもありますので、そういう話が、うわさではないですね、少し話が出始めたということはちょっと私も理解をしておりますし、何か機会あるごとにそんな話題の提供ということでは考えていってもいいのかなと、そんなふうに思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、先ほど言ったように、今世界はカーボンフリーに向かっておりますし、先ほど言ったように福島は浪江に水素の研究機関があるわけです。だから県内においては一番やりやすい状況ではあるのではないかなという思いでお話いたしました。これからは新しいことにどんどん取り組んでいかないと、本当に安穩としてるわけではないんでしょうけども、どんどん取り残されていくような時代になってきておりますので、そんなことも頭に入れながらぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。再開は午後1時とします。(11時45分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

10番、青木照夫君。

○青木照夫 10番、青木照夫でございます。今次の質問は、2項目を提出しております。順次項目に従い質問をさせていただきます。

初めに、少子化対策についてであります。

今や、少子化問題は地方自治体の問題ばかりではなく、政府が過去にない大胆な異次元の政策を打ち出す方針を示しました。これに先立ち、東京都が相次いで手厚い少子化対策を表明、移住定住策などを打ち出したことから危機感を抱いた地方自治体は東京一極集中が加速しかねないなどの声が上がっており、地方自治体こそ最優先的に注力を注ぐ問題にあることとしております。

2項目めは、交流人口についてであります。

言うまでもなく、少子高齢化に伴い、人口減少による若者の数が減っていく中、行動範囲が狭くなりがちな高齢者の割合が一段と高まり、活力が衰退しているのが現状にあります。解決するには、人口を回復し増加させることが必要なのであります。しかし、そのためには一定の期間が必要となるため、地域外の旅行者や短期間滞在者による交流人口を増やすことにあります。実現するためには、受入れに対する町なかの整備、環境づくりが重要であることからお伺いいたします。

それでは、1項目の少子化対策の質問であります。

一つ、令和5年現在人口5,682人ですが、令和22年までの目標人口を3,800人としておりますが、その根拠をお示しください。この問題は議会として説明はいただいておりますが、町民の皆さんの関心が高いことから質問をいたします。

次に、社会現象の変化とライフスタイルの多様化で結婚の機会が薄れていることから、

過去に婚活のコンサルタント会社などに依頼をした経緯がありますが、その後の対応策はどのように取り組まれているのかをお伺いいたします。

次に、政府の少子化対策として示された児童手当の拡充、保育サービスの充実、働き方改革の3本柱とありますが、当町としての優先的な科目は何か。どのように取り組まれるのかをお尋ねいたします。

次に、2項目の交流人口についてお尋ねいたします。

西会津町総合計画に、先人が紡ぎを守ってきた歴史や伝統、技、生活の営み、豊かな自然など「ココニアルモノ」を大切に、新たな考え「フルクテアタラシイ」価値を創出するとあります。そのことからお尋ねいたします。

一つ、越後街道、野沢宿は蔵が多く残されております。リノベーションすることで町の活性化に必ずつながると思いますが、いかがですか。お伺いいたします。

二つ、次に会津藩で学んだ渡部鼎が開いた研幾堂は明治の初期に二百数十名の青年に政治、医学、教育、文化など4科を教えた実績は、当時、吉田松陰が開いた松下村塾に匹敵されたと言われております。150年前に野沢原町に実在していたまさに「ココニアルモノ」であり、我が町の自慢であります。歴史文化をさらなる拡充することで誘客と交流人口が期待されると思いますが、いかがですか。お尋ねいたします。

三つ、最後に県立公園から国定公園となった「銚子の口」は国立公園に準ずる景勝地として指定されております。フォトアングルには必ず載せられる「銚子の口」です。多くの観光客が来ていただけるように、国定公園「銚子の口」、「西会津町、日本の田舎。」などにも載せてPRすべきではありますが、いかがでしょうか。

以上、私2項目でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 10番、青木照夫議員の少子化対策についての御質問のうち、目標人口の根拠についてお答えいたします。

まず、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンにおける令和22年の推計人口であります。平成22年国勢調査人口7,366人を基に、平成24年1月推計の日本の将来推計人口における全国の男女・年齢別の生存率、町の合計特殊出生率、具体的には1.66が継続すると仮定し、このほか稼働率や、将来の子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比率）の仮定値を条件に計算した結果、令和22年には3,440人になると推計されたところであります。

このため、人口ビジョンにおける人口動向分析や人口の将来展望に向けた課題などを踏まえ、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策を実施することで、自然動態の改善においては合計特殊出生率の向上に取り組み、また、社会動態の改善では雇用の場の創出、交流人口の拡大、子育て環境整備や支援の充実を実現し、若年層の転出抑制と転入の促進を図り、出生率、人口移動が改善されることで、令和22年に3,800人程度の人口を確保することを目標としておりますので、御理解をお願いいたします。

すみません、読み違いがありましたので訂正させていただきます。生存率と申し上げましたが、生残率であります。それから、稼働率を移動率に訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 10番、青木照夫議員の少子化対策についての御質問のうち、婚活についてお答えします。

町では、平成22年度より後継者対策として婚活の事業を実施しており、コンサルタント会社等へ委託し、出会いの場を創出する各種イベントを開催してきたところであります。

令和3年度からは事業方針を見直し、町民参加による後継者対策実行委員会を組織して、実行委員会を主体とした事業を実施しているところであります。実行委員会では、多様な趣味などを通じた若者のコミュニティの場づくりとして、交流イベントの開催による出会いの機会の創出を図っており、本年度は日本酒を楽しむ交流会やワカサギ釣りの体験交流会を実施してまいりました。

町では、これまで、婚活のイベントや結婚祝金の事業を中心に結婚支援を行ってまいりましたが、令和5年度においては、県の結婚世話焼き人制度の活用や、結婚のマッチングサービス及び結婚相談所の利用に必要な経費の補助制度を創設し、幅広く結婚支援の対応策を講じてまいる考えであります。

次に、交流人口についての御質問にお答えします。

まず、1点目の、蔵のリノベーションによる町なかの活性化についてであります。本町では、町中の活性化を目指し、町や商工会が主体となって、蔵造りの空き家・空き店舗の利活用を進め、ふるさと自慢館や、にぎわい番所ぶらっとを整備してまいりました。

また、奥川地区では、民間の事業者が蔵をミニ美術館や宿泊施設に改修して活用する取組も進められております。

お質しの、野沢まちなかにある多くの蔵につきましては、地域の貴重な財産であり、公共施設への活用の検討や、町の補助事業により民間の取組を支援することで、地域の活性化につながるものと認識しております。

次に、2点目の、歴史・文化の拡充による誘客等についてであります。町総合計画・後期基本計画では、温故創新 地産地笑のまちづくりの中で、先人の歴史や生活の営みなどを大切に、新たな価値を創出することとしております。

また、現在、町が進めております「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化事業の基本構想においても、本町の文化や遺産を後世に伝え、エンターテインメントとして触れられる仕組みを設けることとしております。

お質しの研幾堂につきましても、町の文化遺産として活用することで、交流人口の増加などに期待できるものと認識しております。

次に、3点目の銚子の口のPRについてであります。銚子の口につきましては、令和3年10月に越後三山只見国定公園に編入されたことにより、福島県が町や関係機関と協働で公園の保護と利用を図っているところであります。

町では、国定公園の編入前から、「日本の田舎、西会津町。」のPR動画や町の観光ガイドブックに銚子の口を掲載しているとともに、現在では、観光関係の団体のホームページ等にドローンの空撮画像を掲載するなど、積極的にPRを行っているところであります。

また、国定公園への編入に伴い、県においても各種事業を通じて、積極的にPRしていただくこととなっております。

町といたしましては、今後も町の歴史や文化、豊かな自然などの魅力を、より多くの方々
に伝えることなどにより、交流人口の拡大に鋭意努めてまいりたいと考えております。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 10番、青木照夫議員の少子化対策についての御質問のうち、3点目の
町として優先的に取り組む対策について、お答えいたします。

町では、これまで近隣市町村はもとより、国や県に先駆け、さらには手厚く、様々な子
育て支援策に取り組んでまいりました。その中でも特に、認定こども園の開設や0歳児か
らの保育料・給食費の完全無償化、出産祝金の拡充、乳幼児家庭子育て応援金など、保育
サービスの充実と経済的支援の強化に努めてきたところであります。

しかしながら、出生数の減少傾向は続いており、これを改善するには、これまでとは違
う角度からのアプローチが必要と考えております。

9番、多賀剛議員の御質問でもお答えいたしましたとおり、有効性の高い対策を把握す
るために令和5年度にニーズ調査を計画しており、その結果の分析により具体的な対策を
庁内横断的に検討してまいります。

また、若者世代が安心して将来が展望でき、結婚・出産・子育てに希望を持って踏み出
せるよう、国が示す持続可能で包摂的な経済社会の実現に向け重要政策に位置づけられた
子ども・子育て政策について、関係機関と緊密に連携して取り組んでまいりますので、御
理解願います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問をさせていただきます。

少子化対策については同僚議員が数人質問をさせていただいております。共通課題であ
りますが、自分の角度から質問させていただきたいと思っております。

最初の3,800人で自立できるという私の視点から、平成の大合併で我が町では自立を選
択しました。3,800人で自立できる最低の人口と理解してよろしいですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問にお答えをいたします。

3,800人という推計の人口数が出てますけど、町はこの3,800人を割らないように、こ
れからは少子化対策をしっかりとやっていく考えではおりますけど、3,800人でも自立した
まちづくりをしないといけない。そのために、基本計画・後期計画の中でその対策を講じ
てるわけでありまして。したがって、人口3,800人になったから自立しないでどこかの町村
と合併するかというようなことではなくて、3,800人になっても西会津町は西会津町とし
て自立していきたい、そう考えております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 数字にこだわらないで自立していくということで理解しました。

現在、首都圏を中心に地方に移住している傾向があります。社会的要因と出生率を異次
元的に捉えて子育て支援策を拡大し、町外からの移住者を平均10人とされていますが、15
人くらいの目標に設定すれば私は3,800人から4千人のまちづくりの可能性もあるのでは
ないかと思っております。それが人口減少と少子化対策につながるのではないかと思つた
りますが、いかがでしょうか。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

総合計画の目標値といたしまして、移住者数につきましては目標値といたしまして20代から40代までの若い世代の移住者を令和7年度までに年間15組とするという目標を定めてございますので、議員のおっしゃった15人というような御提案については、総合計画の中でも指標として定めておるところでございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今、全国では移住相談が増加しております。一昨年は全国で30万件。昨年は32万件と相談件数が過去最多を更新しております。福島県の相談件数が1万3千件と言われ、全国3位と示されております。西会津町の相談件数と人数など、昨日町長から数字が示されました。そこで、その件数や人数など役場内だけの相談件数なのか、それとも一般で活躍している団体、グループなどの人数も活躍されてる方もおりますが、そうした方の人数も含まれているのか、お尋ねします。

○議長 青木さん、少子化が通告になってるから、なるべくそっちのほうに話題を持っていくようにしてください。

岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 移住相談件数につきましては、先日1番議員にお答えした数字につきましては、町役場で相談を受けた件数を御答弁申し上げたところでございます。そのほか、民間の事業所や一般の方々が移住に関する相談を受けたり、案内をしたりしたことにつきましては、件数としては町では把握してございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 少子化対策は当然人口減少とつながるわけですから、そんなにはみ出た質問ではないと思いますが、私個人で恐縮なんですけど、今月の下旬には東京から5人、埼玉から2人、ほかから1名、町には報告しておりませんが、そういう中での移動、定住のつながることがあります。それがもし来られることが決定したらまた町に御報告をさせていただきたいと思います。

次に、社会現象と結婚のライフスタイルのことについて質問をいたします。

去る25日に、よりっせで結婚支援セミナーが開催されたようでありますが、私も参加要請をされましたが参加できませんでした。ここで質問するのは大変申しわけなくと思いますが、それは婚活のことだったと思います。その結果、内容、どうだったのでしょうか。対象者はどなたが来られたんですか。お伺いします。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

去る2月25日に道の駅よりっせにおきまして、結婚支援セミナーを開催いたしました。その内容につきましては、県の結婚子育て支援センターの担当者から県内の結婚対策についての取組状況や、あとは県の結婚世話焼き人の方お二人に実際おいでいただきまして、その世話焼き人の活動状況などを御報告いただいたところでございます。

当日の出席者は10人ございまして、このうち9人の方が民生児童委員の方々ござ

いまして、一般の方はお一人でございました。といった結果でございました。

以上でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 現在、西会津町では20代30代40代50代の未婚者の方がいらっしゃると思います。そういう独身者の方は我が町にとっては宝であります。そういう方々に対して、アンケート調査などはお考えになられたことはありますか。結婚したい、したくない、機会があれば結婚したい、そんなアンケート調査などはお考えになられたことはありますか。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 結婚に関するアンケート調査を考えたことはあるかというような御質問でございますけれども、直近では令和2年度に町で後継者対策協議会というのを作りまして、アンケート調査を実施いたしました。その際に、町民の結婚観について調査をいたしまして、その中の項目の一つとして結婚の意識ということで、すぐにでも結婚したいとか、二、三年以内に結婚したいとか、いずれ結婚したいとか、そういった回答を頂戴いたしました。あるいは、結婚したくないとか、そういった意識調査を行った経緯はございます。ただ、令和2年度に行った調査でございますので、今後もこういった町民の結婚観に対する調査は継続して行っていく必要があると認識してございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 同僚議員に対しては、この少子化問題に対しては、町長は結婚ということも例を挙げられました。私はやはり結婚ということを前提に進めたまちづくりも重要な課題であります。現在、男性は4人に1人、女性は6人に1人が未婚者で終わるとされております。子どもさんが持っている既婚者の支援も必要であります。それ以上に未婚者の支援が必要であります。異次元の対策が必要であります。その点に対してのお考えをお聞かせください。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

町といたしましては、当面は最初の答弁でもお答えいたしましたとおり、実行委員会による出会いの場の創出、そして令和5年度からは実際に結婚活動をされる方への支援といたしまして、マッチングサービスへの費用の助成でありますとか、結婚相談所にかかる費用の助成でありますとか、そういった支援の幅を広げて対応してまいりたいと考えてございます。

議員がおっしゃられました異次元の対策というような部分につきましては、今後とも研究をしてどういった対策が取れるか、十分に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 福島の結婚子育て支援センターの話合いの中で集まられた方、民生児童委員の方と伺いましたが、その方が本当に一人一人結婚に話が結んでいただけるのであれば最高であります。なかなかいろんな立場の方、接する機会、守秘義務の強い方に対する行動というのは、ある程度限定されるものがあるのではないかと思います。

私はこの婚活に対する考えであります。一つの自治体の取組ばかりではなく、広域的に集まれるグループが私は大切であるかと思います。なぜなら、同じ町内で知ってる人

ではなかなか集まらない、集まりにくいんです。

そこで私がボランティアをしている団体であります、ある郊外であります。個人で建てた施設で一般の方が運営されております。そこには、会津管内の方が集まります。お互いが知らない同士の集まりです。今まで結婚の実績は 60 組以上誕生されております。今後、婚活を考えるとしたら、自然の広々とした場所を選んだらいかがですか。例えば、私の仲間の広域議員連盟の仲間では猪苗代でやったらどうだ、あれは南会津でやったらどうだ、西会津町でやれば国際芸術村、またもっと自然な奥川地区でどうだろうという話をさせていただいたことがあります。そういう点で婚活の場所、これからの皆さんの考えを本当にまとめるには場所も大切なのではないのでしょうか。その点はいかがでしょう。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

婚活のイベントを実施するに当たって、その場所の選定も重要なのではないかという御質問でございますけれども、まさに議員のおっしゃるとおりかと思っております。

ある民間の調査によりますと、特に女性の方は婚活のイベントには参加する意向はあるけれども、自分の住んでいる地域のイベントには参加しづらいというような調査結果も出ております。現在、後継者対策の実行委員会でも今年度は北塩原村を会場にしてイベントを実施したというような経緯もございます。また、喜多方広域圏が一体になって婚活の取組をやっていこうというような動きも現在ございますので、そういった動きと連動しながら、イベントをやるのに効果的な場所の選定、これもしっかりと考えながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 今、課長が言われたように婚活に進め方については、やはり場所選択するというのが大事だと思いますので、ぜひ次回を設定されたときにはそういうことは頭に入れて婚活活動、力を入れていただきたいと存じます。

先月、テレビ放映がありました。何のテレビか、婚活の話。それはどういう婚活かと、メタバースでの婚活であります。メタバースというのはインターネット上で展開させた仮想空間でアバターで自由にリアルタイムでコミュニケーションだけの会話ができると、そういう内容のテレビでありました。最後は、本人とも顔も分からない、心情も分からない、その中でじゃあメタバースで気が合った、それでデートに進んだ、そういうテレビの内容がありました。私はこれから、いろんなものでそういう I T 活動、いろんなもので三次元的な婚活があるのかなと考え受けさせていただきましたが、そういう婚活の活動もあるそうです。それはお互いに、最後は傷がつかないと言うとおかしいかもしれませんが、お互いに最後は結婚される方、またはされない方もそれで終わられるということのテレビの内容でありましたが、そのテレビの内容というか、アバター結婚式というのは、テレビの内容に対しては御存じだったでしょうか。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 メタバース婚について、お答えをいたします。

メタバース婚につきましては、言葉自体耳に新しいわけでございますけれども、私もテレビで拝見はしませんでした、ちょっと何かで見た記憶では、今年東北でバレンタインデ

一に東北で初のメタバース婚が近隣の県で開催されたというようなことはちょっと記憶に留めていたところでございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 いろんな形で婚活活動があろうかと思えます。

次に、交流人口についてお尋ねいたします。

越後街道、野沢宿にも蔵などがあります。現在約25棟くらいあります。大小合わせての蔵であります。そこをリノベーションすれば、私は町なかの再生、宿場、越後街道、野沢宿の再現につながるのではないかと思います。その点について伺います。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。

町なかに25の蔵があるというお話でございましたけれども、最初の答弁で申し上げましたとおり、そういった古くからある蔵のような建物も貴重な町の財産であると認識してございます。議員がおっしゃられるように、全てをリノベーションして町なかの再生に使えるようであれば大変すばらしいことだなというふうには感じておりますけれども、一方でいろいろとハードルも高かろうというふうに想定をしております。できるところから活用できるものはしっかりと判断をしながら、町としても活用してまいりたいなというふうには考えてございますが、現在のところまだ当面こうしようというような具体的な見込みは立っていないのが現状でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 5年前、リノベーションを成功されたということで、会津若松市の商工会頭、渋川さんをお招きして七日町の成功事例を講演していただきました。その中で、初め取り組んだときは、一年間に千二、三百人だったそうです。途中でのれん、また格子戸、そういうことをリノベーションする方には若松市で200万円を当時支援金を出されて、それでまちづくりをされたという話を聞かせていただきました。実際に、現在は一年間に30万人、こないだの新聞では102万人を目指すということを渋川会頭さんがおっしゃっておられます。私はその後援会の中で、10年くらい前の話ですけど、どうしても10万から先伸びないというお話を聞かせてもらったとき、私は手を挙げて、私は西会津町の人間です、人間ですというか、立場で申し上げますと西会津町には野口英世に関する研幾堂塾があります。もし七日町がそれ以上目指すならば、公益的に若松、野沢、猪苗代、これを公益的につなげればもっと観光客的なことで交流人口が増えるのではないですかと私が申し上げたら、そうだな、これは若松だけの問題じゃないなという口答もいただいたことから、私はこのイノベーションということに対して強く前向きに何度か質問をさせていただいているわけでありまして。そういう成功事例がありますので、今課長が、これから考えます、検討します、そういう姿勢では前に進まないと思えます。これは、人口減少・少子化対策につながらないような話であります。そうじゃなくて、私は人が来て移住定住して結婚して子どもが生まれ、そういうチャンスだと私は信じておりますので、やはりこのまちづくりをすることに対してはやはり前向きにもっともっと取り組むべきではないですか。その点もう一度伺いたいと思えます。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長　お答えをいたします。

町内にある蔵のリノベーションなどを図って地域の活性化を図っていくと、こういった考え方については議員がおっしゃられるとおり、町もそういった古くからある財産・資産を有効に活用していこうという姿勢については変わらないところでございます。一方、議員のほうから初めお話がありましたような若松や猪苗代、西会津町で野口英世ゆかりの歴史があると、まさに地域の魅力を伝えていくためには、そういったストーリーが大事だというふうに私も思っております。そういう意味では西会津町だけに留まらず、そういった周辺市町村とストーリーを紡いでいくことで新たな価値が生み出されていくということは、認識しているところでございますので、機会がありましたらば御紹介のありました七日町の団体などとも意見交換などをしながら、どういった成功事例があるのかしっかりと勉強して、本町の活性化につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長　10番、青木照夫君。

○青木照夫　次に、研幾堂塾に対しての質問をさせていただきます。

研幾堂は「ココニアルモノ」その交流人口を高めるということですが、この研幾堂に対して私は昨年から西会津町6地区で講演会をさせていただきました。講演会の内容というのは語りであります。5人衆の語りであります。山口千代作、小島忠八、石川暎作、野沢鶏一、渡部鼎です。これは有名な人物であります。日本ばかりではなく、当時明治時代の初期にアメリカまで行って外科手術の免除をもらってカリフォルニアで、日本で初めて病院を開いた渡部鼎。また、野沢鶏一はエール大学まで行って弁護士の法律の勉強をして、日本の立派な弁護士になられたという、そういう研幾堂の内容であります。

先ほど、研幾堂、町からやってみよう、しかしはっきり申し上げて町の皆さんに対して10人話して、知ってますか、8人は分かりません。年配の方は知ってますが。しかし、これを昨年公益的なことで、さきリノベーションの話で若松、猪苗代、それからこちらと話しまして、昨年は皮切りに猪苗代で、野口英世の誕生地の猪苗代で開かせていただきました。その次は、歴史にすごく興味があるということで郡山でやらせていただきました。その次は、渡部鼎が開業院を若松通りで開いた若松稽古堂でやらせていただきました。そして地元の公民館はじめ、西会津中学校全校生徒の前で講演会をさせていただきました。そして、喜多方プラザでは入場参加数が心配してましたが、100人以上の方が参加されました。なぜ、歴史というのはやらせていただいて、すごい肌で感じるものがありました。私は野沢生まれではありません。しかし、なぜこういう宝をもっともっと外に向けて発信できないのかな、私はそういうことを通して非常に研幾堂に対する見直し、改めて感じることができました。その中では読み語りの中では、若松の人、喜多方の人、猪苗代の人、もちろん地元の方が代表でしゃべっていただきました。先ほどの喜多方では史談会の方が本当に宣伝をして多く集まっていただきました。私はそういうことを踏まえて、先ほどの越後街道、野沢宿合わせて、この研幾堂というものを交流人口に足を運ばせれるようなまちづくりにしていけるようなことがあればもっとももっと、私はただ交流ばかりじゃなくて、野沢に住みたい、定住したい、そういう方も私は必ず出ると思います。出生率のパーセンテージではたしかに厳しい数字であろうかと思いますが、私はそういう不特定多数の方もやはり可能性があるということでもありますので、研幾堂に対しての取組、本当にこの件に

については商工観光課の担当課には大変お世話になりながら私は進めさせていただきました。これからも継続していきます。その点の研幾堂に対する前向きなお考えをもう少し聞かせていただけますか。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 研幾堂の活動についての御質問でございますけれども、現在議員も参加しておられる研幾堂の活動の団体の内容につきましては、町でも承知をしているところでございます。

また、移住・定住との関連につきましても、生活環境を整えることも大切でございますけれども、地域に魅力を感じて地域を自慢に住んでもらうためには、そうした歴史のストーリーというものも非常に大事だなというふうに認識しているところでございます。そういった意味では研幾堂、こういったものも重要な歴史文化遺産として今後活用していく必要があるなという認識を持っているところでございますが、具体的な、どういう支援、活用していけばいいのかというふうな部分につきましては、研幾堂のその歴史につきましても、私もまだ不勉強な部分もございまして、歴史文化の所管する課等と横断的な連携を持ちながら、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 研幾堂に参加された人数のことを申し上げますが、昨年地元でやらせていただいた人数は167人。それで昨年やらせていただいたのは491名です。そういう中で、郡山では郡山の市長さん、県会議員の副議長さん、それからロータリークラブの会長さんなどが関心を持って顔を出していただきました。そのほかにも各著名な方も駆けつけていただきました。

質問を変えます。

銚子の口のことではありますが、日本の田舎、西会津町に行こうというキャッチフレーズが書かれていることに私は感動しました。それは何か、田舎だって都会にない楽しさがある、都会だって田舎にない落ち着く場所がある、田舎は都会に憧れ、都会も田舎に憧れる、日本の田舎は仲間です。これはいい言葉です。そういう中で、今、銚子の口は残念ながら水害という形で手がつけられないような形ではありますが、今後、私はどれだけの銚子の口というのはすばらしいかという、私はモーターボートで銚子の口を周遊というか周ってみました。紅葉のときに。すごいです。この景観はすごいです。それから今、只見川ラインで人気があるところも船で周遊してみました。これは、銚子の口のほうが絶対に私は景観が優れてる、私は自信を持っている。そういう中で、今後やはり只見川ラインでは外国の方が今非常に多く増えています。

○議長 時間になりますので、質問をまとめてください。

○青木照夫 そういうことですので、今後、銚子の口もやはりロータスインということがあればそういうところと、やれるかやれないかは別としても、客を呼ぶにはいいチャンスかなと思います。これは要望でございます。

以上です。

○議長 議長を交代します。

○副議長 議長を交代しました。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 皆さん、こんにちは。12番、武藤です。私は今日の一般質問に3件ほど通告していますので、順次質問を行っていきたいと思います。

全員協議会や町長の提案理由の説明によると、昨年8月の豪雨災害の復旧状況は被害が大きい箇所は応急本工事として発注され、農地、農業用施設、災害復旧工事は竣工された地区もあるとのことであります。また、今後の営農活動に支障を生じないように、被災地区についても工事を発注され進んでいるということであります。また、県管理の道路や河川についても災害復旧工事が順次発注され、事業が進められていると説明されておられました。

今後、町道、林道などの早期発注と農地、農業用施設の被災箇所の早期完成に努め、豪雨災害から一日も早い復旧・復興を目指し、全力で取り組むとの力強い姿勢に感謝申し上げます。また、同僚議員の言葉にもありましたが、職務執行に当たり、町職員及び関係者の皆さんに改めて御礼を申し上げます。

全体的にはほぼ理解ができましたが、確認の意味も含め質問をさせていただきます。

まず、令和4年8月の豪雨災害対策と総括についてであります。

激甚災害に指定された国の補助率と令和5年予算に災害復旧費として1億3,953万円余が計上されていますが、復旧に係る総経費・工事費の町の負担はいくらほどになるのでしょうか。

次に、被災者の負担軽減について、12月定例会での町の取組姿勢や自然災害では被災者負担を求めるべきではないという町長の方針を踏まえ、被災者の安心と営農意欲など継続されることに期待を込め、その見解をお伺いいたします。歳入で負担金ゼロとありましたが、町長答弁による被災者負担に対する支援の内容と、それらは令和5年度の当初予算と政策にどのように反映されていますか。

次に、復旧工事、町管理としての町道、林道、そして農道や用水路などの農業施設、農地の工事計画やスケジュール等の進捗状況と5年の作付の見通しと耕作農家に対する周知はどのようになされるおつもりでしょうか。

次に、国・県管理の被災箇所（道路や河川）の復旧工事の見通しと地区への周知方法はどのようになされるか伺います。

以前にも質問しましたが、災害を繰り返さないための改良復旧工事の必要性とその考えは今回の復旧工事にどのように反映され、そしてその現況はどのようになっているのでしょうか。

災害対応の総括と課題について。課題解決への取組は今現在どのようにされておりますか。災害対策本部の在り方や状況把握のためのアメダス情報のみではなく、各地区への雨量や積雪計の設置等の考えはどのようになりましたか。また、今回の地区や各区長から寄せられた意見として、被害状況の把握方法と復旧の要望や対応の窓口の不明確さや手続の方法の指導が不足していたとの指摘も多く寄せられていました。加えて、その結果や経過の説明などが不足して、そういう点に関してその改善方法や教訓とすべき点をどのように捉えておられますか。

次に、全員協議会での説明によると、ふるさと納税は今ほども同僚の質問にもありまし

たが、「日本の田舎、西会津町。」そのブランド力強化による町のPRにより、町の認知度を高めることによる効果や寄附金事業で年間2億円ほどの寄附を目指し、事業費が令和5年度で1億2,984万円、令和6、7年がそれぞれ1億3千万円計上されている計画の中で、ふるさと応援寄附金制度の現況と今後の進め方を伺います。

令和4年度の寄附総額と経費の内容、収支、特に真水部分と言われる純益はどのようになっているのでしょうか。

次に、応援寄附金活用として、子育て・地域活性化・自然環境保全・健康づくり・住みよいまちづくりの各目的別寄附の内訳と傾向について、お知らせください。加えて、農業公社運営財源としての活用を、私としては提言をいたします。

返礼品のベスト5と傾向及び新たな返礼品開発について伺います。町では現在、和牛生産も行われていることから、馬刺しに加えて和牛等の返礼品、また、今日日都市部の若い人たちは日常生活の食事において手軽さからレンチンして食べられる御飯、パック御飯など新たに返礼品として開発する考えはありませんか。実際今はどのようになっているのでしょうか。

次に、業務委託業者ごとの受付額とその委託料の収支は、より事業効果をアップするために委託業者とどのように見直しや改善等がなされてきたのか。また、今後の考え方を伺います。

最後に、安心と安全に暮らすための環境保全について伺います。

産業廃棄物最終処分場運営会社の子会社化されたことについて、町は現状把握をどのようにされておりますか。

子会社化になることで、以前の町や県と会社との契約・条件等は維持・継続されるのか。また、親会社との新たな契約が必要なのか、その確認はなされましたか。

今後の安全性の確保や問題等の解決、それらはどのようになされるのか、見解をお伺いするものであります。

以上で私の質問といたします。

○副議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 12番、武藤道廣議員の御質問のうち、豪雨災害の対応について、お答えいたします。

初めに、令和4年8月に発生した豪雨災害の激甚災害指定による国庫補助率につきましては、農地の補助率50%が96%に、農業用施設65%が99%に、林道施設50%が89.4%に、道路・河川66.7%が77.4%に、それぞれかさ上げになったところであります。

これにより、町の負担額につきましては、町の単独施工費等を含め、農地災総事業費3億1,364万円に対し1,369万3千円、林道災総事業費4,618万2千円に対し1,302万3千円、公共災総事業費6,140万円に対し1,495万円であります。いずれも令和4年度発注分であり、残る町道久良谷線の3工区分は令和5年度に発注する見込みであり含まれておりません。

次に、被災者負担に対する支援の内容につきましては、今定例会に西会津町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を廃止する条例を上程しております。本案を御議決いただきましたなら、今後、農地等災害復旧事業においては、受益者分担金を徴収しないこととし、営

農者に対する負担軽減と農業経営の継続支援とする考えであります。また、令和5年度当初予算の歳入においては、農地等災害復旧事業に係る受益者分担金を計上しておりません。

次に、災害復旧工事の計画や進捗状況につきましては、農地、農業用施設、町道、林道に係る災害復旧工事は、既に発注済みであり、今定例会において、後刻、繰越明許費をお願いするものでありますが、いずれの工事も令和5年度において早期完成を目指してまいります。そのうち、既に応急本工事として発注した向原地区ほか5か所の工事については、お手元に配布の建設事業施工状況に記載のとおり、一部を除き完了しております。

また、令和5年度の作付見通しと農家に対する周知につきましては、請負業者を通して営農者の意向をお聞きしながら、今春の作付に支障が出ないよう適切なスケジュール管理の下、用水路等を中心に工事を進めてまいる考えであり、町からは既に請負業者に対し、その旨周知徹底を図っております。

次に、国県管理の道路及び河川の復旧工事の見通しと地区への周知につきましては、福島県喜多方建設事務所からの情報によりますと、既に4件の災害復旧工事は発注されております。その内訳は、県道熱塩加納・山都・西会津線と奥川及び笹川筋の擁壁工や護岸工であり、いずれも工期は令和5年10月2日までとなっております。地元の自治区長に対しては、既に県発注の災害復旧工事の概要について、文書でお知らせしたところであり、今後も新しい情報が入り次第、速やかに情報提供を行ってまいります。

次に、改良復旧工事の考え方と実態について、お答えいたします。特に町道新町川口線は、一級河川・奥川と町道の標高差が小さいため被災しやすく、護岸のかさ上げが必要であると認識しております。課題解決には、国の災害復旧事業における河川全体を対象とした関連事業や改良復旧事業が考えられますが、地形的・時間的な課題が存在します。他方、道路脇を流れる奥川の河川地区は、改良未施工区間となっておりますことから、河川改良事業により護岸のかさ上げについて検討することが最も現実的であると考えられます。今後、どのような手続や方法を用いれば護岸のかさ上げが実現できるのか、河川管理者である県と協議の場を設けるなど、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、全ての災害復旧事業について、国庫補助金等の有利な財源を最大限活用し、被災者の負担軽減に努めるとともに、早期完成を目指し、豪雨災害からの一日も早い復興・復旧に引き続き全力で取り組んでまいる考えでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 12番、武藤道廣議員の御質問のうち、災害対応の総括と課題についてお答えいたします。

令和4年8月の豪雨災害では、記録的な豪雨により、奥川地区を中心に甚大な被害が発生しましたが、町では災害対策本部を設置し、各課等で役割を分担して災害に関する情報を一元的に集約し、人命を最優先に災害の予防と応急対策に当たるとともに、被害の全容把握に努め、迅速な復旧と被災者支援に全力で対応に当たり、町民生活の安定を図ってまいりました。

幸いにも人的被害はありませんでしたが、これには自治区長から寄せられる現地の詳しい情報のほか、異変を察知して発災前に避難行動に結びつけた町民の防災意識の高さによ

るところも大きかったと総括しております。

また、このたびの災害を通して、面積の広い本町において、近年多発傾向にある線状降水帯や記録的短時間雨量などの局地的に発生する気象現象を的確に捉え、災害予防に努めるとともに、同時多発的に発生する災害情報を迅速に収集し、被災された方への支援制度や相談先をいち早く伝えていくことが課題であると認識しているところであります。

このことを踏まえ、より迅速で確実な災害予防及び災害対応に役立てるため、気象情報観測システムを奥川飯根地区及び尾野本下谷地区に設置するため、令和5年度当初予算に計上したところであります。

また、災害の発生に際しては、支援を必要とする方に必要な支援が行き渡るよう、いち早い周知に努めるとともに、災害時の一連の対応が的確に行われるよう、防災訓練の中で訓練・検証を行うなどして、防災意識及び災害対応力の向上を図ってまいる考えでありますので、御理解願います。

続きまして、町におけるふるさと応援寄附金制度の現況と今後の進め方についての御質問にお答えいたします。

初めに、令和4年度の寄附総額と経費の内訳・収支についてであります。経費が確定しております令和5年1月末現在までの実績で申し上げます。

寄附総額は1億8,165万9千円であり、経費は返礼品等の報償費4,682万9千円、事業推進のための需用費112万2千円、返礼品の配送料や寄附金代理収納手数料、広告料等の役務費1,721万6千円、事業運営に係る業務委託料1,098万円、ふるさと応援寄附金サイト使用料1,396万6千円で、経費合計が9,011万3千円となり、実際に政策的な事業の財源として使用できる額は9,154万6千円、寄附額の50.4%となります。

次に、寄附金の活用事業の受付状況の内訳と傾向についての御質問にお答えいたします。

本町では、今年度子育て支援など7事業を設定し、寄附を募っており、住みよいまちづくりで8,387万7千円、子育て応援で4,986万7千円、地域活性化で2,160万7千円、自然環境保全で1,788万5千円、災害支援で437万2千円、健康づくりで399万6千円、コロナ対策で5万5千円となっております。傾向としましては、住みよいまちづくりに寄附額全体の約45%以上を占めるなど、毎年同じような割合で寄附者が使途の目的先を指定しております。

次に、返礼品のベスト5と傾向及び返礼品開発についての御質問にお答えいたします。

まず、返礼品の申込み件数の上位から、肉で3,562件、米で3,195件、酒で468件、加工品で383件、果物で107件であり、傾向としては毎年同じ申込み状況となっております。

返礼品開発につきましては、令和5年度は、さらに寄附金の増額に向け、寄附者のニーズに即した新たな返礼品開発のため事業者と打合せを行っているところであり、肉や米のレトルトパック、加工品等を追加できるよう進めております。

次に、寄附金業務委託業者ごとの受領額とその収支、事業推進のための委託業者との改善検討、今後の考えについてお答えいたします。

まず、寄附金業務委託業者ごとの収支についてであります。町は8社と契約を締結しており、10のWebサイトを活用し寄附を募っております。そのサイトを運営する業者ごとの収支であります。さとふるでは寄附額7,331万4千円で、経費はサイト使用料962

万3千円、楽天ふるさと納税では寄附額4,595万2千円で、経費は代理収納手数料などで316万1千円、ふるさとチョイスでは寄附額2,621万5千円で、経費は代理収納手数料などで189万8千円など、サイトを運営する業者ごとにサイト使用料や代理収納手数料が決められており、全体では各サイトからの寄附額1億7,713万8千円に対し、経費は1,821万9千円、経費率は10.29%となっております。

また、事業運営に係る業務として、各サイトへの返礼品アップや、返礼品開発、返礼品配送指示及び管理、寄附者からの問合せ対応などの業務を、札幌市に本社がある業者へ委託しており、委託料は寄附額の5.5%となっております。

次に、事業推進と改善等の検討についての御質問であります。返礼品を提供している事業者等とは、年度当初にふるさと応援寄附金事業の方針及び寄附者との関係構築等に係る打合せをしているほか、事業運営業務を委託している業者とは、月1回、前月の寄附実績や、寄附者の返礼品選定及び寄附傾向等に対する今後の対策、新規返礼品登録の進捗状況や返礼品開発に係る情報共有などを行っており、改善等を図りながら事業を進めているところであります。

今後、町といたしましては、安心して住めるまちづくりに必要な財源確保及び地場産品の振興並びに地域経済の活性化のため、ふるさと応援寄附金の増額に向け、積極的に取り組んでまいりますので、御理解願います。

続きまして、安全・安心に暮らすための環境保全についての御質問にお答えいたします。

本年1月17日の新聞報道で、柳津町に事業所を置く産業廃棄物最終処分場運営会社が、家電量販店の関連会社に2月1日に全株式を譲渡し、子会社となるとの発表があり、2月22日に社長が本町を訪れ、経緯についての説明を受けました。

こうした子会社に伴う変更点などについて県に確認をしましたところ、このたびの株式譲渡によって会社の形態や最終処分場の事業内容が変わるものではなく、企業間の経営戦略の一環であり、本町、柳津町及び最終処分場運営会社の3者で締結している公害防止協定並びに公害防止計画についても再締結する必要がないとの回答を得たことから、これまでどおり事務を進めてまいりたいと考えております。

なお、処分場の整備のほか県外からの廃棄物の受入れといった重要案件が生じる場合には、これまでと同様に事前に議会へ御説明し、御意見をいただくとともに、協定に基づく測定数値の報告や水質検査などを継続し、状況に応じて必要な措置を求めるとして、町民の安全と安心を確保してまいりますので、御理解願います。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大変、私の質問に対して丁寧に答えていただきましてありがとうございます。

災害について、一、二点ちょっと追加質問させていただきます。

作付が間に合うように業者発注されたということですが、大変この災害が大きかったので業者も大変工事に対して忙しいといいますが、公益的にはちょっと無理があるんじゃないかなと見ておりますけれども、その辺はどうしようもないわけなんです、その辺を耕作者とか地区に対してちゃんと説明してもらえば理解得られると思うんですが、その辺はどのように考えておられますか。

○副議長 建設水道課長。

○建設水道課長 作付の質問にお答えいたします。

令和5年度の春先の作付に関しましては、農家の皆様、営農者の皆様にですけれども、請負業者がもう既に決定しておりますので、請負事業者から営農者の意向をお聞きしながら、春の作付に支障のないように進めてまいると。具体的にもう少し申し上げますと、例えば水が来なければ田んぼにならないわけですが、まず用水路を集中的にやるですとか、そうといったようなイメージでは考えてございます。

例えば、田んぼの畦畔が崩れているというようなパターンがあったとする。それで意向をお聞きしまして、春どうしても作りたいたんだというような意向であれば、内くろをつけて耕作をして秋に稲刈りが終わったらば復旧工事をやる。もしくは今年の春、今年は休んでもいいよというような御意見があれば、雪解けとともに、もうすぐできますけれども、速やかに復旧工事をやる。そういったあくまでも営農者の意向を優先させまして、それで工事のスケジュールを組むというようなことで考えてございますし、既に請負事業者のほうには町のほうからこういった趣旨で進めてほしいんだというようなことは、周知徹底を図ってございます。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 災害については大変分かりました。

ふるさと納税に関してなんですが、納税中額の人について私が提案しました、新たに設立を考えております農業公社の運営としての、その辺はどのように、今後考えていかれるおつもりですか。

○副議長 町民税務課長。

○町民税務課長 寄附を募るための活用事業の一つということでよろしかったでしょうか。

寄附を募るために町でこういう事業に使用したいので賛同をとというようなことで寄附を募ってるわけでございます。町の考え方一つで、そういう事業を追加するということは可能でありますし、昨年の8月豪雨災害後すぐにその週の土曜日には各サイトに災害支援というような項目すぐ追加したというようなこともございます。今後の本町の農業を守るという意味で、農業公社の設立に向けての資金調達という意味での事業を追加するということは、町の考え方でできるということで御理解いただきたいと思っております。

○副議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 最後に、災害復旧に関しては、被災者農家の営農意欲の減退がなされないように、また、町が契約している農業公社との連携を踏まえて持続できる納入の確立と、ふるさと応援寄附金においては、より各課の横断的発動のもと、より効果アップを目指し寄附金の有効活用に努められるよう、そして、町政の進展につながることを期待して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長 議長を交代します。

○議長 議長を交代しました。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(14時28分)

皆さんに申し上げます。この後、広報広聴常任委員会 広聴分科会を開催してください。

会場は第一委員会室です。時間は分科会副委員長の指示にしたがってください。お疲れ様でした。

令和5年第1回西会津町議会定例会会議録

令和5年 3月16日(木)

開 会 10時00分
散 会 16時20分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	8番	伊藤一男		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	農林振興課長	小瀧武彦
副町長	大竹享	建設水道課長	石川藤一郎
総務課長	伊藤善文	会計管理者兼出納室長	五十嵐博文
企画情報課長	玉木周司	教 育 長	江添信城
町民税務課長	渡部峰明	学校教育課長	佐藤実
福祉介護課長	渡部栄二	生涯学習課長	齋藤正利
健康増進課長	矢部喜代栄	代表監査委員	鈴木和雄
商工観光課長	岩渕東吾	農業委員会事務局長	小瀧武彦

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川浩一	議会事務局係長	渡部和徳
--------	-------	---------	------

令和5年第1回議会定例会議事日程（第7号）

令和5年3月16日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第8次）の専決処分の承認について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町個人情報保護法施行条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 西会津町犯罪被害者等支援条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 西会津町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 西会津町こゆりこども園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第9号 | 西会津町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を廃止する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和4年度西会津町一般会計補正予算（第9次） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次） |

- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和4年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和4年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和4年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次） |
| 日程第15 | 議案第15号 | 令和4年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次） |
| 日程第16 | 議案第16号 | 令和5年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第17 | 議案第17号 | 令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第18号 | 令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第19号 | 令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第20号 | 令和5年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第21号 | 令和5年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第22号 | 令和5年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第23 | 議案第23号 | 令和5年度西会津町下水道事業会計予算 |

散 会

○議長 おはようございます。

令和5年第1回西会津町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第8次）の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

総務課長。

○総務課長 議案第1号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第8次）の専決処分の承認について、御説明いたします。今次の補正の主な内容であります。今冬の除排雪経費に不足が生じる見込みとなったことから、追加計上したものであります。議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年2月22日付で専決処分により調整いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは、予算書を御覧ください。令和4年度西会津町の一般会計補正予算（第8次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,849万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。補正の内容であります。事項別明細書で御説明いたします。6ページを御覧ください。まず歳入であります。18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金2,000万円の増は、今次補正において不足する財源として繰り入れるものであります。次に7ページを御覧ください。歳出であります。8款土木費、1項2目道路維持費2,000万円の増は、除雪委託料の追加計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第8次）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第8次）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2、議案第2号、西会津町個人情報保護法施行条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

総務課長。

- 総務課長 議案第2号、西会津町個人情報保護法施行条例の制定について御説明いたします。個人情報保護については、これまで市町村条例等において整備していたため、地方自治体ごとに個人情報保護制度に係る運用や取扱いに差異が生じており、国・地方自治体間での情報共有をはじめ、情報漏洩対策に支障をきたしておりました。これを受け、国では令和3年にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法ではありますが、が改正され、本年4月1日に施行されることに伴い、個人情報保護に関する制度が、条例に基づく運用から法に基づく運用に移行されるため、新たに条例を制定するものであります。

それでは議案書を御覧ください。また、関係条例の一部改正を附則で規定しておりますので、条例案新旧対照表も併せて御覧ください。条文の内容について御説明いたします。まず、第1条は、条例の趣旨を規定しており、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものであります。第2条は、用語の定義を規定しており、第1項では法及び個人情報保護に関する法律施行令の用語を引用し、第2項では、実施機関として町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区としております。第3条は、手数料等を規定しており、第1項では開示請求に係る手数料は無料とし、第2項は文書等、第3項は電磁的記録に係る個人情報の写しの作成、交付等について実費相当分の負担をするものとしております。第4条は、審査会への具体的な諮問事項を規定しており、実施機関は、個人情報の適切な取扱いを確保するため、専門的な意見を聴くことが必要であるときは、町行政不服審査会に諮問できることとしております。第1号は、本条例を改正し廃止するとき、第2号では、個人情報の安全管理に関する基準を定めようとするとき、第3号では、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするときとしております。第5条は、審査会の調査権限を指定しており、第1項では、審査会が諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる旨を、第2項では、第1項の求めについては拒否できないこと、第3項は、必要に応じ保有個人情報を整理した資料の提出を求めることができること、第4項では、審査請求に係る事件に関し必要な調査ができること、第5項は、諮問実施機関はその答申を尊重し、採決をしなければならないことをそれぞれ規定しているものであります。第6条は、提出書類の写しの送付を規定しており、審査請求人等から主張書面については、正当な理由がある場合を除き、関係人への書類を送付しなければならない旨を規定するものであります。第7条は、調査審議手続は非公開とするものであります。第8条は、委任で審査会の組織及び運営、調査審議手続を町行政不服審査会規則に委任するものであります。第9条は補則で、この条例の施行に関し、実施機関が保有する個人情報の保護について、必要な事項は実施機関が定めるものとしております。

次に附則であります。第1条は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。第2条は、附属機関の設置に関する条例の一部改正であります。担任する事務に財産区を加えるものであります。第3条は、西会津町情報公開条例の一部改正であります。第2条に財産区を加え、第14条中に西会津町個人情報保護条例の引用があるため、削るものであります。第4条は、現行の個人情報保護条例を廃止するものであります。第5条は、経過措置でありまして、廃止前の条例による個人情報の適正な取扱い、開示請求等、審査会に諮問された場合の調査審議は、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町個人情報保護法施行条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案の通り決することに御異議ありませんか。

（異議論なし）の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町個人情報保護法施行条例は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長　議案第3号、西会津町犯罪被害者等支援条例の制定について御説明申し上げます。本案につきましては、町長の提案理由の説明及び全員協議会にて御説明を申し上げましたとおり、犯罪被害者等支援については、これまでも関係各所により取り組まれておりますが、町などの責務を明確化し、犯罪被害者等への見舞金の支給、日常生活における相談支援、情報提供などの窓口について定めるため、本議会定例会に提案するものであります。

それでは、議案書を御覧ください。西会津町犯罪被害者等支援条例、第1条は目的で、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等に対し、町や町民、事業者が行う支援の基本となる事項を条例で定め、それを総合的に推進することにより被害からの回復または軽減、生活の再建を図ること、並びに社会全体で誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としております。第2条は、この条例で使われる用語を定義しています。第3条は基本理念で、まず第1号では、犯罪被害者等の個人の尊厳の尊重を。第2

号では、犯罪被害者等への支援の推進について、置かれている立場や二次被害が生じることのないよう配慮し行うことを。第3号では、安心、安全な暮らしのため必要な支援を途切れなく行うことを。第4号では、社会全体が連携、協力の下で支援を行うことを定めております。第4条は、町の責務として、支援の施策の実施や二次被害の配慮、防止などについてを。第5条は、町民及び事業者の責務として、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性についての理解、二次被害への配慮、支援施策への協力、就労等における配慮などを。第6条は、犯罪被害者等への相談対応や情報提供、その支援窓口を町の所管課に置くことを。第7条は、犯罪被害者等への支援のため町が見舞金等を支給することを。同じく第2項では、その支給に関し必要な事項については、町長が規則などで別に定めることを。第8条は、犯罪被害者等への日常生活への支援を。第9条は、犯罪被害者等の再被害などの防止のため、一時的な住居提供など住居の安定のための施策を講じることを。第10条は、町は、町民及び事業者に対し犯罪被害者等が置かれている状況などへの理解、関心を高めるための広報、啓発など必要な施策の実施を。第11条は、町で取り扱う個人情報適切に管理することを。第12条は、この条例に定めのない事項については、町長が別に定めることとする委任について定めております。

次に附則ですが、施行期日を令和5年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　1点だけお伺いいたします。犯罪被害者等支援を総合的に進めるといことなんでしょうけども、文中にも出てきますけども、町民の方の理解と協力が非常に重要だとここにもうたわれておりますが、町民へ対する周知というんですかね、情報発信等というのはどのように行うのか。かなりこれは重要な内容だと思います。被害に遭われた方に関しては、心の傷も身体の傷も総合的にあると思いますので、それを守る、みんなで守っていただくその町民への理解というのは重要だと思いますので、その辺に関して町の考えをお伺いいたします。

○議長　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、御質問にお答えいたします。

犯罪被害者等支援につきましては、これまでも関係機関がその支援につきまして、対象者の方について行ってきたわけでございますが、なかなか個人情報などの難しい側面などもございまして、社会の中でそういった事案について触れることが少なかったのかなとは感じておりますが、こういった条例を制定したことによって、町、町民、また事業者の方の責務を定めさせていただきましたので、今後、広報、ケーブルテレビなどを活用いたしまして町民の皆様はこの制度の御理解を深めていただくと同時に、犯罪被害者等に対するそういった社会での理解を深めていただくための情報提供を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長　4番、秦貞継君。

○秦貞継　これ今までなかったものを定めるわけですから、理解してもらうにしても資料

等というのはゼロからの出発。要は分かりやすいものをつくり直さなくちゃいけないと思いますけども、その辺に関しての方針というのは、うちの町は少子高齢化で年配の方々多いですし、分かりやすく説明しなくちゃいけないと思うんですけども、そういった方向性というのは今後検討されていくんでしょうか。要は分かりやすい資料作成に関してお伺いいたします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、再質問にお答えいたします。

この制度につきましては、新たに制度を町として定めることとなりますので、その周知につきましては、分かりやすい説明資料を広報誌に掲載するなり、また独自の説明資料を御家庭に配布するなり、方法を検討いたしまして、町民に広く分かっていただくように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 最後に1点お伺いしますが、これは資料配布のみでの情報発信ですか。それとも、例えば懇談会等、一応対面しての説明等もお考えなんですか。最後にお伺いいたします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、再々質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、対面で制度の説明を行うことでより制度を理解いただくことというのは大切なことなのかなと感じておりますが、この制度自体なかなか対象となる場面があってはならないことを想定しておりますので、そういったところを考え合わせますと、当面は制度の周知については、誌面やあとはホームページを使って、ケーブルテレビなどを使って周知することを行いまして、さらに必要になればそういった懇談会などといったものも考えていきたいというふうに考えております。当面は、広報や町が配布するチラシ、あとはケーブルテレビなどでの周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 1点、質問させていただきます。第6条に、町は犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとするとして書いてあるんですが、特に女性の犯罪被害者があった場合、それに寄り添うためには研修や教育を受けた女性職員が必要だと思うんですが、その体制はつくろうと思われてるかどうかお聞きします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは小林議員の御質問にお答えいたします。

犯罪被害に遭われた方、非常に深刻な状態で窓口にご相談にお見えになることが想定されます。そういった際に、女性などへの対応については、所管いたします福祉介護課の職員、できる限り女性職員で対応に当たるということで、当たってまいりたいと考えておりますが、専門的な知識ですとか技術の習得といった部分では、なかなか町職員、人事異動などで職員が入れ替わるということも考えられます。そういったところで、県の支援窓口がご

ざいまして、女性の方であればSACRAふくしまですとか、あと女性のための相談支援センターといった機関が県内にはございます。そういったところを御紹介しながら、専門的な部分については御指導をいただく、相談をしていただくというような対応で当面は進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 その際にあっても、やはりこの窓口から県の窓口につなぐ際にも、やはり女性よっての丁寧なあるいは寄り添った形での対応、これが必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、再質問にお答えいたします。

より身近な相談窓口として町の窓口がございますので、議員がおっしゃるように丁寧な寄り添った形での対応を町でもしていきたいというふうに考えております。

○議長 ほかに。

6番、三留正義君。

○三留正義 ちょっとはっきり分からないので、1点。この条例は、犯罪被害者ということと銘打ってあるので確定、犯罪が確定しているもの。判決だとか確定しているものに対してこの条例で充てるんだよということで、犯罪にならないものは別の相談窓口とかそういうものもあるようなので、確定、そののところだけ。確定した犯罪というものでこの条例が適用を受けると解釈していいのか、その部分だけお答えいただきたいと思います。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、三留議員の御質問にお答えいたします。

この条例で犯罪被害者等と認定される方につきましては、警察署に被害届のあった被害者で、犯罪が警察署で認知をした場合に限ってこの制度が対象となるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 確定でなくても、届出で警察側が認識してればいいという、そこで間違いないですね。確認しますけど。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、再質問にお答えいたします。

この町のほうでの申請事務の受付をした後に、警察への犯罪の認知の確認作業をさせていただきます。その際に、警察署での犯罪としての認知について確定した段階で、その対象とされるということになりますので御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 関連して1点ほどお聞きしますが、7条において、ただ見舞金を支給するというだけに絞られてきた場合に、実際はあってはならないことだと私は思っていますので、心身の障害が心配されるところがありまして、ケアなど県の専門的な方とは言いながら、非常にそこら辺のところ手厚くしていただかないと困るところがございますので、専門的なケアをしてくださるという方法は取れているかどうか、そこだけちょっと確認したいと思います。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、猪俣議員の御質問にお答えいたします。

犯罪被害の様態については、身体的な被害であったり精神的な被害であったり、そういったものが該当するわけなんですけど、中には猪俣議員が言われるように精神的なストレスをやはり多く抱えて、その後の生活に支障を来すような場面も考えられます。町といたしましては、そういった方の相談窓口として関係機関にカウンセリングを受けられる場所ですとか、精神的な医療を受けられる場所ですとか、そういったところへのつなぎの役目などをしながら犯罪被害者等の方に寄り添いながら、その方が生活再建できるような形に持っていけるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのところは、非常に被害者のほうの立場に立って、精神的な部分を守っていただけるように努力していただきたいとこんなふうに望みますので、答弁は要りません。

○議長 ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町犯罪被害者等支援条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町犯罪被害者等支援条例は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

総務課長。

○総務課長 議案第4号、西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、最近における物価の変動等を踏まえ、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用、及び選挙運動用通常葉書等の作成に要する経費の限度額が引き上げられました。これに伴い、町議会議員及び町長の選挙における公費負担の限度額等を定めた条例の一部について、公職選挙法施行令の改正に準じて所要の改正を行うものであります。

それでは議案書を御覧ください。併せて、条例改正案新旧対照表5ページを御覧ください。

ります。次に第 36 条の 3 の 3 は、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についての規定であります。一定要件の配偶者及び退職手当を有する 16 歳を超える扶養親族がいる場合に、申告書の提出義務、及び記載事項に配偶者の氏名を追加する改正であります。次に、条例第 63 条は、固定資産税の納税についての規定であります。各税目間における納期の平準化を図る観点から、第 1 期及び全納の納期を 5 月 1 日から 5 月 31 日に改正するものであります。次に、第 73 条の 2 及び第 73 条の 3 は、固定資産税台帳の閲覧手数料及び固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料についての規定であります。先ほど第 18 条の 4 で御説明しました法務局から通知があった場合について、閲覧に供することができる、もしくは交付しなければならないとする改正であります。

次に、附則の改正について御説明申し上げます。附則第 7 条の 3 の 2 は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除についての規定であります。控除期間を延長する改正であります。次に、附則第 17 条の 2 は、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての規定であります。引用条例の削除に伴う改正であります。次に、附則第 26 条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についての規定であります。附則第 7 条の 3 の 2 の改正により期間が延長されたため、削除するものであります。

続きまして、附則について御説明申し上げます。附則第 1 条は、施行期日についての規定であり、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3、附則第 7 条の 3 の 2 及び第 17 条の 2 の改正については、令和 5 年 1 月 1 日から適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

申し訳ございません。固定資産税の納期の条例第 67 条を 63 条と申し上げてしまいました。正しくは、67 条であります。訂正をお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛　国の税制改正による条例、町条例の改正ということで理解しました。1 点だけ、今ほどの固定資産税の納期が変更になったというようなことであります。ほかの科目と平準化を図るといような御説明ですけれども、なんでこれずれがあって今回この変更されたのか。その 1 点ちょっとお尋ねをします。

○議長　渡部町民税務課長。

○町民税務課長　それでは、お答えをいたします。

今回固定資産税の 1 期の納期限を 5 月 31 日に変更する理由でございますが、これまで軽自動車税と納期が同じでございました。固定資産税をずらすことによって、軽自動車税、固定資産税、町民税についてはダブるところがなくなりますので、今回平準化、納税の平準化という意味で改正させていただくところでございます。

○議長　9 番、多賀剛君。

○多賀剛　軽自動車税等々は私も理解しておりますけれども、そうすると、これはどこの

自治体も同じようにこの平準化という動きになるのでしょうか。うちの町ばかりでなくて。お尋ねします。

○議長 渡部町民税務課長。

○町民税務課長 ここ最近、他の市町村でも納期をずらしてこのように平準化を図っているとところは多くなってきてございます。これは町の判断でやってございますので、今回納期平準化したほうが町民の皆様のためかなということで、変更させていただくところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西会津町こゆりこども園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 議案第6号、西会津町こゆりこども園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの設備及び運営について、これまで厚生労働省令で基準が定められ運用しておりましたが、児童福祉法の改正により市町村条例により基準を定めなければならなくなったことから、所要の改正を行うものがあります。

それでは、議案書を御覧ください。なお、新旧対照表の13ページも併せて御覧いただきたいと思えます。西会津町こゆりこども園条例の一部を次のように改正する。まず、目次については、第3章放課後児童クラブ及び第4章子育て支援センターについて、本改正により生じる条ずれについて文言の整理を行うものであります。次に、第13条については、児童福祉法をこれ以下、法に読み替えることについて定めるものであります。次に、第4章中、第25条を第26条とし、第20条から第24条をそれぞれ1条ずつ繰り下げ、第3章中、第19条を第20条とし、第14条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、新たに14条として設備及び運営に関する基準を追加して定めるものであります。第14条第1項では、児童福祉法により条例で定める基準を、厚生労働省令に定められた基準とすることとし、また、地域の実情に即した規定として、第2項では、放課後児童支援員の研修修了の猶予

間の出産費用の推移であります。年々上昇している状況であります。今回の出産育児一時金の額改定によりまして、現在の出産費用の水準においても、一時金でおおむね補填できるものと考えられます。2の施行期日についてであります。令和5年4月1日であります。

それでは、議案書を御覧願います。併せて、新旧対照表の16ページを御覧願います。西会津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。第6条第1項中40万8,000円を48万8,000円に改める。

附則であります。施行期日について、令和5年4月1日から施行するものであります。経過措置であります。施行期日前に出産した被保険者に係る条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本条例案は去る2月21日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいております。よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

建設水道課長。

○建設水道課長　議案第8号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。道路占用料は、道路法第39条の規定に基づき道路管理者が徴収し、金額や徴収方法は条例で定めることとなっております。国では、道路占用料を3年程度で改正する方針の下、道路法施行令の改正により対応しております。このうち、市町村の占用料の額は、固定資産税評価額の平均を基に5つの級地に区分され定められております。今次の改正は、道路占用料の額の改正であり、固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、一部を除き増額もしくは据置きとなっております。

それでは、議案書を説明いたします。併せて条例改正案新旧対照表の17ページ以降も御

覧願います。西会津町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。別表中、備考以外の部分を次のように改める。別表は、占用物件とそれに対する占用料の単位と金額が記されています。占用物件は、道路法第32条の第1項第1号から第6号までに掲げられている電柱、電話柱、電線、水道管など、道路法施行令第7条の第1号から第13号に掲げられている看板、旗ざお、工事用の詰所などであり、それぞれの種類に応じた単位と金額が記されています。

次に附則であります。第1項施行期日、本条例は令和5年4月1日から施行する。第2項西会津町都市公園条例の一部改正。別表第2の2の表中67円を59円に改める。第3項経過措置。本条例施行前の占用期間に係る占用料の額は、従前の例による。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、小柴敬君。

○小柴敬　1点お伺いします。これによって、町の占用に関しての税収といたしますか、増減はどのぐらいを見込んでおりますでしょうか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

令和4年度の予算と比較しますと、単純計算では40万弱の増減になる見込みでございます。ただ逆に、企業の占用物件の契約解除も複数発生しているといいますか、年によってはかなり変化ございますので、おおむねその程度かなということで考えております。

おおむね40万円弱程度の増額の見込みでございます。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　これから議案第8号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、西会津町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を廃止する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

建設水道課長。

○建設水道課長 議案第9号、西会津町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。本町の農地等災害復旧事業に係る受益者分担金は、条例で農地等災害復旧事業に要する経費の総額から、県支出金を控除した額に100分の15を乗じて得た額と規定しております。近年、気候変動の影響により大規模自然災害が激甚化、頻発化していることから、被災した農地等の迅速な復旧と営農者の負担軽減を目的に、農地等災害復旧事業に係る受益者分担金制度を廃止するものであります。これにより、令和4年8月3日から4日にかけて発生した豪雨災害に遡及して適用することとし、持続可能な農業経営を支援するとともに、農地・農業用施設の保全と農業振興を図るものであります。

それでは、議案書を御覧ください。議案第9号、西会津町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を廃止する条例。西会津町農地等災害復旧事業分担金徴収条例は、廃止する。

次に、附則は施行期日でありまして、本条例は公布の日から施行し、令和4年8月1日から適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

6番、三留正義君。

○三留正義 分担金の条例を廃止して、個人負担をなくすということだと思わすけれども、工事費、復旧費が国権そして町で支払うという決めごとというか、まあ法律論なんですけれども、町が最後の残った分を支払うという法的根拠というのかな。それが分からないと、削除の意味が分からなくなるというか。そのところをお願いします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

地方自治法に規定がございます。分担金につきましては、地方自治法の第224条に徴収することができるという規定となっております。併せまして、徴収に関する関係については、同じく第228条にこれは条例で定めなければならないというふうに記されておまして、これまで町で分担金徴収条例制定しておりましたが、それを廃止するというものでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義君 そうすると、地方自治法の今の書き下しだと、そもそも公共団体に払う。ただしもらうこともできるよと。条例で決めればと。そういう書き方になってるということですね。分かりました。

以上です。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、西会津町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町農地等災害復旧事業分担金徴収条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10条、令和4年度西会津町一般会計補正予算(第9次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

総務課長。

○総務課長 議案第10号、令和4年度西会津町一般会計補正予算(第9次)の調整について、御説明いたします。今次の補正の主な内容であります。年度末の整理予算として、事業費の確定や見込みなどにより、歳入歳出全般にわたり予算額の調整を行うとともに、昨年8月の豪雨災害に係る農地・農業用施設等の災害復旧事業が施越工事となったため、財源の調整などを行ったものであります。

それでは予算書を御覧ください。令和4年度西会津町の一般会計補正予算(第9次)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ2億9,353万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,496万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第2条繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書で御説明いたします。9ページを御覧ください。まず歳入であります。1款町税、1項1目個人町民税418万4,000円の増、2項1目固定資産税90万円の減、3項1目軽自動車税、環境性能割120万8,000円の増、同じく種別割85万円の増、4項1目たばこ税427万1,000円の増は、それぞれ収入見込みによるものであります。

10ページを御覧ください。10款地方交付税、1項1目地方交付税6,428万6,000円の増は、基準財政需要額に臨時費目として臨時経済対策費が創設され、普通交付税が追加交付されたことによるものであります。12款分担金及び負担金、1項1目災害復旧費分担金2,234万2,000円の減は、農家の負担軽減、農地保全及び農業振興を図るため、農地等災害復旧事業分担金徴収条例の廃止に伴う減であります。

11ページを御覧ください。14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金248万6,000円の増は、児童手当給付費負担金の増などであります。1項3目災害復旧費国庫負担金4,183万3,000円の減は、公共土木施設災害復旧事業の事業費確定見込みによるものであります。2項1目総務費国庫補助金383万9,000円の減は、地方創生推進交付金、及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確定によるものであります。2項4目土木費国

庫補助金 1 億 89 万 9,000 円の減は、社会資本整備総合交付金の道路事業及び地域住宅計画事業の確定などによるものであります。

12 ページを御覧ください。2 項 6 目農林水産業費国庫補助金 150 万円の減は、福島再生加速化交付金の不採択による減であります。

13 ページを御覧ください。15 款県支出金、2 項 1 目総務費県補助金 436 万 7,000 円の減は、地域創生総合支援事業補助金や、ふくしま移住支援金給付事業補助金などの確定によるものであります。2 項 2 目民生費県補助金 113 万 1,000 円の減は、子ども医療費助成事業補助金の確定による減などであります。2 項 4 目農林水産業費県補助金 756 万 1,000 円の減は、確定による中山間地域等直接支払交付金 77 万 2,000 円の減や、多面的機能支払交付金 88 万 8,000 円の減、広葉樹林再生事業補助金 457 万 2,000 円の減などであります。2 項 5 目商工費県補助金 135 万 3,000 円の減は、確定による消費者風評対策市町村支援事業交付金 134 万 5,000 円の減などであります。2 項 6 目土木費県補助金 105 万 6,000 円の減は、申請がなかったことによる木造住宅耐震改修促進事業補助金 90 万円の減などあります。

14 ページを御覧ください。2 項 8 目災害復旧費補助金 1 億 1,539 万 2,000 円の減は、農地及び農業用施設災害復旧事業が施越工事となったこと、林道災害復旧事業の事業費の確定見込みによる減であります。3 項 1 目総務費委託金 383 万円の減は、確定による県知事選挙費委託金の減などあります。17 款寄附金、1 項 2 目ふるさと応援寄附金 1,300 万円の増は、見込みによるものであります。

15 ページを御覧ください。18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億 642 万 4,000 円は、今次補正において不足する財源として繰り入れるものであります。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、5 億 1,682 万 9,000 円であります。2 項 5 目小・中学校交流基金繰入金 288 万 4,000 円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により、交流事業が中止になったことによるものであります。20 款諸収入、5 項 4 目雑入 586 万 8,000 円の増は、後期高齢者医療、療養給付費負担金過年度分 1,188 万 5,000 円の増、16 ページに移りまして、デジタル基盤改革支援補助金 550 万円の減などあります。21 款町債につきましては、過疎対策事業債など、事業費の決定等に伴い額の調整を行うものであります。

次に、18 ページを御覧ください。歳出であります。1 款議会費、1 項 1 目議会費 288 万円の減は、確定見込みによる旅費 131 万円の減や使用料及び賃借料 75 万円の減などあります。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 100 万円の減は、役務費 100 万円の減などあります。

19 ページを御覧ください。1 項 3 目電算管理費 1,200 万円の減は、総合行政情報システムの機器等保守管理業務委託料 950 万円の減、借上料 150 万円の減、県セキュリティクラウド利用負担金 100 万円の減であります。1 項 6 目企画費 501 万 7,000 円の減は、報償費 70 万 8,000 円の減や、中心エリア整備構想アドバイザー委託料 382 万 7,000 円の減などあります。

20 ページを御覧ください。1 項 10 目ふるさと振興費 1,794 万 4,000 円の減は、これまで採用に至らなかった地域おこし協力隊員に係る人件費、需用費等の経費の減などあります。

22 ページを御覧ください。2 項 2 目税務総務費 576 万 4,000 円の増は、ふるさと応援寄附金の増加に伴う、記念品などの経費の増などによるものであります。

23 ページを御覧ください。4 項 4 目県知事選挙費 337 万 2,000 円の減は、確定によるものであります。

24 ページを御覧ください。3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 612 万 2,000 円の減は、出産祝金 450 万円の減、結婚祝い金 100 万 6,000 円の減、後継者対策事業実施負担金 100 万円の減などであります。

25 ページを御覧ください。2 項 2 目児童措置費 128 万 1,000 円の増は、26 ページに移りまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業返還金 130 万 7,000 円の増などであります。4 款衛生費、1 項 2 目予防費 142 万 7,000 円の減は、インフルエンザワクチン予防接種費用助成費 120 万円の減などであります。

27 ページを御覧ください。2 項 3 目し尿処理費 252 万 7,000 円の増は、下水道事業会計、個別排水処理事業への繰出金であります。6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 1,045 万 5,000 円の減は、農業公社設立準備専門員報酬 600 万円の減、28 ページに移りまして、園芸ハウス整備工事 1,000 万円の減、堆肥製造施設等整備事業補助金 950 万円の新規計上、中山間地域等直接支払事業交付金 103 万 1,000 円の減などであります。1 項 5 目農地費 113 万 1,000 円の減は、確定による多面的機能支払交付金の減であります。

29 ページを御覧ください。2 項 1 目林業総務費 550 万 6,000 円の減は、広葉樹林再生事業委託料 457 万円の減などであります。2 項 2 目林業振興費 584 万 1,000 円の減は、事業費確定による橋梁修繕工事 503 万 5,000 円の減などであります。7 款商工費、1 項 2 目商工振興費 1,024 万 9,000 円の減は、原油価格等高騰経済対策補助金 504 万 1,000 円の減、30 ページに移りまして確定見込みによる町内企業支援補助金 300 万円の減、消費復活商品券 142 万 6,000 円の減などであります。1 項 4 目消費者行政推進費 138 万 4,000 円の減は、旅費 40 万 3,000 円の減や食の安心安全 PR 事業委託料 49 万 6,000 円の減などであります。

31 ページを御覧ください。8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 618 万円の増は、燃料費 150 万円の増、除雪委託料 1,500 万円の増、確定による除雪機械購入費 1,032 万円の減であります。1 項 3 目道路新設改良費 5,778 万 7,000 円の減は、社会資本整備総合交付金の減額等による町道改良等測量設計委託料 186 万 5,000 円の減や、町道改良舗装工事 5,424 万 2,000 円の減、立木等補償費 150 万円の減などであります。1 項 4 目橋梁維持費 475 万 4,000 円の減は、確定による橋梁修繕設計業務等委託料 85 万 2,000 円の減、及び橋梁修繕工事 390 万 2,000 円の減であります。3 項 2 目公共下水道費 252 万 7,000 円の減は、下水道事業会計繰出金の減であります。

32 ページを御覧ください。4 項 1 目住宅管理費 303 万 9,000 円の減は、設計監理委託料 182 万 9,000 円の減、確定による町営住宅改修工事費 125 万円の減などであります。4 項 3 目住宅建築物耐震改修促進費 172 万 5,000 円の減は、申請がなかったことによる木造住宅耐震改修促進事業補助金 150 万円の減などであります。9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費 157 万 1,000 円の減は、旅費 103 万 9,000 円の減、消防団員免許取得補助金 40 万円の減などであります。1 項 3 目消防施設費 315 万 1,000 円の減は、33 ページに移りまし

て、確定による防火水槽新設工事 161 万 7,000 円の減、消防普通積載車購入費 87 万 1,000 円の減などがあります。10 款教育費、1 項 2 目事務局費 481 万 5,000 円の減は、英語教育、異国文化体験事業研修負担金 45 万 1,000 円の減、小・中学校交流事業補助金 270 万 3,000 円の減などがあります。

35 ページを御覧ください。3 項 2 目教育振興費 233 万 8,000 円の減は、学校ネットワーク保守管理等業務委託料 150 万円の減、パソコンなど機械機器使用料 83 万 8,000 円の減であります。4 項 4 目図書館費 451 万 7,000 円の減は、エアコンの修繕工事確定による修繕料 451 万 7,000 円の減であります。

36 ページを御覧ください。5 項 1 目保健体育総務費 102 万 7,000 円の減は、コロナウイルス感染症の影響による奥川健康マラソン大会実行委員会補助金 61 万円の減、福島レッドホープス杯野球大会補助金 30 万円の減などがあります。11 款災害復旧費、1 項 1 目農業施設災害復旧費 1,708 万円の増は、事業費確定見込みによる計上のほか、施越工事となったため、財源の組替えをするものであります。1 項 2 目農業施設災害復旧費 7,120 万 5,000 円の減、2 項 1 目道路橋梁河川災害復旧費 8,096 万 5,000 円の減は、それぞれ事業費確定見込みによる減額であります。

次に、6 ページにお戻りください。第 2 表繰越明許費であります。事業実施に当たり、関係機関等との協議に不測の日数を要したことや、年度末に国の補正予算事業が決定したことなどにより、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないため、翌年度に事業を繰り越して実施するため繰越明許費の補正をお願いするものであります。まず、2 款総務費、1 項総務管理費であります。まず、財務会計システム改修事業 212 万 9,000 円は、地方財政状況調査に係るシステム改修委託料であります。社会保障、税番号制度システム改修事業 442 万 2,000 円は、戸籍情報システム改修に係る委託料であります。役場庁舎改修事業 2,230 万円は、役場庁舎内の改修を行うための設計監理委託料及び工事請負費であります。旧野沢中学校体育館解体撤去事業 1,000 万円は、解体に係る工事請負費であります。次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、簡易水道施設整備補助金交付事業 580 万 8,000 円は、下安座地区の受水槽更新に係る補助金であります。次に、6 款農林水産業費、1 項農業費の堆肥製造施設等設備補助金交付事業 950 万円は、町内の農業法人の堆肥製造施設等の整備に係る補助金であります。2 項林業費の林業専用道整備事業 3,530 万 4,000 円は、奥川の杉山前佛線の整備に係る工事費であります。次に、9 款消防費、1 項消防費の防災行政無線修繕事業 195 万 3,000 円は、杉木峠再送信子局の修繕料であります。11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業 2 億 5,932 万 5,000 円、林業施設災害復旧事業 4,103 万 2,000 円、及び 2 項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業 5,636 万 4,000 円は、昨年 8 月の豪雨災害に係る災害復旧工事費であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

すみません。訂正をお願いいたします。

繰越明許費の中で、9 款消防費、1 項消防費の防災無線修繕事業、杉木峠の再送信子局の修繕料。初め 195 万 3,000 円と申し上げましたが、正しくは 195 万 8,000 円でございます。訂正のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長　これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　2点お伺いいたします。

28 ページ、農林水産業費の園芸ハウス整備工事業についてお伺いいたします。今回1,000万円の減額、要は準備したけどお金を使わなかったということで1,000万円減額になっておりますが、これの財源はどこだったのか。

それと、たしか全員協議会でもいろいろ教えていただいたんですけども、西会津町パイプハウス等園芸施設管理運営要綱にのっとって貸付けを行っているということなんですけども、今回その1,000万円を予算として準備したけど執行しなかったんですけど、貸し出せない条件というのはこの要綱の中には載ってないんですけども、どんな根拠で予算を執行しなかったのかをお示してください。全協でその貸付けに係る点数制がどうのこうのという話もあったんですけども、そこら辺に関してもこの要綱を見る限りどこにも書いてないんですけども、そこら辺、公平性、公正性に問題はなかったのかも含めお示してください。

それと、同じ下の段かな。負担金、補助及び交付金の堆肥製造施設等整備事業補助金について、どういった補助金なのかをまずお示してください。この目的に関してもお示してください。

以上2点です。

○議長　小瀧農林振興課長。

○農林振興課長　それでは御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の園芸ハウス整備工事の御質問でございますが、財源につきましては過疎対策事業債を予定をしておりました。要綱に載ってないということではありますが、内部的には事務の手続をしておりますが、まだ例規のデータベースシステムのほうにはまだちょっと反映されていないということで、手続のほうは踏んでいるということでございます。また、執行しなかった理由ということでございますが、全員協議会の中でも御説明をさせていただきましたが、これまで管理運営要綱に基づきまして、申請のあった方については基本的にそのままお貸しをしておりました。ただ、近年リース料と申しますか、償還の部分ですね。御本人が負担していただく償還金の期限まで納めていただけない事例が何件か出てきておりました。そういったことから、町で昨年4月に要綱を改正いたしまして、将来的なリース事業12年間ございますので、12年間の計画なりその間の経営の状況、そういったものを申請された方と面談、聞き取りをしまして、最終的に12年間町で貸付けをしても、そういった貸付料の支払いの見通しが確実であるということの視点も入れさせていただいて判断をするということに変更いたしました。今年度につきましては、改正した要綱に基づきまして面談を行いまして、結果的に今年度の貸付けは見送りをさせていただいたということでございます。

続きまして、次の堆肥製造施設整備事業補助金ということでございますが、これにつきましては、町内の事業者の方が、国の補助金を活用しまして事業を行うものでございます。これは、中小企業庁の中小企業等事業再構築促進事業という補助金でございます。国の補助金の目的でございますが、ポストコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応す

る企業の思い切った事業再構築を支援するための補助金ということで、コロナでなかなかこれまで事業を展開していく中で、新たな分野へ事業を展開したいとか、あるいは業態を変えたい、事業を業種を転換したい、事業を再編したい、こういった事業者に対して国が補助をするという制度でございます。町内の事業者につきましては、この補助金を活用しまして、町内の資源を活用しました有機肥料の製造、販売を行いたいということと、有機肥料で栽培した有機無洗米の生産と販売をしたいと。それらに係る必要な堆肥製造施設、設備、これを補助金で整備をしたいということで国のほうに申請をしまして、採択になったところでございます。町につきましても、こういった町内の事業者の取組を支援するというので、町の補助金の要綱に基づきまして、今回町の補助金を支出して事業者を支援したいという内容でございます。

以上です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、順に再質問していきますが、まずこの園芸ハウス整備事業の要綱が改正要綱というような単語が出てきましたけど、この改正要綱というのはどちらに載ってるんですか。私このデータベースにないということだったんですけども、ほかにちゃんとできているもので、それがちゃんと、何て言うんですかね、広く町民に対して見れる状態であったんでしょうか。もしなかったのであれば、要は町民の方々も知らなかったり判断基準として公平性、公正性に欠けると思うんです。そこに関して、我々も今調べようかと思ってもない状態なんですけども、この状態で、一般の方がまあ申し込んだ方々も知らない、我々も議会も知らない状態での要綱改正の状態、町側の判断で予算を執行しなかったということに関しては問題はないんでしょうか。公平性、公正性に欠けるような私は気がするんですが、これちょっとそこら辺に関して考えと改正要綱がどこにあるのか、情報開示は徹底されていたのかどうかも含めてお伺いいたします。

それと、堆肥製造施設の補助金 950 万円に関してですけども、これは国の補助でという、町内業者がコロナ禍の中でも一歩前に出れなかったものに関して補助金をもらっているという。今のお話ですと個人に対して、個人企業に対しての支援と考えてよろしいんでしょうか。それと、これは町で補助金を 950 万円出すということなんですけどこの財源と、個人企業への応援という考え方で補助金と理解してよろしいのかどうか、この2点をお伺いいたします。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

まず、1点目の要綱の改正がデータベースに載っていないということでございますが、これは町のほうで例規、例規というか要綱など改正しました際は、逐一反映できるようにはなってるんですが、若干ちょっと手続が遅れてしまいまして、例規データベースのほうには載っていないということでしたが、当然面談の際には、御本人にはそういった内容をお伝えした上で審査のほうをさせていただいたということで、御本人が全く分からないまま決定されたものではないということで認識をさせていただきます。これは、例規のほうは早急に載せるような手続進めたいということで考えております。

2点目の堆肥施設の補助金でございますが、個人への支援かということでございますが、

先ほど申しあげましたように、今回町内の事業者が有機肥料の製造、販売あるいは肥料で栽培する有機無洗米の生産、販売ということでございましたが、今回有機肥料の製造の中には、町内の菌床きのこの廃菌床、これを活用するというので、これについて町内の菌床きのこ生産者の中でも廃菌床の扱いについては課題の1つでありました。当然そのまま出すということであれば、産業廃棄物でそれなりの手数料がかかっていたものが、今回この事業によりまして、実施する事業者が廃菌床を安く購入して使えるということで、きのこ生産者の方にもメリットがあるのかなということが1つあります。また、この事業によりまして、その事業者につきまして雇用の拡大が図られたという面もございます。このような形でこの事業、補助金を交付することによって、町内の循環型農業の先駆的なモデルになるのかなということがありますので、一企業の営利事業にとどまることなく、町の農林業の振興に広く寄与するという判断で今回補助金を支出することを決定したところでございます。なお、財源につきましては一般財源を予定しております。先ほど申しあげましたように、町の農林業振興に大きく寄与するというようなことで考えてございます。

以上です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。堆肥製造に関しては分かりました。個人ではないということで、菌床きのこの廃菌床処分代も浮くし、なおかつということですね。であれば、堆肥に関しては個人にお任せするんですか。何ていうんですかね。その販売に関しても補助金を出すわけで、売値に関しても売り方に関してもそれは個人の、個人じゃないですね、企業の判断にお任せするという内容なんですかね。私はそういったものも広く町民に、せっかくいいものができるのであれば皆さんが買えるような状態になるのか、その辺もチェックするのかなと思ったんで、そこが1つ引っかかったので最後にお聞きします。

それと、園芸ハウス整備事業の改正要綱なんですけども、今後ろで例規集チェックしてありますけども、ちゃんとデータに載ってるんですか。紙ベースでも構いませんけども、その例規はちゃんとできてるんですか。できてるんですね。できてるんですね。であれば、ちょっとこれ本人に説明したからいいという話ではなくて、ほかにもその例規に、条件によっては受けようかなと思ったり、受けるのやめようかなととどまる人もいたと思うんですよ。町民の方々、あの例規集見れませんよね。この唯一の頼りであるネット上にも出てない状態で、何ていうんですかね、本人が、今回予算が執行できなかった人に関してはどうなのかなと、私は今でも引っかかるんですけれども、その方々にも説明したというお話ですよ。ちゃんと理解されてるのかも私には非常に疑問なんですけども、何だろう、そこら辺に関して再度確認になりますけども、もう少し、しかも次年度の予算には載せてないんですよ、これ。このやり方ちょっと問題があるような気もするんですけども。やっぱそういった条件、こういうこともあるよということを広く知らせた上で、来年度の予算になっちゃうと補正じゃないのでおかしいと思いますけども、ちょっとこの町側の予算の取消しに関する進め方に関しては、私非常に疑問を感じるんですけど、その辺問題なかったんでしょうか。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、1点目の堆肥製造施設で製造された堆肥でございますが、事

業者のほうに確認しましたところ、これは町内の農家の希望される方にも販売をしていきたいという御意向でございました。

2点目の例規のほうに反映されていないという点でございますが、事務のほう掲載する手続が遅れてしまいまして、広く周知することができなかつたわけですが、今後こういった改正があった場合につきましては、遅滞なく例規のほうに載せまして周知をしていきたいと思っております。ただし、今回ハウスの募集をする際には、一旦チラシの中にはそのようなことは明記させていただいて募集はさせていただきましたが、例規の掲載されてなかつた部分につきましては、今後十分に反省しまして、迅速に対応していきたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 その改正された例規の条文の内容が、我々分からないんですよ。今お示しく下さい。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、改正の概要ということで御説明をさせていただきます。まず、貸付けの要件に2項目ほど条件を追加させていただきました。1項目が、貸付料の支払いの見通しが確実であるもの。もう1項目が、貸付けを受けるものの経営に支障を来さないもの。大きくこの2項目を改正をさせていただいたところでございます。

○議長 もう一つ、予算執行に問題はなかつたのかという。

小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 今回の減額の執行に問題がなかつたのかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、今回につきましては貸付け要綱を変えたことによりまして、申込みされた方と面談をさせていただいて、その面談の中で今年度については見送らせていただくということで御説明しまして、御本人も了解されたものということで考えております。ただし、当然一度申請して駄目だったということで引き続きずっと同じかということではなくて、引き続きその生産者の方とは面談なり通しまして、意欲ある生産者でありますので、できる限り製品にできるような形で町でもいろんなアドバイスでありますとか支援をして、貸付けが可能だと判断された際には、予算に計上して整備をしていきたいということで考えております。

○議長 ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねいたします。まず歳入のほうからなんですが、歳入の10ページの地方交付税なんですけども、今ほどの総務課長の説明で臨時経済対策費が追加交付されたという、これは全額臨時経済対策費ということで、増額でこの金額になったものなのかな。このうちなんぼがいわゆる臨時経済対策の分なのかというのがあればお示しく下さい。

それと、その次のページの12ページの一番上なんですが、福島再生加速化交付金、これ残念ながら不採択になってしまつて減額補正というようなことでございますが、これによって計画してた事業が別な財源でやるようにしたのか、それともやれなかつたのか、それも分かればお示しく下さい。

あと、13 ページの一番下のほうなんですけど、木造住宅の耐震診断あるいは改修の補助金が申請がなかったのって、これも減額補正されてますけども、実際なぜ申請がないか。実績が申請なかったということなんでしょうけども、過去にいわゆる診断あるいは改修の補助した実績があるのかどうか。心配するのは、以前にもあったんですが、こういう条例があってもなかなか使い勝手が悪くて使えない条例が過去にはあった経験があるので、なんでこれ申請がなくて減額補正になってしまったのかお示してください。

それと、今度歳出いきます。歳出の 22 ページのふるさと応援給付金事業に関してですけども、昨日の一般質問でもありましたけども、今回 2 億円弱、1 億 9 千数百万円の実績になりそうだというようなことで大変喜ばしいことでありますが、国の総務省の通達では、いわゆるふるさと応援給付金、返戻品に関しては地場産品で 3 割以内という縛りというか、そういう中でやってくださいというようなことで皆さん承知してると思いますが、いわゆるそのほかに返戻品あるいは代理手数料、送料等々を含めても総額の 5 割を超えないようにしなさいよというような総務省からの通達があるようでございます。昨日の御答弁では 50. 何%ちょっと超えてる状況なんですけど、その見解ですね。これはこれで、私は多少超えても、質問になりますから言いませんけども、その考えはどうなのか。実際この 5 割を超えるようになると思うんですが、それは是正するような方向なのか。それをお尋ねします。

あと、26 ページの衛生費の中でのインフルエンザの予防接種に関して、今回私も提案させてもらって、19 歳から 64 歳までの方のインフルエンザの予防接種補助を提案して、町でもやっていただいたわけでもありますけども、これだけ減額になってるということでもあります。いわゆる 19 歳から 64 歳までの方の接種率というか接種件数、それが分かればお示してください。

あと、31 ページの除雪の委託料でありますけども、第 8 次の補正で専決で 2,000 万円の委託料、除雪委託料上がって、今回 1,500 万円の除雪委託料というのに驚いてございます。今第 8 次では 2 月分の除雪費の補正だったと認識しておりますが、その後専決は 2 月 22 日付ですけども、その後私のイメージだとあまり雪が降ってないなという。奥のほうに行くところ降ったのかもしれないんですけども、ちょっと表現が分かりませんが、地域によっては降ったところあるか分かりませんが、その後あまりイメージないんですが、この 1,500 万の除雪委託の補正というのは多少余裕を持って、年度末はこれで十分間に合うだろうというようなことで計上されたのかお尋ねをいたします。以上、お願いします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 9 番、多賀議員の質問にお答えいたします。

まず、地方交付税の増額の要因ということでございますが、先ほども議案の説明の中で臨時経済対策費が臨時費目として創設されたことによるものであるということでございます。こちらのほうにつきましては、人口を基本といたしまして、物価高騰対策、あと地域活性化策、あと子供子育て世帯への支援に関する指標を用いて算定されたということでございまして、それに基づきまして追加のほうで 6,428 万 6,000 円ほど追加になったということでございます。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 それでは、歳入の福島再生加速化交付金の減額の件でございますが、こ

の場合の交付金につきまして、原発事故からの風評払拭のための事業でございます。これまでにつきましては、首都圏などでも物販あるいはPR事業で、ほぼそういった事業に実施するだけでこの公金を交付されていましたが、今年度からそれだけではこの採択にならずに、例えばですが、情報発信とか新たな新規性のある取組をここに加えないと交付の対象にならないということで変更されました。その後、町でも様々国のほうにはこういった事業はどうかということで提案というか問合せしましたが、結果的に新規性という部分で認められずに、今回150万円減額させていただくということでございます。この時点での歳出でございますが、夏に毎年行っております会津17市町村の首長が首都圏で行いますトップセールスの経費、あるいは沖縄県宮古島市、大宜味村などへの物販事業、こういった事業を対象に予定しておりましたが、それぞれ公金はなくなりましたが、一般財源で実施をさせていただいたということでございます。ただし、一般財源になりましたので、できる限り経費を削減するために、事業費の圧縮を図るために参加人数をできる限り減らすというようなことをしまして、当初の目的は達成できたのかなということで考えております。

以上です。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

まず住宅の耐震診断の関係でございます。

実績につきましては平成の28年度以前は診断のみは数件ございました。改修が進まない部分でございますけれども、補助自体は国県町合わせて150万程度用意してございます。ただ、実際に住宅の耐震改修をやる場合、事前な恐らく専門家に見積ったりされるかと思うんですが、これが1千万級の費用がかかるというようなことでございまして、実際には診断は受けるけれどもその先が進まないというのが実態でございます。

それで、県ともこういった住宅の補助関係でいろいろ意見交換する場、年に2回程度あるわけですが、そんな中でもう少し手厚いような、もちろん国のほうでもそうやって押し進めてあるんであればもう少し手厚い改善等そういったものについても町のほうからは要望をさせていただいているということでございまして、現時点ではそのような状況でございます。

あと、除雪委託料、第9次補正で1,500万円の計上の理由でございますけれども、先ほど第8次補正のところ専決で2千万御承認いただきました。

ちょっと順序だてて申し上げますと今定例会に提出する補正予算案を逆算して編成するわけでございますけれども、その提出日が2月8日でございますので、それまでに2月、3月分の委託料の見込みを過去の稼働実績から積算いたします。そのデータから不足分を2月、3月で3,500万円と見込みました。

その後、2月の委託料が確定した時点でもう既に不足が予測できましたので、2月22日付で2千万円の専決をさせていただきました。その差額というと変ですけども、全体で3,500万円を2か月分として見込みましたので、その1,500万円を今次補正予算でお願いしているという流れでございます。

○議長 渡部町民税務課長。

○町民税務課長　それでは 221 のふるさと応援寄附金関係の歳出について、お答えをいたします。

議員のお質しのように返礼率というのが 30%以内ということで決められてございます。経費率につきましても、直接経費で 50%以内ということでは決められてございます。

今回の特に記念品が 1,300 万の歳入に対して 800 万ということでございますが、歳入は硬くみて歳出はちょっと多目に見てございます。ですから、今回歳入に対しての歳出ですと 1,390 万ということになります。ただ、2 億を超えても大丈夫なように歳出のほうは見させていただいております。歳出がなければもう支払いができないということでもありますので、その辺は御了解いただきたいと思っております。

昨日、一般質問の中で 1 月末の経費率でございますが、経費が 49%、歳出が 50.何%ということで、実際に使えるお金が半分をちょっと超えてるということで答弁させていただいております。1 月末では確かに経費率が 50%以内に抑えられているということで、御理解いただきたいと思っております。

○議長　矢部健康増進課長。

○健康増進課長　多賀議員の季節性インフルエンザの予防接種の補助事業について、お答えいたします。

今年度、年度途中で補正予算御議決いただきまして実施したものでございますが、当初 1,200 人分の助成ということで十分な額を予算措置しておりましたが、そのうち半分の金額を減額いたしました。

現時点で把握しております接種者が 208 名、全体 19 歳から 64 歳までの皆さんが 2,400 人ですので、接種率が 8.7%ということでございます。接種率が上がらなかった要因につきましては、インフルエンザについては大きな流行に至らなかったというのが一つ大きな原因かなというふうに思います。

○議長　ほかに。

8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは私からは 3 点ほど、歳出の 19 ページ、2 款、総務費、1 項 6 目、委託料です。382 万 7 千円の減額になっておりますが、この減額の理由について。

それから歳出の 24 ページ、3 款、民生費、1 項 1 目の社会福祉総務費の出産祝い金の 450 万円の減額と結婚祝い金の 100 万 6 千円の減額のこれは出産祝い金はこれかなりの減額になっているわけですが、何を見込んで現在に祝い金を出したのか。

もう一つは繰越明許費補正の中で、旧野沢中学校の体育館の解体撤去です。これはなぜ繰越明許になってしまったのか、それらの理由について 3 点ほどお尋ねいたします。

○議長　玉木企画情報課長。

○企画情報課長　伊藤議員の御質問にお答えいたします。

企画費の委託料、中心エリア整備構想アドバイザーの 382 万 7 千円の減額についてでございますが、これは昨年 6 月議会に国土交通省の先導的官民連携支援事業という採択になりまして、こちらのほうで振替で実施するためにそちらの国交省の事業のほうに委託料全部上げるようにしましたので、今回減額するというところでございます。

○議長　渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長　それで 24 ページ、民生費の出産祝い金の減額についての御質問にお答えいたします。

出産祝い金については当初予算で 30 人の出生を見込み予算化しておりましたが、3 月まで見込みで 15 人の出生、出生数は 17 人いるわけなんです、お二人は住所要件を満たしていないということで未支給になりますので、対象となる方は 15 人を見込んで半額 450 万円を減額するというございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　岩淵商工観光課長。

○商工観光課長　私から同じ民生費の結婚祝い金の減額について、御説明させていただきます。

結婚祝い金につきましては当初祝い金を 10 件、家賃支援を 2 件見込んでおりましたが、実績では祝い金が 2 件、家賃支援が 2 件という実績でございました。

○議長　伊藤総務課長。

○総務課長　6 ページの繰越明許費の中で旧野沢中学校の解体がなぜ遅れたのか、繰り越しになったのかということをございます、こちらのほうにつきましてはその土地の旧体育館の中に曲がり屋を保管してたということがございまして、その部分を曲がり屋については一応公募によりまして入札を行いまして、買ってくれる業者があるかどうかというような部分の手続を踏まえて、この解体処理に向けるということだったんですが、曲がり屋の部分の中の搬出とかに時間がかかってしましまして、それに伴いまして完了したときにこれが解体を発注しようとしたんですが、そのときに降雪期を迎えてしまうということでちょっと解体についてあそこの部分、段差とかもございますので、その関係でやむを得ず繰越明許費をお願いしてるということをございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算(第 9 次)を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、令和 4 年度西会津町一般会計補正予算(第 9 次)は原案のとおり可決されました。

暫時、休議します。再開は 13 時 15 分とします。(12 時 11 分)

○議長　再開します。(13 時 16 分)

日程第 11、議案第 11 号、令和 4 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 議案第 11 号、令和 4 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）の調製について御説明申し上げます。

今次の補正は最終補正予算であることから、歳入・歳出それぞれ精査し、調製したところであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和 4 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ 20 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 407 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6 ページを御覧願います。

歳入であります。3 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金 17 万 5 千円の増額は、前年度繰越金の確定による増であります。

4 款、諸収入、3 項 1 目、健康診査受託事業収入 38 万円の減額は、健康診査の受診者数確定による広域連合からの受託事業収入の減であります。

7 ページを御覧願います。

歳出です。2 款、保健事業費、1 項 1 目、保健事業費 38 万円の減額は、健康診査の受診者数確定による委託料の減であります。

4 款、諸支出金、2 項 1 目、一般会計繰出金 17 万 5 千円の増額は、前年度繰越金確定による増であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、令和 4 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、令和 4 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、令和 4 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）

を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 議案第 12 号、令和 4 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）について御説明申し上げます。

今次の補正は最終補正予算であることから、事業勘定及び診療施設勘定とも歳入・歳出それぞれ精査し、調製したところであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和 4 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,664 万 7 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9,065 万 1 千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 850 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,815 万 1 千円とする。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

8 ページを御覧願います。

事業勘定の歳入です。

1 款、国民健康保険税、1 項、国民健康保険税 33 万円の減額は、収納見込による減であります。

なお、収納率は一般被保険者の医療分と後期高齢者医療支援分の現年度で 96.5%、介護分の現年度で 93%と見込んだところであります。

3 款、国庫支出金、1 項 2 目、社会保障・税番号システム整備費補助金 10 万 9 千円の増額は、マイナンバーカードによる保険資格確認の制度周知に対する補助金の増額であります。

9 ページを御覧願います。

4 款、県支出金、1 項 1 目、保険給付費等交付金 2,386 万 2 千円の増額は、保険給付費の増に伴う普通交付金 2,451 万 3 千円の増と、医療機器購入や僻地診療所運営費に係る特別交付金 65 万 1 千円の減であります。

6 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金 116 万 9 千円の増額は、妊産婦医療費の増による一般会計繰入金 25 万円の増及び保険基盤安定負担金 89 万 6 千円の増などであります。

8 款、諸収入、3 項 1 目、一般被保険者第三者納付金 154 万 4 千円の増額は、第三者行為による損害賠償金の収入額が確定したことによる増であります。

11 ページを御覧願います。

歳出です。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、一般被保険者療養給付費 2,370 万円の増額及び 2 項 1 目、一般被保険者高額療養費 250 万円の増額は、それぞれ年度末までの保険給付費の見込みに

よる増であります。

16 ページを御覧願います。

施設勘定の歳入です。

1 款、診療収入、1 項、外来収入 1,508 万 1 千円の減額は、年度末までの診療収入の見込みによる減であります。

同じく 2 項、その他診療収入 1 千万円の増額であります。主に新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業収入の増であります。

17 ページを御覧ください。

7 款、町債、1 項 1 目、過疎対策事業債 540 万円の減額は、医療用機械器具整備及び医師住宅整備完了による事業費の確定に伴う減であります。

8 款、県支出金、1 項 1 目、診療施設県補助金 226 万 5 千円の増額は、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者診療支援事業補助金 166 万 5 千円及び医療施設等物価高騰対策支援金 60 万円を新たに見込むものであります。

18 ページを御覧願います。

歳出です。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 591 万 8 千円の減額は、非常勤医師に係る診療業務委託料 362 万 5 千円の減及び医師住宅整備事業費確定による設計監理委託料と工事費合わせて 405 万円の減などであります。

2 款、医業費、1 項 1 目、医療用機械器具費 108 万 5 千円の減額、同じく 3 目、医薬品衛生材料費 150 万円の減額は、事業費確定や年度末までの見込みによる減であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛　1 点だけお尋ねします。

診療施設勘定の中でいわゆる診療収入が軒並み減額となっておりますけれども、昨年からは医師 3 名体制になって順調に推移していると思っておりますが、これはいわゆるコロナ禍ゆえの受診控え等が要因でいわゆる診療収入が減となっている状況になったのか、お尋ねいたします。

○議長　矢部健康増進課長。

○健康増進課長　診療収入についての御質問にお答えいたします。

コロナ禍での受診控えが令和 2 年、3 年と外来収入の落ち込みがあったわけですが、3 年、4 年とある程度回復してございます。当初見込みよりは減額というふうになっておりますが、受診控えは 3 年から 4 年と回復傾向でございます。

○議長　9 番、多賀剛君。

○多賀剛　確認ですが、当初コロナ禍の受診控えは予定しておったけれども、想定よりもそれを上回って受診控え等があって診療収入が減ったという認識でよろしいでしょうか。今改善していると申されましたけれども、当初予定してたよりも少なかったという認識でしょうか。

○議長 矢部健康増進課長。

○健康増進課長 お答え申し上げます。

コロナの発熱外来としての診療というのもございました。これにつきまして1款2項1目の諸検査費用で検査費用など収入の増もございました。相対的には若干減ではありますが、診療収入、この検査収入合わせますと大きな減にはなっていない。ある程度回復してるのかなと思いますが、当初の想定よりは外来収入のほうは予算としては当初の見込みよりは落ちたということでございます。

○議長 ほかに。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私も1点質問します。

歳出です。11ページです。2款の一般被保険者療養給付費、これ2,370万ほど増額になっていますが、これは悪性新生物とか、そういう患者さんが増加してとかそういうことの要因はこの増額要因に入ってるのかどうか、お聞きします。

○議長 矢部健康増進課長。

○健康増進課長 お答え申し上げます。

療養給付費の見込みにつきましては、今年度の各月の療養給付費、平均実績を見まして今後の推移を見込んだというものでございます。保険給付の分析、この場ではまだ行っておりませんので、今回計上させていただきましたのは今年度の給付の実績を見て計上させていただいたということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第12号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号、令和4年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第13号、令和4年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)について御説明申し上げます。

はじめに、今次補正予算の概要についてであります。今年度の最終補正であることから、歳入・歳出の実績を精査し、歳入では第1号被保険者保険料の収納見込による増額の

ほか、介護給付費等の実績見込みによる国庫負担金・補助金や調整交付金、支払基金交付金などの額確定による調整を行い、また歳出では総務費において不要となった事務費の減額及び地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費について、これまでの実績に基づき年度内に必要となる増額を行うなどの調整をいたしました。

それでは予算書を御覧願います。

令和4年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ967万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,973万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページを御覧ください。

まず歳入であります。

1款、保険料、1項1目、第1号被保険者保険料38万8千円の増額は、現年度分の収納見込み増によるものであります。

3款、国庫支出金、1項1目、介護給付費負担金1,178万6千円の増額は、今年度の国庫負担額の確定によるものであります。

同じく2項1目、調整交付金171万5千円の減額、同じく2項2目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）22万4千円の減額、同じく2項6目、介護保険事業費補助金11万円の増額は、今年度の国庫補助額の確定及び見込みによるものであります。

7ページを御覧ください。

4款、支払基金交付金、1項1目、介護給付費交付金1,036万2千円の減額、同じく1項2目、地域支援事業支援交付金131万8千円の増額は、介護給付費及び地域支援事業に係る第2号被保険者負担分となる交付金の実績に基き交付されるもので、今年度の交付額の確定によるものであります。

5款、県支出金、1項1目、介護給付費負担金808万3千円の増額、同じく2項1目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）61万円の増額は、介護給付費及び地域支援事業に係る県負担金及び交付金の確定及び見込みによるものであります。

8ページを御覧願います。

7款、繰入金、1項2目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）18万1千円の増額、同じく1項5目、その他一般会計繰入金50万円の減額は、歳出における地域支援事業費の増額及び事務費の減額に伴う一般会計からの繰入金の調整であります。

次に、9ページを御覧願います。

歳出であります。

1款、総務費、1項1目、一般管理費は補正の額はございませんが、今次歳入の補正による財源内訳の調整を行ったものであります。

同じく3項2目、認定調査等費39万円の減額は、介護認定事務のうち主治医意見書作成

料及び認定調査委託料の実績に基づく減額であります。

3 款、基金積立金、1 項 1 目、介護給付費準備基金積立金 861 万 6 千円の増額は、今次補正により歳入・歳出の調整の結果、余剰となった額を介護給付費準備基金へ積立てるものであります。

なお、これにより介護給付費準備基金の年度末残高は 6,154 万 8 千円になる見込みであります。

4 款、地域支援事業費、1 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号訪問・通所・生活支援）120 万円の増額。

10 ページを御覧ください。

同じく 1 項 2 目、介護予防ケアマネジメント事業費 25 万円の増額は、これまでの実績に基づき今年度必要となる給付額を見込み、増額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、令和 4 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、令和 4 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、令和 4 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 14 号、令和 4 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）の調製について御説明いたします。

今次補正予算の内容であります。収入支出とも事業費の確定見込みによる減額調整が主なものであります。

それでは予算書を御覧ください。

第 1 条総則、令和 4 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出の補正、令和 4 年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に

定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出ともに既決予定額を 50 万 6 千円減額し、合計額をそれぞれ 2 億 5,519 万 7 千円とするものです。

第 3 条、資本的収入及び支出の補正、予算第 4 条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1 億 1,292 万 6 千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 942 万 6 千円、過年度分損益勘定留保資金 5,879 万円及び当年度分損益勘定留保資金 4,471 万円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2 ページを御覧ください。

収入は補正予定額 3,304 万 9 千円を減額し、合計額を 1 億 2,140 万 4 千円とするものです。

支出は、補正予定額 3,659 万 7 千円を減額し、合計額を 2 億 3,433 万円とするものです。

第 4 条、企業債の補正、予算第 5 条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。

起債の目的は、水道事業です。補正前の限度額 7,590 万円を 1 千万円減額し、補正後の限度額を 6,590 万円といたします。

次に簡易水道等事業です。補正前の限度額 3,920 万円を 1,900 万円減額し、補正後の限度額を 2,020 万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第 5 条、他会計からの補助金の補正、予算第 7 条本文中、補助を受ける金額は 1 億 2,219 万 8 千円を補助を受ける金額は 1 億 2,237 万円に補正する。

内訳は、実施計画にて説明いたしますので、4 ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入は、水道使用料の収入見込みによる減額や一般会計補助金の財源調整が主なものです。

6 ページを御覧ください。

次に支出です。

第 1 款、水道事業費用では、事業費確定見込みによる水源施設等清掃点検業務委託料及び汚泥処分手数料等の減額や電気料金の増額が主なものです。

7 ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出の収入です。

第 1 款、水道事業資本的収入及び第 2 款、簡易水道等事業資本的収入ともに、事業費の確定見込みによる企業債借入金や町道下松村中線新設工事に伴う水道管移設工事に係る補償金の減額が主なものです。

8 ページを御覧ください。

次に、支出です。

第 1 款、水道事業資本的支出及び第 2 款、簡易水道等事業資本的支出ともに、事業費の確定による工事請負費の減額が主なものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう御願ひ申し上げます。

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、令和 4 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 16 号、令和 5 年度西会津町一般会計予算から、日程第 23、議案第 23 号、令和 5 年度西会津町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑、採決の順序で行いますので、御協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長 日程第 16、議案第 16 号、令和 5 年度西会津町一般会計予算、日程第 17、議案第 17 号、令和 5 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算、日程第 18、議案第 18 号、令和 5 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算、日程第 19、議案第 19 号、令和 5 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 20、議案第 20 号、令和 5 年度西会津町国民健康保険特別会計予算、日程第 21、議案第 21 号、令和 5 年度西会津町介護保険特別会計予算、日程第 22、議案第 22 号、令和 5 年度西会津町水道事業会計予算、日程第 23、議案第 23 号、令和 5 年度西会津町下水道事業会計予算。

○議長 議案第 16 号の説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 16 号、令和 5 年度西会津町一般会計予算の調整について御説明いたします。

初めに、国の令和 5 年度当初予算の概算要求に当たっての基本方針であります。経済財政運営と改革の基本方針 2021 及び 2022 に基づき、経済財政一体改革を着実に推進することとし、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については令和 4 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、自主的に同水準を確保するとしております。

次に県の当初予算編成におきましては、新たな総合計画の 2 年目として力強い復興と福島ならではの地方創生をさらに加速していくための重要な年としております。

また、新型コロナウイルス感染症を初め地震や大雨などの自然災害、原油価格、物価高騰への対応など広範かつ膨大な財政需要が生じている中、持続可能な財政運営が一層求められており、これらに対応するため行財政改革プランや中期財政見通しのもと健全な財政運営に一層配慮しながら根拠に基づく政策立案を進めるとしております。

このような状況を踏まえ、本庁の令和 5 年度当初予算編成は予算の効率的、効果的な活用を基本に、西会津町総合計画第四次に掲げる「笑顔つながり 夢ふくらむまち～ずーっと、西会津～」の実現に向け、人口減少に歯止めをかける事業を中心とした持続的発展及び将来の自主財源確保につながる事業については投資として位置づけ、地域経済の活性化や町民福祉の向上、人材の育成につながる事業など真に必要な政策に優先的に予算を配分したところであります。

この結果、令和 5 年度一般会計予算の総額は 63 億 8,300 万円で、対前年度比 1 億 6,300 万円、率にして 2.6%の増となったところであります。

それでは、令和 5 年度一般会計当初予算について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

令和5年度西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億8,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債第2条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

一時借入金、第3条地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は15億円と定める。

歳出予算の流用、第4条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

事前に予算書とともに御配りいたしました当初予算資料で御説明させていただきます。こちらの当初予算資料、こちらのほう御用意をお願いします。

6ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第1款、地方税は5億8,712万8千円の計上であります。固定資産税の減などにより、前年度より479万8千円の減額となりました。

次に、2款、地方譲与税は1億150万円の計上であります。国の地方譲与税見込み額などを考慮し、前年度より130万円の減額となりました。

3款、利子割交付金16万1千円。

4款、配当割交付金140万円。

5款、株式等譲渡所得割交付金120万円。

6款、法人事業税交付金890万円につきましては、県の予算編成指針等や過去の実績を考慮し、計上したものであります。

7款、地方消費税交付金1億4,750万円は県の予算編成指針等などにより、前年度より950万円の減額となりました。

8款、環境性能割交付金640万円。

9款、地方特例交付金120万円は県の予算編成指針などを考慮し、計上したものであります。

10款、地方交付税は30億9,039万円の計上であります。その内訳といたしましては、普通交付税で28億4,039万円の計上ですが、地方財政計画や単位費用の動向、公債費の算入分などを考慮し、積算したところであります。

なお、前年度当初ベースでの比較では1億23万8千円、3.7%の増。前年度当初決定ベースの比較では1,710万円、0.6%の減となったところであります。

また、特別交付税につきましては前年同額の2億5千万円を計上いたしました。

次に、11款、交通安全対策特別交付金60万円ですが、県の予算編成指針等を考

慮し、計上いたしました。

7ページを御覧ください。

12款、分担金及び負担金326万1千円の計上につきましては、ケーブルテレビ施設移設負担金53万7千円、老人ホーム入所費負担金189万円などです。

13款、使用料及び手数料、1億4,744万7千円の計上につきましてはケーブルテレビ使用料4,094万8千円、インターネット使用料4,270万4千円、町営住宅等使用料4,695万7千円などです。

なお、ケーブルテレビ使用料1,429万円の減額は、デジタルパック廃止などによるものです。

14款、国庫支出金4億8,677万9千円の計上につきましては、障害者福祉費負担金7,788万5千円、児童手当給付費負担金3,767万8千円、道路河川災害復旧事業負担金7,666万6千円、町道小杉山線改良や町道の舗装補修、防雪柵設置などに係る社会資本整備総合交付金道路事業1億4,419万5千円、町道野沢安座線の高橋橋の橋梁修繕工事に係る道路メンテナンス事業4,182万6千円などです。

道路河川災害復旧事業負担金の計上などにより、前年度より2,890万6千円の増額となりました。

8ページを御覧ください。

15款、県支出金、4億2,380万1千円の計上につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金2,217万3千円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,531万4千円、障害者福祉費負担金3,942万4千円、電源立地地域対策交付金3,133万5千円、中山間地域等直接支払交付金5,848万円、多面的機能支払交付金2,967万6千円、紅葉樹林再生事業補助金4,099万4千円。9ページに移りまして、国県道直接委託金3,969万4千円などです。

林業専用道整備事業補助金や県知事選挙、参議院議員選挙委託金の減などにより、前年度比6,289万7千円の減額となりました。

16款、財産収入、1,248万5千円の計上は、土地建物などの財産貸付収入1,089万9千円などです。

17款、寄附金、2億2千円の計上は、ふるさと応援寄附金2億円などです。ふるさと応援寄附金の増により、前年度比2千万円の増額となりました。

18款、繰入金4億7,272万3千円の計上は財政調整基金繰入金4億4千万円、みんなで作る未来基金繰入金1千万円、森林環境贈与税基金繰入金1,029万3千円などです。財政調整基金繰入金の増などにより、前年度比1,941万4千円の増額となりました。

19款、繰越金6千万円の計上は、前年度からの繰越繰越金でございまして、前年度と同額の計上です。

20款、諸収入6,072万3千円の計上は、中小企業融資資金貸付金元金収入2,500万円、未来を描く市町村等支援事業助成金756万2千円、後期高齢者医療広域連合交付金1,080万円などです。後期高齢者医療広域連合交付金の増などにより、前年度比372万6千円の増額となりました。

21款、町債5億6,940万円の計上は、僻地対策事業債2,530万円、過疎対策事業債4億

6,760万円、公営住宅建設事業債2,170万円、災害復旧事業債3,600万円などであります。過疎対策事業債に防災行政無線整備事業や農業公社設立準備事業、学校給食設備整備事業などの計上により、前年度比7,960万円の増額となりました。

続いて、10ページを御覧ください。

歳出であります。

まず、1款、議会費8,525万1千円の計上は議員報酬及び議会運営に係る経費であります。タブレット導入の完了などにより、前年度比381万8千円の減額となりました。

2款、総務費14億152万8千円の計上は総合行政情報システム事業8,192万5千円、財政調整基金積立金3,003万2千円、温泉施設管理業務委託料5,138万円、地域おこし協力隊配置事業8,251万8千円、町のブランド力を強化するための日本の田舎西会津町ブランド力強化事業806万1千円。11ページに移りまして、町内の人材不足解消と移住者などの定住促進を目指す特定地域づくり事業810万5千円、町が利用可能な空き家を借り受け、賃貸住宅として活用する空き家利活用事業1,841万円、デジタル戦略推進事業1,774万3千円、ケーブルテレビ運営事業1億1,600万8千円、インターネット運営事業3,769万8千円、町民バス運行事業1億46万円、ふるさと応援寄附金事業1億2,984万3千円などがあります。

特定地域づくり事業や空き家利活用事業、ふるさと応援寄附金事業の増などにより、前年度比2,058万5千円の増額となりました。

3款、民生費11億1,574万8千円の計上は出産祝い金1,117万5千円、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金7,688万6千円、同じく診療施設勘定繰出金7,306万2千円、雪処理支援隊事業466万9千円、除排雪費用助成事業287万円、敬老祝い金729万円。12ページに移りまして、介護保険特別会計繰出金2億2,186万5千円、後期高齢者医療費療養給付費負担金8,889万2千円、後期高齢者医療特別会計繰出金3,581万5千円、障害者福祉サービス費1億5,770万円、子育て医療費サポート事業助成費1,358万5千円、児童手当5,448万円、認定こども園運営委託料1億3,330万1千円、放課後児童クラブ運営委託料1,332万6千円などがあります。

国民健康保険特別会計、診療施設勘定繰出金の増などにより、前年度比2,055万8千円の増額となりました。

次に、4款、衛生費4億9,043万9千円の計上は水道事業と簡易水道等事業に係る水道事業会計繰出金が合わせて1億3,413万1千円、予防接種委託料1,001万円、インフルエンザワクチン予防接種事業1,443万4千円、検診事業1,855万円、新たな健康づくり推進事業1,082万5千円。13ページに移りまして、ごみ・し尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金8,444万円、ごみ収集委託料3,892万8千円、個別排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金2,832万3千円などがあります。

水道事業会計繰出金やごみ、し尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金の増などにより、前年度比1,963万5千円の増額となりました。

6款、農林水産業費6億602万9千円の計上は担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大など、農業を取り巻く様々な課題を解決することを目的とした農業公社の設立準備事業4,562万9千円、中山間地域等直接支払事業7,790万円、健康な土づくり普及促進

事業 722 万 6 千円、環境保全型農業直接市支援対策事業 686 万 6 千円、米のブランド化や新商品の開発等を図るための山村活性化対策事業 1,244 万 7 千円、農業振興地域整備計画等策定事業 525 万 1 千円、集落排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金 4,953 万 9 千円、多面的機能支払交付金事業 3,947 万円、鳥獣被害防止対策事業 1,811 万 4 千円、菌床栽培ハウス整備工事 6,741 万 6 千円。14 ページに移りまして、紅葉樹林再生事業 4,099 万 4 千円、林道岩井沢檜ノ木平線の林道開設等工事 2,095 万 7 千円などがあります。

農業公社設立準備事業の増があったものの、集落型ライスセンター整備事業、防災重点ため池整備事業有害鳥獣解体処理施設整備事業、林業専用道整備事業などの完了などにより、前年度比 4,969 万 1 千円の減額となりました。

7 款、商工費 1 億 1,229 万 1 千円の計上は町商工会育成補助金 600 万円、町内企業支援補助金 1 千万円、中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円、創業後も一定期間伴走支援を行う創業支援事業 248 万 9 千円、町内の自然資源を調査し、利活用を検討する自然体験資源調査業務委託料 605 万円、西会津観光交流協会育成補助金 1,400 万円、消費者行政推進費 336 万 2 千円などがあります。

自然体験資源調査業務委託料の増などにより、前年度比 474 万 7 千円の増額となりました。

8 款、土木費 8 億 4,815 万 2 千円の計上は町道修繕工事 2,300 万円、道路維持管理委託料 1,383 万 6 千円、除雪機械修繕料 2,200 万円、除雪委託料 1 億 6,695 万 4 千円、除雪機械購入費 6,833 万 2 千円、町道改良舗装等工事費 1 億 2,026 万 1 千円、橋梁修繕工事 6,751 万円。15 ページに移りまして、公共下水道事業に係る下水道事業会計繰出金 7,735 万 4 千円、さゆり公園管理業務委託料 6,144 万 1 千円、高圧ケーブル更新などに係るさゆり公園施設改修工事 4,950 万円、町営住宅改修事業 2,480 万円、定住促進住宅改修事業 2,780 万円などがあります。

町道改良舗装等や橋梁修繕工事で減があったものの、さゆり公園施設改修等工事や町営住宅定住促進住宅改修事業の増などにより、前年度比 381 万円の増額となりました。

9 款、消防費 3 億 3,006 万 9 千円の計上は喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金 2 億 380 万 2 千円、消防団員報酬 1,615 万 3 千円、消防屯所新築工事 1,861 万 4 千円、青坂地内の防災行政無線子局の移設及び上野尻地内へ増設する防災行政無線機器増設改修工事 2,275 万 4 千円、空き家対策事業 811 万 1 千円などがあります。

喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金や防災行政無線機器増設改修工事の増などにより、前年度比 2,069 万 5 千円の増額となりました。

10 款、教育費、4 億 2,190 万 8 千円の計上は、教員住宅改修工事 1,376 万円、西会津高校活性化対策に係る通学費補助金、進路支援補助金、生徒会活動講演会補助金、修学資金貸付金の合計で 302 万円、学校教育アドバイザー配置事業 409 万円、外国語指導助手招致事業 469 万 5 千円、教育改革推進事業 736 万 4 千円、学校給食費 4,047 万 2 千円、給食センターボイラー配管更新工事 2,886 万 7 千円、スクールバス運行費 4,710 万 5 千円、小学校管理費 1,807 万 1 千円、小学校教育支援事業 1,260 万 1 千円。16 ページに移りまして、中学校管理費 2,211 万 8 千円、中学校教育支援事業 618 万 9 千円、小中学校交流事業補助金 456 万 7 千円、公民館管理費 938 万 2 千円、図書館費 1,390 万 6 千円、町体育協会補助

金 436 万円などであります。

教員住宅改修工事や給食センターボイラー配管更新工事などの増により、前年度比 5,009 万円の増額となりました。

11 款、災害復旧費 1 億 3,953 万 1 千円は農業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費の計上であります。

道路橋梁河川災害復旧費において、昨年 8 月の豪雨災害に係る過年の災害復旧費を計上などにより、前年度比 1 億 1,377 万 6 千円の増額となりました。

12 款、公債費 8 億 2,193 万 6 千円の計上は地方債償還元金 8 億 536 万円、地方債償還利子 1,647 万 6 千円などであります。

13 款、予備費 1 千万円の計上であります。

以上、歳入歳出の総額を 63 億 8,300 万円とするものであります。

次に、予算書の 9 ページを御覧ください。予算書のほうにお戻りいただきたいと思えます。9 ページでございます。

第 2 表、地方債であります。令和 5 年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため起こすものであります。

まず、現地対策事業であり事業費であります。限度額を 2,530 万円とし、農業公社設立準備事業や消防施設整備事業などに充当するものであります。

次に、過疎対策事業費であります。限度額を 4 億 6,760 万円とし、農業公社設立準備事業や菌床栽培ハウス整備事業、除雪機械整備事業、自主放送設備整備事業などに充当するものであります。

次に、公営住宅建設事業費であります。限度額を 2,170 万円とし、町営住宅修繕事業などに充当するものであります。

次に、災害復旧事業費であります。限度額を 3,600 万円とし、農業施設及び林業施設道路河川の災害復旧費に充当するものであります。

次に、臨時財政対策債であります。普通交付税の振替措置といたしまして限度額を 1,880 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第 16 号、令和 5 年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

すみません、大変失礼しました。資料の訂正をお願いいたします。

この当初予算資料の中で 6 ページでございます。

9 款、地方特例交付金の中で金額の単位が抜けておまして「1,200 円」となっておりますが、正しくは「120 万円」ということで、千円の「千円」を追加お願いいたします。大変失礼いたしました。訂正のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 続けて、議会基本条例第 7 条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、自然体験魅力デザイン事業及び空き家利活用事業についての説明を求めます。

あわせて議案第 17 号及び議案第 18 号の説明を求めます。

商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 令和 5 年度重要政策の審議等についてのうち、自然体験魅力デザイン事

業について御説明いたします。

重要政策の審議等資料ナンバー1を御覧ください。

初めに事業の目的についてですが、町が有する地域資源やフィールドを対象として、アウトドアアクティビティをキーワードとした新たな環境を創出し、観光客等の交流人口の拡大や地域経済の活性化等を図るため、自然環境などアウトドア資源を活用した魅力創出に係るランドデザイン、いわゆる基本構想を作成することを目的としております。

次に、本事業の実施に至った背景ではありますが、まず株式会社モンベルと町との包括協定について御説明いたします。

株式会社モンベルと町は、町が令和3年度に実施した企業移転と受け入れに向けた西会津町視察事業の視察交流ツアーで、同社の役職員が町を視察したことをきっかけに関係を築きました。

その後、町ではモンベルと連携する具体的な取組について検討し、協議を行い、令和4年6月2日総務の緊密な連携のもと、アウトドア活動等の促進により社会が直面する課題に対応し、地域の活性化及び町民生活の質の向上に寄与することを目的として、包括協定を締結いたしました。

なお、この協定につきましては会津地域の全13市町村もそれぞれに同社と協定を締結したところであります。

この協定をもとに、町では町の課題を解決するためのモンベルとの連携した取組について、庁内関係課で横断的に検討を進めてまいりました。その連携事項のうち、地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化を進めるため、西会津観光交流協会や関係団体等と地域資源の洗い出し等を行い、モンベルグループの関連会社と委託契約を結び、令和4年度には地域資源の現状課題等の抽出に係る調査を秋と冬の2回行ったところであります。

また同時にモンベルの代表取締役会長辰野勇氏と町長との打ち合わせを行い、同社の紹介により高知県本山町などアウトドア施設の先進地視察も行ってまいりました。

次に、事業の概要についてですが、事業の内容としてはまず令和4年度に地域資源の現状課題等の抽出として秋と冬に現地調査を行いました。令和5年度においても引き続き、春と夏に現地調査を行い、前年度の調査と合わせて分析を行い、2ページのほうを御覧ください。

地域資源を活用したエコツーリズムの検討と提案、アウトドア関連拠点施設整備の検討と提案をいただくなどの内容となっております。

次に事業費についてですが、全体事業費のうち、令和5年度の当初予算には商工総務費の観光費に605万円を計上しており、全額が委託料で財源は一般財源であります。

次に、事業の経過と総合計画への位置づけにつきましては、資料に記載のとおりであります。

関係課による横断的な会議を開催するとともに、関係団体との意見交換等も実施してきたところであります。

次に、今後のスケジュールについてであります。今議会において令和5年度の予算を御議決いただいた後、4月上旬には事業の委託契約を行い、春と夏の資源調査を実施した

後、グランドデザインの成果品を9月中旬に委託業者から提出いただく予定としております。

以上で、自然体験魅力デザイン事業についての説明を終わります。

次に、空き家利活用事業について御説明いたします。重要政策の審議等資料ナンバー2を御覧ください。

初めに事業の目的についてですが、町では空き家バンク事業や空き家整備費補助事業等により空き家の利用促進を図っておりますが、利活用が進まない大きな要因の一つとして、売買を希望する空き家の所有者と賃貸を希望する利用希望者とのミスマッチが挙げられます。このミスマッチの解消に向け、全国的にも効果が見られる空き家の利活用事例について、本庁において取り組むことで空き家の有効活用と移住定住の促進を目指すことを目的としております。

次に、事業の概要であります。本事業には空き家バンク事業と移住促進住宅整備事業があり、このうち空き家バンク事業につきましてはこれまでの取組に加え、令和5年度は空き家に関するセミナーや相談会を開催し、空き家の利活用促進を図ってまいります。

続いて、移住促進住宅整備事業につきましては、令和5年度からの新規事業でありまして町が空き家を借り受け、改修を行った上で賃貸住宅として移住者に貸出し、家賃の収受や建物の管理は民間の管理会社に委託するといった内容であります。

資料アの事業の流れにつきましては、下の図も一緒に御覧ください。

まず町と空き家物件所有者で10年の賃貸借契約を締結し、町は空き家所有者に対して毎年賃料を支払います。借り受けた部屋は町が最低限の改修、いわゆるリフォームを行いまして、町と民間の管理会社でリフォーム済みの物件に関する管理委託契約を締結いたします。管理会社については町と入居者との賃貸借契約の仲介や物件の管理、入居者からの家賃収受を行い、入居者から徴収した家賃を管理委託料を差し引いて町に納入するといった流れになっております。

2ページを御覧ください。

対象物件の選定基準であります。

本事業の対象とする空き家は子供連れの3人家族の入居を想定し、以下の基準を満たす物件といたします。居住面積は100平米以上、間取りは2LDK以上で台所、水洗トイレ、浴室など水回りの設備を一通り有し、改修費はおおむね1千万円以内といたします。

なお、令和5年度の対象物件につきましては、資料に記載のとおりであります。

次に、賃貸借契約終了後の物件の処分方針であります。基本的に所有者に返却をいたしますが、返却後の運用方法、引き続き賃貸物件とするか、または入居者もしくは第三者へ譲渡や売却とするかなどについては、管理会社の仲介のもと所有者とその時点での入居者で協議の上決定いただくことといたします。

次に、事業費についてですが、令和5年度の当初予算2款1項10目のふるさと振興費に空き家バンク事業で16万円、移住促進住宅整備事業で1,825万円を計上しております。このうち、移住促進住宅整備事業の内訳につきましては、空き家の改修に係る設計監理委託料や監視改修工事費、物件管理委託料等でありまして、金額は資料に記載のとおりであります。

財源といたしましては、国庫補助金が2分の1、ほかに起債の充当を見込んでおります。
なお、参考までに本事業の財政シミュレーションを記載しております。

物件の家賃収入に加え、住民税や固定資産税、地方交付税を10年分合計しますと、町が投資した金額を十分回収できる資産となっております。

次に、総合計画における位置づけにつきましては、3ページに記載のとおりであります。
以上で、空き家利活用事業についての説明を終わります。

続きまして議案第17号、令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算について御説明申し上げます。

工業団地の分譲につきましては、経済の活性化と雇用の確保を図る上で本町にとって重要な課題であると認識しているところであります。企業誘致を取り巻く環境は人口減少に伴い、労働力人口が減少する中、大変厳しい状況となっておりますが、若者の定住促進や町内の雇用の確保に向け、令和5年度においても県などの関係機関から情報提供を得ながら工業団地の分譲に向けて努力してまいりたいと考えております。

それでは予算書の10ページを御覧ください。

令和5年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,867万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の147ページを御覧ください。

まず、歳入であります。

1款、財産収入、1項1目、不動産売払収入8,867万4千円の計上ですが、これは未分譲地の土地売払収入であります。

2款、繰越金、1項1目、繰越金千円から、3款、諸収入、1項1目、町預金利子千円までは前年度繰越金及び預金利子の増目計上であります。

148ページを御覧ください。

歳出であります。

1款、予備費、1項1目、予備費ですが、8,867万6千円を計上したところであります。

以上、議案第17号、令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第18号、令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算について御説明申し上げます。

住宅団地につきましては令和4年度は1区画を販売し、全69区画のうち未分譲区画が9区画となっております。

令和5年度におきましては住宅団地購入費補助金のPR、移住定住に向けたホームページへの掲載、さらには新聞雑誌等への広告などを通じて広く情報発信し、分譲につなげてまいりたいと考えております。

それでは予算書の13ページを御覧ください。

令和5年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ631万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の151ページを御覧ください。

まず歳入であります。1款、使用料及び手数料、1項1目、住宅団地使用料1万8千円は、分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2款、財産収入、1項1目、財産貸付収入6千円は、分譲地内の電柱及び支線の土地貸付収入であります。

2項1目、不動産売却収入629万円は、1区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3款、繰越金、1項1目、繰越金。

152ページの4款、諸収入、1項1目、町預金利子は、前年度繰越金及び預金利子の増目計上であります。

153ページを御覧ください。

歳出であります。

1款、事業費、1項1目、住宅団地分譲事業費631万6千円の計上は、1区画分の分譲促進謝礼50万円や旅費、広告料及び1区画分の住宅団地購入費補助金50万円など分譲に要する経費を計上したほか、修繕料や団地内整備委託料など住宅団地内の維持管理に要する経費を計上したものであります。

以上、議案第18号、令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第19号及び議案第20号の説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 議案第19号、令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、概要について申し上げます。

後期高齢者医療の保険料は2年に一度見直されることになっており、令和4年度に改定がありましたので令和5年度は据置きとなっております。均等割額は4万4,300円、所得割率は、8.48%となっておりますが、引き続き所得の状況により、均等割の7割、5割、2割の軽減措置が適用されることとなります。

また、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで現役世代が負担している後期高齢者支援金の急増が見込まれることなどから、全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直しが行われ、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、医療費の自己負担割合は現役並みの所得者を除き1割が基本でしたが、令和4年10月から一定以上の所得のある方は2割に引き上げられております。

なお、自己負担割合の引き上げにより、必要な受診が抑制されるという事態が生じない

よう3年間は1か月の負担増を最大で3千円に収まるよう措置が講じられております。

それでは、予算書の16ページを御覧ください。

令和5年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億588万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。事項別明細書の156ページを御覧ください。

歳入であります。

1款、後期高齢者医療保険料、1項1目、特別徴収保険料5,587万8千円は年金からの特別徴収分であります。

2目、普通徴収保険料855万1千円は、納入通知書や口座振替による普通徴収分であります。

2款、繰入金、1項2目、保険基盤安定繰入金3,375万3千円は、保険料の軽減措置分に係る一般会計からの繰入であります。

157ページを御覧ください。

4款、諸収入、3項1目、健康診査受託事業収入513万8千円は健康診査に係る広域連合からの受託事業収入であります。

158ページを御覧ください。

歳出であります。

1款、総務費、1項1目、一般管理費117万1千円は後期高齢者医療システムのリース料などの事務費であります。

2項1目、徴収費35万4千円は、保険料の徴収に係る経費であります。

159ページを御覧ください。

2款、保健事業費、1項1目、保健事業費、567万7千円は健康診査に係る委託料などあります。

3款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金9,818万3千円は徴収した保険料と保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものであります。

4款、諸支出金、1項1目、保険料還付金50万円は、過年度分に係る還付金であります。

以上で、議案第19号、令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第20号、令和5年度西会津町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、国民健康保険事業の現況について申し上げます。

事業勘定では国民健康保険制度の安定的な財政運営と効率的な事業の確保等を図るため、平成30年度から財政の責任主体が市町村から都道府県に移行し、5年が経過しようとしております。これまで順調に運営されてきているところでございます。医療費の動向につきましては、コロナ禍の影響により、令和2年度は医療費総額が低い水準でありましたが、

令和3年度、さらに令和4年度はおおむねコロナ禍前の水準に上昇する見込みであります。

また、安定した国保運営を行う取組として国保税の収納率の向上やレセプトや資格点検などによる医療費の適正化対策、正しい食生活の実践や運動習慣の定着に向けた様々な健康づくりの取組を一層推進するとともに、第2期健康増進計画に基づき、体、心、つながりの三つの健康づくりを進めてまいります。

診療施設勘定では町の課題でありました診療所の常勤医師確保について、昨年4月より医師1名を採用し、令和5年度においても常勤医師3名体制を継続してまいります。

さらに、引き続き福島県立医科大学会津医療センターや民間病院から内視鏡検査と整形外科の非常勤医師の応援をいただきながら、これまで以上に安心して受診できる医療供給体制の整備に努めてまいります。

また、診療所に併設している訪問看護事業所については診療所や福祉施設等と連携し、利用者の利便性と地域医療サービスの向上に向けて取り組んでまいります。

それでは、予算書の19ページを御覧ください。

令和5年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,538万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,854万8,000円と定める。第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算による。

地方債第2条、地方自治法第230条、第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

歳出予算の流用、第3条、地方自治体第220条、第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの給付の各項の間の流用。主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書163ページを御覧ください。

事業勘定の歳入です。1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1億1,472万5,000円は、保険給付費や県への納付金、保険事業などの歳出総額から国・県からの交付金や一般会計からの繰入金との歳入を差し引いた額を国保税必要額として算出し、それぞれの区分に計上したものであります。なお、令和5年度の国保税額は今後、所得額や県への納付金額が確定する本算定において改めて算出することになります。

164ページを御覧ください。

4款、県支出金、1項1目、保険給付費等、5億6,615万7,000円は、保険給付費の財源として交付される普通交付金で5億4,277万3,000円、僻地診療所の運営費や医療機器整備費に係る特別交付金で2,338万4,000円であります。

165ページを御覧ください。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金、7,910万6,000円は、職員人件費のほか、特定健診や子育て医療費サポート事業に係る繰入れで4,045万円、保険基盤安定繰入金で

3,829万5,000円などであります。

166 ページを御覧ください。

2項1目、国民健康保険運営基金繰入金530万円は、国保税の減税財源として400万円を見込むほか、令和5年度に新たに創設する人間ドック助成事業に係る財源90万円などを繰り入れするものであります。なお、繰入れ後における基金残高見込額は4,113万8,000円であります。

168 ページを御覧ください。歳出です。1款、総務費、1項1目、一般管理費2,497万6,000円は職員人件費や総合行政システム機器補修委託料等であります。

169 ページを御覧ください。2項1目、賦課徴収費372万2,000円は国保税の徴収に係る経費であります。

171 ページを御覧ください。2款、保険給付費、1項1目、一般被保険者病用給付費4億6,940万円から172ページの3項1目、一般被保険者移送費10万円までは令和4年度の実績見込みなどにより積算し、それぞれ計上したところであります。

173 ページを御覧ください。4項1目、出産育児一時金210万2,000円は出産件数4件分の計上であります。

174 ページを御覧ください。3款、国民健康保険事業費納付金、1項1目、一般被保険者医療給付費分1億1,274万6,000円、2項1目、一般被保険者後期高齢者支援金等分4,059万7,000円、3項1目、介護納付金分1,284万5,000円は、それぞれ保険給付費の財源として県へ納付するものであり、県から示された額を計上しております。

175 ページを御覧ください。4款、保険事業費、1項1目、特定健康診査等事業費908万8,000円は40歳から74歳までの特定健康診査等に係る委託料、また新たに実施いたします人間ドック助成事業に係る委託料などあります。2項1目、保健衛生普及費405万円は、健診未受診者対策と特定保健指導の受診勧奨などを行うための事業費であります。

176 ページを御覧ください。2項2目、疾病予防費335万7,000円は、健康づくりポイント事業や自動電子血圧計購入費補助金、がん対策治療費助成事業補助金などの疾病予防費であります。

178 ページを御覧ください。6款、諸支出金、2項1目、診療施設勘定繰出金120万円は、僻地診療所に係る運営費や医療機器整備に対する県からの特別交付金を診療施設勘定へ繰り出すものであります。2目、一般会計繰出金324万2,000円は、旧群岡中学校で実施している、にこにこ相談所運営費の国保加入者分の負担であります。

189 ページを御覧ください。診療施設勘定の歳入です。1款、診療収入、1項、外来収入1億3,616万2,000円は、町内産診療所における診療収入であり、これまでの実績等を勘案し、それぞれの区分により計上したところであります。2項1目、諸検査等収入3,423万3,000円は、各種健診等の収入や新型コロナワクチン接種委託料等あります。2款、訪問看護事業者収入、1項1目、介護報酬収入801万7,000円から、190ページ、3項1目、一部負担金収入108万6,000円までは、訪問看護事業書における診療報酬収入で、これまでの実績等を勘案し計上したところであります。

191 ページを御覧ください。4款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金、7,306万2,000円は、過疎対策事業債の元利償還金で3,823万7,000円、西会津診療所のX線CT修繕

1,210万円、診療所の経営安定のための繰入金2,134万3,000円などであります。

192ページを御覧ください。2項1目、事業勘定繰入金120万円は、僻地診療所の運営費や医療機器整備に対する特別交付金を事業勘定から繰入れするものであります。6款、諸収入、1項、受託事業収入732万円は、町内の特別養護老人ホームとグループホームからの診療受託収入であります。

193ページを御覧ください。7款、調査費、1項1目、過疎対策事業債5,950万円は、西会津診療所の電子カルテシステムや検査画像システムなど医療機器整備事業、医師確保対策事業などの財源として借入れするものであります。

194ページを御覧ください。歳出です。1款、総務費、1項1目、一般管理費、2億1,234万1,000円は、職員人件費や非常勤医師の診療業務委託料を計上しているほか、西会津診療所等の運営に係る経費を計上しています。

197ページを御覧ください。2款、医療費、1項1目、医療用機械器具費5,826万8,000円の計上は医療機器の修繕料、保守管理委託料のほか、電子カルテシステム及び検査画像システムの整備に係る備品購入費3,184万5,000円などであります。

198ページを御覧ください。2目、医療用消耗機材費1,573万1,000円は注射器や検査試薬などの医療用消耗品及び血液検査等の検査委託料などであります。3目、医薬品衛生材料費1,250万円は点滴やワクチン等の医薬品購入費であります。3款、交際費、1項、交際費3,823万9,000円は地方債の償還元金と利子であります。

予算書に戻っていただき26ページを御覧ください。第2表、地方債、西会津診療所の医療機器整備事業や医師確保対策分に係る借入れであります。起債の目的は過疎対策事業費、限度額は5,950万円で起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。本案につきましては、去る2月21日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

○議長 暫時、休議します。再開は午後3時40分にします。(15時16分)

○議長 再開します。(15時40分)

議案第21号の説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第21号、令和5年度西会津町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。予算の説明に入る前に、介護保険事業の概要について申し上げます。令和5年度は第8期介護保険事業計画期間の最終年度であり、事業計画での推計や令和4年度の実績に基づいた予算編成となっております。65歳以上の第1号被保険者数は予算編成時点で2,776人、令和4年度当初と比較し4人の減を見込み、12月時点で要介護等認定者数は526人、33人の減、また介護保険サービスを利用されている方は478人、26人の減となっております。保険給付費については、令和3年度に開所した小規模多機能型居宅介護施設、高陽の里のサービスの開始や施設利用の状況などを踏まえ、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスについて調整を行い、また地域支線事業や介護予防支援事業については実績に基づき計上いたしました。

なお、歳入においては、この歳出における保険給付費をもとに国・県・町の負担金、支

払基金交付金などをそれぞれの負担割合に応じて見積り、不足する額を介護給付費準備基金より繰入れ計上いたしました。その結果、歳入歳出予算の総額は11億8,930万6,000円となり、令和4年度当初予算と比較して849万3,000円、率にして0.7%の増額となったところであります。

それでは、予算書の27ページを御覧ください。

令和5年度西会津町の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳出それぞれ11億8,930万6,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算による。歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条、第2項、ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の210ページを御覧ください。歳入であります。1款、保険料、1項1目、第1号被保険者保険料1億6,416万3,000円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料であり、第8期介護保険事業計画で定めた保険料率で令和4年度の実績などをもとに算定しております。なお、低所得者の保険料軽減措置が引き続き実施されることとなります。

2款、使用料及び手数料、1項1目、民生手数料48万5,000円は、介護予防のためのミニデイサービス及び奥川元気クラブの事業に係る手数料であります。

3款、国庫支出金、1項1目、介護給付費負担金1億8,623万3,000円は、介護給付費に係る国の負担分であります。同じく2項1目、調整交付金1億1,665万1,000円は、介護給付費に係る国の調整交付金であります。同じく2目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）575万円及び211ページを御覧ください。同じく3目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）1,513万9,000円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る国庫補助金であります。同じく4目、保険者機能強化推進交付金150万円、同じく5目、介護保険者努力支援交付金150万円は、保険者である市町村が行う自立支援重度化防止などの事業に対する国庫補助金であります。

4款、支払基金交付金、1項1目、介護給付費交付金2億8,684万8,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として、社会保険診療報酬支払基金より支払われるものであります。同じく1項2目、地域支援事業支援交付金621万円は介護予防事業に対して交付されるものであります。

5款、県支出金、1項1目、介護給付費負担金1億5,904万7,000円は、介護給付費に係る県の負担分であります。

212ページを御覧ください。同じく2項1目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）287万5,000円、同じく2目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）757万円は、介護予防事業や地域包括支援センターなどに係る県補助金であります。

7 款、繰入金、1 項 1 目、介護給付費繰入金 1 億 3,280 万円は、介護給付費に係る町負担分 12.5%分の繰入れであります。同じく 2 目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）287 万 5,000 円及び 213 ページを御覧ください。同じく 3 目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）757 万円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る町の負担分であります。同じく 4 目、低所得者保険料軽減繰入金 1,524 万 3,000 円は、第 1 号介護保険料の第 1 段階から第 3 段階の方の保険料を引き続き軽減するために、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 の割合で負担する額をまとめて一般会計から繰入れするものであります。同じく 5 目、その他一般会計繰入金 6,337 万 7,000 円は、職員の給料や事務費及び介護予防支援事業費に係る一般会計からの繰入金であります。同じく 2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金 1,314 万 8,000 円は、介護保険給付費から保険料や国・県・町からの負担金を差し引いてなお不足する額を基金から繰入れするものであります。なお、繰入れ後の基金残高は 4,840 万円となる見込みであります。

次に、215 ページを御覧ください。歳出であります。1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 2,001 万 9,000 円は、職員の人件費と事務費等であります。

216 ページを御覧ください。同じく 3 項 1 目、認定審査会 459 万 9,000 円は介護認定審査会に係る喜多方広域への負担金であり、令和 4 年度の処理実績などに基づき負担するものであります。同じく 2 目、認定調査等費 571 万 7,000 円は、要介護等認定を行うための認定調査主治医意見書の作成等に係る経費であります。

217 ページを御覧ください。同じく 5 目 1 目、計画策定委員会費 36 万 3,000 円は、令和 5 年度中に令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期介護保険事業計画を策定するための策定委員会の開催や計画書の印刷に必要な経費であります。

218 ページを御覧ください。2 款、険給付費、1 項 1 目、居宅介護サービス給付費 3 億 1,800 万円、同じく 2 目、地域密着型介護サービス給付費 1 億 6,320 万円、同じく 3 目、施設介護サービス給付費 4 億 3,560 万円、同じく 4 目、居宅介護福祉用具購入費 54 万円、同じく 5 目、居宅介護住宅改修費 90 万円、同じく 6 目、居宅介護サービス計画給付費 4,620 万円、これらは要介護 1 から 5 までの要介護認定者に係る介護サービス給付費であります。令和 4 年度の実績を基に計上しており、令和 3 年度に整備いたしました小規模多機能型居宅介護サービスの利用が進み、宅介護サービスからの移動などによる増減をそれぞれ見込んでおります。同じく 2 項 1 目、介護予防サービス給付費 1,680 万円、219 ページを御覧ください。同じく 2 目、地域密着型介護予防サービス給付費 600 万円、同じく 3 目、介護予防福祉用具購入費 24 万円、同じく 4 目、介護予防住宅改修費 45 万円、同じく 5 目、介護予防サービス給付費 240 万円、これらは要支援 1、2 の要支援認定に係る介護予防サービス給付費であり、令和 4 年度同額を見込んでおります。同じく 3 項 1 目、審査支払手数料 84 万円は、介護給付費等請求に係る審査手数料であります。

220 ページを御覧ください。同じく 4 項 1 目、高額介護サービス費 2,160 万円は、利用者の事項負担分が一定額を超えた場合、所得等に応じて軽減するものであります。同じく 5 項 1 目、高額医療合算介護サービス費 156 万円は、利用者の負担額が医療費と合算して一定額を超えた場合に所得等に応じて軽減するものであります。同じく 6 項 1 目、特定入所者介護サービス費 4,800 万円は、低所得者の施設サービス利用にかかる食事・居住費等

に対する軽減分であります。

221 ページを御覧ください。4 款、地域支援事業費、1 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号訪問・通所・生活支援）の 1,791 万 1,000 円は、介護予防などのための要支援や事業対象者の方が利用するミニデイサービス業務の委託料や、デイサービス、ホームヘルプサービス費の負担金等であります。

222 ページを御覧ください。同じく 2 目、介護予防ケアマネジメント事業費 328 万円は、要支援や事業対象者の方が介護予防生活支援サービスを利用する際に必要なケアマネジメントに係る経費であります。同じく 2 項 1 目、一般介護予防事業費 860 万円は、65 歳以上の全員が利用できる介護予防事業に係る事業費であります。

223 ページを御覧ください。同じく 3 項 1 目、総合相談事業費 1,424 万 5,000 円、224 ページを御覧ください。同じく 2 目、権利擁護事業費 135 万 4,000 円、同じく 3 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 386 万 4,000 円は、地域包括支援センターの町職員の人件費及び各業務委託料であります。同じく 4 目、任意事業費 2,166 万 4,000 円は 225 ページを御覧ください。地域ふれあいセンター運営に係る委託料 1,042 万 8,000 円やグループホーム利用の家賃助成費 806 万 7,000 円などであります。同じく 5 目、生活支援体制整備事業費 505 万 1,000 円は、生活支援コーディネーターの委託料 502 万 9,000 円などあります。同じく 6 目、認知症総合支援事業費 761 万 2,000 円は、地域包括支援センターへ委託する認知症対策のための業務委託料 734 万 4,000 円などあります。

226 ページを御覧ください。同じく 7 目、地域ケア会議推進事業 208 万 4,000 円は、地域ケア会議運営のための地域包括支援センターへの委託料 193 万 2,000 円などあります。同じく 8 目、在宅医療・介護連携推進事業費 657 万 6,000 円は、診療所などでの在宅医療と介護の連携に従事する医療・介護相談員の人件費及び、町内介護施設の老朽化等による整備を含めた在宅医療・介護の包括的な連携のための基本構想の策定委託料 420 万円などあります。

228 ページを御覧ください。5 款、介護予防支援事業費、1 項 1 目、介護予防支援事業費 289 万円は、在宅高齢者等福祉サービス費 176 万 1,000 円及び高齢者日常生活用具給付費 99 万 8,000 円などあります。6 款、諸支出金、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料還付金 40 万円は、第 1 号被保険者の過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第 21 号、令和 5 年度西会津町介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 22 号及び議案第 23 号の説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 22 号、令和 5 年度西会津町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

初めに、水道事業の全体概要であります。上水道の給水区域は野沢地区、尾野本地区、群岡地区の 36 自治区であり、自治区内人口の約 87%の給水を賄っております。

次に、簡易水道等事業につきましては簡易水道施設 7 施設、飲料水供給施設 3 施設の計 10 施設の管理運営を行っております。経営面では人口減少の影響から収入減少の傾向にある一方で、老朽管の更新工事や施設設備等の老朽化対策など維持管理経費は増加傾向にあ

り、一般会計からの繰入金等により持続可能な管理運営を行ってまいります。

それでは、予算書を説明いたします。予算書の 32 ページを御覧ください。

第 1 条、総則、令和 5 年度西会津町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。第 2 条、業務の予定量、業務の予定量は次のとおりとする。内容につきましては記載のとおりでございます。第 3 条、収益的収入及び資質収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入は、第 1 款、水道事業収益及び第 2 款、簡易水道等事業収益の合計は 2 億 6,039 万 8,000 円です。

33 ページを御覧ください。支出の合計も収入と同額の計上です。第 4 条、資本的収入及び支出資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的資質額に対し不足する額 1 億 1,058 万 8,000 円は、当年度・消費税及び地方消費税・資本的収支調整額 1,069 万 3,000 円、過年度分・損益勘定留保資金 2,499 万 1,000 円、及び当年度分損益勘定留保資金 7,490 万 4,000 円で補填するものとする。)

収入は、第 1 款、水道事業資本的収入、及び第 2 款、簡易水道等事業資本的収入の合計 1 億 4,301 万 3,000 円です。支出は、第 1 款、水道事業資本的支出、及び第 2 款、簡易水道等事業資本的支出の合計 2 億 5,360 万 1,000 円です。

第 5 条、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的は水道事業で限度額 5,910 万円、簡易水道等事業で限度額 2,900 万円、過疎対策事業で限度額 1,790 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第 6 条、一時借入金、一時借入金の限度額は 1 億円と定める。第 7 条、議会の議決をへなければ流用することのできない経費、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決をへなければならない。職員給与費 2,415 万 2,000 円です。

第 8 条、他会計からの補助金、事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 1 億 3,413 万 1,000 円である。

第 9 条、棚卸資産購入限度額、棚卸資産の購入限度額は 30 万円と定める。内訳につきましては、水道事業会計予算実施計画にて説明をいたします。

事項別明細書の 236 ページを御覧ください。初めに、収益的収入及び支出とは、一事業年度における企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表す予算です。収入では、第 1 款、水道事業収益、及び 237 ページに移りまして、第 2 款、簡易水道等事業収益ともに水道使用料や一般会計補助金、長期前受金戻入などがあります。

238 ページを御覧ください。次に支出です。第 1 款、水道事業費用、及び 243 ページからの第 2 款、簡易水道等事業費用は、ともに職員の人件費や機械設備保守点検業務委託料、施設等の修繕費、電気料、減価償却費、企業債償還の利子などが主なものです。

次に、241 ページをお開き願います。15 節、委託料のうち簡易水道事業統合業務委託料 935 万円の新規計上は、上水道区域の人口減少に伴い水道事業を簡易水道事業に統合することで経営の合理化を図り、中・長期的に安定した経営基盤の確立を目的とするものであります。

248 ページを御覧ください。資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出とは、建物・

施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや企業債の元金償還などの費用と、その財源となる収入を表す予算です。初めに収入です。第1款、水道事業・資本的収入、及び第2款、簡易水道等事業・資本的収入は、企業債借入金や一般会計補助金です。

249 ページを御覧ください。支出です。第1款、水道事業・資本的支出は、大久保・小島両浄水場のポンプ更新工事費や、老朽管更新工事費、企業債償還金などで、第2款、簡易水道等事業・資本的支出は、奥川簡易水道の配水池水位計等の更新工事費や、老朽管更新工事費、企業債償還金などが主なものです。

以上で、令和5年度西会津町水道事業会計予算の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第23号、令和5年度西会津町下水道事業会計予算会計予算について御説明申し上げます。初めに、下水道事業の概要であります。野沢地区、大久保地区は公共下水道事業により、小島地区、野尻地区など5地区は農業集落排水処理事業により、それ以外の地域は個別排水処理事業で施設整備を推進しております。これらにより全人口のうち、汚水処理施設の整備状況を示す汚水処理人口普及率は、令和3年度末時点で83.4%であり前年度より0.5ポイント向上しました。経営面では、使用料収入の大幅な増加は見込めないことから維持管理コストの削減や施設の統合等による効率化を図るとともに、一般会計からの繰入金により持続可能な経営に努めてまいります。

それでは、予算書の35ページを御覧ください。第1条、総則、令和5年度西会津町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量、業務の予定量は次のとおりとする。内容につきましては記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款、公共下水道事業収益から、次のページに移りまして、第3款、個別排水処理事業収益までの合計は3億5,487万1,000円で支出も同額の計上です。

第4条、資本的収入及び支出資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,657万9,000円は、当年度・消費税及び地方消費税地方消費税・資本的収支調整額759万6,000円、感度分損益勘定留保資金634万9,000円、及び当年度分損益勘定留保資金7,263万4,000円で補填するものとする。)収入、第1款、公共下水道事業資本的収入から第3款、個別排水処理事業資本的収入までの合計額1億6,094万1,000円の計上です。支出、第1款、公共下水道事業資本的支出から第3款、個別排水処理事業資本的支出までの合計2億4,752万円の計上です。

38 ページを御覧ください。第5条、債務負担行為、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。排水設備資金等の融資に対する損失補償で、期間は令和5年度から令和10年度までの6年間、限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額です。

第6条、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的は公共下水道事業で限度額は5,720万円、次に農業集落排水処理事業で限度額は6,110万円、個別排水処理事業で限度額は520万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第7条、一時借入金、一時借入金の限度額は1億円と定める。第8条、議会の議決をへ

なければ流用することができない経費、次に掲げる経費について、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決をへなければならない。職員給与費 2,956 万 8,000 円。

第 9 条、他会計からの補助金、事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 1 億 5,521 万 6,000 円である。

第 10 条、棚卸資産購入限度額、棚卸資産の購入限度額は 30 万円と定める。内訳につきましては、下水道事業会計予算実施計画にて説明をいたします。

事項別明細書の 265 ページを御覧ください。初めに、収益的収入及び支出の収入です。

第 1 款、公共下水道事業収益から 266 ページの第 3 款、個別排水処理事業収益は、下水道使用料や一般会計補助金、長期前受金戻入などが主なものです。

268 ページを御覧ください。次に支出です。第 1 款、公共下水道事業費用は、野沢・大久保両浄化センターの管理委託料や職員の人件費、減価償却費、企業債償還の利子が主なものです。このうち 268 ページ、15 節、委託料・汚泥投入計画検討業務委託料 352 万円の新規計上は町内の農業集落排水処理施設で発生する汚泥を公共下水道施設での共同処理を調査・研究し、効率的な維持管理と経営の合理化の検討を進めるものであります。

271 ページに移りまして、第 2 款、農業集落排水処理事業費用は、各処理施設の管理委託料や汚泥処理手数料、職員人件費、減価償却費、企業債償還の利子が主な物であります。

275 ページを御覧ください。第 3 款、個別排水処理事業費用は、汚泥処理手数料や、職員の人件費、減価償却費、企業債償還の利子が主なものです。

278 ページを御覧ください。資本的収入及び支出の収入です。第 1 款、公共下水道事業資本的収入から第 3 款、個別排水処理事業資本的収入は、企業債借入金や一般会計補助金、国庫補助金が主なものであります。

280 ページを御覧ください。支出です。第 1 款、公共下水道事業資本的支出は、職員の人件費や大久保浄化センター電気設備等工事費、企業債償還金が主なものです。第 2 款、農業集落排水処理事業資本的支出は、小島処理施設の設備更新工事費や企業債償還金が主なものです。第 3 款、個別排水処理事業資本的支出は、合併浄化槽整備工事費や企業債償還金が主なものです。

以上で、議案第 16 号、令和 5 年度西会津町一般会計予算から、議案第 23 号、令和 5 年度西会津町下水道事業会計予算までの説明を終了させていただきます。よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

1 点、訂正をお願いいたします。最後のくだりでございますが、議案第 16 号と申し上げましたのは、議案第 22 号の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

○議長 本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。お諮りします。

訂正したいとの御意見がありますので、発言を許します。

○建設水道課長 大変失礼をいたしました。読み間違いはございませんでしたので、訂正を訂正させていただきます。

○議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

皆さんに申し上げます。17日(金)及び20日(月)は休会となっておりますが、総務経済常任委員会を開催し、令和5年度予算の勉強会を行うことになっておりますので、17日午前10時までに御参集ください。会場は17日、大会議室、20日、3階会議室です。会期日日程表のとおり、22日は午前10時より本会議を再開いたします。お疲れさまでした。(16時20分)

令和5年第1回西会津町議会定例会会議録

令和5年 3月22日(金)

開 会 10時00分
散 会 13時58分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	8番	伊藤一男		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	農林振興課長	小瀧武彦
副町長	大竹享	建設水道課長	石川藤一郎
総務課長	伊藤善文	会計管理者兼出納室長	五十嵐博文
企画情報課長	玉木周司	教 育 長	江添信城
町民税務課長	渡部峰明	学校教育課長	佐藤実
福祉介護課長	渡部栄二	生涯学習課長	齋藤正利
健康増進課長	矢部喜代栄	代表監査委員	鈴木和雄
商工観光課長	岩渕東吾	農業委員会事務局長	小瀧武彦

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川浩一	議会事務局係長	渡部和徳
--------	-------	---------	------

令和5年第1回議会定例会議事日程（第13号）

令和5年3月22日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|------|--------|-------------------------|
| 日程第1 | 議案第16号 | 令和5年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第17号 | 令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第18号 | 令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第19号 | 令和5年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第20号 | 令和5年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第21号 | 令和5年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第22号 | 令和5年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第8 | 議案第23号 | 令和5年度西会津町下水道事業会計予算 |

散 会

（議会運営委員会）

○議長 おはようございます。

令和5年第1回西会津町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

農林振興課長より16日に審議いたしました、議案第10号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第9次）の秦議員の質疑に対する答弁について、発言を訂正したい旨の申出がありますので発言を許します。

農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 3月16日の議案第10号、令和4年度西会津町一般会計補正予算（第9次）の4番、秦貞継議員の質疑において、西会津町パイプハウス等園芸施設管理運営要綱を改正したと答弁いたしました。改正の手続きは完了していませんでしたので、答弁を訂正させていただきます。お詫びして訂正いたします。

○議長 皆さんに申し上げます。議案第16号から議案第23号までの説明は既に終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。特別会計については、一議題ごとに行いますので御協力をお願いします。

なお、質疑は議案内容の不明な点や疑問点について、簡明に発言してください。また、一般会計予算の総括質疑は予算に係る編成方針や財源など、予算全般にわたる質疑でありますのであらかじめ申し上げます。

日程第1、議案第16号、令和5年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 3点ほどお伺いしたいと思います。新年度の予算としまして2.6%の増額をみておられますので、経済的な効果など所見をお伺いしたいと思います。

2点目につきましては、一般会計の繰出金、あるいは委託料の割合などは、それぞれどのように分析されているのかお尋ねをしたいと思います。

町債におきましては、16.3%という大きな金額が示されておりますので、財政指標及び起債の状況と、将来支払っていく財政についての見通しなどをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。令和5年度当初予算におきます経済対策関係でございますが、まず初めに経済対策という部分がございますが、まず農林業におきましては、様々な議論がございましたが、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増大や鳥獣被害など、農業を取り巻く厳しい状況を解決するために取り組みます農業公社設立準備費用に4,562万9,000円と。あと米のブランド化や新商品の開発等を目指すために実施します山村活性化対策事業1,244万7,000円、また生産拡大を目指します菌床栽培ハウス整備事業6,741万6,000円などを計上しているところでございます。

また商工業におきましては、補助対象上限額を500万円から1,000万円に、利子補給期間の期間を延長し、内容を拡充いたしました中小企業融資制度資金利子補給補助金100万円。2つ目に町内企業支援補助金1,000万円、3つ目に町で起業・創業した方を一定期間、

伴走支援を引き続き行うための創業支援事業 248 万 9,000 円などを計上したところでございます。こちらのほうの事業につきましては、国県支出金並びに過疎対策事業債等を充当しておりまして、一般財源の抑制を図ったということでございます。

続きまして、委託料についての御質問でございますが、まず令和 5 年度当初予算の委託料の総額につきましては、金額を申し上げますと 11 億 585 万 4,000 円でございます、予算総額の約 17.3%となっております。令和 4 年度の当初予算と比較しますと、3,367 万 1,000 円の減でございます。

主な要因を申し上げますと、「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化事業 660 万円、ふるさと応援寄附金の配送管理手数料 445 万 5,000 円、農業振興地域整備計画策定業務 525 万 1,000 円、自然体験資源調査業務 605 万円などの増がありましたが、総合行政情報システムの機器等保守管理業務委託料 1,621 万 7,000 円、またデジタルパック廃止に伴い番組購入費が減となったことによりますケーブルテレビ管理委託料業務委託料 1,046 万 8,000 円、それに伴います S T B 回収業務委託料 957 万 4,000 円、温泉管理施設業務委託料 404 万円、業務完了による林地台帳精度向上業務委託料 572 万円の減などによりまして前年度より減額になったものでございます。

委託料の主なものでございますが、温泉健康保養センターやケーブルテレビなどの公の施設の指定管理委託料が合計で 4 億 720 万 5,000 円となっております、全体の約 37%を占めております。このほか額の大きい委託料といたしましては、町民バス委託料 7,914 万 3,000 円、ごみ収集委託料 3,892 万 8,000 円、除雪委託料 1 億 6,695 万 4,000 円などがあります。委託料の財源につきましては、国県支出金や起債などを充当するものもございしますが、一般財源のみのもございます。

続いて、財政の状況ということでございますが、まず財政の指標ということで申し上げますと、直近の令和 3 年度の決算で申し上げますと経常経費比率が 87.8%、公債費比率が 7.2%、準公債費率が 7.2%、実質公債比が 12.6%、将来負担比率が 78.3%となっております、全てにおいて前年度よりも数値が減少しております。いずれも警戒ラインは大幅に減少しております。また、数値に影響を及ぼす今後の起債の償還額につきましては、令和 4 年度が 8 億 5,922 万 5,000 円がピークでありまして、令和 5 年度においては 8 億 2,117 万 5,000 円、令和 8 年度には 7 億円台に、令和 11 年度には 6 億円台に減少する見込みでありまして、それに伴いまして実質公債比率等の財政指標も減少していく見込みというような状況となっております。

繰出金の状況ということでございますが、各特別会計、公営企業会計等に繰出ししている総額につきましては、15 億 5,521 万 6,000 円となっております。失礼いたしました。訂正をお願いします。数値を読み違えておりました。総額ですが、当初予算の中では 6 億 9,919 万 5,000 円となっております、前年度と比較しまして 3,566 万 4,000 円の増となっております。主なものを申し上げますと、後期高齢者の特別会計では保険基盤安定負担金で 104 万 7,000 円の増。国保事業勘定では、保険基盤安定負担金が 293 万 7,000 円の減、人件費等の部分で 717 万 2,000 円の減と。診療施設勘定におきましては、施設等の修繕分で 1,348 万 3,000 円、歳入補填として 634 万 2,000 円と。介護保険のほうにいきますと、介護給付金で 213 万 8,000 円となっております。

続いて、水道会計のほうにいきまして、普通の水道でございますが、公債費分として803万8,000円、簡易水道統合事業分で935万円、簡易水道では赤字補填分として減額ですが441万7,000円の減額、移設工事費分で700万円の減額となっております。下水道会計におきましては、公共下水道事業では汚泥投入計画の検討業務計画の検討業務分ということで352万円の増、農業集落排水におきましては、森野の処理施設の機器撤去工事分250万円、電気代高騰によります不足分として755万7,000円、個別排水処理事業で申し上げまして、電気料高騰分による部分で121万円の増というものが主な要因となっております。以上でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 答弁いただきました。新予算の昨年より2.6%の内容につきましては、大体分かりましたのですが、今後、一般会計から繰出し、あるいは手数料、あるいは委託料というのがお話されましたけども、今後、一般会計の中で占める割合というのは今後大きくなっていくんだろうか、それとも大きくならないでどんな方向づけになっていくのか、そこら辺のところの見通しが分かればお尋ねしたいと思います。

それから、経常収支関係につきましては3点、4点ほどお尋ねした点、御答弁いただきましたが、特に警戒ラインを超えてはいないということでありましたので、非常に安心するところがございます。今後この財政をいかに、どのように大きな箱物をうたうとか、そういうのが組める場合にこういった財政に影響がどのように出てくるのか、そういったところの所見をお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。まず、委託料が今後どうなるんだという形でお答えをさせていただきますと思います。まず、委託料の性質を申し上げますと、基本的に2分類にされて、まず1つといたしましては、施設や道路を整備する際の設計監理業務委託料または各種調査業務委託料などを専門的な知識を有しませんができない業務で、2つ目には、施設の指定管理委託料や町内バス運行業務委託料など、職員が業務を行うよりも経費の節減が図れるもの、また町民サービスの向上が図られる業務というふうになっております。町ではこの基本方針によりまして各種業務を委託しているということでございまして、様々入札並びに公募提案型、また指定管理施設においては選定委員会より選定しております。

なお、今後、事業料が増えるかどうかという部分でございますが、委託の業務の内容におきましては、今日の災害等にあるような形で災害で設計業務が増えたりとか、そういう特殊事情によりまして増減はあるものと見込んでいるところでございます。また、今般の普通の施設の指定管理委託料とか、町民バス運行業務委託料におきましても燃料費の高騰等という部分もございまして、今後増えるという部分は見込んでおります。ただし、事業の完了によって業務が終わったという分に対しては減るといって、増減といたしましては若干燃料費高騰分、物価高騰分で上がる部分は見込まれますが、基本的にはそれほど増減なくいくものではないかということで見込んでいるところでございます。

続きまして、今後の大規模事業を想定された場合に財政状況は大丈夫なのかという部分の御質問でございますが、基本的に実施計画上、令和5年度から6年、7年という部分の

中で大規模事業という部分については特にごさいません。令和5年度の重点と申しますか、中心に挙げている部分に対しては、取組事項といたしましては主にソフト的な部分が多いという部分がございます。まずは人材育成、いわゆる人材の掘り起こし、共同のまちづくりの推進、移住定住対策ということで人口減少対策、また喫緊の課題であります少子化対策に努めていかなければならない。

後、先ほど申し上げましたが、農業振興地域の活性化、観光交流の推進というような形でソフト事業を主に計上しております。ただし、今後、定住対策等様々な事業の中で大規模な事業を行わなければいけないという場合に対しては財源を調整して取り組む必要もございますので、今現在は大規模事業は持っておりませんが必要に応じて財源を確保しながら事業を進めていくという考えで行っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 1点、御質問をさせていただきます。まず令和5年度の予算を見ますと、いろんな事業が行われようとしています。これは全て町を元気にするような事業となっています。例えばブランド力強化事業、さらに共同のまちづくり推進委員会、中心エリア整備構想事業、自然体験魅力デザイン事業、山村活性化対策事業など様々な事業が行われようとしておりますが、この事業、全体的なものもあれば個別なものもございます。その辺でそれぞれの関連性と整合性についてお示しいたきたい。

それから2点目は、これを構想し、かつ実行する場合、中心となって推進する現場の責任者が必要かなと思います。さらに、実行するための総合的かつ各課横断的な組織も必要かなと思いますが、それをつくる考えはありますでしょうか。そういう組織あるいは担当者を配置する計画はございますでしょうか。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 3番、小林議員の御質問で、横断的な町内で組織をつくって、町の重点的な事業を推進する考えはあるかというような御質問でよろしいんですかね。今おっしゃったような重点的な事業については、現在、事業連携推進会議というのを町内に庁を中心として関係する各課の課長さんを集めてプロジェクトチームというのを作っております。例えば移住・定住など、今人口減少問題で大変、町全体を挙げて取り上げなくちゃいけないと、こういった問題については担当である商工観光課をはじめ、総務課、企画情報課、さらには少子化に関係する福祉介護課とか、そういった関係する課の課長を集めて取り組んでおります。このほか、例えば最近、少子化、それから後継者対策、こういった課題も町長から特命事項として町内で検討しようと、そういった形で重点的、または横断的に検討しなくちゃならない事項については事業連携推進委員会の中で検討しながら、どんな事業に取り組んでいいかといったことを検討している状況でございます。

それぞれの施策の関連性ということの御質問ですけど、今ほど申し上げたように、例えば移住・定住にしても担当しているのは商工観光課だとしても商工観光課だけでは、もう対応できないということで、そういった関連する課を集めてそういったプロジェクトチームを作っているというような状況です。

○議長 関連性というのは、事業同士の関連性はどこにあるのかって聞いている。

○副町長 関連する課が集まっているということは、一つのそれぞれの施策については、移住にしても例えば子育ての問題、さらには教育の問題、そういった複合的な要素をそれぞれの課が協力し合わなければ、例えばよそから移住してくる人たちを集めるということができないわけですから、それぞれの教育、子育て、そして空き家問題、そういったものの関連する課を集めてプロジェクトチームを作りながら検討しているところでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私が聞きたいのはブランド力強化事業、ここ非常に大きな枠組みの構想なわけですよ。その中で幾つかの今行われている事業等々も実際あるわけですよ。さらに一部としてはモンベルの自然体験魅力デザイン事業とか、あるいは西会津ブランドっていうところでは山村活性化対策事業などが行われているわけですよ。その整合性はあるんですか。あるいは取ろうとしているんですかという話をしたいわけですよ。どうでしょう。

普通だったら、この町の活性化事業というのは大きな枠の一つテーマというのはつくりましますよね。その中で個別の幾つかの点について下ろしていくのが普通なんですよ、と私は思っています。ところが今回は結構、弾で言うと散弾銃型なんですよね。大きなものがある。ですから、どうやってこの整合性を取っていくのかなど。それをまとめていくのかなという疑問があったものですからお聞きしたわけなんですけど、それも御理解いただけないかな。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 そういう整合性という御質問ですけれども、基本的にはまちづくりの一番基本となるのは総合計画ということで、これについては今回、後期計画を策定しまして、この間御説明しましたように、例えば町全体としては人口減少、移住定住、健康長寿、この3つの大きな課題としてそれらの解決策として様々な事業を実施していきましょうということで、その下に4つの大きな分野を設けてやっているわけです。その一つ一つが総合計画の目標となっているものを達成するためにやっている、そういう考えで今町は進めているということではないでしょうか。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、私は1点質問させていただきます。一般会計予算の歳出の中で、ここ数年、義務的経費が増大していますが、令和5年度の当初予算については昨年度と比較してどうなのか、その辺の見込みについてお伺いしたいと思います。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。まず義務的経費の特徴と申しますか、前年度の比較も含めましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず人件費のほうにつきましては、令和5年度につきましては総額11億6,246万2,000円と、構成比といたしましては18.2%。続いて扶助費といたしまして4億2,498万4,000円、構成比といたしまして大体6.7%。公債費につきましては8億2,193万6,000円ということで12.9%、合計24億938万2,000円となっております。予算総額との構成では約37.8%ということになっております。こちらのほうにつきましては、前年度と比較しまして合計で昨年度が予算総額に対しての構成比といたしましては38.5%ということで、0.7%ほど減額となっております。

主な要因といたしましては、公債費で償還と利子の部分で3,738万6,000円ほど減となっているところがございます。そのほか人件費としましては、約4,537万9,000円という部分で大幅に増額となっておりますが、一応こちらのほうにつきましては、会計年度任用職員のフルタイム、いわゆる週5日間勤務という方々については1年目までは社会保険対応なのですが、2年目以降につきましては共済に変わるということで掛金が多くなると。併せて退職の掛金も増えるということで、そちらのほうで1,500万円ほど増額しているというような部分でございます。また、そのほかにつきましては現在、再任用職員、いわゆる役場の定年退職した方々が来年度は8名ということで、今年度より3名増える。併せまして地域おこし協力隊につきましても、今年度14名ですが、令和5年度では3名増えるというような部分で増えているということでございまして、総額で大体4,500万円ほどと。そのほか産休とか病休の対応をするために若干、会計年度任用職員の部分については余裕を持っているという部分でございます。

扶助費につきましては、それぞれ障害福祉サービス費で500万円ほど、児童手当で200万円ほど、出産・子育て応援金で300万円ということでございます。主な増減関係については以上でございます。

義務的経費については、総額については、もう一度申し上げますと、令和5年度は24億938万2,000円で、令和4年度におきましては23億9,038万円ということでございます。大変失礼いたしました。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今年の当初予算については、若干昨年度よりも減額になっているというように、いいことなのかなというふうに思っています。公債費についても減額されているというように。ただ人件費については、会計年度任用職員の部分については普通交付税に参入されないというように、昨年度そういうような話もあったわけですが、その意見についてはどういうことになっておりますか、伺いたいと思います。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 すみません。先ほどの答弁ちょっと曖昧なことを申し上げましたが、先ほど令和5年度の部分については先ほど申し上げましたように24億938万2,000円、令和4年度については23億9,038万円ということで金額は増になってはいますが、予算総額に対しての構成比はマイナス2.7ということで訂正させていただきます。

こちらのほうにつきましては会計年度任用職員分、普通交付税の部分に反映されないという部分につきましては、地域おこし協力隊の部分については普通交付税という部分で見られるという部分で、ただ、どれだけの分が入っているかという割合が分からないという部分になっておりますし、また会計年度任用職員においては国県の補助のある部分もございますので、その辺を充当するという部分でその辺の割合までは、まだつかんでないということでございますので御理解いただきたいと思います。

訂正します。先ほど、地域おこし協力隊の部分について普通交付税と申し上げましたが、特別交付税でございました。大変失礼いたします。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も総括でお尋ねしたいと思いますけれども、毎年、総括質疑と言いながら質問

みたいなことになりますので、なった場合は御指摘いただければ言い方変えますのでよろしくをお願いします。先ほどの5番議員での関連もありますけども、中・長期的なまちづくりを考えたときにそれにかかるコストと財政のシミュレーションというのは大変重要でありまして、5番とのやり取りの中で令和3年度の決算ベースでは、財政指標が全て好転というか、よくなっているということでありまして、起算の償還も令和4年がピークになっているということがございます。これも決算ベースで言いますと、令和3年の決算ベースで財政調整基金も9億8,000万円というような状況でございまして、そのような中でハード面の計画がないという話でありましたけども、実施計画の中で具体的な大規模事業を計画されていない、あればその都度、対処するという御答弁でありましたけども、私はこういう時期だからこそ、ある程度の計画が、まあ計画が先なのか、お金の準備が先なのか、それは議論の余地がありますが、こういう時期だからこそいろんな計画、あるいは資金面の準備を進めておくことが必要かなという思いであります。

毎回、私話していますけども、例えば公民館は、今般の当初予算でも修繕費等々の予算が出ております。今までどおり改修をしながら、何とか長く使うようにしていこうとしているのか、あるいは歴史文化構想の中で歴史文化の館の必要性も疑われておりました。その中でこういう時期に設備を整備するための基金のような積立体的な考え方も今後は必要ではないのかなという、私言っておりますけど、その辺の考えについてお尋ねします。

あともう1つは、昨今の原油高からいろんなものが、電気料から物価から高騰しております。新年度の当初予算に与える影響というのは大変危惧されるわけですけども、各種事業に係る影響をどう見ているのか。あるいは税金、あるいは町民生活に係る影響はどんなふうに考えているのか。年度内、急激な増高により変化があった場合に対応できると思いますけども、それに対応するための具体的な考えはあるのかお尋ねします。

あと、これも毎回言われますけども、新型コロナウイルス感染症というので3年が経過したわけでありまして。今はマスクの脱着も個人判断、5月8日からは季節性インフルエンザと同じように区分が2類から5類に分類されるということでもありますけども、コロナによって3年間いろんな事業だとかイベントなどが縮小、あるいは中止になってきたわけですけども、この新年度予算、今後の事業計画あるいはイベント等に対する考え方はどのような考えをお持ちですか。その3点をお尋ねいたします。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 将来、今まだ予定はされておりませんが大規模事業に備えて資金の積立てなどをしておいたほうがいいのかという部分でございます。確かに今現在、調査整備基金等も踏まえまして、なかなか基金の分は少ない状況というのが周知の事実でございます。ただし先ほども5番議員にお答えしましたように、大規模事業をこれからずっとやらないというわけではございません。必要となれば財源を調整して手当をするというふうには考えておりますので、その時期が来ましたら財源を調整しながらしっかりと大規模事業、必要な事業、町の活性化とか町民福祉の向上に向けた事業はしっかり実施していきたいというのは基本スタンスでございますので、その辺はしっかりと財源については積み立てていきたいと考えているところでございます。

続いて、電気料金関係ともにしてはいますが、物価高騰における部分で申し上げますと、

正直なところで申し上げますと、令和5年度の当初予算ですが一般会計では電気料金につきまして申し上げますと、4,312万6,000円ほど一般会計では見込んでおります。令和4年度の当初予算を申し上げますと、総額で2,845万8,000円ということで、約1,466万8,000円ほど大幅に増加になっているということでございます。率にしまして大体51%増という形になっております。ただ、こちらのほう暫定的に増加、いわゆる撤去値上がり分を見込んでおりますが、これで足りるかどうかという部分ははっきりはしておりませんので、今後国の物価高騰対策等の部分、またLPガス対策という部分も出てまいりますので、その辺にどう生かせるかというのを踏まえながら、今後補正もあり得るという部分で考えていきたいというのは考えているところでございます。

○議長 矢部健康増進課長。

○健康増進課長 多賀議員のコロナ関係に関連して、令和5年度の予算はどうかというようなお話ですが、議員おっしゃったとおり、5月8日から感染症法上の取扱いがインフルエンザと同じ5類に移行するということが様々な制約がなくなってくるということでございます。予算につきましてもいろいろイベント等、今までなかなかできなかったものが復活するようなことになろうかと思っております。感染状況を見極めながらそれぞれの課で必要な事業、予算に計上された事業を実施していくものと考えておりますが、5類に移行後もウイルスがなくなるということではございませんので、感染状況を見極めながら実施していくということであろうかと思っております。

○議長 渡部町民税務課長。

○町民税務課長 それでは、私から税収の動向についてお答えをいたします。先般の勉強会の中でも、徴税に関しましては令和4年度よりも479万8,000円ほど減額ということで0.8%ほど減額になってございます。ただ、一つだけ減額ということで固定資産税が減額になっている状況で、その他の住民税、自動車税、たばこ税、入湯税については若干プラスということになってございます。ただ今後、人口が減れば減るほど税収というのは下がってくるということで見えてございます。令和5年度については、特に固定資産税については969万円ほどの減ということでいろんな要因がございます。土地とか家屋の相続放棄やら家屋を解体しますと、当然、免税点以下になりますと非課税になりますし、償却資産の評価額減なんかも影響してきます。人が増えて企業も増えて景気もよくなれば税収は上がりますが、人口減少とともに年々下がってくるのではないかなということで見えてございます。物価高に対する税収と言いますのは、影響してくるのはたばこ税くらいですか。あと、個人の生活の範囲でやっていただいておりますので、税収にはそのほかは影響ないかなと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 いわゆる大規模事業に関しましては、町民生活の福祉の向上をするためだったらば、その都度、財源を確保しながらやっていくというような御答弁でございました。それは当然でございます。ただ、喜多方広域圏の中では、今まで斎場終わって本庁舎が終わって一段落と思ったら、これから葉山の最終処分場の埋立てがもう8年で埋立ていっぱいになっちゃう。山都の焼却場も更新しなきゃいけない、塩川工場も同じ、そのようなことで、これから大規模事業はもう控える中で、構成市町村の負担金というのは当然増えてく

るわけですよね。急激な負担金の増高を抑えるために平準化を図るやり方をしているわけです。だからそういう意味で、本町においても平準化という意味じゃなくて、適切な財源を探すというのは当然必要なことでありますけども、施設整備の基金積立てのようなことを考えていく必要があるのではないかなと思ったのでお話をさせてもらいました。適切にやっていくというのは分かりましたけども、施設整備の基金積立てのようなことをしないのかどうか、それをお尋ねします。積立てをするようなことが予算にはどう反映されているのか。議長の言うとおりに聞き直しますけども。どうしても質問になっちゃうんでね、

それと、物価高騰に関してはできることを対処しているということでもありますけども、この3月から全国全職種、労務単価が5.2%上がるというような報道もありましたので、いろんな事業に与える影響は結構大きいな私は思っているんです。年度途中でもいろんな増高があると思いますので、国・県の指針というのもありますでしょうけども、町はそれにしっかりと対応できるようになっているのか。

あと、最後の質問になりますけど、イベント事業等々がコロナの影響で3年間できなかった。3年間コロナでやらなかったのを今年はじゃあ終息というか、穏やかになってきたからやろうと思ったときに、続けていれば何とかできたことが休んじゃうとなかなかできないんです。一つの例を出すと、健康マラソンなんかね、何とか皆さんもやっとながらやっていたらできたんだけど、3年休んじゃうとなかなかできない、そういうことも実際いろんなイベントごともあります。そんなときに行政としてできないんやったらちょっと手助けできるようなことも考えていかなきゃいけないなとは思っていたんですが、この予算にはどのようなことになっているのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 再質問にお答えします。施設整備に向けた部分が予算に反映されていないということでございますが、最初に答弁した部分でございますが、施設整備に向けた基金の積立てという部分については調査研究してまいりたいと思います。

続いて、労務単価がアップ部分を、様々な部分あるという部分では当初予算比ではある程度、見込んだ形では予算取りはしているというところでございますが、もし正式に5.17%の労務単価が上がったという部分に対しては、十分に補正で対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、コロナ禍でのイベントの影響、そしてその継続性についての御質問にお答えいたしますけれども、例えば一例を申し上げますと、町の文化と産業祭、あるいは雪国まつり等大きなイベントにつきましては、コロナ禍の3年間の中でもできる範囲で継続性を保ってやってきたという状況でございます。一部、どうしても周辺地域でのコロナの急激な拡大があつて中止にしたイベント等もございましたけれども、実行主体となる実行委員会等でその辺の状況等をよく判断しながら、次にどうつなげていくかということをしっかり議論しながら体制づくり、運営の在り方について議論してきたところでございますので、主な大きなイベントにつきましては、そのような対応で継続性を保って、コロナ禍が落ち着いてきた現在の状況に対応して、令和5年度につきましてはイベント実施時の対応に係る経費なども縮小しながら、イベント本体での十分な実施をできる予

算を確保してまいったということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 予算総括の中で、先ほど総務課長の答弁の中で、財政指数、財政指標それらが好転したという表現があったんですが、確かに見方とすれば0.1ポイントくらいずつでしたけど好転したような形ではあります。ただ、その前に本来付け加えなければいけない言葉があったのかなど。令和4年の内容を私とやり取りした中で、確か算式の中で国の示す数字が標準財政規模が大きくなった。そして交付税、交付税額が多かったという大きな要因があった。で町の事業としては、実施計画とその他いろいろな施策は計画どおりほぼできたということは大きな要素としてはそれらがあつた、それらが起因しているというやり取りだったと思うんですが、そこを確認したいと思います。

○議長 伊藤総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。6番、三留議員のおっしゃるとおりで、町の依存財源というのは基本的に交付税によって大きく左右されるというのが現状でございます。したがって、令和3年度の決算において、その中で交付税、特に特別交付税が大きく増加したことによって、ある程度、財政費は好転したという部分でございます。確かに私どもの財政指標につきましては好転したとは言いながらも予断は許さないと。交付税によって左右されるという部分でございますので、その辺は十分に踏まえながら財政運営は進めていきたいということで考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 以上で、総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。まず歳入であります。1款、町税、2款、地方譲与税、3款、利子割交付金、4款、配当割交付金、5款、株式等譲渡所得割交付金、6款、法人事業税交付金、7款、地方消費税交付金、8款、環境性能割交付金、9款、地方特例交付金、10款、地方交付税、11款、交通安全対策特別交付金、12款、分担金及び負担金、13款、使用料及び手数料、14款、国庫支出金、15款、県支出金、16款、財産収入、17款、寄附金、18款、繰入金、19款、繰越金、20款、諸収入、21款、町債。

続いて、歳出に移ります。1款、議会費、2款、総務費。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 幾つかお尋ねします。まず共同のまちづくり推進事業についてですけども、発表会等も見させていただきまして、4つ程度、来年度に向けての具体的なアイデアがある中で具体的にアイデアを形にしていく上での予算的な経費等というのは、どのぐらい見込まれているのかお尋ねします。

あと、「中心エリア整備構想事業」、「まちづくりデザイン会議」についても、同じようにアイデアを具体的な形にする上でどのぐらいの予算措置がされているのか、これも同じような質問ですけどもお尋ねします。

あと、移住・定住促進事業についてで、PR強化ということで新たなホームページを立ち上げるといって説明があったわけですけども、今もホームページがありますけども、今あるものと新しいものとの切り替えだったり兼ね合いというのはどのようにされるのかの点。

あと、地域おこし協力隊配置事業についてで、まずボランティア活動の担当の協力隊で

すけども、福祉介護課では初めての協力隊になるんですよね。ボランティア活動の推進に関しては初めての協力隊になるわけですが、当初から御説明の中でも将来的にNPO等も含めて事業化を目指すというような話もありましたが、その辺りの事業化に向けた認識であったり、サポート体制というのはいかに考えていますか。

あと、農業分野の協力隊ですけども、農業公社の事業の中にこの協力隊が関わってもらおうということでありましたけども、協力隊の所属についてですけども、これまでは概ねの協力隊は町所属で会計年度任用職員ということで所属されていましたが、農業分野の協力隊に関しては農業公社に業務委託的な形でされるのか、その所属先等についてお示しいただきたいと思います。

あと、空き家利活用事業について1点。野沢町内に物件整備されるということでありました。これに当たって周辺の地域の方にはどのような形で周知・理解を浸透させていくのか、その点についてお示してください。

最後にデジタル戦略推進事業についてですけども、首都圏と関係構築競争業務で新たに競争プロジェクトが立ち上がってくるわけですが、そのプロジェクトの内容についてお示してください。以上です。

○議長 玉木企画情報課長。

○企画情報課長 それでは、荒海議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。まず、共同のまちづくり推進事業の予算の内容等についてでございます。共同のまちづくり、議員お話いただいたとおり、2月に合同発表会を実施したわけですが、基本的には、共同のまちづくりは町民の方々自らがやりたいこと、実施したいことをグループで活動していただくというような基本姿勢で進めている事業でございます。来年度の事業につきましては、基本的には今年度の内容を踏襲しておりまして、委員の報酬の部分で75万6,000円、それから講師の謝礼、いろんな活動をする上で講師をお呼びする際の謝礼を12万円、それから費用弁償、需用費ということでグループ活動をする際にイベントに必要な材料だったり諸費用の部分で需用費として32万2,000円ほど計上しております。それから、共同のまちづくりのアドバイザーの委託料ということで、一番大きい金額で245万1,000円というようなこと。そのほか借上料だったり、先ほど申し上げた費用弁償だったり、若干の諸費用を含めまして378万1,000円の計上となっているところでございます。

続きまして、中心エリア整備構想事業でございます。こちら共同のまちづくり推進事業と同じく2月に合同発表会をしていただきました、まちづくりデザイン会議に関する諸費用でございます。こちら基本的には今年度と同じく来年度予算に項目としては計上しておりまして、まちづくり推進委員会同様の委員の報酬の部分で37万8,000円、それから需用費、これも同じく活動に関するいろんな諸費用を出せるようにということで、31万2,000円ほど計上しております。それから同じくアドバイザーの委託料ということで255万2,000円ほど計上させていただいて、そのほか旅費、費用弁償、細かい経費を入れまして331万円ほどの計上となっているところでございます。計上内容の概要については以上でございます。

次に、質問2点目でございますが、デジタル戦略推進事業の中の首都圏企業等の関係構築競争事業ということでの御質問にお答えいたします。この事業につきましては委託料の

中で計上はさせていただいておりますが、この主な内容でありますけれども、令和3年度の事業で10社の首都圏企業の視察交流ツアーを実施してきたわけでございます。これに対して今年度令和4年度については5社ということで5社のリクエストを受けていろんな活動をやるということで、今年度は首都圏と企業関係構築事業を実施したわけでございます。5社という目標でやったわけでございますが、例えばその1社と、それからシステム開発なんかをやる会社も一緒に町内においでになったりしましたので、実際は今年度は9社ほど来町されて西会津町をフィールドワークにしながらいろいろな事業を実施したり、または町長等との意見交換もさせていただいて9社がおいでになっています。

来年度はこういった10社、9社の中でもう少し絞り込みまして、具体的に町と企業が一体的になった競争のプロジェクトの立ち上げまでいければなということで、想定としては絞り込んで大きな企業としては2社を考えております。ただ、今年度と同様に、窓口になる1社とシステム開発だったり調査だったり一緒にハッカソンなんかを反映する企業もございまして実際は2社以上にはなると思いますが、一応絞り込んでございます。

それから今までお付き合いいただいた10社だったり、今年の9社だったりの企業に対しまして西会津の移住環境整備に関するヒアリングもさせていただけたらなということで、大きな柱としては二本立ての事業を予定しているところでございます。以上であります。

○議長 岩淵商工観光課長。

○商工観光課長 1番、荒海議員の御質問にお答えいたします。まず私のほうからは3点目の移住・定住のホームページの関係でございますけれども、現在、移住・定住の公式のホームページというのは町の公式のホームページの中に移住・定住に関してのページがあるというような内容になってございまして、これではなかなか移住者の方がアクセスしづらいという部分もございまして、移住・定住のホームページを町公式のものとして単独で立ち上げるというような内容でございます。もちろん町のホームページとの関連性もございまして、民間事業者のほうで運営されている移住PR関係のホームページ等もございまして、サイトを訪れた方が迷子にならないようにそれぞれのチャンネルからオフィシャルなサイトに誘導できる、あるいはオフィシャルなサイトからそれぞれの関連ページに御案内できるような仕組みにしていけると同時に、それぞれのサイトが連携を持って有効に働きかけできるような仕組みにしていきたいと思いますというふうに考えてございます。

それと、5点目の空き家の利活用事業についての、議員おっしゃっているのは移住促進住宅の整備事業のことかと思っておりますけれども、整備地区については公式にはお答え申し上げておりませんので御理解をいただきたいと思っておりますが、今後住宅の改修に当たって工事でありますとか、そういった部分も発生してございますので、周辺の住民の皆様、関係する自治区の役員の方々には個別に丁寧にご説明をしていきたいと思いますというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは1番、荒海議員の御質問のうち、地域おこし協力隊配置事業の中のボランティア活動サポートセンターへの隊員の配置についての御質問にお答えいたします。福祉介護課では初めて隊員を配置するわけでございますけれども、来年度令和5年度にボランティア活動サポートセンター、これまで地域の中で地域のボランティア団体な

どを個人の方を先導しながら中心的な役割を担っていただいておりますボランティア活動サポートセンターが20周年を迎えることとなります。最近の少子高齢化に伴いましてボランティアに対する求めの分野が非常に広がって広範になっているということもございまして、地域の中でボランティアをしたい方、または望む方がそれぞれ活躍できる場、またボランティアの支援の手が届く機会をさらに前に進めたいということで、サポートセンターに地域おこし協力隊員を配置して既存のボランティアの磨き上げですとか、さらに新しいニーズへの対応などを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

この隊員については、ボランティア活動サポートセンター、今、社会福祉協議会に町から委託事業として、このセンターの運営について委託しておりますので、その社会福祉協議会の職員と一緒に地域のボランティアの在り方などを、さらに3年間をかけて充実させていきたいということでございます。さらに、社会福祉協議会のみならず福祉介護課のサポートなども行いながら、最終目標としては地域にあるボランティア活動を充実させて、それを事業として立ち上げながらNPOの立ち上げなども最終的にはできて、それを運営するような隊員としての活動が地元でできるようにサポートをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 荒海議員の御質問のうち、協力隊の農業分野の協力隊についての御質問にお答えいたします。農業分野の後継者ということで、地域おこし協力隊の活用を現在考えております。協力隊の働く場所と言いますか、研修の場所として農業公社への配置ということで、令和5年度に当初予算で必要な経費を計上させていただいております。

農業公社での勤務の所属の御質問でございますが、まず派遣の方法は2種類あるかなということ考えております。1つは町の会計年度任用職員として採用しまして農業公社のほうに派遣するというのが1つと、あと農業公社にある業務委託をして委託料を払って協力隊を雇用してもらうという2つがあると思いますが、当初予算では会計年度任用職員として採用するという予算の組立てをしてしております。ただし今後、応募があった際には国の条件などもありますので御本人の意向なども聞きながら、どちらの形で採用するかというのは決定をしていきたいということで考えております。以上です。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 再度、質疑しますけれども、まず首都圏と関係構築競争事業についてですけども、新年度当初予算の中では2社、まあ2社以上になるかもしれないけれども、絞ってプロジェクトを立ち上げていくということでありましたけれども、それぞれの予算的な規模というか、プロジェクトの規模というのはどのくらいのものになるのかというもお願いしたいのと、あと今年度は受入れに関して実験的な取組もされていたと思うんですけども、さらにそれがパワーアップして発展的にプロジェクト化されていくような形になるのか。もしそうなのであれば、受入体制との調整、西会津側の受入体制というか、その点についてもお示しいただきたいと思います。

あと内容について、企業移転もそうですけれども、移住環境整備についてのヒアリングも併せて行っていくということでありましたけれども、移住というのは事業的に西会津でできるのか、もう少し詳しく教えていただきたいんですけども、事業としてやっていくだ

けじゃなくて、住みやすい環境も含めてヒアリングされるのか、その辺りもう少し詳しく教えていただきたいです。

次に、移住・定住のホームページを作るという話でしたけども、今ある「Life With Nishiaizu」のホームページというのは民間事業者のホームページになるんですけど。あれは町に移住・定住相談センターが移管したときにホームページも一緒に移管されたように認識していましたが、その認識について改めてお示しいただきたいと思います。

あと、地域おこし協力隊のところでボランティア推進の協力隊ですけども、NPO等を立ち上げていくような流れについては、これからの町の形として必要なんだろうなと思っているのと同時に近隣市町村の情勢も同じような形だと思っています。かつ事業の立ち上げの中で公的な事業が多いとNPO等に関しては、広域だったり近隣市町村も含めた立ち上げがより事業として運営できる形になってくるのかなと思っています。なので、これからだと思うんですけど、より広い範囲での対応も見込まれているのか、その点についてお示してください。以上です。

○議長 玉木企画情報課長。

○企画情報課長 荒海議員の再質問にお答えいたします。まずは首都圏企業の予算的な内容みたいな部分でございますが、今回の企業移転に向けた関係構築事業につきましては、総額で227万7,000円ほどを見込んでおります。この中身につきましては、先ほども申し上げましたような形で、中身では大きく2点、その細部については企業のヒアリングだったり打合せの部分、それから競争プロジェクトの構築、企画の提案の部分、それから競争プロジェクトの推進の部分ということで、打合せをして企画を出してもらって一緒に事業を推進しようというような部分で3段階に分かれているわけでございますが、総額で227万7,000円となっております。

先ほど申し上げましたように、今年度5社、実際9社おいでになっていろいろ活動されております。さらには一昨年おいでになった10社とも関係はつながっております、いろいろ情報発信をさせていただいておりますが、今年度の事業の中では具体的に西会津中学校だったり、国際芸術村だったりで実際に事業をやっているようなこともございますし、あとは消防防災関係のアプリの関係でやったような事業もあります。今年度の事業の中から具体的にもう少し突っ込んでいけそうな部分については、現在今年度の総括とともに調整をしているところでございます。

それからヒアリングの内容についてでございますが、移住環境整備ということで今までも実際に西会津に来ていただいた企業ばかりです。ですので、ある程度はアンケートだったりを取って承知はしているところですが、シーズ的な部分もありまして、例えば真冬の西会津に来ていただいたことがない企業もございますので、そういった部分で西会津の食文化だったり除雪だったり雪国の暮らしだったり、それからテレワークを体験していただいたわけですが、その環境だったり、さらには町内企業や町民との対話をされている企業もございますので、そういった部分の印象または今後の進め方、そういった部分についてのヒアリングを行っていけたらなというふうに考えているところでございます。

○議長 岩淵商工観光課長。

○商工観光課長 荒海議員の再質問のうち、移住・定住のホームページについての御質問にお答えいたします。議員のほうから「Life With Nishiaizu」というサイトのほうの御指摘がございましたけども、そのサイトにつきましては当時移住・定住の業務を指定管理事業として国際芸術村に委託していた経緯がございました。国際芸術村の事業の中で移住・定住のホームページの立ち上げでありますとか、ホームページの管理も業務として行っていただいております。移住・定住の事業が町のほうに窓口が移管になったことに伴いまして、そのサイトについてもどうしようかという議論を行ったわけでありまして、基本的には公式のホームページには町のホームページの中に立ち上げようということで現在のスタイルになっていると。従来あったホームページにつきましては、コンテンツの権利が開発した事業者にあるという整理の中で事業者のほうでもサイトを残してもらいたいという要望もございましたので、双方話し合いの中で現在民間事業者の管理の中で「Life With Nishiaizu」のサイトについても残っているというような経緯でございますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 ボランティア活動サポートセンターへの地域おこし協力隊の御質問にお答えいたしたいと思っております。活動の範囲といたしまして、広域的な活動なども考えられないかというお質でございますが、はじめは町内のボランティア活動をしっかりとしたものにして築き上げていきたいといったところでは町内を地盤としてしっかりとしたものを作りたいという考えでございますけれども、ただ分野によっては広域的な活動ができるボランティア活動なども様々ございますので、そういった中でNPOを立ち上げた際に、事業規模として考えたときに、広い範囲での活動が望まれるようであれば、そういった考え方も今後検討の中で広域的な活動を視野に入れながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いいたします。10ページの総務費、一番下から3段目、地域おこし協力隊配置事業についてでございますが、今回8,251万8,000円、前年度比216万2,000円の増額ということで予算計上されておりますが、この予算を組むに当たって地域おこし協力隊の活動というのは多岐にわたっておりますので、1点1点、一人一人の方向性と目的に合わせた質問というのはなかなかできませんので、全体的に予算を立てるに当たって地域おこし協力隊配置事業で町が目指すものに関して1点お伺いしたいと思っております。どのような効果を望んでいるのか。町はどのような考えでこの予算を組んだのか、ここに関して、まず大まかなところでお聞きしたいと思っております。

それと、予算を組むに当たって、これまでの地域おこし協力隊にお願いしてきた仕事や活動の取組についての反省や検証というのはなされたんでしょうか。町に対してどのような効果を生んでいるのかどうかも含めて、それまでの検証を行った上で今回の予算を立てたのかどうかをお聞きしたい。もし検証を行っているのであれば、どのような反省点があったのかもお示してください。

あと、私、いつも思うんですけど、先ほどの農林振興課の例えば農業人材を呼び込んで自立して西会津で稼いでもらうという人はいいいと思うんですが、そうじゃない方々、今や

っている仕事ではなかなかお金を稼げない、自立できないという方々に対する考え方というのはどのようなものなのか、移住・定住も含めての考えだと思うんです。地域おこし協力隊を呼んでいるということは、ですけれども、自立が難しいような分野の方々の3年後に関してはどういうような考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長 岩淵商工観光課長。

○商工観光課長 協力隊に関しての予算についてお答えをいたします。まず、参考資料の中で全体で8,000何百万という事業費になってございますけれども、予算的には所属する課、それと款の予算に分かれてございますので、で全部合算した金額だというふうに御理解をいただきたいと思っております。

地域おこし協力隊につきましては、これまでも議会の中でお答えさせていただきましたとおり、移住・定住の促進、若い人が都会から地方へ移住していただいて、地域おこしの活動をしながら地域に定着していただくということが最大の目的でございます。町の担い手の確保、あるいは人口減少問題に直接つながる施策であるというふうに認識をしているところでございます。これまでの反省点を検証しているか、どういう反省点があったかということでございますけれども、反省点ばかりではなくて、県内での一番多い隊員を西会津町は配置しておりまして、それに対しての定着率も全国平均並みの6割の定着率をみてございますので、相対的に言えば若い人の定住に寄与しているというふうに考えてございます。ただ、一方で定住するために本町で独立して生計を立てていく道を模索しながらもなかなかうまくいかなかったという隊員も中にはおりまして、やむなく転出をしてしまったというような状況もございますので、そういった隊員の任期満了後の3年後の定住に向けたアドバイスといったものはしっかりとやっていかなければならないというのは継続した町としての課題であるというふうに考えているところでございます。

それぞれの隊員の活動についての評価・検証につきましては、それぞれの隊員を監督する課で個別に行っております。それと併せて、協力隊ミーティングを月に1回開催いたしまして、それぞれの活動の途中経過を隊員同士で共有するとともに商工観光課の担当のほうで、それも吸い上げて各配置課のほうにも共有をしまわっているというような状況でございます。

それと、自立が難しいと考えられる隊員の3年後について、どうしていくのかというようなことでございますけれども、基本的に採用時に任期満了後にどのような進路を考えて町で定住をしていきたいかというようなところも十分に本人から聞き取りをいたしまして、採用の際に判断の一つとさせていただいているというような状況でございます。

行政課題に取り組む隊員につきましては、直接任期満了後に取り組んだ活動が自身のなりわいにつながるかどうかというのは難しい隊員もございます。しかしながら採用の1年前からは活動に数を一日減らして、任期満了後のなりわいづくり、あるいは定住に向けて自ら取り組めるように活動日数の配慮もしてございますし、また自身で起業・創業等を目指す隊員につきましては、町の創業支援事業の中でしっかりとサポートしているというような状況でございます。以上です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ここに住んでもらうには必ず働かなくてはいけないと思うんです。なので分か

りまして、行政課題解決型に関してはおっしゃるとおり、そこを私は心配していたので、活動日数の配慮を行ってその間に自立の方向性をということだったんですけども、その方向性に関してどのような形でミーティングをされているのか。要は言っている言葉が本人が目指そうとしている自立が本当に現実的なものかどうかということもチェックしなくてはいけないと思うんですけども、そこら辺は今後この予算を立てるに当たって、どのようにチェックしていくのかをお聞きしたいと思います。あと今協力隊ミーティングという課長からの答弁の中で単語が出ましたけども、これはどのようなメンバーでどんな形でミーティングを行っているのかをお示しいただきたいと思います。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 協力隊の進路に関してのことをございますけれども、3年後の働き口と言いますか、なりわいについてどのようにチェックしているかということで、チェックではございませんで、基本的には助言やアドバイスをしているというようなことをございます。先ほど申し上げませんでしたけれども、担当課それぞれの配置課によって3年後の進路についても早めに本人と話し合いをしながら具体的にどういった進路がよいのか、どういった進路を選べるのかというところを話し合いをしながら適切な相談に乗ったり助言をしているというようなことをございます。また、ミーティングの中では、これまでの先輩隊員の事例や具体的に方向性が決まっている隊員も中にはいるわけをございます。そういった隊員同士がお互いに情報交換をして、勉強をしながら総合のアドバイスをしていくというような体制でミーティングの中でそういったテーマも取り上げて行っていると。その構成につきましては、現職の隊員全員と商工観光課の担当職員、そして必要に応じて外部の専門家の講義をいただいたり、また課題によっては配置している課の担当者に入っていたりといったような対応を取っているところをございます。また、一定程度の方向性が決まる隊員が任期満了になる半年前には副町長とのヒアリングも行いまして、副町長から隊員の進路に対してのアドバイスといったものについてもいただきながら、できるだけ3年後に町内に定住していただけるような助言、アドバイス、協力を町のほうでもやっているというような考え方で進めているところをございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 最後に1点だけお伺いします。先ほど県内で一番多い地域おこし協力隊の配置数ということで課長から答弁がありました。定着率が6割ということなんですけども、3年後に地域おこし協力隊が終わって定着する率が6割と調査されて情報数字として持っていらっしゃると思うんですけども、その方々が3年後、5年後、ちゃんとまだ住んでいるかどうか、そこら辺の調査はされているかどうか、最後に1点お伺いいたします。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。協力隊の定着率については数字の捉え方ではありませんけれども、3年後に残った隊員の数で計算しているのではございませんで、例えば令和3年度末であれば令和3年度末に卒業した隊員が何人残っていて、これまで何人の隊員を採用してきたかというようなことでやってございますので、4年、5年たつて、もし事情があつて転出してしまえば、その分比率を計算する数字には影響が出てくるというようなことをございます。

○議長 3款、民生費。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 1点、子育てコミュニティ施設の運営について幾つかお尋ねしますが、まず、新年度令和5年度の運営に関して、引き続き管理に関してはシルバー人材センターに依頼するというものであります。運営に関して、イベント等で保護者の方も関わられるような形にしていきたいということで説明がありました。そういうふうにしても保護者の方たちに対して、どういうふうに関わってもらえるのか、保護者の方たちを巻き込む環境というのはどういうふうを考えていらっしゃるのかという点と、あと子育てコミュニティ施設は生涯学習課とも連携されている事業です。ということで生涯学習課としての関わり方についてはどのように考えられているのか。あと、当初からこの運営に関してはNPOなり運営する団体をつくるなり考えていくというような見解をいただいていたわけですが、その辺りの進捗というか、令和5年度も進めていく上でどのように考えられているのか、その点についてお尋ねします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは1番、荒海議員の子育てコミュニティ施設運営事業についての御質問にお答えいたしたいと思っております。まず初めに、ここを御利用いただく方の主に子育てコミュニティ施設でございますので、お子さんや保護者の皆さん、またそれに関わる方がこちらの施設を利用しながら子育てに関連する様々な取組をしていただきたいということで、令和4年度に施設の改修も済みまして、今後利活用を図っていきたいというふうに考えてございます。基本的には屋内の遊び場を中心に、さらに施設の部屋を使って保護者の方の集いの場なども創設していきたいということで考えてございまして、議員のお質しの、そこで活動をする保護者の方をどういうふうに巻き込んでいくのかというところでございますが、今、具体的な巻き込み方の方法については持ち合わせていないところでございますが、現在、子育て支援センターのほうで子供への運営ですとか、また子育てに関わる様々な場面を通じて保護者の方とつながっておりますので、今現在のつながりを利用しながら保護者の方の自発的な活動が促進されるような取組に育て上げていきたいということでございますので、今後そちらについては検討をしてみたいというふうに考えてございます。

次に、生涯学習課との関わりでございすけれども、施設の整備、当初は生涯学習課のほうで担当しておりますが、子育てコミュニティ施設、子育てに関わる部分が非常に多くございましたので、現在、福祉介護課のほうで所管しているところでございます。生涯学習課については、様々な場面で社会教育活動を行っております。子供さんへの社会教育であったり、また若い方への社会教育であったりという活動がございすので、そういった活動をこの施設を活用しながら場面の創出をつくっていききたいということで考えてございまして、具体的には生涯学習課と今後連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、NPOの進捗の状況ということでございますが、この施設は今現在、管理運営をシルバー人材センターに鍵の開け閉め、また清掃、開館時の時間の見守りといった作業を委託しているところでございますが、建物の管理だけではなくて、さらにこの施設

を利用した活動が盛んになるように町内の活動を取りまとめられるようなNPOなどの立ち上げも考えていきたいということで、現在NPOの立ち上げが必要なのかも含めて町のほうで検討している段階でありますので、今後さらに検討を進めてまいりたいということでございますので御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 キッズランド芝草は、本当に改修もされて遊具も増えて、外見もかなり行きやすいような様子にもなったし、いい施設になったなというふうに思っています。これからまずは、内容より知ってもらうということが結構大事なのかなと思っているんですけども、保護者も含めた、改めて改修してこういう形になったよというような周知等はどのように考えられているのか、その点についてももう一度御答弁いただきたいのと、あと先ほど生涯学習課との連携を図りながら今後検討するというものでしたけども、今のところは例えば公民館講座をキッズランドとかで実施するという予定はまだないという認識でよろしいですか。今後検討されるということで、その辺りについてもお答えいただければと思います。以上です。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは御質問にお答えいたします。令和4年度に施設の改装が済みまして、議員がおっしゃっていただいたように、非常に施設が明るくなりましたし、外観なども子供たちが喜ぶような施設改修をさせていただきました。さらに、施設が活用されるように利用される方に対して周知の方法は徹底していきたいというふうに考えてございます。基本的には利用される方がこども園の利用者の保護者であったり、低学年の利用ということになってございますので、差し当たってその保護者の皆さんには、こども園を通じてお知らせをしたりですとか、LINEなどで各町が実施しますそこで行うイベントなどの御紹介なども紹介しているといったところもございまして、ただそれは一部の方へのアプローチになりますから、広く町民の皆さんに施設を知っていただくために、今後広報やケーブルテレビでの映像、またホームページなどで施設を知っていただくような情報発信に努めてまいりたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長 齋藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 御質問の中で生涯学習課との関わりというようなことについて御答弁させていただきます。生涯学習課のほうで家庭教育講座を所管してございます来年度の計画の中でキッズランドで家庭教育講座をやるというような計画がございます。具体的には保護者さんに勉強になるような内容をやりたいということでございます。今次の当初予算の中で、講師の謝礼と親御さんが子供を連れてきたときに保育士の方に面倒を見ていただけるように保育士の謝礼の部分も計上させていただいておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長 4款、衛生費。5款、労働費。6款、農林水産業費。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 事項別明細書の中からお尋ねします。84ページで委託料の中で園芸作物実証栽培委託料ということで継続的にやられているものだと思いますけども、新年度令和5年度の取組内容についてお示しいただきたいです。

あと、次のページの85ページの中で、未利用柿活用事業調査業務委託料ということになりますけども、この事業の内容についてお示してください。以上です。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 それでは1番、荒海議員の御質問にお答えをいたします。まず1点目の事項別明細書の84ページの園芸作物実証栽培委託料45万円の計上ですが、これにつきましては滝坂市内の地滑り対策で実施しておりますトンネルがございます。そのトンネルの中で農産物を生産できないかという実証実験になってございます。現在、町内の農家の方、お一人でございますが、トンネル中の湿度、温度は一定程度安定しているということで、環境に合った作物を作ることができないかということで何種類かの農作物を作っておりますので、令和5年度につきましても、本格的な試作あるいは販売に向けた業務委託を町のほうでお願いするという内容での予算計上でございます。

続きまして、事項別明細書の85ページでございますが、未利用柿活用事業調査業務委託料80万円の計上でございますが、これにつきましては町内各集落で、秋、収穫されない柿の木が相当数あるということで、その収穫されない柿で新たな加工品を作って販売につなげられないかということで調査をしているものでございます。

内容につきましては、町内の柿を委託事業者が購入をしまして、様々な方法によって加工をしているということで、現在、県外の事業者が県外の事業所などと連携しまして新たな商品に結びつけるということで、令和4年度から行っておりまして、令和5年度も引き続き可能性の調査ということで予算を計上させていただいているという内容でございます。以上です。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 いずれも実験的な取組だと思うんですけども、実験的な取組がゆえに経済的に収入を得るだったり、商品として形をつけるためには複数年で取り組まなければいけないということで、今回も継続的に行われるという認識でしょうか。その1点だけお願いします。

○議長 小瀧農林振興課長。

○農林振興課長 それでは再質問にお答えいたします。今、議員が申されましたとおり、なかなか単年度で結果が出るというところではございませんので、令和5年度も引き続き継続的に業務委託をして、できれば商品化までにつなげていきたいということで事業者のほうを支援してまいりたいということで考えております。以上です。

○議長 暫時、休議します。再開は午後1時とします。(11時51分)

○議長 再開します。(13時00分)

7款、商工費。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 商工費のうちで幾つかお尋ねします。まず創業支援事業についてで事業継承支援について、これはこれまでやってこられた継続事業になっていきますけども、令和5年度の取組についてお示しいただきたいです。

あと、自然体験資源調査業務委託ですけども、モンベルによる町内の資源の調査ということで、具体的にどのような場所、どのような調査が行われるのかということ、この事業

を実施して基本構想につながっていくわけですが、基本構想につなげ、そしてその後の事業化に向けてもつながっていくわけですが、地元事業者、西会津観光交流協会等が出ていますけど、それ以外の関係、各所との連携についても、どのように意見交換等打合せが進められているのか、その辺りの内容についてお示してください。以上です。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。まず創業支援事業の中の事業承継についての取組ではありますが、令和5年度におきましてはアドバイザーによる事業承継の事業者向けのセミナーといったものを開催するとともに、それぞれの事業承継を考えておられる事業者との個別の相談について取り組んでまいりたいと考えております。

それと、自然体験資源調査業務委託料についてでございますけれども、令和5年度の調査につきましては春と夏に2回行う予定でございます。例えば登山の西会津の十三名山の山々の現地調査でありますとか、阿賀川や湖沼のような水上でのアクティビティができないかというのを現地調査、そういったものも含めて行っていく予定でございます。具体的にどこを調査するかという部分につきましては、複数の調査候補地を挙げておましてその中からどこを選定していくかというところについてはこれからということになってございます。

それと、基本構想の策定に当たって関係団体との連携ということで議員の御指摘にありました観光交流協会はもとより、西会津町には山愛好家の団体等もございますので、そういった団体と、これまで意見交換などもしながら進めてまいりたいと考えておりますし、実際、ロータスインにありますオートキャンプ場は振興公社を管理してございますので、そういった事業者との意見交換なども踏まえて今後、実施してまいりたいと考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 創業支援事業について1点だけ確認です。委託事業で行われているものですが、やはり事業継承であったり町内の企業でもありますので地元らしさだったり地元の感覚での継承も望まれるというか、地元らしい対応も、地元の感覚での対応も求められるのかなと思うんですけども、その辺りについても慎重に配慮していただけているのか、その点だけ確認です。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。創業支援事業の中で特に事業承継の部分につきましては、既存の事業者が町内にいらっしゃるわけでございますので商工会と関係を密にして地域に寄り添った、地元事業者に寄り添った形で対応してまいりたいという体制で臨んでいくと考えております。

○議長 7番 小柴敬君。

○小柴敬 1点お伺いいたします。項目別明細書の96ページ、委託料の企画運営等の委託料220万円と掲載されているんですが、この内容及び委託先についてお伺いいたします。

○議長 岩渕商工観光課長。

○商工観光課長 お答えをいたします。7款1項3目の企画運営委託料220万円につきましては周遊観光の委託料でございます。委託先は西会津観光交流協会でございます。内容につきましては、旧越後街道を活用した観光振興と併せまして出ヶ原市を活用した観光

振興についての事業の委託料でございます。

- 議長 7番、小柴敬君。
- 小柴敬 委託をした結果についての報告とか、そういったことに対しては今のところ計画はされているのでしょうか。
- 議長 岩渕商工観光課長。
- 商工観光課長 お答えいたします。周遊観光事業の委託業務の結果につきましては、毎年委託契約をする際に事業計画を提示していただいて、それに基づいた事業の実績については、委託先である観光交流協会から提出をいただいているところでございます。なお、その内容につきましては、観光交流協会の総会等の中でも報告がされておりまして、関係する事業者会員の皆さんには協議を諮られているというところでございます。
- 議長 8款、土木費。
4番、秦貞継君。
- 秦貞継 1点だけお伺いいたします。総括表の14ページ、除雪機械修繕料で2,200万円、前年同額となっておりますが、この詳細内訳をお示してください。あと発注先は町内なのかどうか、その辺も含めて詳細をお示してください。
- 議長 石川建設水道課長。
- 建設水道課長 お答えをいたします。土木費、1項2目、道路維持費の中の修繕料2,200万円です。これは町が保有しております除雪車両の車検、修繕費でございます。実稼働12台、そのほかに予備費とか予備車両ですとかございます。それから発注先でございますけれども、除雪車両を購入した業者さんのほうにそれぞれお願いをしているところでございます。
- 議長 4番、秦貞継君。
- 秦貞継 そうすると12台プラス予備車の車検・修繕ということだったんですかね。とすると、まとめて出ているものですから車検代がどのぐらいで修理代がどのぐらいなのかという予算の取り方の詳細もお示してください。
- 議長 石川建設水道課長。
- 建設水道課長 お答えをいたします。内訳ということなんですけれども、除雪車両の修繕費につきましては車検、それから不具合があった場合の故障個所の臨時的な修繕ということでございまして、この金額の算出は過去5年程度の平均から毎年概ね定額に近い形で計上させていただいております。
- 議長 車検で幾らで修繕費で幾らという内訳を説明してください。
建設水道課長。
- 建設水道課長 内訳ですけれども車検と個別の修繕費というような形では分けてございまして、過去の実績4年から5年の暖冬の年を除く4年くらいのスパンで平均で計上させていただいております。車両については使う頻度ですとか場所によって様々でございますので、なかなか一律に出すというのが難しいところがありますので、年によっては大きな故障というようなことも発生しているというようなことで、年によって大分上下がありますので、その中で過去の平均という形で計上させていただいております。不足を生じる場合は、まさにそのときは不測の事態ですけれども補正なんかもお願ひしながらという形で対

応させていただきます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 過去5年間の平均というのは分かったんですけども、ということは今の答弁ですと修理代幾らという、車検代がこれこれ、合計で2,200万円、これが5年間の平均でこのぐらい来たのでという取り方じゃなくて、去年も2,200万円だったから今年も2,200万円だという考えでよろしいのでしょうか。最後にお聞きします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 修理代につきましては、車検ですとか個別の修理代というような形では積算はしてございません。過去の修繕費が極めて少ない年もございましたので、そういうときは除いております。それ以外の年の平均で計上させていただいているということになります。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 1点お伺いします。項目別の100ページ、除雪機械の購入費でありますけれども、昨年も若干機械等が手配してはいたんですけども、年度内に納入できなかったというようなこともありましたけれども、次年度令和5年度に関しましては台数、それからいつ頃きっちり納車が可能なのか、その辺まで調べているのかどうかについてお聞きいたします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えをいたします。令和5年度におきましては、ロータリー車1台の小型除雪機械1台を予定しております。予算が成立いたしましたらば速やかに発注手続を取る予定でございます。業者さんに事前に納期の聞き取りはこれまでもしてまいりましたが、その時点で改めて情報を探りながら納期なんかも定めていきたいというふうには思っております。現時点ではまだそこまで聞き取りはしてございません。ただ、これまでのウクライナ情勢でいろんな影響がございまして、実質1年以上かかっているというのがこれまでの実態でございますので、まだその辺の予断は許さないのかなというふうに感じているところではございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 発注先の転移というか、そこまで一応状況はどうかという確認をしながら予算化をすべきだと思うんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 現時点でも令和4年度のような状況がまだ続いておりまして、大体1年半というような線は最新の情報でございます。

○議長 9款、消防費。10款、教育費。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 1点お聞きします。学校教育の中でICT教育環境の推進整備ということで継続事業として幾つか予算が計上されています。そこでICT教育を推進してきたことによって子供の成長であったり、教育にどのような効果をもたらされたのかという評価が1つと、あと一方で子供のときに生きる力であったり非認知能力を高める教育というものが重要だということで教育長の答弁の中でも常々答弁はお聞きしていますけれども、その

分予算にどのように反映されているのかをお聞きします。

○議長 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長 御質問にお答えいたします。ICTの関係のタブレットを活用しての授業等について、教師側のほうでもICTを活用した形で授業を行っているところではありますが、それに対する評価ということですが、ICTを活用すること自体は現行の学習指導要領において学習活動の充実ということでコンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用して、学習活動の充実を図るということになっておりまして、小学校においてもプログラミング教育が必修化ということになってございます。積極的にICTは活用することが必須になっているという状況でございます。ICTの活用につきましては、基本的にそれに慣れ親しむということの取組につきましては、今後子供たちにとっては必要なスキルだというふうに考えてございます。町としてもICTの効果的な活用ということで総合計画でうたっているという状況でございます。

もう1点が被認知能力の部分でございますが、教育改革推進費ということで予算総括表ですと、15ページ目の(1)の教育総務費の中に下から4つ目の教育改革推進事業ということで計上しております。こちらの事業の中身としては「こども研幾塾」ですとか、ブリティッシュヒルズの漢検、それから学習アプリ等、英検の補助ですとか、そういったところで計上しておりますが、基本的には体験活動を通じた教育ということで、そういう意味ではこちらの予算のほうに計上させていただいておりまして、引き続き非認知能力の部分につきましても育成を推進していくという考えでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それではICT教育については、期待している効果は得られたということではよろしいのか確認と、あと非認知能力のほうではさらに強化していくということなのか確認をお願いします。

○議長 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長 ICT教育に関する期待される効果を達成しているかということでございますが、あくまでICTの活用という意味では勉強道具の一つとして捉えておりますが、これから子供たちが生き抜いていくためにはICT教育というのは必須だというふうに考えておりますので、期待される効果は得られているということで考えてございます。非認知能力の部分ですけれども、そちらについても引き続き強化を図っていくという考えでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。まず総括表の15ページ、スクールバス運行費でございますが、昨今、去年も9月6日ですか、牧之原市で3歳女児が5時間にわたって閉じ込めにあったと。あと、その前の年も福岡県中間市でも同じく保育園送迎バスの中に児童が放置されて亡くなったという痛ましい事件が起きているんですけども、こういった閉じ込め等に対応するというハードな面とソフトな面が必要だと思うんですけども、こういった閉じ込め事故等がないような対策というのは、市の運行費の中で指導されているのかどうか1点お伺いいたします。安全面の配慮ですね。

あと、質問かちょっと微妙かもしれないですけど、子供たちに対しても運業者はもちろ

なんですけども、もし駄目だったら却下してください、子供たちへの指導ですね。自分たちでもちゃんと、もしそういうことになってもクラクションを鳴らしたり、何とか助けを求めるような行動ができるように指導されているのかどうかをスクールバス運行費のところでお伺いしたいと思います。

あと事項別明細書の 119 ページ、スクールバス購入費なんですけども、今ほど話しましたスクールバスなんですけども、もし中に閉じ込めに遭ったときに、このブザーを押してくださいというようなブザーとか、そういったものを取り付けられているバスが、死亡事故等がないようにということで対策がなされたバスが、もしくは対策をなされるような予算を各自治体で取っているようなニュースをちょっと聞いたことがありますなんですけども、このスクールバス購入費の中に閉じ込め対策等の配慮をなされた金額なのか、あとスクールバスに関する安全装置ですね、カメラだとかセンサーだとかそういったものというのはどういようなものが配備されて子供が事故に遭わないような対策がなされているのかどうか、その詳細をお示してください。これが 2 点目です。

3 点目なんですけども、総括表の 16 ページ、各種教育用コンピュータ用使用料、中学校ネットワーク保守管理等々、今ほど 2 番議員の話で出ましたが、ICT に関わる予算計上がなされておりますが、前の決算のときにも質問したかと思ったんですけども、今使っているタブレットもいつかは古くなっちゃいますし、こういったものの今あるタブレットの機能性を最低限、授業に必要な機能として維持するための予算がもしこの中に入っているのであれば、それをまず 1 点お示してください。それと、そういったものに関して今後、今回もそうですけども国や県、要は上部組織、国・県からの補助金等というのは出ているのでしょうか。そこもお示してください。以上です。

○議長 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長 御質問にお答えいたします。まずはスクールバスの安全対策の部分で、スクールバスの運行事業に関連するものだと思いますが、置き去り防止を支援する安全装置等々について、国のほうで学校安全特別対策事業費補助金ということで、送迎バスの回収支援とかを補助するという形で補助金を文科省のほうで用意してございますが、こちらについてはこども園の場合が市場価格の定額ということで 10 分の 10、小・中学校につきましては市場価格の半額ということで 2 分の 1 の補助金でございます。今回令和 5 年度の予算の中では、この補助事業に小・中学校スクールバスとしては手を挙げていない状況でございますが、基本的には会計年度任用職員である運転手さん、それから委託業者を含めて週 1 回のミーティングを行っております。その中で置き去り防止のための確認の徹底などを図っているということでございます。また、バスの乗車につきましても基本的には低学年の児童は前列のほうに座っていただいて、高学年や中学生につきましては後のほうに座っていただいて見守りと言いますか、そういったことを実際には置き去りとならないような対策で子供たちにもお願いしているという状況でございます。

それから 2 つ目の今回購入するスクールバス、事項別明細書の 119 ページのスクールバス購入費ということで 452 万 7,000 円ほど計上してございます。こちらのほうの購入に当たっての安全装置等の機器ということでございますが、基本的には通常の車両の安全装置という部分は含まれておりますが、置き去り防止等に係るそういった安全装置については

含んでいないということでございます。当然ドライブレコーダーとかそういった部分は通常の車両の安全装置ということで計上しております。

続いて3点目のICT教育用のコンピュータの使用料ですとか、そういった部分でそれに対する国の補助の見込みということですが、現在国のほうでGIGAスクール構想を踏まえた成果や課題について検証等行い、ICT環境整備に係る地方財政措置ということで、それが令和6年度まで継続されるということになってございます。購入する場合には国のほうで3分の2の補助があるという状況でございます。それは新規に購入する場合の部分です。そのほか、現在町のほうでも貸与しております一人1台端末の更新に係る費用負担につきましては、国のほうでは基本的には一人1台端末の利活用協力に推進するというところで文部科学省のほうでは考えておまして、それを踏まえつつ自治体等の意見を踏まえて、今後の端末の更新に係る費用負担については、その在り方を検討するというように国のほうでなっております。以上でございます。

○議長 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長 すみません。先ほどの答弁の中で、置き去り防止とならないような対策というふうに申し上げたということで、置き去りとならないような対策ということで訂正させていただきます。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。置き去りにならないように、取り残しにならないような対策は先ほどの答弁ですと車両安全装置のみと。車両の運行上の安全装置のみということだったんですけども、これは小学校低学年の子は前に乗せるとか、そういったソフト面での対応をされているというお話だったんですけども、ソフト面だけではカバーできないものをハードでカバーしなくちゃいけないのではないのかなということで、国も先ほど課長答弁のあったとおり補助金を出すということだったんですけど、今回入っていないということは分かりましたけども、買ったものというのは後からそういった装置、先ほど10分の5と小学校、中学校の分に関しては10分の5の補助が出るということだったんですけども、後からでもそういったものを取り付けられるような仕様なんですか、この車というのは。それがお聞きしたいことと、これこども園の子供たちは乗らないんですか。小学校、中学校の話は今学校教育課のほうからお話いただいたんですけども、こども園の子供たちも乗るのであれば、これは子供たちだけではというふうにはいかないと思うので、その辺も内容、詳細が分からなかったのでお示してください。

ICT関係の質問に関してですけども、そうすると国のほうでも更新に関して購入の補助は令和6年までということだったんですけども、これが進んだのが二、三年前でしたよね。そうすると令和6年以降で今度今使っている端末等もだんだん老朽化と言うんですかね、追いつきが難しくなっていくと思うんですけど、その更新も、まあ方針に関してはまだ検討している段階なんですか。その辺の情報は学校教育課のほうで手に入れているのかどうか、そこをお聞きします。

○議長 渡部福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは送迎バスの安全装置について、こども園での対応についてお答えさせていただきたいと思っております。就学前の幼児の送迎バス車内への置き去り事故が後を

絶たないということで、令和4年の国の補正予算におきまして就学前の幼稚園、こども園で使用されている送迎バスに対して安全装置の設置をこの春から義務づけることといたしました。町といたしましては、現在2台の送迎バスがございますけれども、その2台に対しまして子供さんの安全を確保するためのブザーの設置ですとか、運転手が確認をした後にボタンを押す確認のスイッチですとか、室内に誰もいないことを確認するためのマットの設置ですとか、そういった標準的な安全装置の基準を満たす装置の設置を令和4年度内に完了いたしましたして、令和5年当初から使用できるように取り組んでまいりたいということで今のところ計画しているところでございます。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 タブレットの国からの補助という部分のお話ですけども、令和2年に全国一律GIGAスクール構想ということで国のほうがタブレット端末をとということで一人1台導入ということになりました。県の教育長会議においても、これは国が補助するべきだということで国に対して教育長会議においても要望を出しております。ですので令和6年以降、5年または6年ないし、その辺のところ更新についての対応は出るというふうにご考えておりますので、町としてもこの要望をしっかりとお願いしていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長 スクールバスの安全装置の件でございますが、その補助につきましては基本的には購入と同時にというようなことではございませんので。ただ、すみません、令和6年度にこの事業が継続されるかというような情報については今のところは入ってございませんが、基本的にもともとスクールバスの改修支援の補助につきましては、先ほど福祉介護課長がお答えした部分のこども園等については義務化というような形になっておまして、小・中学校につきましてはそれ以外という形の補助で補助率も低くなっていると。だから義務として必ずつけろということではなくて、補助事業上はそういう形になってございます。学校教育課としてはとにかく運転手さん、それから委託業者等への指導、それから子供たちが助け合いながらと言いますか、下車するときには子供たちにも確認していただいて、なおかつ運転手さんが最終的に確認をして置き去りがないような状態にしていこうということで考えております。以上です。

○議長 4番、秦貞継。

○秦貞継 義務じゃないということで分かるんですけども、子供たちも様々ですよ。いろんな子供がいっぱいいますよね。今のお話だとソフト面で置き去り等は対応していくというような理解を受けているんですけども、今回、購入するスクールバス購入に係る経費の中には入っていないことも分かりましたけども、町側としてはそういうものがなくても安全を担保できるというような理解でよろしいのでしょうか。そこだけ最後にお聞きします。

○議長 佐藤学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。先ほどもお答えしたとおり週1回のミーティングについては運転手さんたちのミーティング等含めて徹底しておりますし、子供たちへのお願いもしている状況でございます。町の教育委員会としては、基本的にはそういった装置が

なくても十分安全は確保できるという考え方で今のところは予算計上はしていないという状況でございます。

○議長 9番 多賀剛君。

○多賀剛 私も簡単にお尋ねしますが、社会教育の分野で埋蔵文化財とか民俗資料の保存・活用・点字というのがありますけど、新年度はどのようなことを想定されているのか、活用の方針を現状と変わることがあればお示してください。

それともう1つ。これも同じく文化財保存に関わることで、出ヶ原和紙作りの伝統の細工をするというようなことでありますが、これは単なる和紙作りをするだけなのか、それとも出ヶ原和紙の有効活用というのは活用部分なんかも含めて細工をするような考えなのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長 齋藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 まず1点目の埋蔵文化財の整備の関係について御答弁させていただきたいと思えます。埋蔵文化財につきましては、旧の新郷小学校のほうに今保管しているような状況でございます。今年度の予算では計上に至らなかったんですが、その整備のための棚ですとかを今後整備していく予定にしております。

それから2点目の出ヶ原和紙作りの有効活用の御質問でございます。町公民館の口座としまして出ヶ原和紙作り講座という講座がございます。今現在、13名の受講者の方がいらっしゃいまして、来年度で4年目になるわけなんですけれども、来年度までは公民館の講座ということで開催しまして、その後については受講者を中心とした任意の団体ということで活動をしていただくような方向で検討しております。その団体さんに活動の中で出ヶ原和紙の継承ですとか、それを地域活性化等に生かすというようなことで御協力をいただくようなことで検討しているところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 埋蔵文化財に関しては今までと今年度はあまり変わったことはできないと。棚等の整備はするけども。以前、私が言ったように集中展示するような箱物がなくても以前やったような縄文土器展みたいな、皆さん、再度周知してもらおうような方策も一つの手かななんて思っていたんですが、新年度は特別、具体的には展示方法とか周知の方法は考えていないということよろしいのかな。

それと、出ヶ原和紙ですけども、これは確かに伝統的な和紙作りというのを継承していかなければいけませんけども、これは作るだけだと限界があると思うんですよね。できた製品がいわゆる家具だとか、こういうものに活用できたら、これ意見になってしまうのかな、ことがあると製品がもっともっと、例えば行政の手が離れても独り立ちできるような動き方ができるのかなと思えますけども、その辺の手だてもしっか、中途半端に終わらずにやっっていかなきゃいけないなと考えていますがいかがでしょうか。

○議長 齋藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。まず1点目の展示の関係でございます。展示につきましては、今現在、縄文土器につきましては道の駅ですとか町公民館、それから小学校・中学校等、今展示しているような状況でございます。新たにここに展示するというような計画は現在のところございませんで、引き続いて今の展示をしていきたいというようなこ

とで考えております。なお、よりっせにつきましては、今現在スペースがあって埋蔵文化財を展示しているんですけども、そのスペースの拡張ということは検討しているところでございますので御理解いただきたいと思っております。

それから出ヶ原和紙作り講座についてでございます。和紙作り講座の中では紙を作ることと、さらにそれを芸術作品と言いますか、にするというようなところまでやっているところでございます。具体的にはふるさと祭りですとか、雪国まつりの体育館の展示でも展示させていただきましたが、灯籠の中の灯籠で和紙を使うですとか、そういう作品も講座の中ではやっているところでございます。その和紙作りを生かした地域活性化等については、商工観光課のほうと連携して…。

○議長 それは商工観光の7款で予算化してあったら、それまでは講座だけの…。そこら辺ちょっと。

○生涯学習課長 生涯学習課としては和紙作り講座という公民館講座をやっているというところでは御理解いただきたいと思っております。

○議長 11款、災害復旧費。12款、公債費。13款、予備費。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論なしと認めます。

これから議案第16号、令和5年度西会津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和5年度西会津町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第17号、令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論なしと認めます。

これから議案第17号、令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和5年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第18号、令和5年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論なしと認めます。

これから議案第 18 号、令和 5 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、令和 5 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 19 号、令和 5 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、令和 5 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、令和 5 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 20 号、令和 5 年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

7 番 小柴敬君。

○小柴敬 2 点ほどお伺いします。まず事業勘定のほうの項目別の 177 ページ、疾病予防費でありますけども、がん対策治療助成事業補助金とありますけども、この内容について 1 点お伺いします。

それから、診療施設勘定のほうですが、歳入で昨年より 1,100 万ほど診療収入が減額で計上されておりますけども、これの理由についてお示してください。

○議長 矢部健康増進課長。

○健康増進課長 小柴議員の御質問にお答えいたします。まず事業勘定の保険事業費の中のがん対策治療助成事業補助金でございますが、これにつきましては、がん治療に起因して必要となります、かつらですとか、乳がんですと乳房の補整具、そういったものの購入費に対して助成をするというものでございます。

それから、診療施設勘定の診療収入の御質問でございますが、診療収入につきましては過去 3 年ほどの診療収入の実績を考慮しまして計上しています。たまたま前年度比マイナスになってございますが、先頃議決いただいた 4 年度の診療施設勘定の収入につきましては、当初少し課題に見ていたということで減額させていただいております。ということで実績を考慮して計上したということで御理解いただきたいと思っております。

○議長 これらで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号、令和 5 年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、令和 5 年度西会津町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 21 号、令和 5 年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論なしと認めます。

これから議案第 21 号、令和 5 年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、令和 5 年度西会津町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 22 号、令和 5 年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論なしと認めます。

これから議案第 22 号、令和 5 年度西会津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、令和 5 年度西会津町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 23 号、令和 5 年度西会津町下水道事業会計予算の質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号、令和 5 年度西会津町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、令和 5 年度西会津町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

皆さんに申し上げます。この後、議会運営委員会を開催してください。会場は第一委員会室です。時間は委員長の指示に従ってください。本会議は3月23日、午後1時に再開する予定であります。

以上であります。お疲れさまでした。(13時58分)

令和5年第1回西会津町議会定例会会議録

令和5年3月23日(木)

開 議 13時00分
閉 会 13時58分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	12番	武藤道廣
4番	秦貞継	8番	伊藤一男		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	農林振興課長	小瀧武彦
副町長	大竹享	建設水道課長	石川藤一郎
総務課長	伊藤善文	会計管理者兼出納室長	五十嵐博文
企画情報課長	玉木周司	教 育 長	江添信城
町民税務課長	渡部峰明	学校教育課長	佐藤実
福祉介護課長	渡部栄二	生涯学習課長	齋藤正利
健康増進課長	矢部喜代栄	代表監査委員	鈴木和雄
商工観光課長	岩渕東吾	農業委員会事務局長	小瀧武彦

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川浩一	議会事務局係長	渡部和徳
--------	-------	---------	------

令和5年第1回議会定例会議事日程（第14号）

令和5年3月23日 午後1時開議

開 議

- 日程第1 議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第2 議案第25号 西会津町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 議案第26号 令和5年度西会津町一般会計補正予算（第1次）
- 日程第5 議案第27号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第28号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議会案第1号 西会津町議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第8 広報広聴常任委員会の継続審査申出について
- 日程第9 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第10 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第11 農業公社設立調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（広報広聴常任委員会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 皆さん、こんにちは。

令和5年第1回西会津町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

町長より追加議案として3件の議案が提出され、受理しました。

議会運営委員会に諮り、提案理由の説明及び議案を本日の日程に加えております。

以上であります。

○議長 日程第1、議案第24号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

企画情報課長。

○企画情報課長 議案第24号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、御説明いたします。

議案書並びに、議案書の別紙として辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）を御覧いただきたいと思っております。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しているところであります。辺地対策事業債を活用し公共的施設の整備を図る際には、事業が計画に盛り込まれていることが要件となっております。

現計画につきましては、令和2年度から6年度までを計画期間としておりますが、令和5年度予定しております事業に変更があることから、計画の変更をお願いするものであります。

それでは、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）を御覧ください。

このたびの変更であります。尾野本、新郷、奥川の3辺地に係る計画の変更であります。その内容であります。まず1ページ、2ページが尾野本辺地計画でありまして、3ページを御覧いただきたいと思っております。

施設名、町道小杉山線、事業内容、測量設計、改良舗装延長100メートル、幅員5メートル、事業費2,610万円のうち、辺地債充当額1,030万円を追加するものであります。

次に、4ページから6ページが新郷辺地計画でありまして、7ページを御覧ください。

施設名、農業公社施設ということで農機具倉庫1棟を整備するもので、そのほかの設立準備経費を含む合計事業費5,000万円のうち、辺地債充当額1,000万円を追加するものであります。

次に、8ページから11ページが奥川辺地計画でありまして、最後の12ページを御覧ください。

施設名、消防施設、消防ポンプ庫を向原自治区に整備するもので、事業費、辺地債充当額とも 1,050 万円を追加するものであります。

変更内容の説明は以上となりますが、本辺地計画の変更につきましては、去る 2 月 22 日に開催いたしました町総合政策審議会におきまして、適当である旨の答申を得ております。

最後に、議案書を御覧いただきたいと思っております。

今回の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 24 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 25 号、西会津町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

企画情報課長。

○企画情報課長　議案第 25 号、西会津町過疎地域持続的発展計画の変更について、御説明申し上げます。

議案書並びに議案書の別紙として西会津町過疎地域持続的発展計画（変更）を御覧いただきたいと思っております。

この過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて策定しているところであります。過疎対策事業債を活用し事業を実施する場合には、この計画に盛り込まれていることが要件となっております。

現計画につきましては、令和 3 年度から 7 年度までを計画期間としておりますが、令和 5 年度予定しております事業に変更があることから、計画の変更をお願いするものであります。

それでは、西会津町過疎地域持続的発展計画の変更を御覧いただきたいと思います。

まず、変更計画書の1ページを御覧ください。

新旧対照表の左側が変更後となりますが、変更の1点目は、区分3の産業の振興の欄の4段目、(3)事業計画の表中、事業名(3)経営近代化施設の事業内容に農業公社設立準備事業一式を新規に追加いたしました。

2ページを御覧ください。

変更の2点目は、区分4地域における情報化の各ページに必要な文書を追加・修正するとともに、3段目(3)事業計画の表中、事業名(1)電気通信施設等情報化のための施設に防災行政用無線施設、事業内容に防災行政無線整備事業を新規に追加いたしました。

3ページを御覧ください。

変更の3点目は、区分5交通施設の整備、交通手段の確保の欄の(3)事業計画の表中、事業名(1)市町村道その他の事業内容に町道スノーシェッド整備事業を新規に追加いたしました。

4ページを御覧ください。

変更の4点目は、区分6生活環境の整備の欄の(3)事業計画の表中、事業名(5)消防施設の事業内容の救急自動車を2台に増やすとともに消防ポンプ庫整備事業を新規に追加いたしました。

変更の5点目は、区分8医療の確保の欄の(3)事業計画の表中、事業名(1)診療施設診療所の事業内容に電子カルテシステムと検査画像システムを新規に追加いたしました。

変更の6点目は、区分10集落の整備の各ページに必要な文書を追加・修正するとともに、5ページ目の1段目に記載のとおり(3)事業計画の表中、事業名(1)過疎地域集落再編整備の欄の事業内容に定住促進住宅整備事業を新規に追加いたしました。

変更内容の説明は、以上となりますが、本過疎計画の変更につきましては、去る2月22日に開催いたしました町総合政策審議会におきまして、適当である旨の答申を得ております。

最後に議案書を御覧ください。

今回の西会津町過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第25号、西会津町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、西会津町過疎地域持続的発展計画の変更については原案のとおり可決されました。

日程第 3、提案理由の説明を行います。町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

町長。

○町長 それでは追加をいたしました議案について、御説明を申し上げます。

初めに、議案第 26 号、令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）について申し上げます。

本案につきましては、令和 5 年 4 月以降の国の新型コロナウイルスワクチン接種の方針が決定したことに伴い、本町におけるワクチン接種に係る関係予算 8,000 万円を増額し、予算総額を 64 億 6,300 万円とするものであります。

今次補正の財源につきましては、全額国庫支出金を充当することといたしました。

次に、議案第 27 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。平成 30 年 4 月から教育委員会教育長の職にありますが、江添信城氏の辞職に伴い、新たに選任したいので、議会の同意を得たく御提案申し上げるものであります。

次に、議案第 28 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会議員から選任される監査委員について、議会の同意をお願いするものであります。

以上、提出議案の概要について、御説明申し上げましたが、議案の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき、原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第 4、議案第 26 号、令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

総務課長。

○総務課長 議案第 26 号、令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）の調製について、御説明いたします。

今次補正の内容であります。町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、新型コロナウイルスワクチンの追加接種について、国の方針が決定し、65 歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方、医療従事者などを対象に 5 月から、順次開始される予定であることから、接種券の発送などの準備に着手できるよう、所要の経費を予算計上したものであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和 5 年度西会津町の一般会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,000 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、64 億 6,300 万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書で御説明いたします。6ページを御覧ください。

まず歳入であります。14款、国庫支出金、1項2目、衛生費国庫負担金4,030万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金であります。

2項3目、衛生費国庫補助金3,970万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金であります。

7ページを御覧ください。歳出であります。

4款衛生費、1項2目予防費8,000万円の増は、予防接種券の発送や接種会場での問診などの業務に従事する会計年度任用職員の報酬245万円、給料648万円、職員手当等357万6,000円、共済費159万6,000円の新規計上であります。

また、需用費185万円の増は、予防接種会場で使用する除菌シート、消毒用アルコールなどの消耗品の計上であります。

次に、役務費344万円の増は、ワクチン接種券の郵便料210万円などの計上であります。

次に、委託料5,771万6,000円の増は、ワクチン接種委託料4,030万円、8ページに移りまして、薬剤師派遣委託料840万円などの計上であります。

使用料及び賃借料271万円の増は、冷房機器等の借り上げ料などの計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　確認の意味でお尋ねしますけれども、今回8,000万、全額国庫の支出金でワクチン接種ができるということでございます。65歳以上の方と基礎疾患を有する方、あるいは医療従事者等々が2回接種できる分だということで伺っておりますが、この新型コロナウイルスが今度5月から5類になるということでありますので、言わば、無料でワクチン接種ができるのはこれが最後だという認識でいいのか。あとは64歳以下の方のワクチン接種に関しては、今後有料となるということなのか。それを確認の意味でお尋ねいたします。

○議長　矢部健康増進課長。

○健康増進課長　多賀議員の御質問にお答えいたします。

今後の新型コロナウイルスの自己負担の見込みでございますが、令和5年度につきましては、国で既に特例、臨時接種ということで自己負担なしで、先ほど議員おっしゃられたとおり、65歳以上の方、または基礎疾患を持たれている方は2回、それ以外の健常の方は1回ということで、これについては無料ということが決まっております。その後の2024年度以降、令和6年度以降、これについてはまだ国で方針が定まっておられませんので、今後の動向については注視していきたいと思っております。

○議長　ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号、令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、令和 5 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）は原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議します。（13時25分）

○議長 再開します。（13時27分）

日程第 5、議案第 27 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

町長。

○町長 議案第 27 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

平成 30 年 4 月 1 日から教育委員会教育長の職にありますが、このたび、一身上の都合により退職したい旨の申出があり、去る 2 月 9 日に行われた令和 5 年度西会津町教育委員会 2 月臨時会において同意されたところであります。

江添信城氏の退職に伴い空席となる教育委員会教育長についてであります。その職務の重要性を十分に考慮するとともに、町の教育情勢の進展及び町政発展のために努めていただけの方を選任したいとの考えから選考いたしました結果、西林東自治区在住で、西会津町学校教育アドバイザーである五十嵐正彦さんを適格者と認め、任命したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。

五十嵐さんについて御紹介申し上げますと、昭和 35 年 11 月、会津若松市の生まれで、昭和 58 年 3 月、日本大学・文理学部を卒業後、福島県教職員として採用され、常葉町立常葉中学校にて教職を始められました。

その後、会津若松市や喜多方市、三島町など、主に会津地域内の中学校の教諭、教頭を歴任し、平成 28 年 4 月より西会津中学校の校長を務められ、このほか耶麻地区小中校長会副会長、耶麻地区中学校長会会長、福島県中学校長会理事を務められました。

令和 3 年 3 月に教職員を退職後、現在は西会津町学校教育アドバイザーとして勤務され、小・中学校の校長への学校運営全般に関する助言、教職員への授業改善にかかる指導助言や、教職員と保育士との連携を支援し、小・中学校とこども園とのつながりの強化に取り組むなど、本町独自の教育政策・教育改革の推進に大きな役割を担っている方です。

任期は、前任者の残任期間となる令和 6 年 12 月 25 日であります。

以上、略歴等について御説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、五十嵐正彦さんを教育委員会教育長に任命したいので、何とぞ、満場一致をもって、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第 27 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議します。(13時31分)

○議長 再開します。(13時33分)

ただいま、教育委員会教育長として任命同意されました五十嵐正彦君から、挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。

五十嵐正彦君。

○五十嵐正彦 このたび、教育長として御同意をいただきました五十嵐正彦でございます。この場をお借りして一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、平成 30 年より 5 年間、不易と流行を教育基本に産官学民の知のリソースを活用した教育の創造を推進され、西会津の教育を大きく改革された江添教育長に心から御礼申し上げます。また、大変お疲れさまでした。

私が西会津中学校長当時から今日に至るまで、江添教育長から頂きました御指導の数々はかけがえのない財産であります。今後はその意志を引き継ぎながらさらなる前進のために全力を尽くし、必ず喜んでいただける結果を御報告したいと思っております。今後も御指導、御鞭撻をくださいますようお願いいたします。

さて、このたび薄町長より教育長とのお話をいただき、当初はこの大任が務まるのか大変不安でございました。これまで 7 年間お世話になってきた西会津への報恩のためにも、微力ながら西会津の教育振興に尽力することを決意いたしました。

西会津の子供たちは、豊かな自然に包まれ、皆素直な気持ちで何事にも一生懸命取り組みます。また、保護者や地域の皆様は子供たちを温かく見守り、常に積極的に学校を応援してくださっています。

このように、自然にも人にも恵まれたすばらしい環境の下、西会津の教育は研幾堂の流れをくみながら新しい力を積極的に取り入れて発展し続けています。今後も不易と流行を教育基本に、産官学民連携教育プランの基本理念の下、学校教育や生徒指導、特別支援教育の充実、コミュニティースクールとして地域の教育力を生かし、地域に開かれた学校づくり、令和の日本型学校教育へ向けて、新しい学びの創造とエビデンスの構築を目指した ICT の積極的な活用、リーディングスキルテストを活用した読解力の向上、幼・保・小

のかけはしプログラムによる、保・小・中並びに家庭・地域の連携教育カリキュラムの開発と実践、そして西会津こども研幾塾による人材育成、西会津かるたによる地域理解等々、これまでの取組を継続し、さらに発展させて、子供が育つ学校、教育環境を構築してまいります。

また、誰もが生涯学び続け、健康で充実した人生を送ることができる環境づくりとともに、西会津のすぐれた歴史、文化等の保存・継承や、芸術・文化の振興にも努力してまいります。

そのためにも、これまで以上に教育現場や地域の生の声をしっかりと聞きながら、校長先生や教職員、関係機関等の方々とともに、町が今後どのような事業に取り組んでいくのか、どのような課題を抱えているのかなど情報を共有し、あわせて教育委員会の力を高めつつ、学校現場の力、保護者の力、地域の力を最大限に生かして、さらなる教育改革に取り組んでまいりたいと思います。

そして、将来、子供たち一人一人が「笑顔つながり、夢ふくらむまち ずーっと、西会津」を実現できるような人材に育ち、西会津のために大いに活躍してくれることを願い、私自身、自ら先頭に立ち、一つ一つに全力で取り組む覚悟です。

議員の皆様には、今後も何かとお世話になりますが、御理解と御協力、御支援をいただきながら、町総ぐるみで進めていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

- 議長 日程第6、議案第28号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、小柴敬君の退場を求めます。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

町長。

- 町長 議案第28号、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。議会選出の監査委員として小柴敬議員を適任者として認め、選任したいので、議会の同意をお願い申し上げる次第であります。

- 議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第28号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案の

とおり同意することに決しました。

暫時休議します。(13時42分)

○議長 再開します。(13時42分)

日程第7、議会案第1号、西会津町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。
提出者の説明を求めます。

9番、多賀剛君。

9番。

○多賀剛 議会案第1号、西会津町議会の個人情報の保護に関する条例について御説明いたします。

本案の提出の理由でございますが、議案の最後のページを御覧ください。

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体には同法が適用されますが、地方議会は地方公共団体の実施機関から除外され、同法の適用対象外となりますことから、議会が保有する個人情報の取扱いに必要な事項を定めるため本条例を制定するものであります。

それでは、表に戻っていただきまして、西会津町議会の個人情報の保護に関する条例、提出者及び賛成者は記載のとおり、議会運営委員会委員の6名でございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

2枚目を御覧ください。

条文は第1章から第5章までの全52条及び附則で構成しており、第1章総則では、第1条目的から第3条議会の責務までを、第2章個人情報等の取扱いでは、第4条個人情報の保有の制限等から第16条匿名加工情報の取扱いに係る義務までを、第3章個人情報ファイルでは、第17条個人情報ファイル簿の作成及び公表を、第4章開示、訂正及び利用停止では、第18条開示請求権から第46条第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等までを、第5章雑則では、第47条適用除外から第52条委任までをそれぞれ規定しております。

附則であります。施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

説明は以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議会案第1号、西会津町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、西会津町議会の個人情報の保護に関する条例は可決されました。

日程第8、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第9、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第10、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第11、農業公社設立調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

農業公社設立調査特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

農業公社設立調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、農業公社設立調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に附議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町側より、専決について発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

副町長、大竹享君。

副町長。

○副町長 3月議会定例会の閉会に当たり、令和4年度中の専決処分についてお願い申し上げます。

まず、西会津町税条例の改正について申し上げます。

今国会において成立する見通しである地方税法の一部改正により、令和5年4月1日を施行日とする税条例の改正が必要となるものであります。その改正内容であります。軽自動車税の種別割のグリーン化特例期間の延長や、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例期間の延長等であります。

次に、令和4年度西会津町一般会計の補正予算について申し上げます。

特別交付税及び地方譲与税等の交付額についてであります。特別交付税については、総額5億47万9,000円の決定通知があり、予算対比で2億5,047万9,000円の増額での交付が決定されたところであります。

一方、その他の譲与税、各種交付金の額の決定が年度末となること、また、令和3年度分の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金が、清算により返還金が生じる見込みであることなどにより、金額が確定後に予算を調整する必要があります。条例の改正、予算の補正、いずれにつきましても議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただこうとするものでありますので、議員各位には御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

町長。

○町長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、条例の制定及び一部改正、令和4年度補正予算、令和5年度当初予算及び人事案件など、町政が当面する重要な案件28件について御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては、特段の御精励を賜り、全議案について、原案のとおり御議決並びに御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で皆様よりいただいた御意見を十分に尊重し、誠意を持って町政に反映させてまいる所存であります。

ようやく春めいてきました。新型コロナウイルス感染症も収束の方向に向かっているようではありますが、今までどおり油断することなく、基本的な感染防止対策を継続していくことが大事であります。

議員各位におかれましては、なお一層の御自愛の上、町政進展のために、特段の御理解と御協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるに当たり、一応御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る3月10日以来、本日まで14日間にわたり、条例の制定及び改正をはじめ、令和5年度当初予算、令和4年度補正予算、人事案件など、多数の重要案件について議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、本日をもって、全議案、議決成立を見ました。

また、前次長の逝去に伴い、議会の構成も行いました。議員各位には、年度末を迎え何かと御多忙中にもかかわらず、熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力を得ましたことに對し、厚くお礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに對し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町政進展のため一層の御努力をお願い申し上げます。

本日、3月31日をもって退職をされます江添教育長並びに各課長の皆様におかれましては、町政進展のため、町政全般にわたり御尽力をいただきました。長きにわたる御労苦に對し深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

結びに、議員の皆様方、執行部の皆様方におかれましては、健康に留意されまして、ますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

これをもって、令和5年第1回西会津町議会定例会を閉会します。(13時58分)

皆さんに申し上げます。

この3月31日をもって退職をされます、江添教育長及び各課長より挨拶したいとの申出がありましたので、これより挨拶をしていただきます。

教育委員会教育長、江添信城くん。

教育長。

○教育長 議長のお許しをいただき、一言御挨拶をさせていただきます。

このたびは、一身上の都合により任期途中ではありますが、3月31日をもちまして、教育長を退任させていただきます。

平成30年4月に着任してから5年間、私は、まちづくりは人づくり、人づくりは教育からとの思いから、教育長として、鋭意教育行政に取り組んでまいりました。

就任時にもお話をさせていただきましたが、明治の松下村塾と言われる研幾堂が渡部思齋先生によって創設され、この研幾堂から時代を動かす多くの人材が輩出され、町は大きく発展いたしました。まさに教育は未来の人づくり、未来への投資であります。私は、西会津町の先人並びに町民の皆さんが築いてこられた歴史や伝統、文化、そして西会津の豊かな自然を誇りに思い、しっかりと後世に継承し、未来へのまちづくりを教育から始めることが、新しい時代を切り開く持続可能なまちづくりの鍵になると思っています。

この5年間、不易と流行の融合を教育の基本として、産官学民の知のリソースを活用した新しい学びを通して、未来を生き抜く力を育てていく教育行政を邁進してまいりました。不易である地域の教育力を学校教育に生かしながら、子供たちが地域を知り、地域と関わり、地域に貢献する、地域に開かれた学校を目指し、これまでの地域学校協働本部事業を

基本にして、コミュニティースクールとして、西会津町の教育を推進してまいりました。

また、コロナ禍により、文部科学省が進めるGIGAスクール構想として、タブレットを活用した学習をいち早く取り入れ、本町のケーブルテレビを活用した授業の配信や、児童生徒、全家庭に対して、インターネット環境を整備し、学びを止めない取組を全国的にも先進的な取組として紹介されました。

さらに、中学校でのアントレプレナーシップ教育や、読解力向上に向けてのリーディングスキルの取組、町独自の相談員配置による心のオアシスの取組、今年度から3年間の文部科学省の指定によるこども園との幼少連携のかけ橋プログラムの取組等々を含め、これまでの取組が高く評価され、3度にわたる文部科学大臣表彰の受賞や時事通信社による栄えある賞を受賞することができました。

先ほど、議員の皆さんの同意をいただきました、後任の五十嵐正彦氏は、西会津中学校の校長を5年勤務され、その後、学校教育アドバイザーとして2年間御尽力いただきました。安心して引継ぎができ、今後さらに盛り立てていかれるものと確信しています。どうか議員の皆様のお支援をよろしくお願いいたします。

結びに、子供たちは、西会津町のかげがえのない未来の宝であります。今後とも、議員の皆様のお理解と御支援をいただきながら、西会津町の未来を託す子供たちの育成に絶大な御支援を賜りますようお願い申し上げます。

私にとりまして、第二の故郷となった西会津町が今後ますます発展、御繁栄されますことを祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

町民税務課長。

○町民税務課長 議会定例会閉会後の貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。柄にもなく緊張しておりまして、もしお聞き苦しいところがありましたらお許しいただきたいと思っております。

本年3月31日付をもって退職となりますが、この場をお借りして退職の御挨拶を申し上げます。

私は昭和62年4月に、西会津町役場に奉職し、現在の農林振興課であります。当時は農林課に配属されました。配属当初は右も左も分からなく、最初は何をしていいのか戸惑うことばかりでしたが、職員の皆さんのサポートもあり、少しずつ職務に慣れていきました。

その後は、保健衛生課、健康福祉課、企画調整課、地域振興課、経済振興課、教育課、また健康福祉課に配属され、いろいろな職務を経験し、いろいろな職種の方や、子供からお年寄りまで幅広く、町民の皆さんと接することができました。

職務を遂行する上で、いろいろな壁にもぶつかりました。そのたびに、上司や先輩、同僚に助けていただいたことは、今でも忘れませんし、よい思い出でもあります。

その後は平成27年4月からの4年間は議会事務局長として、議員の皆さんと直に接することができ、議会事務局は自分にとってとても心地よい、居心地がよかったところでもあります。議員の皆さんには、大変お世話になりました。

特にその4年間、武藤議長には本会議や委員会等の中でいろいろと御指導いただき、勉

強もさせていただきました。本当にありがとうございました。

平成 31 年 4 月からは町民税務課に配属され、このたびの退職を迎えることとなりますが、これまでの 36 年間、町民の皆さん、議員の皆さん、町長をはじめ、職場の上司や先輩、同僚など、たくさんの人に支えられ、また家族にも支えられ、今日まで頑張ることができましたのは、皆様のおかげであり深く感謝しております。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

ここでの 36 年間の経験と、多くの皆さんの出会いは、私にとって宝だと思っております。今日でもこの演壇に立つことはありませんので、もっともこの場でお話したいと思いますが、夕方までかかりますので、続きは後ほどゆっくりとお話をさせていただきたいと思っております。

退職後は少し肩の力を抜き、ゆっくりと楽しく時を過ごしながらも、微力ではありますが、これまでの経験を町発展のために生かしていければと思っております。そして、今までお世話になった方々に少しでも恩返しができればと思っております。

結びに、皆様の御健勝と御活躍を心より御祈念申し上げます、退職の挨拶とさせていただきます。

長い間本当にお世話になりました。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

建設水道課長。

○建設水道課長 町議会定例会の最終日に、貴重なお時間をいただきまして大変恐縮しております。

私ごとであります、西会津町役場に奉職以来、本年 3 月 31 日をもって定年退職することとなりました。

西会津町役場に奉職して 42 年になります。議場に登壇するようになってからは 8 年間ということで、とても長い期間を務めさせていただきました。

薄町長はじめ、上司、先輩、同僚の皆さん、町議会議員の皆さん、そして多くの町民の皆さんから御指導御鞭撻を賜り、今日を迎えることができました。ひとえに皆様方の御厚情のたまものと心より感謝を申し上げます。

在職中、できたこと、できなかったこと、足りたこと、足りなかったこと、それから、議場での受け答えなど、様々思い出されます。振り返ってみますと、自分としては全ての物事に対し前向きに取り組んでこれたのではないかなというふうに思っております。

この後は、地域の皆さんとともに、ずーっと西会津、別の立場から町政進展に微力ながら貢献できればと考えております。

結びに、日本最高の田舎西会津町のますますの隆盛と、皆様方の御健勝を祈念し、御礼の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長 以上で挨拶を終わります。長い間御苦労さまでした。

議員の皆さんに申し上げます。この後、広報広聴常任委員会を開催してください。会場は 3 階会議室です。開催時間は、委員長の指示に従ってください。

その後、広報広聴常任委員会広報分科会を開催してください。会場は第 2 委員会室です。お疲れさまでした。

皆さんに申し上げます。本日午後 5 時 45 分より幸寿しにおいて、町当局との懇親会を開催しますので、時間に遅れないようお願いいたします。

以上であります。

楽しみにしていますので、よろしくお願いいたします。